

# 水源地域対策便覧

解 説 編

昭和57年5月

建設省河川局開発課水源地対策室監修  
財団法人 國土開発技術研究センター

# **水源地域対策便覧**

**解説編**

建設省河川局開発課水源地対策室監修  
財団法人 國土開發技術研究センター

## 推せんのことば

昨年12月18日、建設省の附属機関である河川審議会から「総合的な水資源対策の推進方策について」答申が行われました。

福岡渴水にみられるような大都市地域の渴水に対する脆弱性、地方中小都市等における水需要の増大、ダム包蔵エネルギーの活用等に対応して多角的な水資源開発を推進すべきことを答申するとともに、多目的ダム等の建設に当たっての水源地域対策の拡充・強化が提言されています。

周知のように、多目的ダム等の建設は、多数の住居、農地、山林等の生活基盤を一挙に水没させ、また地元地方公共団体の行財政に多大の影響をもたらすため、これら水没関係者への補償、生活再建措置の実施、関係地域の生活環境・産業基盤等の整備等を通じ、関係住民の生活の安定と福祉の向上を図ることは多目的ダム等建設の極要な課題であります。

しかも、水源地域対策は全て画一的なものであってはならず、各地域の特性、水没戸数、水没関係者の生活状況、地元地方公共団体の行財政状況等を総合的に考慮した対策を、各種補助制度等を駆使して、真に水没関係者、関係地方公共団体等にとって効果のあるものを策定・推進しなければなりません。

今度、時宜を得て発刊の運びとなった本書は、これらの要請に応えられるよう水没関係者への補償・税金をはじめとして、水源地域対策特別措置法の解説、水源地域整備計画の実例、関係補助制度等水源地域対策に必要な事項は全て網らされ、また懇切な編集がされていますので関係各位の初心者からベテランまで広く活用できるものと思料しています。

より良き水源地域対策の推進を願望し、ここに推せんする次第であります。

昭和57年5月1日

建設省河川局開発課長

廣瀬利雄

## 監修のことば

本書の刊行の目的は、多目的ダム等を建設する上で枢要なファクターである水没関係者の生活再建措置、水源地域の整備等いわゆる水源地域対策の総合的マスタープラン作り、あるいはダム事業の計画から調査、建設及び管理段階に到るまでの各過程において関係者間の理解と協力を得て事業を実施するため参考となる情報を網羅・整理した形で提供しようとするものである。

昭和48年、水源地域対策特別措置法、通称「水特法」が制定され、爾来約8年を経過し、多目的ダムの建設に当たっての総合的な水源地域対策の推進の重要性は関係者の中に定着した感がある。現在、これら水源地域対策を行うに当たっては、起業者による補償、水特法による水源地域整備、地元地方公共団体等による生活再建措置、関係する地域開発のための制度あるいは水源地域対策基金をはじめとする上下流地域の相互理解を図るための各種措置、ダム税制等多くの制度・施策等の充実が図られている。しかしながら、水源地域対策は、水没関係者の生活状況、水源地域の社会経済条件等地域特性に合致した真に水没関係住民の生活の安定と福祉の向上に効果のあるものを実施する必要があるため、水源地域対策に係る制度・施策等を関係者の理解と協力を得ていかに適切に運用・実施していくかが大きな課題となっている。こうした課題に若干でも応えようとするのが本書の刊行目的でもある。

昭和52年、開発課水源地対策室より水特法の適正な運用を主眼として「水源地域対策便覧」が刊行され関係者間に活用されてきたところであるが、発行以来既に5年近くを経過し制度の内容が大幅に改正された部分があること、生活再建措置、水源地域整備等の各種施策の実績もかなり蓄積されていることなどから、関係者間では新しい情報を盛り込んだ改訂版の発刊が渴望されていた。

そこで、今度旧版の内容はもちろん、形式も大幅に改訂して全く新しい形

で水源地域対策便覧を刊行することとした。改訂に当たっては、初心者からベテランまで活用されるものであること、ハンディなものであることを主眼として編集したところであるが、意図したものとなったか大方の叱正を願い、今後とも充実したものにしていきたいと考えている。本書の発刊に当たり、協力願った関係各位に感謝するとともに、本書がダム建設関係住民の生活の安定と福祉の向上を図るため、真に適切な水源地域対策の推進に有効な参考図書となることを期待してやまない。

昭和57年5月1日

建設省河川局開発課水源地対策室長  
佐藤幸市

## 便覧の概要

本便覧はダム事業に伴って実施する各種の水源地域対策について関連する各種の制度、施策等の解説を行うとともに、必要な資料を集大成したものであり、解説編及び資料編によって構成されている。内容は個人の生活再建対策、地域整備を中心とし、それらを円滑に進めるための水源地域対策基金、上下流の交流、ダム税制、国有林野活用等についておよそ水源地域対策に関連する事項について広く概括的に示すよう努めている。従って個々のさらに詳しい事項については参考文献等に頼ることとなるが、本便覧のみによっても大よその水源地域対策のマスタープランをつくることは十分可能のように編集したつもりである。各章毎の概要とそのねらいとするところは次に述べる通りである。

なお、本便覧に紹介した制度、実態等については、特にことわりのない限り、昭和57年1月1日現在のものを用いている。

### <解説編>

#### 第1章 水源地域対策の概要

ダム事業に伴って水源地域対策が必要とされる理由及びその構成について概述するとともに、水源地域対策をすすめる上での関係組織、ダム事業の各段階において必要とされる調査の概要について紹介し、事業の進度状況に応じた水源地域対策のすすめ方について説明する。

#### 第2章 生活再建対策

一般補償を軸として広く生活権を確保する意味も含めての生活再建対策の必要性について述べ、一般補償の補償項目の例、起業者や地方公共団体等が行う代替地確保の事例及び事務手続のフロー、生活再建に係る融資・助成制度、その他の起業者や地方公共団体等が行う就業

あっせん等の生活再建措置概要、直轄ダムにおける生活再建対策費の概要について紹介する。

### 第3章 水源地域の整備

水源地域の過疎化の防止、財政悪化の防止、上下流の利害調整、水没関係住民の生活再建等をふまえて各種の制度等を活用して行う水源地域整備の考え方について述べ、補償と並んで水源地域整備の柱である水源地域対策特別措置法による水源地域整備、それらを補完するものとしての電源三法による周辺地域整備、関連地域開発制度の中で、水源地域対策ともかかわりの深い過疎地域振興特別措置法及び山村振興法による地域振興対策、ダム事業者等によるダムの周辺環境整備事業、その他個別の観光、スポーツ、レクリエーション開発に関連する補助制度及び日本自転車振興会等の公益法人が行う施設整備に対する補助制度について各種実例も混じて紹介し、水源地域整備におよそ関係の深い事項についてその概要を把握することとしている。

### 第4章 水源地域対策基金

水没関係住民の生活再建等を上下流の相互理解のもとに基金という形を通じて実施していくこうという考えが発生した経緯、その後の各地における基金の設立の過程について述べ、現状の水源地域対策基金の概要について基金の性格、対象地域、関係団体、事業の内容等を紹介する。

### 第5章 上下流の交流

水源地域住民の下流受益地に対する犠牲者意識を解消するためには下流から上流への利益還元のみならず上下流の住民相互間の接触を多くして互に理解し合える場を創出する必要があるが、ここでは一般的な都市と山村の交流、水を媒介とした上下流の交流の2つに分けて各種事例を紹介する。

### 第6章 ダム税制

ダム建設を促進する措置としては、税制に関するものがその1つと

してある。ここでは、地域財政の緩和措置としてダムの利水用途に係る市町村交付金、固定資産税の制度の概要及び計算例を示すとともに、個人対策に係るものとして補償金等に係る税制優遇措置について説明する。

### 第7章 国有林野の活用

ダムの周辺地域対策を行う上で国有林野を活用することは有効な施策のひとつである。ここでは、国有林野の活用に関する法律に基づいて国有林野の活用を行う際の活用する方途、事務手続等について解説するとともに関連事項としてダム事業をすすめる上で必ずといってよい程関係するであろう保安林解除に関係する事項についても解説する。

### 付録

#### <資料編>

##### 1. 水源地域対策に関する国の行政機関

水源地域対策に関する深い国の行政機関の機構図及び各課毎の所掌業務の概要を示す。

##### 2. 各都道府県水源地域対策担当部課等一覧

ダム事業及び水源地域対策に関する深い各都道府県の課室名、電話番号、関係業務について示す。

##### 3. 水源地域対策に必要な調査の例

水源地域対策に係る調査のうち、生活再建及び水源地域のアフターケアに必要な調査の各種調査票の例等を示す。

##### 4. 水源地域整備計画のダム別概要表

水特法の整備計画が決定されているダム等について、その概要及び整備計画の総括表を示す。

##### 5. 水源地域整備事業の国庫補助の採択基準等一覧

水源地域整備事業22事業のうち、水特法の水源地域で適用される可能性

の高い事業を中心に、国庫補助の採択基準、補助率等の概要を示す。

#### 6. 水源地域整備事業の国庫補助率の地域特例等の一覧

水特法整備事業のうち国庫補助が適用されるものについて各種特別法等に基づく補助率の一覧を示す。

#### 7. 過疎地域振興計画の例

過疎地域振興特別措置法に基づいて作成される過疎地域振興計画の例を示す。

#### 8. 山村振興計画の例

山村振興法に基づいて作成される山村振興計画の例を示す。

#### 9. 水源地域対策基金に関する資料

各種水源地域対策基金の寄付行為、業務方法書、条例、要綱等の資料及び琵琶湖総合開発の下流負担に係る資料を示す。

#### 10. 地方財政制度の概要

地方財政制度のうち、特に地方交付税制度を中心に解説したものを見ます。

#### 11. 「税金のあらまし」

ダム税制のうち個人の補償金課税について地権者向けにわかり易く解説したものを見ます。

#### 12. 参考法令

水源地域対策に大きく関係する法令を紹介する。

## 解説編目次

### 第1章 水源地域対策の概要

1—1	水源地域対策の必要性	3
1—2	水源地域対策の構成	5
1—3	水源地域対策に必要な調査	9
1)	調査の概要	9
2)	調査の事例と特徴	9
1—4	水源地域対策に関連する行政機関	15
1)	水源地域対策に関連する組織	15
2)	国の行政機関の組織と役割	16
1—5	水源地域対策のすすめ方	17

### 第2章 生活再建対策

2—1	生活再建対策の意義	21
2—2	一般補償	23
1)	土地等の取得に係る補償	23
2)	建物及び建物以外の工作物等の補償	25
3)	立竹木類補償	29
4)	通常生ずる損失の補償	35
5)	その他通常生ずる損失の補償	39
2—3	代替地の確保	41
1)	代替地造成の実際	41
2)	代替地造成の事務手続	41
2—4	生活再建に係る融資制度	47
1)	住宅金融公庫の融資（特別貸付け）制度	47

(1) 個人住宅建設資金の融資制度	47
(2) 公共事業等移転者に対する特別貸付け	48
(3) 特別貸付けのメリット	48
(4) 特別貸付け融資条件	49
(5) 融資条件等	51
(6) 融資の手続	53
2 ) 国民金融公庫の融資制度	57
(1) 融資の特徴	57
(2) 融資制度	57
(3) 融資資格要件	58
(4) 手続	67
3 ) 中小企業金融公庫の融資制度	67
(1) 融資の特徴	67
(2) 融資制度	68
(3) 融資資格要件	68
(4) 個別の要件	69
(5) 手続	78
4 ) 環境衛生金融公庫の融資制度	79
(1) 融資の特徴	79
(2) 融資制度	79
(3) 融資資格要件	80
(4) 手続	80
5 ) 農林漁業金融公庫の融資制度	86
(1) 融資の特徴	86
(2) 融資制度	87
6 ) 公害防止事業団の融資制度	100
2 - 5 生活再建対策に係る助成制度	106
2 - 6 その他の生活再建対策	108

2 - 7 生活再建対策費	115
---------------	-----

### 第3章 水源地域の整備

3 - 1 水源地域整備の考え方	119
3 - 2 水源地域対策特別措置法による水源地域整備	124
1 ) 水源地域対策特別措置法の逐条解説	124
2 ) 水源地域整備計画の作成	145
(1) 水源地域整備計画策定の時期	145
(2) 水源地域整備計画の目標と整備事業	146
(3) 水源地域整備計画の様式	151
(4) 水源地域整備計画決定までの事務の流れ	153
3 ) 水源地域整備計画の現況	158
4 ) 水源地域整備事業の財源措置	167
(1) 補助制度	167
(2) 地方債	185
3 - 3 電源三法による水源地域整備	193
1 ) 電源三法の概要	193
(1) 序説	193
(2) 電源開発促進税法	194
(3) 電源開発促進対策特別会計法	194
(4) 発電用施設周辺地域整備法	195
(5) 電力移出県等交付金及び水力発電施設周辺地域交付金の概要	197
2 ) 水源地域対策特別措置法と発電用施設周辺地域整備法の比較	200
3 ) 水特法による整備と発電用施設周辺地域整備法による整備の実績の比較	200
4 ) 水特法整備事業と発電用施設周辺地域整備法の整備	

事業との調整 .....	206	1) ダム周辺環境整備の背景 .....	240
3－4 過疎地域振興特別措置法、山村振興法による水源地域整備 .....	212	2) ダム周辺環境整備事業の概況 .....	241
1) 過疎地域振興特別措置法の概要 .....	212	(1) 事業の概況 .....	241
(1) 概要 .....	212	(2) 事業の内容 .....	242
(2) 適用団体 .....	212	3－6 その他の水源地域整備に関する制度 .....	250
(3) 過疎対策の目標 .....	213	1) 各省庁が所管している観光、スポーツ、レクリエーション開発関連の補助又は融資等の制度 .....	250
(4) 過疎地域振興計画 .....	214	2) 公益法人による補助制度 .....	259
(5) 財政上の特別措置 .....	215	(1) 日本自転車振興会、日本小型自動車振興会の補助制度 .....	259
(6) 過疎対策事業債を充当することができる過疎対策事業 .....	216	(2) 日本船舶振興会の補助制度 .....	268
(7) その他の特別措置 .....	217		
2) 山村振興法の概要 .....	220		
(1) 概要 .....	220		
(2) 適用団体 .....	220		
(3) 山村振興の目標 .....	221		
(4) 国等の施策 .....	221		
(5) 振興山村の指定 .....	222		
(6) 山村振興計画 .....	222		
(7) 山村振興計画に基づく事業の概要 .....	222		
(8) その他の事業 .....	223		
(9) 山村振興対策審議会 .....	223		
3) 過疎地域振興特別措置法、山村振興法による事業の実施 .....	224		
(1) 過疎地域振興特別措置法による事業の実施 .....	224		
(2) 山村振興関連事業の実施 .....	230		
(3) 過疎地域、振興山村における水源地域整備 .....	237		
3－5 ダムの周辺環境整備 .....	240		
		第4章 水源地域対策基金	
		4－1 水源地域対策基金の必要性 .....	277
		4－2 水源地域対策基金の萌芽と設立の経緯 .....	279
		1) 水源地域対策基金の萌芽 .....	279
		2) 指定水系にかかる水源地域対策基金の設立 .....	280
		3) 単一県域内における水源地域対策基金の設立の経緯 .....	280
		4－3 水源地域対策基金の現状 .....	282
		第5章 上下流の交流	
		5－1 山村と都市の交流 .....	297
		5－2 水を媒介とした交流 .....	299
		第6章 ダム税制	
		6－1 地域財政の緩和 .....	315
		1) 制度の経緯 .....	315
		2) ダム税制の内容 .....	316

(1) ダム税制の概要	316	1) 貸付又は使用の区分	381
(2) 市町村交付金制度	316	2) 貸付又は使用の制限	381
(3) 固定資産税又は市町村交付金の算定方式等	325	7-4 保安林指定解除	383
(4) 市町村交付金の算定の具体例	327	1) はじめに——保安林とはどんなものか	383
(5) 市町村交付金と地方交付税との関係	328	2) 保安林の根拠法規	383
6-2 個人補償としての税制優遇措置	330	3) 保安林であるかどうかの確認	384
1) 一般の不動産の譲渡に伴う課税措置	330	4) 保安林における制限	384
(1) 税制の概要	330	5) 保安林解除の要否と解除の申請	385
(2) 所得税	331	6) 申請書の添付書類	387
(3) 住民税	333	7) 保安林解除の適否判定	388
(4) 譲渡所得	334	8) 保安林解除の手続	393
2) 用地買収に関する課税の特例	346		
(1) 特例の概要	346		
(2) 収用等の場合の特例	346		
3) 用地買収に関するその他の課税の特例	369		
(1) 総説	369	●参考文献一覧表	407
(2) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円控除の特例	369	●参考法令一覧表	410

## 第7章 国有林野の活用

7-1 概説	377
1) 国有林野の意義	377
2) 用途廃止	377
3) 所管換	378
7-2 国有林野の活用に関する法律	379
1) 概説	379
2) 国有林野の活用の内容	379
7-3 国有林野の使用収益	381

## 付録

●参考文献一覧表	407
●参考法令一覧表	410
●水源地域対策行政の年表	412

## 資料編目次

1. 水源地域対策に関する国の行政機関

2. 各都道府県水源地域対策担当部課等一覧

3. 水源地域対策に必要な調査の例

4. 水源地域整備計画のダム別概要表

5. 水源地域整備事業の国庫補助の採択基準等一覧

6. 水源地域整備事業の国庫補助率の地域特例等の一覧

7. 過疎地域振興計画の例

8. 山村振興計画の例

9. 水源地域対策基金に関する資料

10. 地方財政制度の概要

11. 「税金のあらまし」の例

12. 参考法令

## 第1章 水源地域対策の概要

## 1-1 水源地域対策の必要性

ダム建設事業は治水、利水の面から極めて公共性の強い事業であるが、他の公共事業と比較した場合次のような点で関係地域に与える影響が異なる。

- ① 広範囲にわたる面的な水没が生じるので、単に住民の土地や家屋等が水没するのみならず、水没周辺地域の生活基盤を支えているコミュニティそのものを失うことが多く、そのため水没する住民だけでなく残存する周辺地域の住民に対しても大きな影響を与えること。
- ② ダムが建設される予定地の多くは過疎化に悩む農山村であり、高齢化が進んでいることや山間部であることによる代替地等の入手の困難性、あるいは就労の場の確保の困難性等により新しい生活に対する不安が極めて大きいこと。
- ③ ダム建設による治水、利水の受益が下流地域に限られる反面、水源地域は産業や生活の基盤が失われてしまうという、下流受益者に対する犠牲感が極めて強いこと。

これらのダム建設に係る諸問題は、特に近年ダム適地の減少及び社会経済情勢の変化とも相まって顕在化し、ダム建設の推進を図る上で大きな課題となってきている。

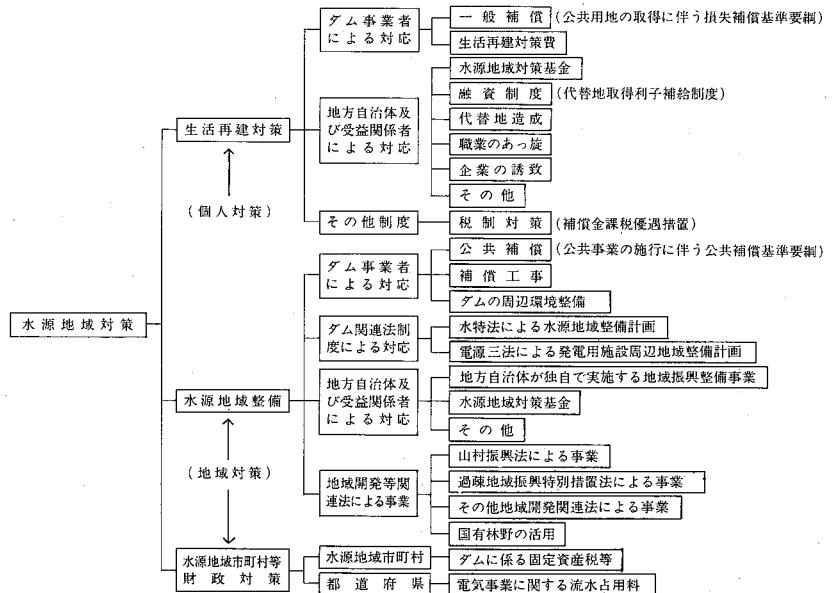
例えば過去においては、たとえ水没規模がいかに大きく、水没世帯数が多くたとしても、土地に対するひつ迫度が現在におけるほどではなく、水没関係者の生活再建措置等は現在よりもすすめ易く、ダム建設についての協力もそれだけ円滑に得られてきた。しかし、近代代替地の入手は一層困難さを増し、さらに過疎化に伴う水没関係者の相対的高齢化、水没関係者の要求多様化等が付加されて、ダム建設についての理解と協力を得ることは益々困難となりつつある。

従って、ダム建設においては起業者が行う損失補償を中心として、水没関係住民の生活再建、水源地域の生活基盤等の整備、上下流の相互理解を深めるための施策等水源地域に対する手厚い対策を行う必要が生じてくるわけであり、これらのダム建設による種々の影響に対する緩和策を一括して水源地域対策と称している。

## 1-2 水源地域対策の構成

現在、ダム建設における水源地域対策としては各種の措置が講じられているが、その構成を体系的に整理すると、図1-1のとおりとなる。

図1-1 水源地域対策の構成



即ち制度的には補償による措置、水源地域対策特別措置法による措置、電源三法による措置等があり、その他には水源地域対策基金をはじめとして種々の措置があり、それらは、地域対策を目的としているもの、個人対策を目的としているもの、あるいは両者を目的としているものがある。

さらにこれらの水源地域対策の組み合わせをイメージ的に図式化してみると、図1-2のようになると考えられる。

図1-2 水源地域対策の構成イメージ

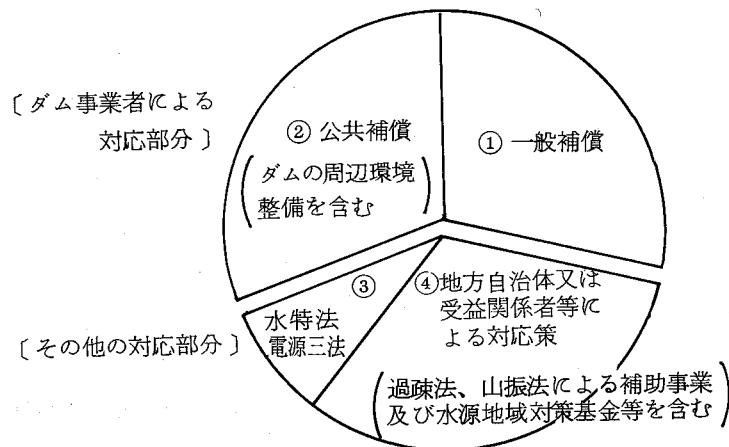


図1-2で①の一般補償と②の公共補償については、いわゆる用地補償問題としてとらえられ、これらの事項は、それぞれ「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」(昭和37年6月29日閣議決定)、「公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱」(昭和42年2月21日閣議決定)等により運用されている部分である。また、起業者が実施するダムの周辺環境整備についてもこの②の部分に含まれている。

③の部分は、通称「水特法」と呼ばれる「水源地域対策特別措置法」(昭和48年10月17日法律第118号)と、通称「電源三法」(「発電三法」とも云う。)と呼ばれている「発電用施設周辺地域整備法」(昭和49年6月6日法律第78号)、「電源開発促進法」(昭和49年6月6日法律第79号)及び「電源開発促進対策特別会計法」(昭和49年6月6日法律第80号)によって運用される部分である。

「水特法」は、ダム又は湖沼水位調節施設の建設によってその基礎条件が著しく変化する地域に対して、生活環境や産業基盤等を整備することによって関係住民の生活の安定を図り、もってダムや湖沼水位調節施設の建設を促進するために制定された法律である。

又「電源三法」は、一般電気事業者の販売電気に電源開発促進税を課し(電源開発促進税法)、それを財源として、電源立地促進対策交付金を対象発電施設のある市町村及び周辺市町村に交付し(電源開発促進対策特別会計法)、それによって発電施設周辺の環境整備を促進する(発電用施設周辺地域整備法)ことを目的としている。この「水特法」と「電源三法」にかかる部分は、水源地域対策の全体像からみれば公共補償と表裏一体となっている部分であり、ダム事業による影響緩和を図るとともに、その地域をどのような方向で振興していくかに重要な関連がある。

④の部分は、関係地方公共団体等により種々の地域開発制度、水源地域対策基金等を活用して運用される部分である。

地域開発にかかる制度はまことに多様であるが、その措置内容は大きく区分すれば、

- ① 財政政策(補助金等)
- ② 税制(特別償却、地方税の減免等)
- ③ 金融政策(低金利の融資、保証等)
- ④ その他(直接税制等)

があげられる。

このうち地域開発のための財政政策は、おおむね①補助金の特例(過疎法、山振法)、②地方債の特例(過疎法、辺地法)、③地方交付税、交付金による補てんの三つのケースに分かれ、おもに道路、港湾等の公共事業を対象に実施されていたが、近年は教育、厚生施設、診療施設、児童福祉施設等も対象の範囲に含められるようになった。

また、税制に関する優遇措置としては、減価償却の特例、地方税の減税又は免税に対する地方交付税、交付金による補てん等があげられる。

山村振興法とか過疎地域振興特別措置法等による対応策を含め、地域開発制度を活用した地方自治体関係者による積極的な地域振興のための施策が望まれる

次に受益者による対応策のひとつとして、利根川・荒川、木曾三川及び

淀川の3水系には国費助成による水源地域対策基金が、またその他の水系にも地方自治体等により水源地域対策基金（県内基金）が設立されており、④の部分を強力に促進する機能を果している。

### 1-3 水源地域対策に必要な調査

#### 1) 調査の概要

ダム建設に伴う水源地域対策計画をたてるために今まで各種の調査が行われ、それぞれダムの個性を生かした調査が行われており、補償に関連した調査の他は、各ダムで工夫しながら行われているのが実情である。

これまでに行われた代表的な調査は、第1にその地域の水没者や残存者の意向を把握するための調査があり、第2のタイプとして、その地域のあるべき姿を立案するための地域振興計画調査型のものがあり、第3のタイプとしては水没者の生活再建後の状況を追跡調査するためのものがある。これらは今後の生活再建のあり方、補償のあり方等の基礎資料となる。

今後は、ダム事業の社会経済的インパクトを明らかにするための調査の手法を開発する必要がある。

表1-1にダム建設の諸段階における協議・調査・補償事務等の一覧を示しておく。

#### 2) 調査の事例と特徴

これまでに行われている調査のうちいくつかの例について概要とその特徴について簡単に述べる。

##### ① 補償に関連する調査

補償に関連する調査については、他にも詳しい用地関係の資料があるので、それらを参照されたい。

表1-1 ダム建設の諸段階における協議・調査・補償債務等一覧表

ダム建設の諸段階	協議（交渉）の関係	調査（業務）関係	補償（業務）関係
予備調査（可能性調査）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・元地方公共団体及び関係住民への説明</li> <li>・調査立入協議（協定締結等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補償対象物件及び補償額概算調査</li> <li>・調査に伴う支障物件調査</li> <li>・関係市町村の社会、経済、行政等一般資料の収集</li> <li>・水没地域の地勢等の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査に伴う支障物件等の補償</li> <li>・各種調査結果の検討、整理</li> <li>・用地費及び補償費概算額の算定</li> <li>・生活再建対策の策定（水源地域行政需要増大費（公共補償）検討）</li> </ul>
実施計画調査（基本測量等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業説明（起業者の方針、予備調査の経過等）</li> <li>・立入協定締結</li> <li>・土地利用規制の解除協議及び規制区域指定協議等</li> <li>・調査結果の説明（確認）</li> <li>・基本協定締結</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査に伴う支障物件等の調査</li> <li>・移転者生活実態調査</li> <li>・意向意識調査</li> <li>・用地削量及び物件その他調査</li> <li>・特殊物件調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般損失補償基準作成</li> <li>・土地取用法に基づく事業認定申請</li> <li>・個人別補償額の積算</li> <li>・公共補償基準作成</li> <li>・特殊補償額算定</li> <li>・少數残存者補償の検討</li> </ul>
建設工事功効管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補償基準作成のための説明</li> <li>・損失補償基準協議</li> <li>・隣連事業者工協議</li> <li>・水没関係者個別協議</li> <li>・本体工事着工協議</li> <li>・公共補償、特殊補償協議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用規制関係調査（表1-2）</li> <li>・生活再建対策の検討のための調査</li> <li>・残存地及び残存者の調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立退者追跡調査</li> </ul>

表1-2 土地利用規制関係法一覧表

土地の利用規制	関係法	適要
都市計画による規制	<p>都市計画法 建築基準法 駐車場法 港湾法</p> <p>古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法</p>	都市計画とは将来の都市のビジョンに基づいて都市の骨格を形成する都市施設（道路等の交通施設、公園緑地等の公共空地、官公庁施設等）の配置都市内の各部分の土地利用のあり方等について定めた総合的な「街づくり」の計画である。この計画を将来計画通りに実現するため、土地に対する私権を制限し、又は土地を収用する等の公権力による執行力を附与して事業の実施に支障となるものを予め排除するとともに事業の実施を担保して土地の合理的な利用を図っている。ダム事業の場合、立地上これらの法の規制は影響が薄いが土地価格形式に及ぼす影響に留意する必要がある。
公共事業実施に伴う規制	<p>都市緑地保全法 流通業務市街地の整備に関する法律 住宅地区改良法 都市再開発法 都市区画整理法</p> <p>海岸法 河川法 漁港法 道路法 高速自動車国道法 全国新幹線鉄道整備法 都市公園法 下水道法 測量法 港湾法</p>	公共施設を整備し、これを適正に維持管理するため一定区域内の土地を行為制限する等、土地利用について制限をかけている。ダム事業を円滑に進めるため水没地を含め必要な地域にこれら法に定める規制を働きかせダム事業に支障となるものを事前に除去する必要がある。
工場立地に関する規制	<p>工場立地法 首都圏整備法</p> <p>首都圏の既制市街地における工業等の制限に関する法律</p>	環境保全を図る目的で、一定規模以上の工場事業場を設置する場合、これらの場所、規模その他生産施設等を事業所管大臣に届出させ、環境保持に支障あるときは必要事項について勧告、変更命令をすることができるとしている。また工業等制限区域を指定し工場等の新設、増設を制限している。

自然的環境の保全を目的とする規制	近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律	<p>近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律</p> <p>近畿圏整備法</p> <p>自然環境保全法</p> <p>森林法</p> <p>自然公園法</p> <p>古都における歴史的風土の保存に関する法律</p> <p>鳥獣保護及び狩猟に関する法律</p> <p>都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律</p> <p>首都圏近郊緑地保全法</p> <p>近畿圏の保全区域に関する法律</p> <p>公害対策基本法</p> <p>大気汚染防止法</p> <p>水質汚濁防止法</p> <p>騒音規制法</p> <p>悪臭防止法</p> <p>建築物用地下水の採取の規制に関する法律</p> <p>災害対策基本法</p> <p>地すべり等防止法</p> <p>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律</p> <p>宅地造成等規制法</p> <p>宅地造成事業に関する法律</p> <p>砂防法、水防法</p> <p>火薬類取締法</p> <p>高圧ガス取締法</p>
	公害対策基本法	
	大気汚染防止法	
	水質汚濁防止法	
	騒音規制法	
	悪臭防止法	
	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	
	災害対策基本法	
	地すべり等防止法	
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	
灾害防止、消防を目的とする規制	宅地造成等規制法	<p>災害を予防し、発生した場合に被害の拡大を防止する措置。並びに災害予防のため危険区域等の指定を行い行為制限を規定している。</p>
	宅地造成事業に関する法律	
	砂防法、水防法	
	火薬類取締法	
	高圧ガス取締法	
	液化石油ガスの保全確保及び取引の適正化に関する法律	
	消防法	
	その他	
	警察法	
	道路交通法	
国土利用計画に関する規制	自動車の保管場所の確保等に関する法律	<p>危害の防止、財産の保護並びに公共的な用地の確保等を目的として、各種の規制が定められている。</p> <p>各種土地の利用調整を行い土地利用の適正化を図るとともに、土地の投機的な取引を抑制して地価の安定を目的として昭和49年に制定された。この施策として各都道府県ごとに策定される土地利用基本計画、投機的土地取引を排除して土地利用の適正化を図るための土地取引の規制及び遊休土地の利用促進に関する措置の三つの主要な内容を規定している。</p> <p>(1)土地利用基本計画では都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の地域区分と土地利用の原則を定めている。</p> <p>(2)土地取引の規制については一定の要件を充足し緊急に地価の抑制を図るべき地域について規制区域を指定して許可制を探るとともに、その他の地域については一定規模以上の土地取引については、届出制に係らしめ取引価格、利用目的を知事が審査し地価の安定を図っている。なお国公共団体等が公共公益目的で行う取引については、都道府県知事との協議の成立をもって許可があったものとみなされる。</p> <p>(3)土地が遊休地として判断される一定要件</p> <p>(①土地取引の届出制の対象となる面積以上のことと。②その土地取引後三年経過したもの③未利用であること④有効利用を特に推進する必要があること)を備えている場合、都道府県知事は所有者に對し利用又は処分計画を届出させ必要な助言、勧告を行い、利用推進を図っている。</p>
	電波法	
	屋外広告物法	
	温泉法	
	航空法	
	農地法	
	公有地の拡大の推進に関する法律	
	国土利用計画法	
	国土利用計画法	
	国土利用計画法	

## ② 地域社会計画に必要な調査

この調査は、水没地域の地域振興整備計画、生活再建計画のアウトラインを決定するために必要な調査であり、水没関係地域の全体像、及びダム事業の社会環境に与える影響を把握するものである。

## ③ 水源地域住民の意向調査

この調査は、水没住民の今後の生活再建の方策を立てる上で重要な資料になる場合と、水源地域の整備方策を決定する上で重要な資料となる場合がある。

これらを把握するための調査の例として資料編に、ダム建設に対する住民意識調査の例、代替地希望調査の例、墓地移転に関する調査票の例、住民の生活と意向調査票の例、及び職業の希望に関する調査票の例を示しておく。

## ④ 水源地域のアフターケア調査

水源地域の水没者が、ダム完成後どのような生活を行っているか、又は地域全体としては、どのように変化したかを、アンケート調査により把握する調査である。

我々は、これらのデータを十分分析して今後のダム建設に関連する水没関係者の生活再建対策等の改善に役立てなければならない。

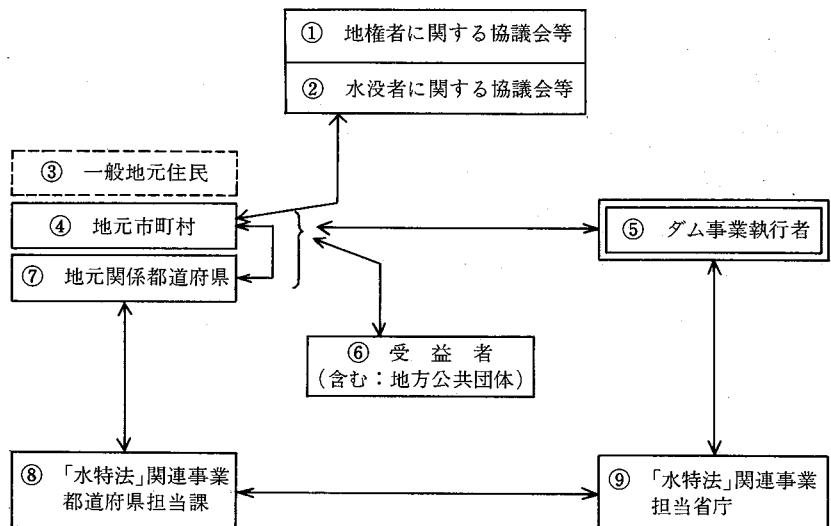
資料編に、ダム移転者の移転後の生活に対する実態調査票の例、移転先における生活実態調査票の例、移転後の就職に関する調査票の例、及び代替地（移転地先）等の取得状況に関する調査票の例を示しておく。

## 1-4 水源地域対策に関連する行政機関

### 1) 水源地域対策に関連する組織

ダム事業を円滑に推進するためには、地元の住民の間に出来る各種の組織だけではなく、行政機関についても非常に多くの組織と関係があり、これらの行政機関との調整スケジュールの良し悪しが、水源地域対策を進める上での重要なポイントになる。水源地域対策の観点から関連する行政機関等のブロック図を書くと図1-3のようになる。

図1-3 関連行政機関等



各ブロックについては、①、②のブロックがダム事業の直接的な利害関係者となる。③の一般地元住民については、通常④、⑦の地元関係地方公共団体が代表者となるので、直接の関係者にはならない。⑤のダム事業執行者については、建設省の直轄ダムのように国が行う場合とか、ダム事業執行者としての県と受益者としての県を兼ねている場合とか、ダム事業執行者の立場でもいろいろの場合が考えられる。⑥の受益者についても行政機関としてみた場合には、同一市町村が水源地と受益地を兼ねる場合がある。

⑧、⑨のブロックは、「水特法」関連事業の都道府県関係の担当者と国ベースの関係省庁担当者と云うことになるが、かなりの数の行政機関となる。

なお、水源地域対策又は水資源開発の推進等を目的とした協議会等の事例については第5章の「上下流の交流」を参照されたい。

## 2) 国の行政機関の組織と役割

水源地域対策に関する国の行政機関としては、ダム事業執行者の立場で補償と併せて総合的に水源地域対策を計画、立案、調整する建設省、「水特法」関連の手続き及び関係省庁間の調整を行う国土庁、個々の整備事業を所管する関係省庁がある。

実務的には、建設省においては河川局開発課内の「水源地対策室」が担当し、国土庁においては、水資源局水源地域対策課が担当している。又「水特法」の各事業を担当している省庁の間での連絡、協議を行うために、「水源地域対策連絡協議会」が組織されており、「水特法」の運用に関する連絡、協議を行っている。

## 1-5 水源地域対策の進め方

現在の段階での水源地域対策は、①補償、②水特法による整備事業、③補償以外の生活再建対策及びその他の地域整備事業の実施及び受益者負担を含めた地方公共団体の間での負担調整が主な業務となっている。

第一の補償部分について、ダム建設の各段階での補償業務の関係については既に表1-1に示したとおりである。

第二の「水特法」について簡単に述べると、本法が成立以前のダム建設においても、ここでいう整備計画的な事業を水没者の要求もあって地方公共団体等において個々単独に実施してきたところもあるが、本法が制定されたことによってダム建設に係る補償及び地域整備の問題を、水源地域整備計画と一般補償及び公共補償とを、有機的、総合的に組み立てて解決していくことが、なお一層明確化されることになった。従来からのダムにおける用地交渉の流れは、計画説明、ダムサイト技術調査、計画決定、基本協定、一筆及び物件調査、補償基準妥結、公共補償といった順序が普通であった。

しかし、現在多くのダムにおける用地交渉は、本法が適用されるか否か、どのような整備計画となるかどうかについても重要な問題の一つとなっている。例えば、ダムサイト技術調査に入るための条件、或は、貯水池測量立入の条件、或は基本協定の条件として、本法の適用が議論されることも考えられるが、原則的な本法適用の前提条件はダムサイト調査、水没地調査が終わっており、本法適用に必要な諸元が明確になっていることが必要である。また、水特法による整備計画の内容としては、公共補償で対応される以外のものが採用されるので、原則的には公共補償が確定していることが必要になる。

第三の補償、水特法以外の公共事業や生活再建対策の実施及び各種事業

に係る受益者負担調整や、地方公共団体の間の負担調整に関する業務については、水源地域対策の全体像とも密接に関係しており、山村振興法や過疎法、水源地域対策基金、その他の活用も含めて総合的に調整する必要がある。しかし、これらの措置は地域住民全体にとっても重要であるだけに、その対応はダム事業執行関係者にとって一番苦労の多い部分になる。又、その調整についても、一県内の問題として扱えるダム、数県に利害関係がまたがるダム、分水を計画に含むダム等でそれぞれ調整問題の構造が異なり、この部分の取扱いについては、いろいろな例を参考にしながら慎重に行う必要がある。

## 第2章 生活再建対策

## 2-1 生活再建対策の意義

ダム建設に伴い水没することとなる住民は、家屋、土地あるいは職業といった生活の基盤を失うこととなるが、この影響を緩和するものとしていわゆる生活再建対策の必要性が生ずる。この生活再建対策の軸となるものは、起業者によって行われる補償である。

一般の補償は、昭和37年に閣議決定された「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」（以下「補償基準要綱」という。）に基づいて行われている。この補償基準要綱は、当時各起業者の間でまちまちだった各種の補償基準を統一し、補償すべき範囲を明確にし、補償項目の整理統一を図り、これらの項目について補償額算定方法を統一的に定めたものであり、取得される財産価値の完全な補償を行うとの考え方でつくられている。

即ち、この補償基準要綱においては、いわゆる生活権補償、精神補償等は補償項目とされておらず、これらについては補償基準要綱の制定と同時に閣議了解された「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱の施行について」において、「この要綱に基づき補償が適正に行われるならば、いわゆる「生活権補償」のような補償項目を別に設ける必要は認められず、公共の利益となる事業の施行に伴い生活の基礎を失うこととなる者がある場合には、必要により生活再建のため土地又は建物の取得のあっせん及び職業の紹介又は指導の措置を講ずるよう努めるものとする」とされている。その他古くは昭和32年制定の「国土開発幹線自動車道建設法」から最近では昭和48年制定の「水源地域対策特別措置法」に至るまで各種の法令において、住宅、宅地の取得のあっせん、職業の紹介、指導及び訓練等の生活再建対策についての規定はあるものの、多くはその具体的な内容、実施方法等についての規定を欠いており、抽象的な努力義務を定めるにとどまっている。

次に損失の補償については、補償基準要綱第6条によれば、原則として

金銭をもってするものとされており、被補償者が金銭に代えて、土地、建物等の現物給付を要求した場合において、その要求が相当であり、かつ、真に止むを得ないものであると認められるときは、事情の許す限り、これらの給付を行うよう努めることとされている。このように補償基準要綱は代替地等の現物補償についてはかなり厳しい条件を課しているが、その制定時に比べて同等の土地、建物等の取得が困難となっている最近の情勢を見れば、現物補償の要求が相当であり真に止むを得ない場合がかなり多くなっているのが実情であるため、今後この第6条の規定を積極的かつ弾力的に運用していく必要性が大きい。

現在のところ、現行の補償基準要綱のもとに生活再建対策を実施していくためには、補償基準要綱の現状に即した運用を行っていくとともに、水源地域対策基金、地方公共団体等の講ずる融資、助成、あっ旋等の制度の活用を図ることが必要であろう。

以下本章においては、補償、融資、助成制度を中心に解説することとし、水源地域対策基金については第4章で説明することとする。

## 2-2 一般補償

一般補償の代表的な項目及びその内容について以下に掲げる。

### 1) 土地等の取得に係る補償

#### ① 土地の取得

- i 取得土地の地目及び面積については、土地調査等により確認した現況地目及実測面積とするものとする。
- ii 取得土地の価格は、石垣、土留設備等土地と一体となって効用を有する土地の付加物を含むものとする。
- iii 取得土地に地上権、賃借権、その他所有権以外の用益的権利がある場合は、土地の取得価格から土地所有者と当該権利者との間で決定した権利価格を控除した価格により補償するものとする。

#### ② 土地の取得価格

土地の取得価格は、次のとおりとする。

##### i 宅地

(1m<sup>2</sup>当たり)

等級	取 得 価 格	摘 要
1	(円)	
2		
3		
4		

ii 田

(1,000m<sup>2</sup>当たり)

等級	取 得 価 格	摘 要
1	(円)	
2		
3		

iii 畑

(1,000m<sup>2</sup>当たり)

等級	取 得 価 格	摘 要
1	(円)	
2		
3		

iv 山 林

(1,000m<sup>2</sup>当たり)

等級	取 得 価 格	摘 要
1	(円)	
2		

v 原 野

(1,000m<sup>2</sup>当たり)

等級	取 得 価 格	摘 要
1	(円)	
2		

vi 墓 地

(1m<sup>2</sup>当たり)

等級	取 得 価 格	摘 要
1	(円)	
2		

vii その他の土地

上記以外の土地については、実情に応じて適正に補償するものとす

る。

## ③ 土地に関する所有権以外の権利の消滅に係る補償

取得する土地に地上権、賃借権その他所有権以外の用益的権利がある場合は、土地所有者と当該権利者との間で決定された当該権利の土地の取得価格に対する割合により補償するものとする。

## 2) 建物及び建物以外の工作物等の補償

## ① 建物移転料

建物移転料は、当該建物の構造、使用材料、仕上げの程度、経過年数、用途その他の条件を考慮し、通常妥当と認められる移転先地に通常妥当と認められる移転方法により移転するに要する費用を補償するものとする。

## ② 建物以外の工作物移転料

- i 移転可能なものについては、建物移転に準じ各個別に構造の精粗、形状、寸法等により移転料を算定し補償するものとする。
- ii 移転不可能なものについては、従前の機能等を同じくするために要する費用相当額を補償するものとする。

## ③ 動産移転料

建物移転に伴う屋内動産移転料、一般動産移転料、家畜家きん類移転料及び椎茸榎木移転料については、次のとおり補償するものとする。

## i 屋内動産及び一般動産移転料

(1台当たり)

種 别	基 本 額	加 算 額	摘 要
屋 内 動 産	(円)	(円)	
一 般 動 産			

備考(1) 屋内動産とは、居住用家財、什器その他の動産で通常引越荷物として取扱うことが適当な動産をいい、一般動産とは、それ以外の動産をいう。

(2) 仮住居、仮倉庫を経由して移転する場合は基本額に加算額を加するものとする。

(3) 屋内動産の所要台数は、次表により算出するものとする。

(4) 一般動産の所要台数は、実情により算出するものとする。

(5) ピアノ等易損品で上記金額に適合しないものについては、別途適正な移転料を算出し補償するものとする。

住居 家族 人員	15 m <sup>2</sup> 未満	15 m <sup>2</sup> 以上 30 m <sup>2</sup> 未満	30 m <sup>2</sup> 以上 50 m <sup>2</sup> 未満	50 m <sup>2</sup> 以上 75 m <sup>2</sup> 未満	75 m <sup>2</sup> 以上 105 m <sup>2</sup> 未満	105 m <sup>2</sup> 以上 140 m <sup>2</sup> 未満	140 m <sup>2</sup> 以上 180 m <sup>2</sup> 未満	180 m <sup>2</sup> 以上 以上
1~5人	1台	2台	3台	4台	5台	6台	7台	8台
6~8	1	2	3	4	5	6	7	8
9~11	1	2	3	4	5	6	7	8

(注) 住居面積は、移転建物のうち、常時居住の用に供している部分の延面積をいう。

## ii 家畜家きん類移転料

### a 家畜家きん及び養殖魚

家畜家きん及び養殖魚については、実情に応じ適正に補償するものとする。

### b 観賞魚

(1 kg当たり)

種 別	補 償 額	摘 要
観賞魚移転料	(円)	

備考(1) 仮移転料を含んだ額とする。

(2) 庭園内の池等に飼育しているものに適用するものとする。

## iii 植草樹木移転料

(1 本当たり)

種 別	補 償 額		摘 要
	最 高	最 低	
植草樹木移転料	(円)	(円)	

備考(1) 補償額は、減収補償を含んだ額とする。

(2) 営業補償に係るものは、適用しないものとする。

## ④ 墓碑類移転料

### i 墓碑移転料

取得土地内に存在する墓碑については、取得土地の区域外に移転する費用として、次のとおり補償するものとする。

(1 基当たり)

体 積	補 償 額
0.03 m <sup>3</sup> 未満	(円)
0.03 m <sup>3</sup> 以上	
0.06 "	
1.60 "	

備考(1) 台石、花立、手洗石、香炉等付属する加工石は、本体に合せ1基当たりの体積を求めるものとする。

(2) 本表により難い場合は、実情に応じて適正に算定し補償するものとする。

### ii 墓改葬料

墳墓の移転に伴う改葬料については、土葬及び火葬の別により埋葬後の経過年数に応じ、次のとおり補償するものとする。

(1基当たり)

種 別	補 償 額		摘 要
	最 高	最 低	
土葬	埋葬後 年未満のもの	(円)	(円)
	埋葬後 年以上のもの		
火 葬			

## iii 祭し料

墳墓、祠等の宗教上の施設の移転に伴う祭し料は、次のとおり補償するものとする。

(1 施主当たり)

種 別	補 償 額	摘 要
墳 墓	(円)	
小 社，祠		

備考 神社、記念碑等本表により難い特殊なものは、別途算定し補償するものとする。

## 3) 立竹木類補償

## ① 庭木

庭木は、樹木類と株類とに分類し次のとおり補償するものとする。

## i 庭木（樹木類）

種 別	幹周	庭 木		風 致 木	
		最 高	最 低	最 高	最 低
ゴヨウマツ、クロマツ、ラカンマキ、キャラボク	幹周0.1m以上				
	" 0.4 "				
	" 0.7 "				
	" 1.0 "				
	" 1.3 "				
	" 1.6 "				
	" 1.9 "				
	" 0.1 "				
	" 0.4 "				
	" 0.7 "				
	" 1.0 "				
	" 1.3 "				
	" 1.6 "				
	" 1.9 "				

備考(1) 本表にない樹種のものは、本表に準じて補償するものとする。

(2) 幹周 10 センチメートル未満のものは苗木として補償するものとする。

## ii 庭木（株類）

種 別	庭 木		風 致 木	
	最 高	最 低	最 高	最 低
サツキ、キリシマツツジ、ツゲ、イヌツゲ				

備考(1) 本表にない樹種のものは、本表に準じて補償するものとする。

(2) 木振 0.2 m未満のものは、苗木として補償するものとする。

## ② 苗木、生垣、宿根草及び芝生

苗木、生垣、宿根草及び芝生については、次のとおり補償するものとする。

苗木	区分	大			中			小		
		1m当たり円 補償額								
生垣	区分	高さ 0.9m 未満	" 1.2m	" 1.4m	" 1.6m	" 1.8m	" 2.2m	" 2.6m	" 3.0m	" 3.4m
	1m当たり円 補償額									
宿根草	区分	甲			乙			丙		
	1m当たり円 補償額									
芝生	区分	甲			乙			丙		
	1m当たり円 補償額									

備考 本表の「苗木」は、本植の収穫樹及び宅地内の観賞樹、風致木に適用するものとし、苗床(苗畑を含む。)の収穫樹苗等は、実情に応じて補償するものとする。

## ③ 用材木

用材木は、樹種別に樹令及び胸高直径により、次のとおり補償するものとする。

### i 松

(円/1本当たり)						
樹令 1年	2年	3年	4年	5年	6年	
樹令 7年	胸高直径 2cmをこえ 4cm以下	2cmをこえ 4cm以下	4cmをこえ 6cm以下	6cmをこえ 8cm以下	8cmをこえ 10cm以下	
胸高直径 10cmをこえ 12cm以下	12cmをこえ 14cm以下	14cmをこえ 16cm以下				

### ii 杉

(円/1本当たり)						
樹令 1年	2年	3年	4年	5年	胸高直径 2cm以下	
胸高直径 2cmをこえ 4cm以下	4cmをこえ 6cm以下	6cmをこえ 8cm以下	8cmをこえ 10cm以下	10cmをこえ 12cm以下	12cmをこえ 14cm以下	
胸高直径 14cmをこえ 16cm以下	16cmをこえ 18cm以下	18cmをこえ 20cm以下	20cmをこえ 22cm以下	22cmをこえ 24cm以下		

### iii 檜

(円/1本当たり)						
樹令 1年	2年	3年	4年	5年	胸高直径 2cm以下	
胸高直径 2cmをこえ 4cm以下	4cmをこえ 6cm以下	6cmをこえ 8cm以下	8cmをこえ 10cm以下	10cmをこえ 12cm以下	12cmをこえ 14cm以下	
胸高直径 14cmをこえ 16cm以下	16cmをこえ 18cm以下	18cmをこえ 20cm以下	20cmをこえ 22cm以下			

## iv 桐

(円／1本当たり)						
胸高直径 4 cm以下	4cmをこえ 6cm以下	6cmをこえ 8cm以下	8cmをこえ 10cm以下	10cmをこえ 12cm以下	12cmをこえ 14cm以下	
胸高直径 14cmをこえ16cm以下	16cmをこえ 18cm以下	18cmをこえ 20cm以下	20cmをこえ 22cm以下			

- 備考(1) 前各表以外の規格のものは、立方メートル当たりの補償をするものとする。
- (2) 前各表以外の樹種のものは、これらに準じて補償するものとする。
- (3) 桐については、台木補償を含むものとする。

## ④ 雜木

雑木については、台木の補償も含め次のとおり補償するものとする。

## i クヌギ、ナラ類等雑木

(円／1本当たり)							
胸高直径 5 cm以下	" 6 cm以上 8 cm未満	" 8 cm以上 10 cm未満	" 10 cm以上 12 cm未満	" 12 cm以上 14 cm未満	" 14 cm以上 16 cm未満	" 16 cm以上 18 cm未満	" 18 cm以上 20 cm未満

胸高直径 20 cm以上 22 cm未満	" 22 cm以上 24 cm未満	" 24 cm

## ii その他の雑木

(円／1本当たり)							
胸高直径 1 cm	" 2 cm	" 3 cm	" 4 cm	" 5 cm	" 6 cm以上 8 cm未満	" 8 cm以上 10 cm未満	" 10 cm以上 12 cm未満
胸高直径 12 cm以上 14 cm未満	" 14 cm以上 16 cm未満	" 16 cm以上 18 cm未満	" 18 cm以上 20 cm未満	" 20 cm以上 22 cm未満	" 22 cm以上 24 cm未満	" 24 cm	

## ⑤ 特殊樹木

かし、もみじ、いちょう、せんだん等の雑木のうち胸高直径 25 cm以上のものについては、立木材積 1 m<sup>3</sup>当たり 円を補償するものとする。

## ⑥ 特用樹木

しきび、榦等の特用樹については、実情に応じ適正に算定し補償するものとする。

## ⑦ 竹類

竹類については、根茎補償を含めて、次のとおり補償するものとする。

胸高直径 種別	1 cm	2 cm	3 cm	4 cm	5 cm	6 cm	7 cm	8 cm	9 cm
真竹									
淡竹									
女竹									
もうそ竹		胸高直径 5 cm以下	6 cm以上8 cm以下	9 cm以上11 cm以下	12 cm以上				

(円／1,000m<sup>2</sup>当たり)

種別	補償額	摘要
真竹		
淡竹		
女竹		
もうそう竹		

備考 竹林の実情に応じ上表のいずれかを適用するものとする。

#### ⑧ 収穫樹

収穫樹は、樹種別及び樹令別に次のとおり補償するものとする。

(円／1本1株当たり)

樹令 種別		3年	5年	10年	11～ 15年	16～ 20年	21～ 25年	26～ 30年	31～ 35年	36～ 40年	41～ 45年	46～ 50年
富有柿	園											
	野立											
	園											
	野立											
		1,000m <sup>2</sup> 当たり	1株当たり									
茶	園											
	野立											

備考(1) 本表にない樹令又は樹種については、本表に準じて補償するものとする。

(2) 桑、茶以外の樹種で、樹令3年未満のものは苗木(小)を適用する。

#### 4) 通常生ずる損失の補償

##### ① 仮住居等の補償

###### i 仮住居

住家の移転に伴い、その移転期間中仮住居が必要と認められるときは、次のとおり補償するものとする。

(1 m<sup>2</sup>当たり)

種別	補償額	摘要
仮住居	円	

備考(1) 上記補償額は、土地借料を含んだ額とする。

(2) 借家人、借間人で仮住居を必要とする場合は、従前の家賃相当額を控除するものとする。

(3) 仮住居所要面積は、次式により算定する(端数を生じたときは、小数点第1位で四捨五入するものとする。)ただし、住居面積が基本面積(基本面積が30m<sup>2</sup>に満たないときは30m<sup>2</sup>)に満たない場合においては住居面積をもって、住居面積が30m<sup>2</sup>をこえる場合において、次式により算定した面積が30m<sup>2</sup>に満たないときは30m<sup>2</sup>をもって、それぞれ仮住居面積とする。

$$\frac{\text{住居面積} + \text{基本面積}}{\text{仮住居所要面積}} = 2$$

住居面積…移転対象となっている建物のうち、常時居住の用に供している部分の延べ面積とする。

基本面積…移転対象となっている建物に常時居住している人数を基礎として、次の表により求めるものとする。

本章

居住者数	基本面積	居住者数	基本面積
1人	13 m <sup>2</sup>	6人	36 m <sup>2</sup>
2人	18 m <sup>2</sup>	7人	39 m <sup>2</sup>
3人	23 m <sup>2</sup>	8人	42 m <sup>2</sup>
4人	28 m <sup>2</sup>	9人	45 m <sup>2</sup>
5人	32 m <sup>2</sup>	10人以上	48 m <sup>2</sup>

## ii 仮倉庫

建物の移転期間中、動産を保管するための仮倉庫が必要と認められるときは、次のとおり補償するものとする。

(1 m<sup>2</sup>当たり)

種別	補償額	摘要
仮倉庫	(円)	

備考 仮倉庫所要面積は、在庫量に応じて適正に算定するものとする。

## iii 仮車庫

建物の移転期間中、仮車庫が必要と認められるときは、次のとおり補償するものとする。

(1 m<sup>2</sup>当たり)

種別	補償額	摘要
仮車庫	(円)	

備考 補償面積は、1台当たり普通車は 15 m<sup>2</sup>、大型車は 24 m<sup>2</sup>をそれぞれ上限とし、現在の車庫面積がそれに満たないものは現有面積とする。

## iv 仮畜舎

建物の移転期間中、仮畜舎が必要と認められるときは、実情に応じ補償するものとする。

## ② 家賃減収補償

建物の全部又は一部を賃貸している場合において、当該建物を移転することにより移転期間中賃貸料を得ることができないと認められるときは、移転期間中の賃貸料相当額から当該期間中の管理費及び修繕費相当額を控除した額を補償するものとする。

## ③ 借家人及び借間人に対する補償

借家又は借間をしている建物が移転する場合において、従前の建物の賃借料が新たに賃借する建物の賃借料に比し著しく低額であると認められるときは、賃借の事情等を総合的に考慮して適正に算定し補償するものとする。

なお、この補償を行ったときは、仮住居等の補償は行わないものとする。

## ④ 移転雑費

建物等の移転に伴う移転先の選定に要する費用、法令上の手続経費、移転旅費その他経費は、次のとおり補償するものとする。

## i 移転先選定経費補償

種別	自家 居住者	附属家 所有者	貸家 所有者	借家人 (間)	墓地 所有者
移転先選定 経費補償金	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)

備考 上記の区分のうち 2 区分以上に該当する場合は、そのうちいずれか大きなものを補償するものとする。なお、墓地所有者とそれ以外の区分に該当する場合は、墓地所有者の区分を加算するものとする。

## ii 法令上手続経費補償

建物の登記費用等法令上の手続に要する費用については、実情に応じて補償するものとする。

## iii 就業不能補償

(1世帯当たり)

種別	自家居住者	附属家所有者	貸家所有者	借家人(間)	工作物、立竹木所有者	墓地所有者
就業不能補償金	円	円	円	円	円	円

備考(1) 上記の区分のうち2区分以上に該当する場合は、そのうちいづれか大きなものを補償するものとする。なお、墓地所有者とそれ以外の区分に該当する場合は、墓地所有者の区分を加算するものとする。

(2) 営業休止補償を行った場合は、適用しないものとする。

## iv 移転旅費補償

(1人当たり)

種別	大人	小人	幼児	摘要
移転旅費補償金	円	円	円	

備考 大人は12才以上、小人は6才以上、幼児は6才未満とする。

## v 子弟転校補償

(1人当たり)

種別	園児	小学生	中学生	摘要
子弟転校補償金	円	円	円	

## vi 建築祭儀費等その他移転雑費補償

(1世帯当たり)

種別	自家居住者	附属家所有者	貸家所有者	借家人(間)人
建築祭儀費等その他移転雑費補償金	円	円	円	円

備考 上記区分のうち2区分以上に該当する場合は、そのうちいづれか大きなものを補償するものとする。

## ⑤ 営業補償

建物等の移転に伴い営業に関し損失が生ずると認められるときは、個々の実態に応じ適正に算定し補償するものとする。

## ⑥ 残地補償

同一の土地所有者に属する一団の土地の一部が取得され、当該土地の残地について価格の低下、利用価値の減少等の損失が生ずるときは、その損失を適正に算定し補償するものとする。

## ⑦ 残存地補償

住居を移転する者が現に所有する土地のうち残存する土地に関して損失が認められるときは、実態に応じて補償するものとする。

## ⑧ 離職者補償

土地等の取得等に伴い土地等の権利者に雇用されている者が職を失う場合において、その者が再就職するまでの期間中所得を得ることができないと認められるときは、再就職に通常必要とする期間(1年以内)中の従前の賃金相当額の範囲内で適正と認められる額を補償するものとする。

## 5) その他通常生ずる損失の補償

## ① 天恵物補償

住居の移転に伴い天恵物等による生活上の便益が喪失すると認められるものについては、次のとおり補償するものとする。

(1世帯当たり)		
種 别	補 償 額	摘 要
天 恵 物 補 償 金	円	

## 2-3 代替地の確保

### ② 特産物補償

特産物については、実態に応じて適正に算定した額を補償するものとする。

### ③ 残存山林管理費補償

住居の移転に伴い山林が残存し管理費の増大が認められるものについては、実情により適正に補償するものとする。

### ④ 労務休業補償

山林その他労務収入で生計を維持している者が、住居を移転することにより、その収入を喪失すると認められるときは、実情に応じて、従前の所得相当額の範囲内で妥当と認められる額を補償するものとする。

### ⑤ 兼業副業補償

兼業副業によって収入を得ていた者が、住居の移転等に伴って損失が生ずると認められるときは、実情により適正に補償するものとする。

### 1) 代替地造成の実際

代替地（宅地）の確保について、主なパターンとしては次のものがあげられる。

- ① 起業者によって造成し、分譲又は交換方式をとるもの
- ② 土地については、地方公共団体又は土地開発公社が取得し、起業者が造成して地方公共団体等が分譲するもの。
- ③ 地方公共団体又は土地開発公社が土地の取得、造成を行い分譲するもの。
- ④ 起業者又は地方公共団体が代替地のあっ旋を行うもの。

表2-1に水特法指定ダムの代替宅地造成の実施状況を示した。

代替農地については、特に水田について農地法の運用により新規開田が厳しく規制されているため、確保の方法としては次のような方策があげられる。

- ① ほ場整備事業により余剰地を代替農地とするもの
- ② 干上げによるもの

### 2) 代替地造成の事務手続

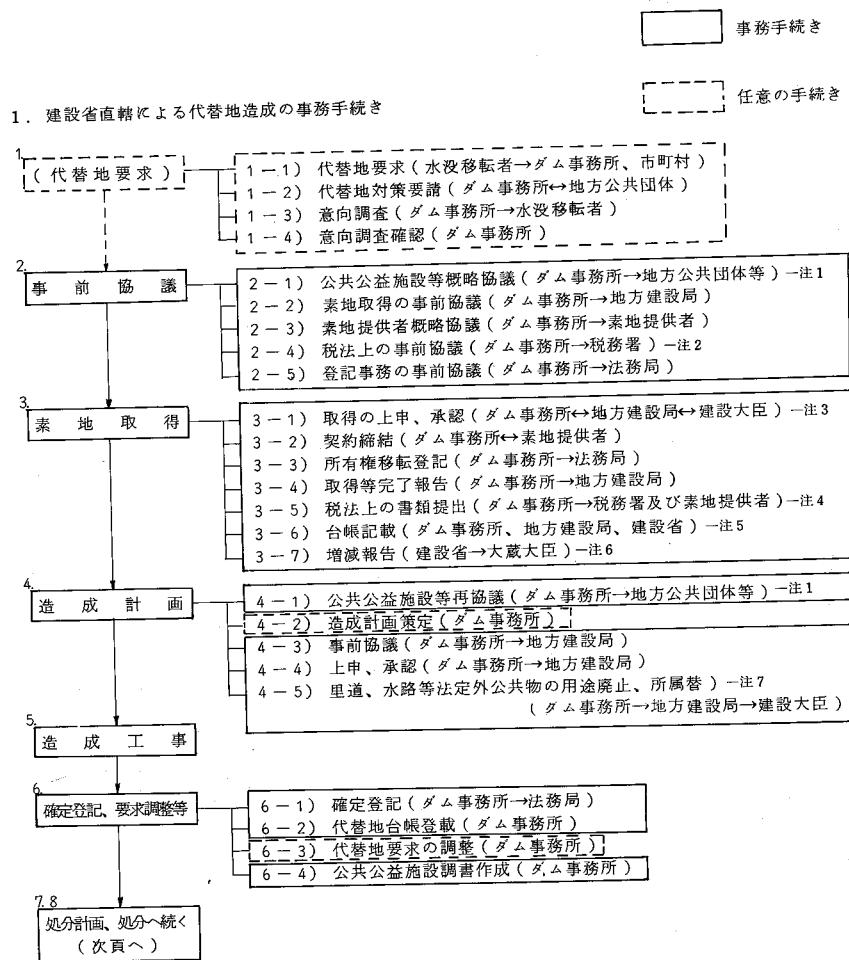
代替地造成について国が直轄で行うケースと、地方公共団体等が主体となって行うケースの2つについて事務手続の例を表2-2に示す。

表2-1 代替宅地造成実施状況

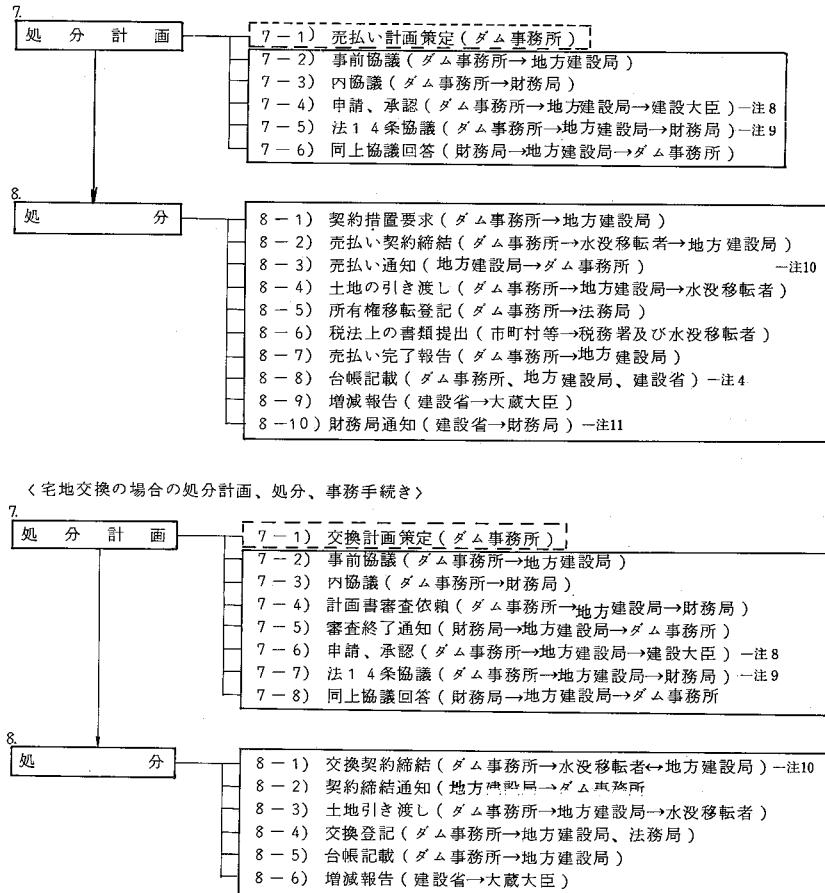
ダム等名	事業主体	所在道府県	箇所数	土 地 取 得 、 造 成 方 法 等		備 考 ( 分譲方法等 )
				(内)は実施済 実施段階	(内)は実施済 実施段階	
愛別川	北海道建設省	北海道	1 (1)	別町土地開発公社による取得、造成	一般公募による分譲	
利根川	群馬県建設省	群馬県	9 (2)	今町土地開発公社による取得、造成	分譲 (冲浦ダム(多目的、県管理)の堆砂除去で発生した土砂を利用し造成)	
利根川	埼玉県建設省	埼玉県	1 (1)	平賀町土地開発公社による取得、青森県による造成	ダム水没者には一般公募者より低価格で分譲	
利根川	宮城県建設省	宮城県	2 (2)	原有地を県が造成		
利根川	福島県建設省	福島県	1 (1)	零石町が町有地を対象に造成		
利根川	千葉県建設省	千葉県	1 (1)	大和町が民有地を買取して造成		
利根川	茨城県建設省	茨城県	1 (1)	七ヶ宿町が民有地を買取して造成	分譲 (土地区画整理事業で実施)分譲	
利根川	栃木県建設省	栃木県	3 (1)	三春町による取得、造成	分譲	
利根川	埼玉県建設省	埼玉県	2 (2)	由沼湖町による取得、造成	交換及び分譲	
利根川	群馬県建設省	群馬県	1 (1)	西川町による取得、造成	交換及び分譲	
利根川	栃木県建設省	栃木県	2 (2)	元前宅地の盛土工事を補償工事として起業者が実施(干上げ)		
利根川	埼玉県建設省	埼玉県	3 (3)	君津市により市有地の活用、民有地の取得により造成	公社による分譲	
利根川	千葉県建設省	千葉県	4 (3)	千葉県による取得、造成	分譲	
利根川	茨城県建設省	茨城県	5 (0)	埼玉県による取得、造成方法は未定		
利根川	埼玉県建設省	埼玉県	3 (0)	個人により取得、造成は共同施行		
利根川	埼玉県建設省	埼玉県	4 (2)	電源開発㈱及びび石川県による取得、造成		
利根川	埼玉県建設省	埼玉県	4 (4)	山梨県土地開発公社による取得、造成		
利根川	埼玉県建設省	埼玉県	5 (0)	埼玉県地を県土地開発公社が造成		
利根川	埼玉県建設省	埼玉県	5 (5)	水資源開発公社による取得、造成		

ダム等名	事業主体	所在道府県	箇所数	土 地 取 得 、 造 成 方 法 等		備 考 ( 分譲方法等 )
				(内)は実施済 実施段階	(内)は実施済 実施段階	
一庫吉	水公園	三重県	2 (1)	飯高町による取得、造成	水没宅地との等価交換	
一庫吉	水公園	京都府	2 (2)	水資源開発公社により、市有地及び民有地を取得、造成する	京都府土地開発公社、日吉町、水資源開発公社による分譲	
一庫吉	水公園	奈良県	7 (2)	土地取得は京都府土地開発公社、日吉町、水資源開発公社による分譲	京都府土地開発公社による分譲	
一庫吉	水公園	兵庫県	4 (0)	水資源開発公社により取得、造成予定	分譲方法は未定	
一庫吉	水公園	兵庫県	2 (2)	起業者による取得、造成	交換	
一庫吉	水公園	兵庫県	1 (1)	神戸市総農開発公社による取得、造成		
一庫吉	水公園	兵庫県	1 (1)	2ヶ所は横浜市土地開発公社、奈良県土地開発公社により取得、造成、残りは川上村が土地取得、起業者により造成	公社実施分は公社分譲、川上村と起業者の実施分は川上村分譲	
一庫吉	水公園	兵庫県	1 (1)	県が実施	水没宅地と造成宅地との等価交換	
一庫吉	水公園	兵庫県	3 (2)	大竹市による土地取得、造成	分譲	
一庫吉	水公園	鳥取県	1 (1)	西伯郡南部土地開発公社による取得、造成	分譲	
一庫吉	水公園	鳥取県	1 (0)	所水池内を起業者により造成(干上げ)		
一庫吉	水公園	鳥取県	1 (1)	大竹市による土地取得、造成		
一庫吉	水公園	鳥取県	2 (2)	美和町南部土地開発公社による取得、造成		
一庫吉	水公園	鳥取県	2 (2)	1ヶ所は美和町土地開発公社が取得、造成、他の1ヶ所は美川町が取扱、県が処理	1ヶ所は美和町土地開発公社が取扱、造成、他の1ヶ所は美川町が処理	
一庫吉	水公園	鳥取県	2 (2)	2ヶ所は山口県が申請、未だ川ダム代替宅地造成組合の委託による造成、他の1ヶ所は下松市土地開発公社が取扱、造成	県が造成、他の1ヶ所は下松市土地開発公社が取扱、造成	
一庫吉	水公園	鳥取県	1 (1)	旧河川敷地へ残土処理をして造成	交換	
一庫吉	水公園	鳥取県	2 (2)	耶馬溪町が土地開発公社に委託して取得、起業者が造成	分譲	
一庫吉	水公園	鳥取県	3 (2)	起業者による取得、造成	分譲	
一庫吉	水公園	鳥取県	1 0 (2)	起業者による取得、造成又は、村有地を起業者が造成	分譲	

表2-2 代替地造成の事務手続の例



&lt;宅地売払いの場合の処分計画、処分事務手続き&gt;



注8 建設省所管国有財産取扱規則第25条による建設大臣の承認。但し面積が10ha以下の場合は地方建設局長承認。

注9 国有財産法第14条による大蔵大臣との協議が必要。(但し、売払い価格が競争契約によるときは1億円を、随意契約によるときは5,000万円を超えない場合不要。(国有財産法施行令第11条第9項))

注10 国有財産法29条により、普通財産を売払い又は譲与する場合は、その買受け人又は譲与を受けた者に対し、用途および期間等を指定する。

注11 建設省所管国有財産取扱規則第26条による財務局への通知が必要。但し、事前の国有財産法第14条による協議があれば不要。

注1 河川法第20条、道路法第24条等に基づく承認  
(管理者以外者の施行)

注2 租税特別措置法第34条の2、譲渡所得税の特例(1,500万円控除)の適用について

注3 建設省所管国有財産取扱規則第6条及び第27条(但し面積が10ha以下の土地購入は地方建設局長承認)

注4 租税特別措置法第34条第3項及び同規則第18条

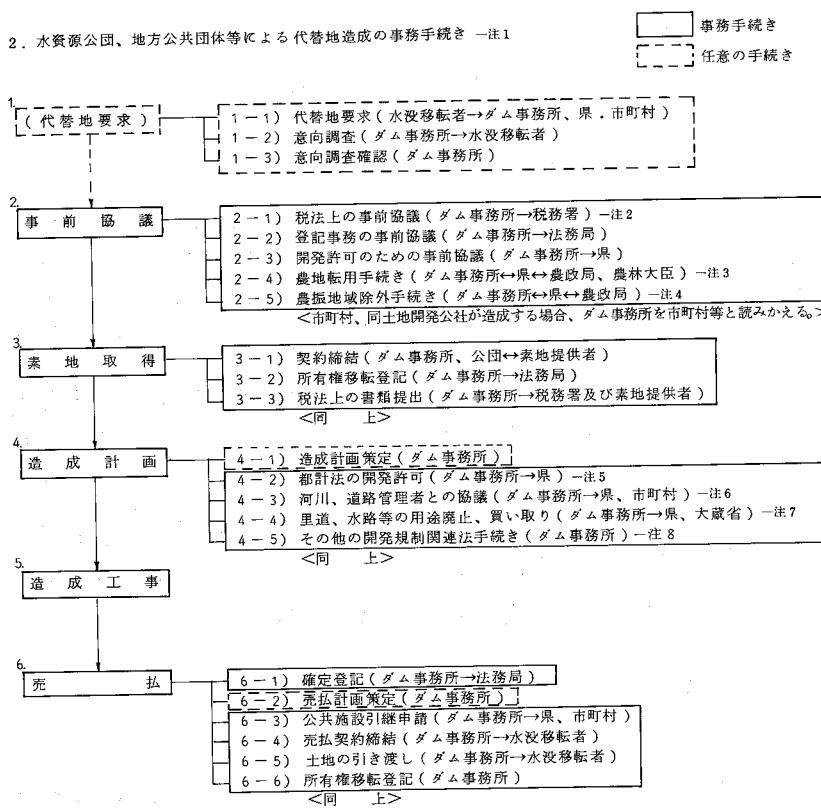
注5 本省及び地方建設局の台帳に記載する。(国有財産法第32条)

注6 所管する国有財産の増減を大蔵大臣へ報告する。(国有財産法第33条)

注7 里道、水路等、青地、赤道の用途廃止および所属替。面積が10ha以下の場合は地方建設局長承認。

(建設省所管国有財産取扱規則第12条、同17条、同18条、同27条)

## 2. 水資源公団、地方公共団体等による代替地造成の事務手続き 一注1



注1 以下のケースが考えられる

- ① 直轄ダムの水没移転代替地を県、市町村、または土地開発公社が造成提供する。
- ② 水資源公団ダムの水没移転代替地を同公団が造成、提供する。
- ③ 補助ダムの水没移転代替地を、ダム起業者である県または県土地開発公社が造成、提供する。
- ④ ③の代替地を、市町村または市町村土地開発公社が造成、提供する。

注2 租税特別措置法第34条の2による譲渡所得税の特例（1,500万円控除）の適用

注3 農地法第4、5条による手続き

(都道府県知事もしくは農林大臣の許可。但し、都道府県が、農地を農地以外のものにする場合は不要。)

注4 農業振興地域の整備に関する法律第6、7条。

注5 都市計画法第29条による開発許可。

(都道府県知事または同29条の指定都市の長の許可。但し、都道府県、指定都市が行う場合は不要。)

注6 河川法第20条、道路法第24条に基づく承認。

(管理者以外者の施行の協議)

注7 建設省所管国有財産取扱規則第17条による用途廃止。面積10ha以下のときは地方建設局長承認。

(国有財産法第14条による払い下げ協議)

注8 森林法第10条の2（開発行為）、自然公園法第20条、森林法第26条（保安林解除）等に該当するものについて、それぞれ協議、もしくは許可をうける。

## 2-4 生活再建に係る融資制度

「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱の施行について」（昭和37年6月29日閣議了解）においては、「建物等の移転に伴い建築基準法その他の法令の規定に基づき施設の改善を要する場合の費用については、融資のあっせん等の措置を講ずるよう努めるものとする」とされている。

これは、施設の改善を要する場合の費用のように補償の対象とはならない費用については融資資金等によって補完することを予定したものである。

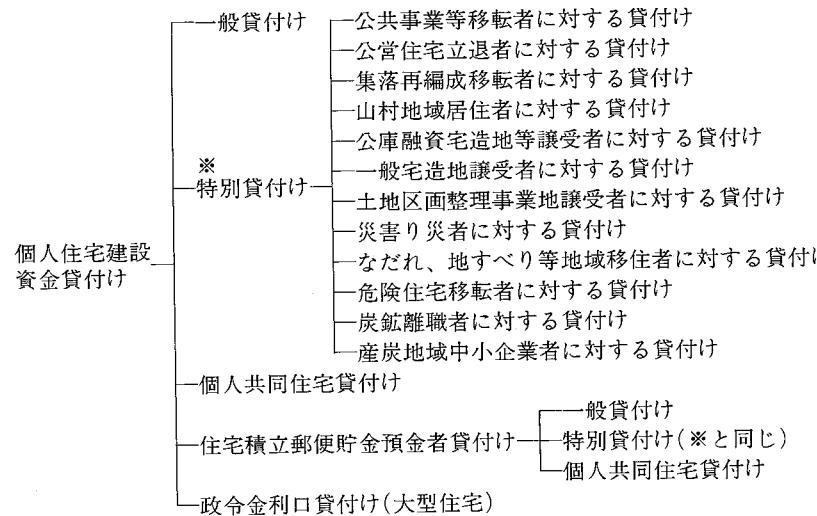
そこで、生活再建対策の一項目として、公共事業の施行に伴い何らかの生活基盤を失うこととなる者に対する公的融資制度について述べる（以下本稿に用いた数値は昭和56年7月1日現在のものである。）。

## 1) 住宅金融公庫の融資（特別貸付け）制度

住宅金融公庫は、国民大衆が健康で文化的な生活を営むに足る住宅の建設に必要な資金で、銀行その他一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通する目的を有する。

## (1) 個人住宅建設資金の融資制度

個人住宅建設資金の融資には、一般貸付け、特別貸付け、個人共同住宅貸付け、住宅積立郵便貯金預金者貸付け及び政令金利口貸付け（大型住宅）の5種類があるが、このうち特に公共事業に関連するのは、特別貸付け制度である。



## (2) 公共事業等移転者に対する特別貸付け

特別貸付けの「公共事業等移転者」とは、道路整備事業、港湾整備事業、過密住宅地区更新事業、沿道環境整備事業、住環境整備モデル事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等（河川改修、ダム、砂防事業は、「等」に含まれる。）で国、地方公共団体、土地区画整理組合若しくは市街地再開発組合又はこれらに準ずる公的機関が行う事業（以下「公共事業等」という。）のため移転を余儀なくされた者で、公共事業等により移転を必要とする者である旨の起業者の発行する証明が得られる者をいう。

## (3) 特別貸付けのメリット

- ① 一般貸付けは年3~4回の受付けであるが、特別貸付けは通年受付ができるので移転する時期に融資が受けられる。
- ② 一般貸付けには土地に係る資金の融資はないが、特別貸付けには最高450万円の土地に対する融資が受けられる（土地の補償を受けた場合でも融資対象となる。）

## (4) 特別貸付け融資条件

### ア 融資資格者

- ア) 自ら居住するため住宅を建設する者。
- イ) 貸付金の償還が確実にできる見込みのある者。
- ウ) 貸付金の償還に関して確実な連帯保証人のある者。
- エ) 建設しようとする住宅に同居する予定の世帯員がある者。
- オ) 日本国籍を有する者。

### イ 融資の対象となる建物及び土地

#### ア) 建物

- ① 住宅部分の床面積が50m<sup>2</sup>以上120m<sup>2</sup>以下であること。ただし、60歳以上の老人とその親族が同居する場合、6人以上の親族が同居する場合又は一定の条件に該当する心身障害者とその親族が同居する場合は、上限を150m<sup>2</sup>とすることができる。

- ② 老人同居等以外の場合であっても、従前の住宅の床面積が120m<sup>2</sup>を超える場合には、150m<sup>2</sup>を限度として従前の床面積まで融資対象とすることができる。

#### イ) 土地

昭和54年4月1日以降に購入した（購入予定を含む）もので、面積67m<sup>2</sup>以上であること。

なお、借地の場合には土地の融資はない。

融資限度額については、表2-3～2-6を参照されたい。



## ア) 木造及び不燃構造

10年, 15年, 20年, 25年 (4区分)

## イ) 簡易耐火構造

10年, 15年, 20年, 25年, 30年 (5区分)

## ウ) 耐火構造

10年, 15年, 20年, 25年, 30年, 35年 (9区分)

## ヴ 償還方法

原則として、元利均等毎月払い又は元利均等毎月払いと元利等6か月  
払いの併用。

融資に対する返済金及び収入基準は、表2-7のとおりである。

表2-7 融資額に対する返済金及び収入基準

1. 每月払いの返済金及び収入基準 (年5.5パーセント) (据え置きを希望しない場合)

構 造	区 分	金 額		10万円	50万円	100万円	500万円
		返 済 金	収 入 基 準				
簡易耐火・耐火木造・不燃	10年	1,085円	5,426円	10,852円	54,263円		
		5,400	27,100	54,200	271,300		
20年	15年	817	4,085	8,170	40,854		
		4,010	20,400	40,800	204,200		
30年	25年	614	3,439	6,878	34,394		
		3,400	17,100	34,300	117,900		
耐火耐	35年	687	3,070	6,140	30,704		
		3,000	15,300	30,700	153,500		
簡易耐火	30年	567	2,838	5,677	28,389		
		2,800	14,100	28,300	141,900		
耐火	35年	537	2,685	5,370	26,850		
		2,600	13,400	26,800	134,200		

## 2. ボーナス併用を利用した場合のボーナス払い分の返済金 (年5.5パーセント)

返済期間	金 額	50万円	100万円
10年	3,283.5円	65,671円	
15年	2,469.2円	49,384円	
20年	2,076.5円	41,531円	
25年	1,852.0円	37,040円	
30年	1,711.0円	34,220円	
35年	1,617.1円	32,342円	

## (6) 融資の手続

申込受付から貸付完了までの手続等の順序は、図2-1のとおりである。

ア 申込に必要な書類は、次のとおりである。

ア) 個人住宅資金借入申込書.....2通

イ) 選定結果の通知書.....1通

ウ) 収入証明書.....1通

個人経営の事業者等は、納税証明書等を添付する。

エ) 土地に関する書類

① 土地所有の場合

土地登記簿謄本.....1通

② 土地所有権移転登記の場合

移転登記前の土地登記前簿謄本.....1通

土地売買契約書等所有権を証する書面(写).....1通

③ 借地の場合

住宅建築に関する地主の承諾書.....1通

(公庫が定めた書式)

④ 公共事業により移転を必要とする者である旨

の当該公共事業等の施行者の発行する証明書.....1通

住宅金融公庫取扱店  
(銀行等)で用紙が  
用意されている。

表2-8 住宅金融公庫の融資制度の一覧表

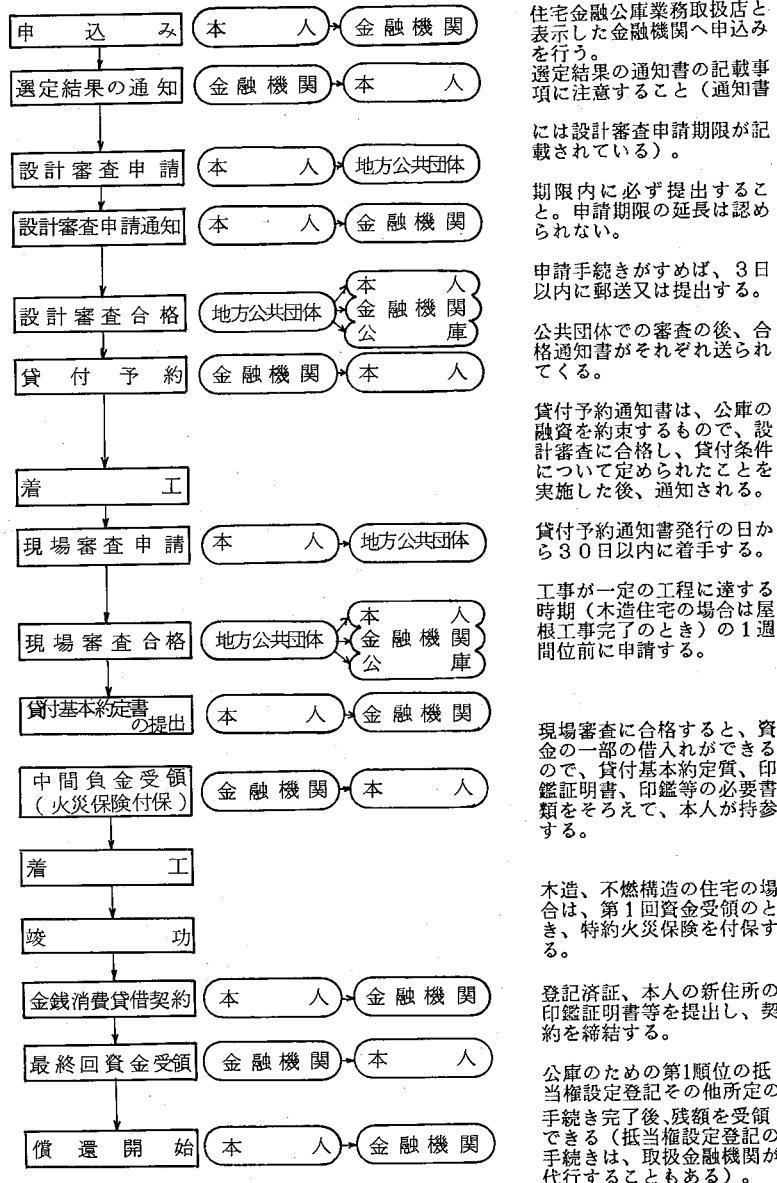
制度名	融資対象者	(融資限度の場合)	利率	融資期間	償還方法	提供及び 保証人	合規セガ
一般住宅建設資金 (一般貸付け)	住宅部分が $50\text{m}^2$ 以上 $120\text{m}^2$ 以下(ただし、60歳以上の老人、心身障害者、6人以上の多数家族が同居する場合は $150\text{m}^2$ 以下)の住宅を新築する者で、同居する予定の世帯員がある者。	木造 不燃 開発許可を受けた宅地等の購入者、土地整理事業施行地区内の宅地購入者、公共事業等移転者、公営住宅立退者、災害・火災者等で住宅を新築する者。昭和54年4月1日以降土木を販売した者は、住宅建設資金と土地資金の融資を併せて受けられることができる。	550万円 570万円 800万円 850万円 450万円	5.5% 木造・不燃 木造耐火・耐水 $\times 100$ 万円 木造耐火 $\times 30$ 年以内 木造耐火 $\times 35$ 年以内 耐 ※老人向戸別増し、心身障害者向戸別増しの制度等がある。(大型住宅を除く)。	昭和55年年内 2.5年内 3.0年内 3.5年内 6か月	元利随払 毎月払い、融資物件 又は 元利随払、立地の状況 と元利随払 私的の件 用	テレホン サービス (0272) 「第1順 位第2順 位を既定 0922 9111 812 1111 会
一般住宅建設資金 (特別貸付け)	住宅部分が $120\text{m}^2$ をこえ $150\text{m}^2$ 以下の住宅を新築する者で同居する予定の世帯員がある者(60歳以上の老人、心身障害者、6人以上の多数家族が同居するため等で $120\text{m}^2$ を超える、 $150\text{m}^2$ 以下の住宅を新築する者を除く)。	木造 不燃 一級住宅建設資金(一級貸付け・特別貸付け)、木造 $\times 100$ 万円 マンション購入資金、既存住宅購入資金の半込資格を有する者で住宅新築立地賃付金の積立てを行つたり、郵政大臣からあつせんを受ける者。	725万円 745万円 6.0%	785万円 簡易耐火・耐水 $\times 785$ 万円 マッシュン購入 1,175万円	昭和55年内 3年内 3年内 3年内 8.0%	元利随払 毎月払い、融資物件 又は 元利随払、立地の状況 と元利随払 私的の件 用	「第1順 位第2順 位を既定 0922 9111 812 1111 会
大型住宅建設資金 (高層住宅) 預金者貸付け	一戸当たりの床面積が $40\text{m}^2$ 以上 $120\text{m}^2$ 以下(マッシュン購入資金で、対象となるマンションが昭和55年4月1日以降新築(建築予定を含む)されたもので原則として地上階数5以上、住宅部分の床面積が $1,000\text{m}^2$ 以上あるもの。なお、譲渡価額については一定の制限がある)。	木造 不燃 一級住宅建設資金(一級貸付け・特別貸付け)、木造 $\times 100$ 万円 マンション購入資金、既存住宅購入資金の半込資格を有する者で住宅新築立地賃付金の積立てを行つたり、郵政大臣からあつせんを受ける者。	725万円 745万円 6.0%	800万円 5.5% 800万円 8.0%	昭和55年内 3年内 3年内 3年内 8.0%	元利随払 毎月払い、融資物件 又は 元利随払、立地の状況 と元利随払 私的の件 用	「第1順 位第2順 位を既定 0922 9111 812 1111 会

申請期限が付されてくる。

なお、住宅金融公庫の融資制度の一覧については表2-8を参照されたい。

建売住宅購入資金 公社分譲住宅購入資金 団地住宅購入資金 (既存住宅)	事前に公庫の審査を受けて売り出される建売住宅を購入する者。 公庫の承認を受けた「公庫融資付分譲住宅」を購入する者。	890万円 規模、構造、地域等に よって異なる。	回上 一般貸付けと同じ	5.5% 一般貸付けと同じ
中古マンション購入資金 (既存住宅)	対象となる建物は昭和53年4月1日から昭和51年3月31日までに建てられた地上階数3以上で住宅部分の床面積が $1,000\text{m}^2$ 以上又は戸数が $20$ 戸以上のもの。1戸当たりの床面積の制限はマンション購入と同様で、业主が昭和53年3月31日以前から引継ぎ所有し現在居住しているか、又は昭和54年4月1日以降居住していたことのある住宅。なお、譲渡価額については一定の制限がある。	660万円 2.0年内	7.5% 2.0年内	
住宅改良資金 財形住宅資金	自己の住宅(申込者・配偶者の直系尊属又は配偶者の所有する住宅でもよい)を改良(増築、改修、修繕等)する者。なお、改良後の住宅部分の面積が $40\text{m}^2$ 以上あることが必要。	250万円 (280万円) (1)は耐震補強工事等 を行いう場合	6.0% 1.0年内	新築 木造・不燃 簡易耐火 3年内 火 35年内 中古住宅20年内 住宅改修 計 10年

図2-1 融資手続のフロー図



## 2) 国民金融公庫の融資制度

国民金融公庫は、銀行その他一般の金融機関から資金の融資を受けることが困難な国民に対して、必要な事業資金を供給する目的を有する。

### (1) 融資の特徴

- ① 適切な事業計画をもつ者に対して小口の事業資金の貸付けを行う。
- ② 民間金融機関のベースに乗りにくい者及び、ベースに乗っても一部しか融資を受けられない者を対象としている。
- ③ 高度経済成長に伴い中小企業分野においても合理化近代化の対応策が必要となり、これらに対する各種の貸付制度がある。
- ④ 小企業を対象とした経営改善貸付制度は、無担保・無保証人の制度をとっている。

### (2) 融資制度

国民金融公庫の融資は、普通貸付けと特別貸付けの二つに分かれている。普通貸付けは、一般中小企業者に対する事業資金の融資を行うものである。特別貸付けは、最近における中小企業者をめぐる環境変化に対処するため国の中小企業に関する金融施策の一環として実施している特別の貸付制度で、企業経営改善貸付をはじめとする15種の貸付けがあり、一般貸付けより貸付金額、期間及び利率の条件が有利となっている。

特に、公共事業の施行に伴う店舗、工場等の移転又は改造に要する資金の融資として、市街地等整備資金貸付けがあり、住宅金融公庫の融資の対象とならない店舗、工場等の移転費用に不足が生じた場合にこの制度を利用することができます。

また、公共事業の施行に伴い移転する店舗、工場等の設備の改良や近代化を図ろうとする場合は、この融資制度を利用することが有利である。

## (3) 融資資格要件

## ア 普通貸付け

適切な事業計画のもとに独立して事業を営み又は営もうとする者で、かつ銀行その他一般の金融機関から融資を受けることが困難なもので、事業規模が資本金1,000万円以下又は従業員100人（商業又はサービス業にあっては50人）以下のものに限られる（奢侈遊興的業種は除く）。

## イ 特別貸付け（関係分のみ掲載）

## ア) 生鮮食品等小売業近代化資金貸付（略称食品貸付）

青果、魚介類、米穀、酒類、乳類、茶、パン、菓子、めん類等の各食品製造小売業者及び総合食品小売業者で、衛生水準向上のための設備資金又は小売市場への入居資金を必要とする者で、次の事業規模の範囲にあること。

資本金1,000万円以下又は従業員50人以下の会社又は個人

## イ) 流通近代化資金貸付（流通貸付）

流通機構の合理化を図り、商業経営の近代化を促進するため資金を必要とする卸売業者及び小売業者で、次の事業規模の範囲内にあること。

小売業にあっては、資本金・出資金の総額1,000万円以下又は従業員50人以下の会社又は個人

卸売業にあっては、資本金・出資金の総額3,000万円以下又は従業員100人以下の会社又は個人

## ウ) 市街地等整備資金貸付（市街地貸付）

市街地等の整備に関する公共事業の施行に伴って店舗等の移転又は改築のため資金を必要とする者であること。

## エ) 産業安全衛生施設等整備資金貸付（安全貸付）

安全衛生、保安、防災、防火、航空安全等の施設の整備を必要とするもので、労働基準法、ガス事業法、消防法、建築基準法又は航空法

に該当する事業者で、それぞれの監督官公署の証明書が得られるものであること。

## オ) 産業公害防止施設等整備資金貸付（公害貸付）

中小企業における公害防止を図るため施設の整備資金を必要とする大気汚染、水質汚濁、産業廃棄物、騒音、用水源の転換、悪臭の原因となる事業であること。

## カ) 製造業者省力化設備資金貸付（省力化貸付）

労働力の不足、賃金の上昇等雇用環境の変化に対応するため省力化設備の導入資金を必要とする中小製造業者であること。

## キ) 製品安全等促進資金貸付（製品安全貸付）

消費生活用製品の安全性の確保及びその向上のため必要な製造設備及び検査設備の設置並びに計量法に定める計量証明の精度向上に必要な計量証明設備の設置を図るため資金を必要とする次の者であること。

## (ア) 安全基準に適合する特定製品の製造又は輸入業者

## (イ) 認定基準に適合する認定対象製品の製造又は輸入業者

## (ウ) 計量証明事業にかかる都道府県知事の登録を受けた者

## ク) 小売商業高度化資金貸付（高度化貸付）

中小小売商業振興法の規定による認定を受けた高度化事業計画を実施する事業協同組合等及びその計画に参加している者

## ケ) 伝統的工芸品産業振興資金貸付（伝統工芸貸付）

伝統的工芸品産業の振興に関する法律の規定により認定を受けた振興計画に従って伝統的工芸品の製造を行う中小企業者であること。

## コ) 中小企業近代化促進資金貸付（近促貸付）

中小企業近代化促進法に基づく指定業種であって、中小企業近代化計画に策定された業種に属する事業を行っている者であること。

## サ) 事業転換構造改善資金貸付（転換・構造貸付）

事業転換法に規定する事業の転換に関する計画の認定を受けた者で

表2-9 国民金融公庫の融資制度の一覧表

	融資対象者	資金用途	融資限度
普通貸付	事業を営む者  商工会議所会頭、商工会会長又は都道府県商工会連合会会長の推薦を受けた次に掲げる者 ・商業、サービス業は従業員2人以下 (ただし、経営内容が2人以下の企業と同様の実態にある場合は5人以下) ・製造業、その他は従業員5人以下 (ただし、経営内容が5人以下の企業と同様の実態にある場合は20人以下)	運転資金 設備資金	1,800万円以内
		特定設備資金	2,700万円以内
経営改善貸付		運転資金 設備資金	300万円以内
環境貸付	環境衛生関係の事業を営む者 飲食店、喫茶店、食肉販売、冰雪販売、理容、美容、興行場、旅館、浴場、クリーニング	店舗新改築、機械購入等のため必要な設備資金	2,600万円以内 (ただし、特別の場合は2,600万円を超えることができる。)
環境改善貸付	環境衛生関係の事業を営み、環境衛生同業組合理事長等の推薦を受けた次に掲げる者 ・従業員2人以下 (ただし、経営内容が2人以下の企業と同様の実態にある場合は5人以下) ・クリーニング業は従業員5人以下	設備資金	350万円以内

利 率	融資期間	償還方法	担保及び保証人	問合せ先
8.3%	運転5年以内 (据置期間6ヶ月以内、必要に応じて1年以内を含む) 設備7年以内 (据置期間2年以内を含む) 10年以内 (据置期間2年以内を含む)	割賦払い 一時払い	保証人1名以上 担保 必要	
7.2%	運転3年以内 (据置期間6ヶ月以内を含む) 設備4年以内 (据置期間6ヶ月以内を含む)	割賦(月賦)払い	無担保 無保証人	国民金融公庫 (03) 270-1361
8.3% 特定の設置資金については8.25% 8.0% 7.9% (4年目以降8.0%)	10年以内(浴場業は20年以内)ただし、独立開業設備資金及び従業員宿舎設置資金は13年以内 (据置期間2年以内を含む)	普通貸付と同じ	左と同じ	
7.0%	4年以内 (据置期間6ヶ月以内を含む)	割賦(月賦)払い	無担保 無保証人	

制度名	融資対象者	資金用途	融資限度
食品貸付	次の業種を営む者 ・食料品小売業 (青果、魚介類、米穀、酒類、乳類) (茶、パン、菓子、料用品) ・食品製造小売業 (パン、めん類、とうふ、水産練製品) (漬物、そうざい、菓子、乳酸菌飲料) ・総合食料品小売業	店舗新改築、機械購入等のため必要な設備資金及び共同購入のため必要な運転資金	2,600万円以内 (事業協同組合等に限り8,000万円以内)
流通貸付	卸売業又は小売業を営む者	セルフサービス店、集配センター、共同施設、ショッピングセンターへの入居などに必要な設備資金及び共同仕入資金等	2,700万円以内 (運転資金は1,800万円以内)
近促貸付	中小企業近代化促進法に基づく指定業種を営む者	近代化計画に従って事業を行いうため必要な設備資金	2,700万円以内
独立開業貸付	中小企業に働く従業員で、一定の条件を満たして独立開業しようとする者	独立開業するため必要な設備資金及び運転資金	2,700万円以内 (運転資金は1,800万円以内)
省力化貸付	製造業を営む者	省力化に役立つ機械購入のため必要な設備資金	2,700万円以内
市街地貸付	市街地整備等の公共事業の施行に伴い店舗等の移転又は改造等を必要とする者	店舗・工場等の移転、改造に必要な設備資金	2,700万円以内

利 率	融資期間	償還方法	担保及び保証人	問合せ先
8.3%				
金銭登録機等特定の設備資金				
8.25%				
食料品小売業近代化事業にかかる設備資金	10年以内。ただし、独立開業設備資金及び従業員宿舎の設置資金は13年以内	割賦払 一時払	保証人 1名以上 担保必要とする場合あり	同上
8.0%、8.25%	(据置期間2年以内を含む)			
消防設備等特定の設備資金				
7.5%				
(4年目以降8.0%)				
8.3%	10年以内			
特定の設備資金については8.25%	(据置期間2年以内を含む)			
8.3%	10年以内			
特定の設備資金については9.05%	(据置期間2年以内を含む)			
8.3%	設備7年以内 (据置期間2年以内を含む) 運転5年以内 (据置期間1年以内を含む)			
8.3%	10年以内 (据置期間2年以内を含む)			
8.3%	10年以内 (据置期間2年以内を含む)			

制度名	融資対象者	資金用途	融資限度
安全貸付	事業活動に必要な安全、衛生、保安、防火等、航空安全、防災防除及びプレス安全の施設の設置に必要な設備資金	安全衛生、保安、防災、防火等、航空安全、防災防除及びプレス安全の施設の設置に必要な設備資金	3,000万円以内
公害貸付	事業活動に伴うばい煙、汚水、騒音及び悪臭等の公害を防止しようとする者	公害防止施設の設置に必要な設備資金、公害防止事業費の事業者負担金	3,000万円以内
過密貸付	過密の解消又は公害の防止のため特定の地域へ工場を移転する者	工場移転のため必要な設備資金	3,000万円以内
転換・構改貸付	中小企業事業転換対策臨時措置法に基づき事業転換を行う者	転換計画に従って事業を行うため必要な設備資金	2,700万円以内
	中小企業近代化促進法に基づき新分野進出事業を行う者	新分野進出計画に従って事業を行うため必要な設備資金	
高度化貸付	公害防止のために事業転換を行う者	事業転換を行うため必要な設備資金	2,700万円以内 (運転資金は1,800万円以内)
	中小企業近代化促進法に基づき構造改善事業を行う者	構造改善計画に従って事業を行うため必要な設備資金及び運転資金	
伝統工芸貸付	伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づき振興事業を行う者	振興計画に従って事業を行うため必要な設備資金及び運転資金	2,700万円以内
製品安全貸付	消費生活用製品安全法に基づく特定の製品の製造又は輸入の事業を営む者	特定の製品の製造設備又は検査設備の設置に必要な設備資金	2,700万円以内

このほか、公害移転貸付、産地貸付などの融資制度がある。

利 率	融資期間	償還方法	担保及び保証人	問合せ先
7.5% (4年目以降8.8%)	10年以内 (据置期間2年以内を含む)	同上	同上	同上
7.5% (4年目以降8.0%) 特定の使途について は8.3%	10年以内 (据置期間2年以内を含む)			
7.5%	10年以内 (据置期間2年以内を含む)			
8.3% 特定の設備資金につ いては8.25% 8.0% 7.5% (4年目以降8.0%) 7.5% (4年目以降8.0%) 6.0% (4年目以降6.7%)	10年以内 (据置期間2年以内を含む)  設備10年以内 (据置期間2年以内を含む) 運転5年以内 (据置期間1年以内を含む)			
8.0% 運転資金および土地 取得資金については 8.3%	10年以内 (据置期間2年以内を含む)			
8.3% 特定の設備資金につ いては 8.0%	設備10年以内 (据置期間2年以内を含む) 運転5年以内 (据置期間1年以内を含む)			
8.3% 特定の設備資金につ いては8.25%	10年以内 (据置期間2年以内を含む)			

## 参考 1. 貸付けを受けることができる者。

(1) 次の各号のすべてに該当する者。

ア 自ら居住するため住宅を建設(一般建築住宅の購入を含む。以下同じ。)する者。

イ 貸付金の償還が確実にできる見込みのある者。

ウ 貸付金の償還に際し確実な連帯保証人のある者。

エ 建設しようとする住宅に同居する予定の世帯員がある者。

オ 日本国籍を有する者。

(2) 老人同居割増し又は身体障害者同居割増しのいずれかの適用を受ける場合は、(1)のほか、床面積が90m<sup>2</sup>以上の住宅を建設しようとする者で次に該当するもの。

ア 老人同居割増しの場合、次のいずれかに該当する者。

イ 申込人又はその配偶者の親族である65歳以上の老人が同居し、かつ、他に老人及びその配偶者を除く同居する予定の世帯員がある者。

ウ 申込人又はその配偶者である65歳以上の老人であり、かつ、他に申込人及びその配偶者を除く申込人又はその配偶者の親族である同居する予定の世帯員が2人以上ある者。

エ 身体障害者同居割増しの場合、次のいずれかに該当する者。

オ 申込人又はその配偶者の親族である身体障害者が同居し、かつ、他に身体障害者及びその配偶者を除く同居する予定の世帯員がある者。

イ 申込人又はその配偶者が身体障害者であり、かつ、他に申込人及びその配偶者を除く申込人又はその配偶者の親族である同居する予定の世帯員が2人以上ある者。

(3) 老人同居割増し及び身体障害者同居割増しの双方の適用を受ける場合は、(1)のほか、床面積が100m<sup>2</sup>以上の住宅を建設しようとする者で(2)のイ及びロに該当するもの。ただし、同一人が老人で、かつ、身体障害者である場合又は老人と身体障害者が夫婦の関係にある場合を除く。

(4) 暖房設備工事費の貸付けを受けることができる者は、(1)のほか、公的分譲住宅の建設と一体となって開発された造成宅地の譲受者で、地域暖房施設を利用して造成宅地に建設する住宅に暖房設備を設置するもの。

2. 「公共事業用移転者に対する特別貸付」制度については、本文を参考のこと。

あって、当該認定計画に従って事業の転換を行うものであること。

近促法に規定する進出促進業種に属する事業を行う者であって、承認を受けた新分野進出計画に従って新分野進出事業を行うものであること。

事業転換による公害発生施設の相当部分を廃棄することとなるもの又は悪臭物質の発生が著しく減少することとなるものであること。

近促法に規定する特定業種又は関連業種に属する事業を行う者であって、承認を受けた構造改善計画に従って構造改善事業を行うものであること。

## シ) 小企業等経営改善資金貸付（経営改善貸付）

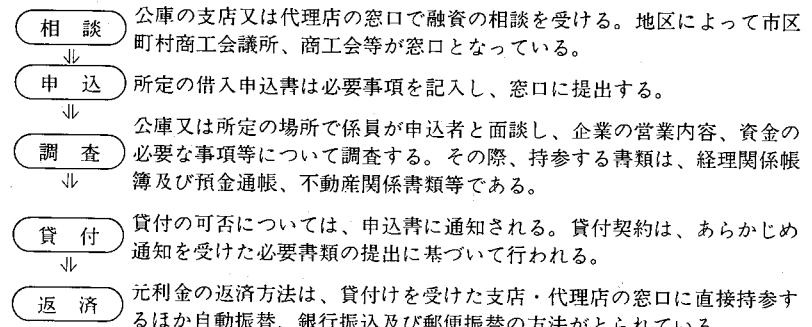
次に掲げる規模のものであって、かつ商工会議所会頭、商工会会長又は都道府県商工会連合会会長の推薦を受けた者であること。

(ア) 常時使用する従業員が商業・サービス業にあっては2人以下、製造業その他にあっては5人以下の小企業者。

(イ) 常時使用する従業員が商業・サービス業にあっては3人以上5

人以下製造業その他にあっては6人以上20人以下であって、その経営内容が小企業者と同様の実態にある小規模業者。

## (4) 手 続



なお、国民金融公庫の融資制度の一覧については、表2-9を参照されたい。

## 3) 中小企業金融公庫の融資制度

中小企業金融公庫は、中小企業の行う事業に必要な設備資金及び長期運転資金で、一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通する目的を有する。

## (1) 融資の特徴

- ① 中小企業に対し設備資金及び運転資金の長期低利の融資を行う。
- ② 中小企業金融公庫の貸付限度額は国民金融公庫の貸付額よりも大きくなっている。
- ③ 融資対象の企業規模の上限を定めている。
- ④ 融資金額及び融資期間によって、直接貸付けと代理貸付けに区分している。

## (2) 融資制度

中小企業金融公庫の融資制度は、一般貸付けと特別貸付けの二つに大別される。一般貸付けは、資金の使途などの制約がさほど厳しくなく、一般に広く利用されている制度である。特別貸付けは、中小企業の近代化、業界の構造改善の重点的促進、公害の防止、新技術及び新製品の開発の促進等、国の施策に即した融資制度である。

国民金融公庫等の融資制度の利用できないランク上位の中小企業者は、公共事業の施行により移転する際、事業規模の拡大、設備の近代化、公害防止施設の設置等のための資金が不足した場合、本制度を利用した方が有利である。

## (3) 融資資格要件

## ア 融資対象規模

中小企業の定義は、中小企業基本法で定められているが、公庫もこれに基づき融資対象規模を次のように定めており、これに該当することが必要である。

資本金1億円以下又は、従業員300人以下(鉱業は1,000人以下)のいずれかに該当する企業。

ただし、物品販売業のうち卸売業にあっては、資本金3,000万円以下又は従業員数100人以下のいずれかに該当する企業。

また、物品販売業のうち小売業とサービス業にあっては、資本金1,000万円以下又は従業員数50人以下のいずれかに該当する企業。

## イ 融資対象業種

アの企業規模に該当すると同時に、主とする事業が、次の30種のいずれかに該当することが必要である。

<1>製造業 <2>鉱業 <3>土砂採取業 <4>建設業 <5>物品販売業 <6>物品貸付業 <7>不動産賃貸業 (住宅・住宅用土地を除

<8>運送業 <9>通運業 <10>倉庫業 <11>ガス供給業 <12>印刷業 <13>出版業 <14>写真業 <15>旅館業 <16>運送取扱業 <17>理容業 <18>美容業 <19>公衆浴場業 <20>映画、興行業 <21>運動競技場業 <22>廃棄物処理業 <23>自動車教習所業 <24>情報処理サービス業及びソフトウェア業 <25>有線テレビジョン放送事業 <26>広告業 <27>環境計量証明業 <28>警備保障業 <29>旅行業 <30>熱供給業

## (4) 個別的要件

## ア 一般貸付け

(3)のア及びイに該当する企業で、設備資金又は運転資金を必要とするものであること。

## イ 特別貸付け(関連するもののみ)

## ア) 近代化促進等貸付

中小企業近代化促進法に基づく指定業種に属する中小企業者で、機械設備、土地又は建物の取得を必要とするものであること。

繊維工業構造改善臨時措置法により承認された構造改善事業計画に参加する中小企業で、同計画に従って機械設備、土地又は建物の取得を必要とするものであること。

## イ) 流通近代化貸付

流通機構の合理化又は商業経営の近代化を図るため、卸売業者又は小売業者が共同の店舗又は施設の取得資金、改善資金等を必要とするものであること。

## ウ) 中小ガス事業近代化貸付

ガス事業法に規定する一般ガス事業を営む中小企業者が、設備の近代化又は保安施設の整備を図る必要があるものであること。

## エ) 電子・機械工業高度化促進貸付

特定の電子機器又は機械を製造する中小企業が、その設備に資金を

必要とするものであること。

#### オ) 構造改善貸付け

中小企業近代化促進に基づく特定業種又は関連業種に属する中小企業者が、構造改善事業実施のため資金を必要とするものであること。

#### カ) 下請振興貸付け

下請中小企業振興法に定める指定業種に属し、かつ下請振興計画に参加している中小企業者が、計画実施するため又は親企業の工場移転に伴い事業の転換若しくは経営の安定を図るため資金を必要とするものであること。

#### キ) 事業転換貸付け

次に掲げる中小企業者が、事業転換のため資金を必要とするものであること。

① 中小企業転換対策臨時措置法に基づく事業転換計画に従って事業の転換を行う中小企業者。

② 中小企業近代化促進法に基づき承認を受けた新分野進出計画に従って新分野に進出する中小企業者。

#### ク) 小売商業高度化貸付け

中小小売商業振興法に基づき、高度化事業計画の認定を受けた中小企業者が、計画及び実施を図るものであること。

#### ケ) 過密公害移転等貸付け

過密又は公害(大気汚染、水質汚染、騒音又は悪臭)を原因として、工場を移転しようとする中小企業者であること。

#### コ) 伝統工芸貸付け

伝統的工芸品産業振興法に基づき認定された振興計画に参加している中小企業者が、計画及び実施を図るものであること。

#### サ) 公害防止貸付け

次に掲げる中小企業者が、公害防止及び除去のため必要とする特定設備の取得並びに事業者負担をする必要があるものであること。

① 大気汚染防止法第2条に規定するばい煙若しくは粉じん又は同法第17条に規定する物質を排出する者。

② 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する汚水又は廃液を排出する者。

③ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第3項に規定する産業廃棄物を生ずる者及び産業廃棄物の処理又は有効利用を行う者。

④ 騒音規制法第2条第1項に規定する特定施設を設置する者。

⑤ 鉱山保安法第4条に規定する鉱業権者。

⑥ 工業用水法第3条第1項に規定する井戸又は許可を受けたとみなされる井戸を用水源としている者で、その用水源を工業用水道又は水道に転換等をしようとする者。

⑦ 悪臭防止法第2条に規定する悪臭物質を排出する者。

⑧ 公害防止事業費事業者負担法第5条に規定する負担金負担者。

#### シ) 産業安全貸付け

次に掲げる中小企業者が、安全、衛生、保安、消防等の特定設備を取得する必要のあるものであること。

① 労働基準法の対象となる製造業者、建設業者、貨物運送業者、倉庫業者及び土石採取業者。

② 高圧ガス取締法又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律による製造、販売及び貯蔵の許可を受けた者並びに消費の届出をした者又はガス事業法による簡易ガス事業の許可を受けた者。

③ 消防法第17条に規定するものであって、同条に定める消防の用に供する設備及び消防活動に必要な設備を設置する者。

④ 家内労働法の対象となる委託者及び家内労働者。

⑤ 道路運送法による自動車運送事業又は自動車事業の免許を受けた者。

⑥ 建築基準法第10条の規定により建築物の改善命令を受けた者。

表2-10 中小企業金融公庫の融資制度一覧表

◎設備資金 ◎運転資金

## 1. 一般貸付

制度名	融資対象者	資金使途	融資限度	
			直接貸付	代理貸付
一般貸付	小売業(物品販売業)、 物品貸付業、運送取扱業、 写真業、旅館業、情報処理 サービス業及びソフトウェア業、広告業、有線テレビジョン放送業、運動競技場業、廃棄物処理業、自動車教習所業、環境計量証明業、警備業、理容業、美容業、 公衆浴場業、映画興行業、 旅行業、コンサルタント業 (資本金1千万円以下又は従業員50人以下の企業)	設備資金 長期運転資金	1億8,000万円 うち9,000万円 注融資額の特例	⑥⑦あわせて 3,500万円
	卸売業 (物品販売業) (資本金3千万円以下又は従業員100人以下の企業)			
	製造業、鉱業、土石採取業 建設業、不動産(住宅及び住宅用の土地を除く。)賃貸業、運送業、通運業、倉庫業、ガス供給業、印刷業 出版業、熱供給業 (資本金1億円以下又は従業員300人以下の企業(鉱業は1,000人以下)の企業)			

利率	融資期間	償還方法	担保及び保証人	問合せ先
8.3%	①融資期間 直接貸付 ⑥原則7年以内 必要に応じ10年まで ⑦5年以内 代理貸付 ⑥原則7年以内 ⑦5年以内 ②据置期間 直接貸付 ⑥原則1年以内 必要に応じ10年まで ⑦1年以内 代理貸付 ⑥1年以内 ⑦6ヶ月以内	2ヶ月賦	担保、保証人必要	銀行、信用金庫、信用組合、中小企業金融公庫 (03)270-1261

## 2. 特別貸付

制度名	融資対象者	資金使途	融資	
			直接貸付	
近代化促進等貸付	① 近促法の指定業種の中小企業 ② 繊維構改法に基づく構造改善計画を実施する中小企業者	設備資金 長期運転資金	2億7,000万円 うち④1億円	
流通近代化貸付	卸・小売業を営む者	設備資金 長期運転資金	2億7,000万円 うち④1億円	
中小ガス近代化貸付	一般ガス事業を営む者	設備資金	3億円	
電子・機械貸付	特定の電子機器又は機械を製造する中小企業者	設備資金	2億7,000万円	
構造改善貸付	近促法の特定業種の者及びその関連業種に属する中小企業者	設備資金 長期運転資金	2億7,000万円 うち④1億円	
下請振興貸付	① 下請振興法に基づき、下請振興計画に参加している中小企業 ② 親企業の工場移転により影響を受ける下請中小企業者	設備資金 長期運転資金	2億7,000万円 うち④1億円	
事業転換貸	① 事業転換法に基づく事業転換計画に従って ② 产地振興法に基づく合理化計画に従って ③ 公害を原因として事業を転換しようとする中小企業者	設備資金 長期運転資金	2億7,000万円 うち④1億円	

限度	利 率	融資期間	償還方法	担保及び保証人	問合せ先
代理貸付					
④ あわせて別枠で3,500万円	8.25%	④ 10年 ④ 5年 据置期間 ④ 2年 ④ 1年			
④ あわせて別枠で3,500万円	8.25%	④ 10年 ④ 5年 据置期間 ④ 2年 ④ 1年	同上	同上	同上
別枠で3,500万円	8.25%	10年 据置期間 2年			
別枠で3,500万円	• 8.25% • 7.5% (4年目以降8.0%)	10年 据置期間 2年			
④ あわせて別枠で3,500万円	8.0% ただし、関連業種の者は年8.25%	④ 10年 ④ 5年 据置期間 ④ 2年 ④ 1年			
④ あわせて別枠で3,500万円	8.0%	④ 10年 ④ 5年 据置期間 ④ 2年 ④ 1年			
④ あわせて別枠で3,500万円	① 7.5% (4年目以降8.0%) ② 6.0% (4年目以降6.7%) ③ 8.0%	④ 10年 ④ 5年 据置期間 ④ 2年 ④ 1年			

制度名	融資対象者	資金使途	融資
			直接貸付
小売高度化貸付	中小小売商業振興法に基づき、高度化事業計画に参加している中小企業者	設備資金 長期運転資金	2億7,000万円 うち⑩1億円
過密・公害移転貸付	① 過密・公害を原因として工場を移転しようとする中小企業者 ② 工場等の環境整備を行う中小企業者	設備資金	2億7,000万円
伝統工芸貸付	伝統的工芸品産業振興法に基づき振興計画に参加している中小企業者	設備資金 長期運転資金	2億7,000万円 うち⑩1億円
公害防止貸付	公害を防止・除去しようとする中小企業者	設備資金	2億7,000万円
産業安全貸付	安全・衛生・保安・消防等の設備を整備しようとする中小企業者	設備資金	2億7,000万円
新技術貸付	新しい技術や機械、製品を開発しようとする中小企業者	設備資金 長期運転資金	2億7,000万円 うち⑩1億円

このほか、石油代替エネルギー貸付、省エネルギー貸付、産地振興貸付、などの融資がある

限度	利 率	融資期間	償還方法	担保及び保証人	問合せ先
代理貸付					
⑩ あわせて別枠で3,500万円	8.0%	⑩ 10年 ⑩ 5年 据置期間 ⑩ 2年 ⑩ 1年			
別枠で3,500万円	8.0%	10年 据置期間 2年	同上	同上	同上
⑩ あわせて別枠で3,500万円	8.0%	⑩ 10年 ⑩ 5年 据置期間 ⑩ 2年 ⑩ 1年			
別枠で3,500万円	7.5% (4年目以降8.0%)	10年 据置期間 2年			
別枠で3,500万円	7.5% (4年目以降8.0%)	10年 据置期間 2年			
⑩ あわせて別枠で3,500万円	7.5% (4年目以降8.0%)	⑩ 10年 ⑩ 5年 据置期間 ⑩ 2年 ⑩ 1年			

- ⑦ 航空機による不定期輸送事業又は航空機使用事業の免許を受けた者。
- ⑧ 労働災害を防止するため安全装置内蔵プレス機械を取得する者。

## (5) 手 続

### ア 代理貸付けの場合

中小企業金融公庫の代理店は、全国のほとんどの銀行、相互銀行、信用金庫及び信用組合の本支店がなっており、融資の契約、資金の払出し等一切の手続をこれらの代理店が行っている。

### イ 直接貸付けの場合

申し込み	公庫の本支店又は出張所の窓口に直接申し込みを行う。 申し込みの際、次のような資料を持参する。 最近2か年程度の決算書、最近時の試算表、申込計画の概要、担保物件の概要製品カタログ等。
審査	借入者申し込みの受付が決定したときは、審査が行われる。審査では、提出された資料の検討、実施調査等により申し込み計画の妥当性、返済見通し等を検討して、貸付けの可否が判断される。
融資	審査の結果が検討され、貸付けの可否及び条件が決定する。貸付けが決定すると金銭消費貸借契約、抵当権設定契約等の契約を締結し工事推捲状況に合せて、資金の必要なつど融資が行われる。

なお、中小企業金融公庫の融資制度の一覧については、表2-10を参考されたい。

## 4) 環境衛生金融公庫の融資制度

環境衛生金融公庫は、公衆衛生の見地から国民の日常生活に密接な関係のある環境衛生関係営業の衛生水準を高め、近代化を促進するため必要な資金を融資する目的を有する。

### (1) 融資の特徴

次のような営業内容の業者を融資対象としている。

- ① 経営規模が零細であること。
- ② 家内労働による前近代的経営状態であること。
- ③ 機械化による生産性向上が困難であること。
- ④ 日銭収入の魅力があり、比較的小資本で開業が可能であること。
- ⑤ 国民の日常生活に不可欠の営業であるため、一定の衛生水準を維持する業務が課せられていること。

### (2) 融資制度

環境衛生金融公庫の融資は、一般貸付、特例貸付、災害貸付の他に、別建ての小企業等設備改善資金特例貸付の4種類がある。

特に、公共事業関連としては、環境衛生関係業者が公共事業の移転に伴い、設備の改善又は新設を余儀なくされる場合に、補償金の不足をカバーするため、本融資制度を活用することが有利である。

また、小規模の零細業者に対しては、無担保、無保証人により、300万円まで融資が受けらるる制度となっている。

一般貸付けは、会社及び個人に対し、最高2,200万円まで融資を行う。ただし、旅館業にあっては3,600万円、浴場業にあっては5,000万円、クリーニング業にあっては5,000万円まで融資が受けられる。

特例貸付けは、消防設備、防火避難施設、汚水等処理施設等の資金につ

いて、一般貸付けのほかに、それぞれ300万円の融資が受けられる。

災害貸付けは、特定の災害について、災害復旧のための融資（一災害につき300万円）を行う。

小企業等設備改善資金特別貸付けは、環境衛生同業組合が行う経営指導を受け、その指導に基づいて設備を改善しようとする小企業者（従業員5人以下）に、必要な資金を無担保、無保証人という条件で融資を行う。

### (3) 融資資格要件

#### ア 会社及び個人

飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売業、冰雪販売業、理容業、美容業、興行場営業、旅館業、浴場業又はクリーニング業を営む者で、次のいずれかに該当する者。

ア) 資本金又は出資金の総額が1,000万円（食肉卸売業又は冰雪卸売業にあっては3,000万円、興行場営業又はクリーニング業にあっては1億円）以下の会社。

イ) 常時使用する従業員の数が50人（食肉卸売業又は冰雪卸売業にあっては、100人、クリーニング業にあっては300人）以下の会社又は個人。

#### イ 組合等

環境衛生同業組合、同連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合、同連合会、商工組合、同連合会、商店街振興組合及び同連合会。

### (4) 手 続

ア 融資の申込には、都道府県知事の推せんを必要とする場合及び必要としない場合がある。

#### ア) 推せんを必要とする場合

次に掲げる資金を含む借入申込金額が100万円を超える場合

- ① 特別利率(7.15%, 8.15%)対象設備のための施設又は設備の資金
- ② 店舗の新設、大幅な改築等により新たに営業許可（理容業、美容

業又はクリーニング業にあっては使用開始前の確認）が必要な場合の資金

- ③ 協業化又は企業合同のための資金
- ④ 経営多様化のための資金
- ⑤ 理容師・美容師養成施設の整備のための資金

推せんを受けるには、所定の推せん書交付願及び借入申込書に必要な事項を記入し、環境衛生同業組合を経由して、都道府県の環境衛生主管部（局）課に提出する。

なお、組合のない場合、その他この手続によりがたい場合は、直接都道府県の環境衛生主管部（局）課に提出して知事の推せんを受ける。

#### イ) 推せんを必要としない場合

直接借入申込書類を作成し、窓口に提出する。

#### 窓 口

##### 国民金融公庫

##### 〔全国各支店〕

- 〔国民金融公庫が指定した特定地域の店舗〕
- 1.一般貸付の取扱金額が2,200万円以内の者
- 2.特殊貸付を利用する者

##### 一銀 行 相互銀行 信用金庫 信用組合

##### 〔環境衛生金融公庫が指定した全国の代理店（本店439、支店約14,000）〕

- 1.一般貸付の取扱金額が300万円を超える者（代理店のうち特定地域の窓口では300万円以下も取扱っている）
- 2.特例貸付を利用する者

##### 商工組合 中央金庫

##### 〔本店営業部及び全国各支店〕

- 〔商工組合中央金庫が指定した特定地域の店舗〕
- 商工組合中央金庫に出資している組合員であって
- 1.一般貸付の取扱金額が300万円を超える者。
- 2.特例貸付を利用する者

なお、環境衛生金融公庫の融資制度の一覧については、表2-11を参照されたい。

表2-11 環境衛生金融公庫の融資制度の一覧表

制度名	融資対象者	資金用途	融資限度
一般貸付	<p>1 会社及び個人            ①飲食店営業、②喫茶店営業、③食肉・食鳥肉販売業、④冰雪販売業、⑤理容業、⑥美容業、⑦興行場営業（映画・演劇・演芸に限る。）、⑧旅館業、⑨浴場業、⑩クリーニング業を営む者で、次のどちらかにあてはまる者            (1)資本金又は出資金の総額が1,000万円（食肉卸売業・冰雪卸売業は3,000万円、興行場営業・クリーニング業は1億円）以下の会社            (2)常時使用する従業員の数が50人（食肉卸売業・冰雪卸売業は100人、クリーニング業は300人）以下の会社又は個人</p> <p>2 組合等            環境衛生同業組合、環境衛生同業組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会</p>	営業に必要な設備資金	<p>最高            2,600万円            まで            ただし、            (1)興行場営業            4,200万円            (2)旅館業            (国民旅館を除く)            4,200万円            (3)国民旅館            4,800万円            (4)浴場業            6,000万円            (5)クリーニング業            5,000万円</p>

利 率	融資期間	償還方法	担保及び保証人	問合せ先
基準 8.25% 8.00% 7.5% (4年目からは8.00%)	10年以内（ 浴場業は20年以内）	均等償還 なお、据置の期間は1年（特定の場合は2年）以内	保証人 1名以上 担保 500万円までは必要なし。	国民金融公庫 銀行 相互銀行 信用金庫 信用組合 商工組合 中央金庫 環境衛生金融公庫 (03) 582-5411

制度名	融資対象者	資金用途	融資限度
特例 貸付	環境衛生関係営業者 ただし、防火避難施設について、飲食店営業、喫茶店営業、興行場営業、旅館業、浴場業を営む者	1. 消防法による消防設備 消火設備、警報設備、避難設備、消防活動上必要な施設 ( 排煙設備、連結散水設備、連結送水管及び非常コンセント設備 ) 2. 建築基準法の改善命令等による防火避難施設 3. 自然公園法、水質汚濁防止法又は下水道法による汚水等処理施設 4. 活動火山対策特別措置法による降灰防除施設	上記の融資額のほかに、それぞれ 300 万円( 特別の場合は 1,500 万円 )
小企業等設備改善資金特別貸付	環境衛生同業組合が行う経営指導をうけ、その指導に基づいて設備を改善しようとする、常時使用する従業員の数が 5 人以下の個人又は会社	設備資金	350 万円

利 率	融資期間	償還方法	担保及び保証人	問合せ先
7.5 % ( 4 年目から 8.0 % )	10 年以内 ( 浴場 20 年 )	同 上	同 上	同 上
7.0 %	4 年	月賦償還 ( 据置 6 ヵ月 以内 )	必要なし	環境衛生同業組合 国民金融公庫 環境衛生金融公庫

## 5) 農林漁業金融公庫の融資制度

農林漁業金融公庫は、農林漁業の生産力を維持し、向上発展させるために、農林漁業者及びその加工流通業者に対して、一般の金融機関では、融資が困難な長期、低利の資金を融資する目的を有する。

### (1) 融資の特徴

ア 長期・低利の融資を行っている。

イ 融資対象は、農林漁業及び流通加工業の広範囲にわたっている。

大別すると「農業資金」「林業資金」「漁業資金」「卸売市場近代化資金」の4部門に分れ、各部門の融資の種類は、次のとおりである。

#### ア) 農業関係資金

- ①土地改良資金 ②総合施設資金 ③農地等取得資金 ④未懸地取得資金 ⑤農業構造改善事業推進資金 ⑥果樹園経営改善資金 ⑦果樹植栽資金 ⑧畜産経営拡大資金 ⑨主務大臣指定施設資金 ⑩振興山村・過疎地域経営改善資金 ⑪北海道・南九州畑作営農改善資金 ⑫自作農維持資金 ⑬組合の共同利用施設資金。

#### イ) 林業関係資金

- ①造林資金 ②林業経営改善（林地取得）資金 ③林道資金 ④主務大臣指定施設資金 ⑤主務大臣指定災害復旧資金 ⑥共同利用施設資金 ⑦振興山村・過疎地域経営改善資金 ⑧林業経営維持資金 ⑨伐採調整資金 ⑩樹苗養成資金。

#### ウ) 水産関係資金

- ①漁業経営再建整備資金 ②一般漁船資金 ③主務大臣指定施設資金 ④沿岸漁業構造改善事業（融資単独事業）資金 ⑤沿岸漁業構造改善事業推進（補助残融資事業）資金 ⑥一般共同利用施設資金 ⑦漁港資金 ⑧振興山村・過疎地域経営改善資金 ⑨沿岸漁業経営安定

資金 ⑩主務大臣指定施設資金（災害復旧）。

#### エ) 卸売市場近代化資金

- ①卸売市場施設 ②卸売業者施設 ③仲卸業者施設。

### (2) 融資制度

ダム事業等の施行によって農耕地、山林等を失う農業者及び林業者が農地、林地等の代替地を取得することは極めて困難と思われるが、起業者等が関係行政機関の協力を得て未懸地及び林地等のあつ旋が可能となった場合、被補償者の資金不足をカバーするものとして次のような融資制度の利用が考えられる。

#### ア) 農業者に対する総合資金の融資制度

自立経営を目指して経営規間の拡大又は経営の改善を図ろうとする農家に対して、公庫の総合施設資金のほか、各種の資金を総合的に組合せて、経営規模の拡大及び経営改善に必要な資金を長期・低利で融資する制度である。

総合資金の借入に当っては、農業改良普及員、農協改良普及員又は農協営農指導員から指導及び助言が受けられることになっており、資金借入後も同様の指導及び助言が受けられる。

#### ア) 総合資金の種類

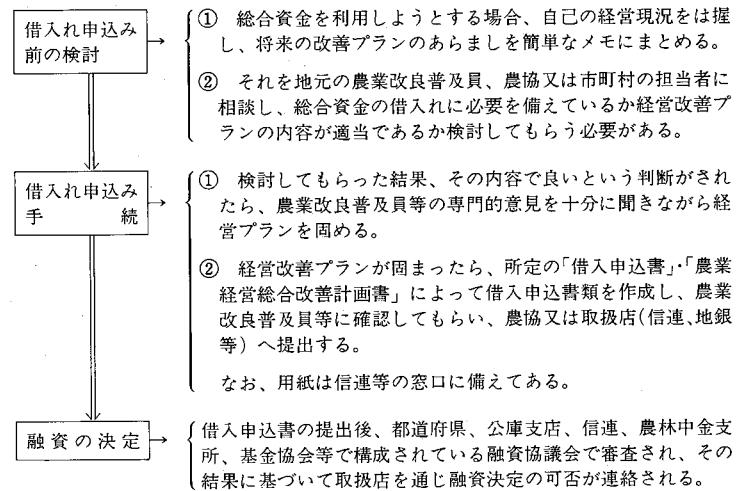
公庫が貸付けを行う総合施設資金、農地等取得資金及び未懸地等取得資金の3種類並びに農協等が行う農業近代化資金及び運転資金の2種類である。

#### イ) 融資資格要件

- ① 経営の中心となる者が45歳までの農家、又は後継者のいる農家で、自立経営業をしようとする意欲及び技術を有する者。
- ② 経営に必要な労働力の基幹的な部分を主に家族労働によってまかなえる見込みのある者。
- ③ 5~10年後には自立経営の目安としている都道府県ごとに定めて

いる指標所得（全国平均400万円）以上の所得をあげる見込みのある者。

## ウ) 手 続



手制度による貸付手続のフロー及び、融資内容についてはそれぞれ図2-2、表2-12に示す。

図2-2 農業者に対する総合資金の融資手続フロー図

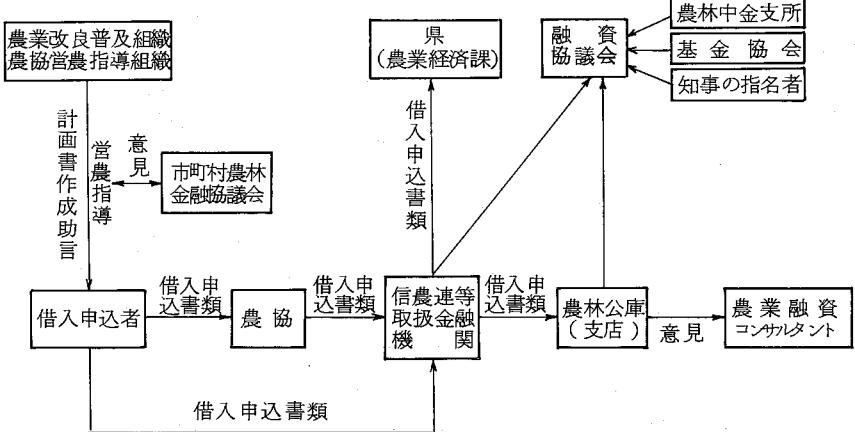


表2-12 農業者に対する総合資産の融資一覧表

融資一覧表

資金の種類 (融資機関名)	融資の対象となる事業	融資の条件		
		利 率 (年 %)	返済期間 (うち据置期間)	融資額(A) 融資率(B) (事業費(C)に対する%)
1. 総合施設資金(公庫)	(1) 田・普通畠・草地等の購入資金	%	年以内	
	(2) 田・普通畠・草地等の改良資金	5.0	25(10)	個人 (1戸1法人を含む) 1,800万円 (特例 5400万円) 法人 6,700万円 (特例 2億円) 80% 特認 (90%) 以内
	(3) 果樹の新植・改植・育成資金	据置期間 間中 4.5	25 (10)	個人 (1戸1法人を含む) 1,800万円 (特例 5400万円) 法人 6,700万円 (特例 2億円) 80% 特認 (90%) 以内
	(4) オリーブ・茶・ホップ・桑・花木の新植・改植資金			
	(5) 牛・豚・鶏の購入資金			
	(6) 農業用建物・施設の新設・改造や農機具の購入資金			
2. 農地等取得資金(公庫)	田・普通畠・草地等の購入資金	3.5	25(3)	個人 1,000万円 (特認 1,000万円) 法人 3,200万円
3. 未懲地取得資金(公庫)	田・普通畠・草地等にするための山林・原野の購入資金	3.5	25(3)	個人 500万円 法人 2,000万円
4. 農業近代化資金(農協等)	(1) 牛・豚の飼料代等育成資金	標準 5.0	5~15 (2~7)	個人 600万円 (特認 5,000万円) 法人 5,000万円 原則として 80%
	(2) オリーブ・茶・ホップ・桑・花木の育成資金			
	(3) 農業用建物・施設の新設・改造資金・その他			
5. 運転資金(農協等)	特に決められてはいないが、生活費や負債整理資金を除いた経営資金で経営改善に必要な資金ができるだけ低利で安定的に融資されることになっている			

(備考)

1 総合施設資金の融資額「特例」及び融資率「特認」は、総合改善計画が次のい

すれかに該当する場合は利用することができる。

- ① 高性能の技術体系を導入する場合
- ② 経営地の移転をする場合
- ③ 離農地跡地を購入する場合
- ④ 稲作以外の作目に転換する場合

2 総合施設資金の融資の対象となる事業については、ものにより次のような制限がある。

- ① 肥育牛は5頭、肥育豚は50頭、鶏は2,000羽をそれぞれ超えて購入する場合は融資が受けられる。
- ② 花木の新植・改植は、畑地で2年以上栽培するものに限って融資が受けられる。

3 1~3の資金を同時に借りる場合は、3資金の借入合計額が1の総合施設資金の融資の限度額を超えることはできない。

#### イ 林業経営改善（林地取得）資金の融資制度

##### ア) 融資対象事業

幼齢の人工林、天然林改良林又は造林のための土地の取得、ただし

- ① 融資対象となる森林は、次のいずれかの地域に所在するものに限る。

(ア) 林野庁長官の定める造林補助事業実施要領に基づいて都道府県知事が指定する地域

- (イ) 第1次・第2次林業構造改善事業に指定された地域
- (ウ) 中核林業振興地域
- (エ) 山村振興法第7条の規定により指定された振興山村地域、離島振興法第2条の規定により指定された離島振興対策実施地域又は過疎地域振興特別措置法第2条に規定する地域であって、林業振興地域に準ずるものとして都道府県知事が指定する地域。

- ② 「幼齢の人工林」・「天然林改良林」については林齢10年以下の森林に限る。ただし、次のいずれかに該当する場合は、林齢15年以下

の森林が融資の対象となる。

(ア) 第1次・第2次林業構造改善事業中核林業振興地域育成特別対策事業又は山村地域農林漁業特別対策事業の実施地域内に居住する者が、当該事業の実施期間中に当該地域内の森林を取得する場合

(イ) 隣接地を取得する場合

(ウ) 在村（市・町）者が、同村（市・町）の森林を取得するに当たり、次のいずれかに該当する場合

- a 謙渡人が不在村（市・町）者である場合
- b 謙渡人が離村（市・町）する場合
- c 謙渡人が農林漁業を営なまなくなる場合

③ 「造林のための土地」の取得は、取得の日から2年以内に植栽又は天然林改良を行う計画のあるもののみを対象とする。

④ 融資の対象となる森林は、次のいずれかに該当するものに限る。

(ア) 取得後1年以内に森林施業計画の認定を受けることになる森林

(イ) 第2次林業構造改善事業における林地保有合理化事業に係る森林

⑤ 森林組合が森林を取得する場合にあっては、森林組合法第26条の森林の経営に供するものに限り融資の対象となる。

⑥ 次のいずれかに該当するものは融資の対象とならない。

(ア) 借入申込時点の1年以上前に所有権移転登記が行われたものの取得

(イ) 転用が見込まれる土地の取得

(ウ) 地上権、分取造林契約に基づく分取権の取得

(エ) 森林組合、生産森林組合又は農業生産法人の組合員又は構成員の当該組合又は法人の所有森林の取得（ただし、森林法第9条第2項第7号の森林組合の事業であって組合員が当該組合から

取得する場合はこの限りではない)。

(オ) 森林組合、生産森林組合又は農業生産法人が組合員又は構成員に持分の払戻しを行った森林の当該組合又に法人の再取得

⑦ 土国利用計画法に基づく届出について

国土利用計画法第23条の規定により、次の土地の売買契約等の締結は、契約締結の6週間前に、あらかじめ、市町村長を経由して、都道府県知事に届け出ることを要する。

(ア) 都市計画法第7条第1項の市街化区域内の土地 2,000 m<sup>2</sup>以上の土地

(イ) 都市計画法第4条第2項の都市計画区域(市街化区域を除く)内の土地 5,000 m<sup>2</sup>以上の土地

(ウ) その他の区域内の土地

10,000 m<sup>2</sup>以上の土地

イ) 融資資格要件

〔個人〕

次の諸条件をすべて満たしていることが必要である。

① 前記「融資対象事業」A記載のいずれかの地域で現に林業を営んでいること。

② 第2次林業構造改善事業における林地保有合理化事業に基づいて森林を取得する者又は森林施業計画の認定をすでに受けたか、あるいは取得後1年内に受ける見込みのある者であること。

③ その経営する育林地(その世帯員の経営する育林地及びこの資金によって取得しようとする土地を含む)の面積が3haから40haまでの者であること。

なお、経営する育林地の面積が3ha未満の者であっても「融資対象事業」のBただし書に該当する場合、本資金により取得する土地を含めて1ha以上であれば融資資格がある。

④ 借入申込者の総所得又は総就業日数のうち農林水産業にかかるも

のが過半数を占めているか又は取得後に占めることになること。

(注)1 借入申込者が60歳以上の場合は、原則として後継者を連帶債務者とする。

2 原則として、森組、森連又は農協を通ずる転貸として取扱う。

〔法人〕

省略

ウ) 融資条件

融資の条件	
利 率	年3.5%
償還期間	25年以内の一時払い又は数回の割賦償還
融資限度	<p>個人(その世帯員を含む) 200万円 特認800万円(「融資対象事業」のBのただし書に該当する場合)</p> <p>農業生産法人</p> <p>次のいずれか低い額 イ.1,500万円 ロ.200万円(「融資対象事業」Bのただし書に該当する場合800万円)×構成員の属する世帯数</p> <p>生産森林組合 2,000万円 施設森林組合 3,000万円</p> <p>(注)「林業経営改善資金」の既往融資があればその残高が通算される。</p>

なお、融資制度の一覧表については、表2-13を参照されたい。

表2-13 農林漁業金融公庫の融資制度の一覧

制度名	融資対象者	資金用途	融資率
農地等取得資金	農業を営む個人 農業生産法人 民法法人	次の計画等に基づく農地又は採草放牧地の取得 ※①農業経営改善計画 ②農業構造改善計画、(農用地利用増進特別対策事業実施要領に定める計画を含む。)農村施設等総合整備計画、農業経営総合改善計画、同和対策事業計画又は同和対策農業基盤整備事業計画 ③農用地開発事業実施要綱に定める農地開発基本計画、農地開発利用促進事業実施計画、草地開発計画若しくは草地開発事業に係る実施計画、又は、公社畜産基地建設事業実施要綱に定める公社畜産基地建設事業実施計画 ④農用地開発公団事業実施要綱に定める広域農業開発事業基本計画又は畜産基地建設事業基本計画 ※農用地開発公団法に基づく農地又は採草放牧地の集団化により清算金が多額に上る場合の清算金又は農地保有合理化促進事業に係る農地又は採草放牧地の取得に当たっては、併せて取得する附帯地の取得も含む。	—
未墾地取得資金	農業を営む個人 農業生産法人 民法法人 農協・農業生産法人でない農事組合法人(いずれも②から⑤までの事業で構成員の共同利用に供する場合に限る。) 農協・農協連(転貸に限る。)	次の計画等に基づく未墾地の取得 ①農業経営改善計画 ②果樹園経営計画 ③農用地開発事業、公社畜産基地建設事業及び畜産経営環境整備事業に係る計画、農業構造改善計画、(農用地利用増進特別対策事業実施要領に基づく計画を含む。)農村施設等総合整備計画、農業経営総合改善計画、同和対策事業計画又は同和対策農業基盤整備事業計画	—

融資限度	利率	融資期間	償還方法	担保及び保証人	問合せ先
1. 個人200万円 農地改革残存小作地700万円、農地保有合理化促進事業、農業委員会のあっせん、離農跡地一括取得、資金使途の欄の②の事業1,000万円、農用地利用増進計画に係る取得1,500万円、資金使途の欄の③の事業3,000万円、資金使途の欄の④の事業4,000万円	3.5%	25年以内 据置期間 3年以内	元利均等 償還 不動産	担保 融資対象 物 件	都道府県信用農業協同組合連合会 農林漁業金融公庫 (03) 270- 2261
2. 農業生産法人800万円 農地保有合理化促進事業、農業委員会のあっせん、資金使途の欄の②の事業又は離農跡地一括取得4,000万円、農用地利用増進計画に係る取得、6,000万円、資金使途の欄の③の事業9,000万円、貸付対象事業の欄の④の事業1億2千万円(肉用牛経営のための取得2億円)				保証人 連帯保証人	
3. 民法法人3,200万円 資金使途の欄の③の事業9,000万円 資金使途の欄の④の事業2億5千万円					
1. 個人100万円 資金使途の欄の②から④までの事業に係る取得は500万円、⑤の事業に係る取得は1,500万円	3.5%	25年以内 据置期間 3年以内 (果樹園經營計画に基づく事業は10年)			
資金使途の欄の②から④までの事業に係る取得は2,000万円、⑤の事業に係る取得は4,500万円、ただし、②、③及び⑤で構成世帯数概ね10以上の農業生産法人が10ha以上の					

制度名	融資対象者	資金用途	融資率
		④利子軽減対象事業 ⑤広域農業開発事業基本計画又は畜産基地建設事業基本計画	
果樹植栽資金	農業を営む個人・法人 (農事組合、合名、合資、有限会社) 農協・農協連(転貸に限る)	災害復旧として行う果樹の改植又は補植(果樹の定植、樹園地整備、果樹棚等)、農山漁村經營改善は新植、改植も対象	80% (農山漁村經營改善 90%)
果栽培園經營改善資金	農業を営む個人 農業生産法人 農協・農協連(転貸に限る)	果振法に定める果樹園經營計画に基づく果樹の新改植又は育成	80%
総合施設資金	農業を営む個人・法人 (農事組合、合名、合資、有限会社であって一定の要件を満たす法人) 農協・農協連(転貸に限る)	農業經營を自立經營にするための農業經營総合改善計画に基づく農地等、又は、農舍等の農業施設の改良、造成又は取得、家畜の購入及び果樹等の新植、改植又は育成	80% (特認90%)

融資限度	利率	融資期間	償還方法	担保及び保証人	問合せ先
未墾地を取得する場合 5,400万円 の 農協、農業生産法人でない農事組合法人 5,400万円					
農山漁村經營改善 個人 700万円 (漁船資金の貸付金を含む場合は 1,200万円)、法人 2,300万円 (漁船及び主務大臣指定施設の農山漁村經營改善と残高通算)ただし、主務大臣指定施設資金の貸付限度欄に掲げる要件に該当する場合 個人 1,400万円 法人 4,600万円	6.05% 農山漁村經營改善 4.6%( 据置中は 4.5%) 別に定め るもの、 据置期間 中5.05% %	25年以内 据置期間 10年以内	同上	同上	同上
個人 250万円 法人 1,000万円(特認3,000万円、 特認要件一構成世帯数概ね10以上 の法人が10ha 以上の樹園地造成の 場合)	5.5%	上に同じ			
個人 2,300万円 法人 8,000万円 (特認 個人 7,000万円 法人 2億円) 特認要件①高性能技術体系の導入②規模拡大のための経営移転③離農跡地の取得④他の作物(稲を除く。)への転換(現在、經營の基幹となっている作目が稲である場合にあっては、新たに水田に関する権利を取得し、かつ取得後の合計水田面積の相当部分を稲以外の作目に転換し、定着させる計画であるものを含む。)	5.0%( 据置中 は4.5%)	上に同じ			

制度名	融資対象者	資金用途	融資率
畑作営農改善資金	農業者であつて⑨又は⑩法に基づく知事の認定を受けた者 農協(転貸に限る)	⑨法に基づく営農改善に必要な土地改良、果樹の植栽又は育成、種豚・牛の購入及び農畜舎等の農業施設の改良、造成又は取得 ⑩法に基づく営農改善に必要な土地改良、果樹等の植栽又は育成、種豚・牛の購入及び農畜舎等の農業施設の改良、造成又は取得	80% (特認90%)
造林資金	森組、森連、農協、林業を営む者(分収造林の費用負担者を含む)	(造林) 人工植栽、天然林改良、林令20年以下の育林(森林総合整備事業に係るもの、林業経営改善計画を作成した者が行うもの及び林業振興地域育成対策事業実施要綱に基づく林業振興地域で行うもの)	80% 造林公社、森林組合及び造林事業計画に基づく拡大造林は90% 公有林は100% 水源林造成法への拡大造林90%(特定の水源がん養機能整備部分100%)
	森組、森連、農協、中小企業等協組、樹苗養成の事業を営む者	樹苗養成施設の改良、造成又は復旧	80%

融資限度	利率	融資期間	償還方法	担保及び保証人	問合せ先
(北海道) 酪農主体 その他	5.0% (据置中は4.5%) 1,400万円 900万円	25年以内 据置期間 8年以内			
(南九州) 酪農・肉用牛主体 その他	酪農・肉用牛主体 900万円 その他 800万円	償還期間を通じ 4.5% (利子 軽減事 業は3.5%)			
	補助6.5% (10ha 以下の造 林5.5%) 非補助 5.0% 小造林 及び公 有林扩 大造林 3.5% 大造林 拡大造 林4.5% (据置 中は4.0%)	30年以内 (特認40 年以内) (小造林拡 大造林・大 造林拡大造 林は35年以 内)(特認 45年以内) 据置期間 20年以内 (特認25 年以内)			
	災害 4.6% 補助 6.5% 非補助 5.0%	15年以内 据置期間 5年以内			
個人 200万円(特認800万円) (特認要件の一部 林業振興地域育成 対策事業に係るもの) 法人 森林組合 3,000円 生産森林組合 2,000万円 農業生産法人 1,500万円	取得 3.5% 育林 5.0%	取得 25年以内 育林 20年以内			

## 6) 公害防止事業団の融資制度

工場及び事業場が集中している地域は、大気の汚染、水質の汚濁、騒音、悪臭、産業廃棄物等の公害による生活環境の悪化が広まり、深刻の度を深めている。このような事態に対し、国は大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、悪臭防止法等によって規制を行っている。

公害防止事業団は、これらの産業公害対策の実施機関として、産業公害を防止するため必要な施設について、長期・低利の条件で建設事業及び融資事業を行っている。

融資対象としては、大気の汚染、水質の汚濁等の産業公害が発生している地域で、産業公害を防止するために必要な施設を設置しようとする工場、事業場等となっている。

工場等が公共事業により移転する場合は、公害防止施設の移転又は新たに設置する必要が生じることがあるが、これに要する費用については、公害防止事業団の融資制度を活用することが有利である。

なお、公害防止施設を設置した場合は、税制上の優遇措置がある。国税関係では、①公害防止施設の特別償却 ②耐用年数の短縮 ③登録免許税の非課税（抵当権設定等）、地方税関係では①固定資産税の非課税（公害防止設備） ②同課税標準の特例（拡散用高煙突等） ③不動産取得税の免除（共同利用建物、工場移転用地を組合に譲渡し、5年以内に組合員に再譲渡した場合）等がある。

### ① 融資対象施設

工場、事業場等が共同で利用する「共同公害防止施設」で、その処理施設は次のとおりである。

なお、融資対象施設には、付属施設及び土地が含まれる。

#### i ばい煙処理施設

燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、燃料又は熱源

としての電気の使用に伴い発生するばいじん、物質の燃焼、合成、分解その他の処理に伴い発生する物質のうちカドミウム、塩素、弗化水素、鉛及びこれらの化合物等で、人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれのある物質を処理するための施設。

#### ii 汚水処理施設

汚水又は廃液中に浮遊又は溶解する汚染物質を処理するための施設で、下水道法第2条に規定する公共下水道、流域下水道及び都市下水路は対象から除かれる。

#### iii 粉じん防止施設

物の破碎、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生又は飛散する物質を防止するための施設。

#### iv 特定物質処理施設

大気汚染防止法第17条第1項に規定する物質を処理するための施設で、i～iii以外の施設。

#### v 緊急時用低いおう燃料貯留施設

大気汚染防止法第23条第2項に規定する硫黄酸化物関係のばい煙を減らすための計画に従い、設置する低硫黄燃料貯留施設。

#### vi 騒音防止施設

吸排気、衝撃等により発生する騒音を防止するための施設。

#### vii 振動防止施設

衝撃等により発生する振動を防止するための施設で、吊基礎、浮基礎、直接支持基礎等である。

#### viii 悪臭防止施設

悪臭防止法第2条に規定する悪臭物質その他悪臭の原因となる物質の排水（漏出を含む）を防止する施設。

#### ix 産業廃棄物処理施設

事業活動に伴って生ずる産業廃棄物を処理するための施設。

## ② 融資対象地域

融資の対象となる地域は、次のとおりである。

- i ばい煙処理施設、粉じん防止施設、特定物質処理施設及び緊急時用低硫黄熱貯りゅう施設並びにこれらの施設に付属する施設については、大気汚染による公害が著しい、又は著しくなるおそれのある地域。
- ii 汚水処理施設及びこれに付属する施設については、水質の汚濁による公害が著しい、又は著しくなるおそれのある地域。
- iii 産業廃棄物処理施設及びこれに付属する施設については、産業廃棄物による大気汚染、水質の汚濁等の公害が著しい、又は著しくなるおそれのある地域。
- iv 騒音防止施設及びこれに付属する施設については、騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域。
- v 振動施設及びこれに付属する施設については、振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域。
- vi 悪臭防止施設及びこれに付属する施設については、悪臭防止法第2条の規定により指定された地域。
- vii このほかiv～viに掲げる施設については、当該各号に掲げる地域のほか、それぞれ騒音又は悪臭による公害が著しくなるおそれがある地域として環境庁長官が定める地域。

## ③ 資金の使途

融資資金の使途は、融資対象施設の設置に必要な「設備資金」に限る。

## ④ 融資の方法

証書貸付け。

## ⑤ 償還の方法

原則として半年賦元金均等割賦償還

## ⑥ 担保、保証人

融資に当っては、原則として不動産、動産その他の資産を担保とし、2名以上の連帯保証人が必要である。

## ⑦ 融資窓口

融資の窓口は、都市銀行、地方銀行、相互銀行、信用金庫、長期信用銀行、商工組合中央金庫及び信託銀行に委託している。

なお、公害防止事業団の融資制度の一覧表及び貸付対象施設については表2-14、2-15を参照されたい。

表2-14 公害防止事業団の融資制度の一覧表

制 度 名	融資対象者	資金使途	融資率	融資限度	利 率	
					貸付後 3年間	貸付後 4年目以降
公害防止施設に係る貸付	中小企業 地方公共団体	共同公害 防止施設 の設置 (含土地)	8.0%以内	なし	5.35%	5.85%
	大企業	7.0%以内	7.50%		7.70%	
	中小企業 地方公共団体	個別公害 防止施設 の設置 (含土地)	8.0%以内		6.85%	
	大企業	5.0%以内			7.70%	
産業廃棄物処理業者が設置する 産業廃棄物処理施設に係る貸付	地方公共団体のみの設立に係る 民法上の法人	産業廃棄物処理施設の設置	8.0%以内	なし	5.35%	5.85%
	地方公共団体が 資本金若しくは 出資金の一部を 出資して設立した 団体	8.0%以内	6.85%		7.35%	
	中小企業	8.0%以内	6.85%		7.35%	
	大企業	5.0%以内	7.7%		8.2%	

融資期間	償還方法	担保及び保証人	問合せ先		
機械又は装置	その他のもの				
10年以内 据置期間 1年以内	20年以内 据置期間 3年以内	元金均等で半年 賦償還	公害防止事業団 (03) 501-3251		
10年以内 据置期間 1年以内					
10年以内 据置期間 1年以内	15年以内 据置期間 3年以内				
10年以内 据置期間 1年以内	15年以内 据置期間 3年以内				
10年以内 据置期間 1年以内					
10年以内 据置期間 1年以内					

表2-15 公害防止事業団の貸付対象施設

公 害 防 止 施 設	主 な
ばい煙処理施設	1. 硫黄酸化物処理施設(排煙脱硫装置、 2. ばいじん処理施設(電気式集じん装置、 3. カドミウム、塩素等有害物質の処理 4. 硝素酸化物処理施設(排煙脱硝装置
汚水処理施設	凝聚沈殿槽、活性汚泥処理装置、加圧浮
粉じん防止施設	電気式集じん装置、ろ過式集じん装置、
特定物質処理施設	燃焼設備、洗浄塔、活性炭吸着設備、電
緊急時用低硫黄燃料貯りゅう施設	貯りゅうタンク
騒音防止施設	防音建物、防音室、吊基礎、消音装置、
振動防止施設	吊基礎、浮基礎、空気ばね、直接支持基
悪臭防止施設	燃焼設備、洗浄塔、活性炭吸着設備、電
産業廃棄物処理施設	運搬設備、保管設備、脱水設備、油水分

施 設
高煙突(70m以上に限る)等 置、ろ過式集じん装置等 施設(洗浄塔等) 等)
上処理装置等
散水施設、密閉設備等
気式捕集装置等
遮音屏、遮音壁等
壁(板ばね、コイルばね、皿ばね)
気式捕集装置等
離設備、破碎設備、溶融設備、焼却設備等

## 2-5 生活再建に係る助成制度

水没関係者の生活再建に係る助成制度としては、水特法、過疎地域振興特別措置法、山村振興法等に関連していくつかあるが、表2-16に生活再建に特に関連の深いものの例を示した。

表2-16 水没関係者の生活再建に関連する現行助成制度

区分	現行制度等	助成の内容	現行制度における制約	備考
宅地造成	①過疎法第12条 第1項第10号同法施行令第7条第1項 ②準公営企業	過疎対策事業として行われる宅地造成に対する地方債 宅地造成事業に対する準公営企業債	公示地域のみに適用	市町村過疎地域振興計画に基づく集落整備である
公営住宅の建設	公営住宅法第7条第8条	第1種公営住宅 1/2補助 第2種公営住宅 2/3補助		
職業転換事業	雇用対策法第13条同法施行規則第1条～第5条	就業指導手当等の助成	炭鉱離職者、へき地在住者等に適用	水没関係者の適職にあつた特別なきめこまかい職業転換対策が必要
振興山村農林漁業特別開発事業	山振法第10条	山村振興計画に基づく ①経営近代化施設整備事業（木炭生産近代施設等） 1/2補助 ②環境整備事業（生活改善センタ等）1/2補助	指定地域のみに適用	地域における産業基盤が残存する場合には、これらの制度を活用することも可能であるが、ダム建設のように地域コミュニティを全面的に壊滅する場合には別途、総合的な特別対策事業が必要。
造林事業	森林法第193条同法施行令第12条	人工造林（10ha以上）3/10補助		
老令年金	国民年金法第79条の2	70才以上の老令者に対する年金支給（年額270,000円）	無拠出の老令者を対象としている。	

区分	現行制度等	助成の内容	現行制度における制約	備考
農業構造改善事業	農業基本法第21条第2次農業構造改善事業促進対策要綱	農業構造改善計画に基づく ①農業近代化施設整備事業（協業施設、生産施設団地造成）補助1/2 ②農業経営整備事業（未墾地取得に係る負担金利）補助1/2	指定地域のみに適用	振興山村特別事業と同じ
林業構造改善事業	林業基本法第6条第2次林業構造改善事業促進対策要綱および実施基準	林業構造改善計画に基づく資本設備の高度化事業（造林用機械、造林用施設）補助1/2	同上	
農業近代化資金利子補給	農業近代化資金助成法第3条、第3条の2	農業経営の近代化のための融資機関の貸付金に対する利子補給		水没関係者の現状復帰的融資は対象とならない

## 2-6 その他の生活再建対策

その他の生活再建対策としては、起業者又は地方公共団体による生活再建相談の実施、就業のあっせん等があげられる。表2-17に水特法指定ダムの生活再建相談の実施状況を示す。

また既存のダムで起業者又は関係地方公共団体等が実施した生活再建対策の実施手続及びその内容の一覧を表2-18に示しておく。

表2-17 生活再建相談実施状況

ダム等名	事業主体	所在道府県	相談所の有無	専任相談員の有無	生 活 再 建 相 談 実 施 状 況
愛 別	北海道建設省	北海道	無	無	別町が施設町役場で対応
美 利 河	"	青森県	有(1)	有(2)	毎週1回生活再建相談所を開設、今金町役場でも臨時相談受付
浅 漢 石 川	宮城県建設省	宮城県	有(1)	有(3)	1週間に3日相談日を設け、黒石市、青森県、建設省から職員が出席し相談業務に従事した
長 御 南	宮城県建設省	岩手県	有(2)	無	町、県の事務所で月2回町、県職員で対応
川 七ヶ宿	宮城県建設省	宮城県	有(2)	有(4)	電設省、岩手県、盛岡市、平石町が交互に職員を派遣して相談業務を実施した
三 春 川	"	福島県	有(3)	無	官城県の建設事務所、大和町役場内に設置
寒 河 江	"	秋田県	有(2)	有(3)	3施設で延べ週4回開催し、職員は建設省、県、七ヶ宿町より派遣
真 頭 野	"	山形県	有(1)	有(4)	建設省の特設事務所で町職員及び建設省の嘱託の職員で対応（特設事務所は週2回開催）
高 角	福島県建設省	福島県	有(1)	有(2)	毎週1回、県、田沢湖町からの派遣職員で対応
合 浪	"	埼玉県	有(2)	有(4)	専任の町職員による相談及び団職員の週1回の派遣
浦 山	水公園	埼玉県	有(5)	無	毎週5日間相談所に常駐
瀬 宮	"	千葉県	有(4)	有(2)	県、市房市の特設事務所で対応
手 取 川	建設省	神奈川県	有(5)	有(1)	県の事務所で県職員が対応
荒 長 徳	電気事業者	石川県	有(4)	有(1)	公団、地元の対策協議会の事務所で県職員が対応
島 木 川	"	富山県	有(1)	無	村役場の相談室には相談員が常駐、その他の公団、村の相談所に週2回程度
	建設省	静岡県	有(3)	有(1)	5ヶ所の村、県の特設事務所で県、村、団体職員が対応、その他雙士3人、技術士が1人が月1回特設事務所で法律相談、税務相談に応じている
	水公園	岐阜県	有(2)	有(4)	4ヶ所の県の特設事務所で県、村、電気職員5名が対応
	"	長野県	無	無	ダム建設事務所内で事務所職員が対応
	建設省	新潟県	有(1)	有(1)	建設省の嘱託職員が毎週月～金曜日対応、その他定期的に県、県職員が対応
	水公園	栃木県	有(3)	有(4)	公団開設の専用相談所で週6日対応、また県の現地対策室で週4回県職員が交代で対応
	"	埼玉県	無	無	公団、県、市町職員が具体的な相談を受け解決していくた

ダム等名	事業主体	所在道府県	相談所の有無	生 活 再 建 相 談 実 施 状 況	
				専任相談員の有無	有(1)無(2)
連 庫	建設省 水 公 团	三 重 県	有(1) 無	有(1) 無	必要の都度、部落毎に集会所に出向き、町の嘱託職員が対応。その他町役場でも随時受付ける。
一 日	吉 烏	兵 鹿 府	兵 鹿 府	有(1) 無	市の特設事務所で市職員、市嘱託職員が対応。
淹 水	農 水 省	大 阪 府	大 阪 府	有(1) 無	地元対策協議会等が毎月1回相談日を開催するなかで併、県、公民職員が相談員として対応。
青 権	現 代 展	兵 兵 庫 府	兵 兵 庫 府	有(1) 無	県の嘱託職員が隨時地権者の家をまわって対応。その他月1～2回各地区公民館で対応。
右 行	權	和歌山県	奈 良 県	有(1) 無	神戸市権政局が窓口となり、直接地権に入って調整した。
大 滋	建 設 省	大 阪 府	和 歌 山 県	有(1) 無	川上村役場に1～2ヶ月に1回相談日を設置し、建設省、奈良県、川上村職員が対応。
賀 田	原	山 口 県	鳥 取 県	有(4) 無	県の特設事務所で対応。その他町の出先機関、9市町村の役場内でも相談を受け付ける。
生 未	見 川	山 口 県	島 原 県	有(1) 無	建設者設置の事務所、町の対策室による週2～3回の相談及び建設省職員の随時対応。
新 鳴 の 原	村	未 武 川	山 口 県	有(1) 無	建設省の委託による2町職員が適宜対応、最盛期は毎日実施。
野 野	村	新 鳴 の 原	愛 煙 県	有(2) 無	野村町公会堂内、宇和町役場内相談所において、建設省の委託による2町職員が適宜対応、最盛期は毎日実施。
耶 馬 溪	馬 溪	馬 溪	大 分 県	有(1) 無	町役場の一室に相談所を開設し、週1回嘱託職員が対応。
電 門	門	電 門	熊 本 県	有(1) 無	県設置の事務所で県職員（専從）により対応。
川 辺	川 辺	川 辺	川 辺	有(1) 無	により通常相談及び巡回相談を実施。

表2-18 ダム事業における生活再建対策の実施手続及びその内容の実際

地 域 社 会 計 画 の 実 施 手 續	地 域 社 会 計 画 の 再 建 対 策 の 実 施 手 續	地 域 社 会 計 画 の 再 建 対 策 の 実 施 手 續	1) 公共事業を行うための各種調査を行った。 ( 関連地域調査、水没地域周辺の整備調査、山林問題に対する調査 )	
			2) 公共事業のための諸計画の検討及び策定を行った。 ( 地域社会計画、水特法に基づく整備計画 )	
			1) 被補償者の生活実態を早期には握した。 2) 被補償者のために各種調査を行った。  移転後の生活に対する実態調査、生活再建意向調査、追跡調査、集団移転候補地に対するアンケート調査、先例地調査、雇用関係調査、残存山林対策調査、生活再建措置事例調査、移転に関する具体的対策の調査 観光開発調査、移転に関する意向調査	
			3) 被補償者等の生活再建対策を円滑に図るため、関係機関相互の連絡を密接にしシステム化を図った。 4) 現地に生活再建相談所を開設し、移転に伴う各種の相談、指導助言を行った。 5) 被補償者の生活再建に関する勉強会、先例地視察等に対し、助成金を交付する等積極的に便宜を図った。 6) 被補償者の生活再建計画を策定した。 7) 生活再建対策の総合的な実施システムの確立を図った。 8) 水没移転後の生活実態、先例地視察及び水没移転者の懇談会を開き、各種の助言を得た。 9) 水没関係住民の住居に関する現存資料を分析し、住居移転及び職業転換並びに生活再建策の検討をした。	

生活 再 建 対 策 の 内 容	1) 起業者等が被補償者のために代替宅地の取得ができるようあつ旋をした。
	2) 起業者及び地方公共団体が協力し集団移転地を造成し、これを低廉な価格で分譲することにより積極的に移転を図った。
	3) 地元地方公共団体等が公営住宅等を建設し入居について優先的に配慮した。
	4) 起業者及び関係機関が協力し、被補償者が代替農地を取得できるよう取り計らった。
	5) 集団移転地の造成を早期に行い被補償者の不安を軽減した。
	6) 代替地購入に際して、事故防止のため売買のあつ旋等を行った。
	7) 宅地について金銭補償に代え現物補償を行った。
	8) 移転先地の事前調査等を行った。
	9) 代替地購入に際し事故防止のため売買に関し相談助言を行った。
	10) 地方自治体が代替地等取得資金の利子の一部を補給した。
	11) 代替地等の取得に対し地方公共団体が債務を保証した。
	12) 零細権利者を対象とした利子補給制度を設け、無利子等で貸付け、零細権利者の生活再建を図った。
	13) 代替地を早期に取得できるよう、先行取得資金を無利子で融資した。
	14) 営農近代化施設整備あるいは代替農用地造成を水没者が行う場合その資金の一部を助成した。
	15) 県が代替地取得資金の融資を行った。
	16) 零細権利者を対象とした代替宅地取得資金の融資を行った。
	17) 代替地取得資金貸付対象者のうち貸付金額が50万円以下の者に対して地方公共団体が債務を保証した。
	18) 代替農地の区画整理のため資金の一部を補助した。
	19) 水源地域対策費補助金交付要綱を制定、その事業を行う町に補助金を交付した。
	20) 小口融資を約束した。
	21) 生活再建資金を無利子で貸付けた。
	22) 自立再建資金として水没者に貸付けをした。(土地建物購入資金、事業資金)
	23) 現行融資制度の活用に便宜を図る。

生活 再 建 対 策 の 内 容	1) 周辺市町村を結ぶ道路等を整備し、当該市町村の開発、振興を図った。
	2) 事業周辺の環境を整備し、風致、レジャー地区として憩の場を造った。
	3) 被補償者の心のよすがとなるような施設等を造った。
	4) 移転先地に公民館等を建設し、新しい地域社会における意志疎通の場をつくった。
	5) 水源地域対策特別措置法等に基づいて、ダム周辺の生活環境施設、産業基盤等を計画的に整備した。
	6) 地域社会生活の維持が困難になる少数残存者について、被補償者に準じた措置を講じた。
	7) 工場等を誘致して被補償者の就労機会を創出するとともに地域の産業振興を図った。
	8) 埋立盛土工事、土地区画整理事業、圃場整備事業の実施
	9) 地元振興の一環として地元まで定期バスの運行斡旋を行った。
	10) 県道の付替整備で雪崩防止、消雪装置等の改良、代替宅地内の消雪装置
	11) 観光開発計画策定のため、委託調査を実施した。
	12) 山振特対事業により茶共同加工施設を建設した。
	13) 職業転換を円滑に図るため、代替地取得以前に職業に転換の指導あつ旋を行った。
	14) 職業安定所の係官の派遣を依頼し、仕事の内容、条件等の説明及び職業のあつ旋方を依頼した。
	15) 自営業選択者に適切な営業指導及び資金の融資等のあつ旋に努めた。
	16) 被補償者のために工場見学を実施し、職業に関する知識の修得に努めた。
	17) 被補償者を職業訓練のため職業訓練校へ受け入れ、技能を修得させた。
	18) 職業安定所及び近隣市町村との連絡を緊密にし、職業転換を図るシステムをつくり上げた。
	19) 就業対策のため各種調査を行った。 (現在の就業及び移転後の職業についての意向調査、職業訓練校、及び企業の受入状況調査、集団移転候補地における雇用関係調査)
	20) 被補償者のために就職状況等を説明、各種の相談を実施した。

生 活 再 建 対 策 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 税法上の優遇規定を積極的に活用し、補償金に関する課税について控除ないしは免除措置を講じた。</li> <li>2) 県税(不動産取得税、事業税)について免除措置を講じた。</li> <li>3) 代替地取得に対する不動産取得税は、移転後に返済することにしている。</li> <li>4) 所轄税務署の担当係官の派遣を依頼し、補償金に関する課税について説明を受けた。</li> <li>5) 補償契約締結後の被補償者の申告については、税理士による指導を受けた。</li> <li>6) 税理士を依頼し、確定申告の代行事務を行った。</li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 公社電話架設特別地域負担分を助成し、電話を架設した。</li> <li>2) 町および地元ダム対策団体のダム対策経費を支払った。</li> <li>3) 代替宅地取得等に対し生活再建費として補償した。</li> <li>4) 被補償者のため仮住居として地方公共団体が市営住宅に優先的に入居させた。</li> </ul>

## 2-7 生活再建対策費

ダム事業者においても、昭和37年度に閣議決定された「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」並びに昭和41年度に閣議決定された「公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱」に基づき、水没関係者等に対する補償を行っており、この要綱の実情に即した運用を図ることにより、従来より水没関係者の生活再建に努めているところであるが、さらにその充実を図るため、昭和54年度より、直轄事業については、ダム事業費の「用地及補償費」の中に、「生活再建対策費」を設け、水没関係者の生活再建のための土地及び建物のあっせん、生活相談、職業転換等に必要な経費を負担することとし、より一層、きめのこまかい生活再建の充実、強化を図っているところである。なお補助ダムについては、各都道府県の地方行政の一環として、各種の施策による対応が可能であるため、現在、その対象とはしていない。

### ① 予算額

	昭和54年度	昭和55年度	昭和56年度
予算額 ダム数	327百万円 16ダム	367百万円 23ダム	417百万円 27ダム

## ② 生活再建対策費の内容

区分	実施内容
生活実態調査	水没関係者の収入形態、家族構成、生活圏域等の調査
生活再建意向調査	水没関係者の移転先の希望、代替地の希望、職業転換の希望等生活再建に係る意向調査
生活再建計画	水没関係者の生活再建に係る農林漁業の振興等の生活再建計画に関する調査
代替地計画	水没関係者の代替地についての位置、規模、付属施設等の検討
先例地生活再建実態調査	水没関係者の先例ダムについての生活再建実態の調査見学会の実施
説明会経費	生活再建に係る説明会に要する経費
生活再建相談	水没関係者の移転先、代替地、職業転換生活再建に係る相談の実施並びに相談所の諸経費
職業転換対策	水没関係者の職業転換先に関する調査並びにダム事業者の依頼によって地方公共団体の規則、制度等により実施する水没関係者の職業訓練等
代替地のあっせん	水没関係者の代替地についてのあっせん事務に要する経費

## 第3章 水源地域の整備

### 3-1 水源地域整備の考え方

水源地域整備を行う上で基本的考え方及びそれを必要とする理由は以下のとおりである。

#### ① 水源地域の人工的な過疎化の防止

ダム建設によって多数の住宅や農地が水没し、その所有者等の水没関係住民が生活再建をすべく移住してしまうと、貯水池周辺の住民は、顧客の減少、求人難、共同作業の負担の増大等の事情により、生活に不便をきたし、所得水準の維持も困難になることが多い。地元市町村は、労働力及び資本の流出、利用可能地の減少、税収の減少等の影響を受けることがある。地元都道府県にとって、水没関係住民の生活再建や地域再建の問題の解決のために物心両面にわたる相当の負担を余儀なくされることが多い。

最近は、このような影響に伴う人工的な過疎化現象を防止するための地域再建策を講ずることが非常に大きな問題になっている。この問題を解決する方策は、水没関係住民ができるだけ多く地元に残留できるよう、又は残留者が便利で快適な生活がおくれるように地元における生活再建等のための措置を講ずることである。そのためには、次の三つのことを行う必要がある。

第一は、住宅用地の確保と住宅の建設を行うことである。

もともと利用可能地が少ない山間地域で水没関係住民が個々に適地を求め、これを宅地造成することは、少数の場合はともかく、多数の場合には事実上無理である。そこで、集団移住用の宅地造成を行い、道路、水路等の関連施設の整備を行う必要がてくる。問題は、用地の確保であるが、代替地又は集団移住用地としての土地収用ができない以上、国有

地、県有地、村有地等の公有地が存在すれば極力これを活用し、存在しないときは民有地について極力協力を依頼する必要がある。住宅の建設は、補償金を原資にして各人毎に行うが、もともと借家人であった人等自力で住宅を建設することができない人達のためには、公営住宅の建設が必要になる。

第二は、地元に残留した人達がそこで生活できるだけの収入を得られるようにすることである。山間地域で収入を得る手段としての代表的なものは、農業経営、林業労働及び観光関連産業への従事がある。

農業経営のためには、農用地の造成、農道の整備等が必要になるので、コスト及び農民の負担能力が許す限り、積極的に土地改良事業の実施に努める必要がある。

林業労働は、残存山林が広大であるため、特段の措置を講じなくてもダム建設前と同様の所得を得ることは望めるが、農業所得の減少分をこれによって補償しようとする、地域の林業の一層の振興策、即ち、林道の建設、改良、造林事業の推進、治山事業の促進等を行う必要が出てくる。

観光関連事業への従事は、ダム建設後の所得源の一つとして考えられるものである。直接の収入の手段は、旅館、民宿、食堂、売店等の経営又はこれに対する勤務ということになるが、水源地域対策としては、それを可能にするための道路、林道、自然公園の利用施設等の基盤施設の整備を行う必要がある。

その他、各ダムの地域的な特性に応じて、木材製造業、碎石業等の各種産業の振興のための基盤整備を行う必要がある。

第三は、水没関係住民に地元に残留する意思を持って貰うに足るだけの環境整備を行うことである。自然災害の危険度が高く、生活が不便な、また文化的施設にも恵まれない山間地域での生活に見切りをつけ、この際都市地域に移住しようと考える水没関係住民を地元に引き止めるためには、このような環境を改善する必要がある。

自然災害の危険度を小さくするためには、河川改修、砂防、治山等の事業を行う必要がある。

生活の不便さの減少等生活環境を改善するためには、学校、診療所、公民館、保育所、消防施設、有線放送電話施設、道路、簡易水道等の施設の整備が必要になる。

また、ダムによって貯留されている水は上流からの流入物によって汚濁し、ダムの利水上の機能の低下とともに周辺地域の生活環境の悪化、観光価値の低下等を招くおそれがある。これらの影響を緩和するため下水道等の整備にも心掛ける必要がある。

## ② 地元地方公共団体の財政事情の悪化の防止

以上のような地域再建のための措置を補償外にわたって講じようすると、その実施主体の中心になる地元地方公共団体の負担が大きくなり、その財政を圧迫するおそれが出でてくる。このようなことで地元地方公共団体の協力が得られなくなると、ダム建設の促進が著しく困難になるので、それを防止する必要がある。

過疎化傾向にある山間地域での事業は、全国的なバランスの中では優先度が低く、補助対象事業としての採択には困難を伴うことが多いが、水資源開発及び国土保全の重要性にかんがみ、これらの事業を優先的に補助対象事業として採択する必要がある。

また、国の補助対象事業として採択しても、特に水没の規模が大きいダムについては、地域再建のために実施する必要がある事業の規模も著しく多くなるので、補助裏の地元地方公共団体の負担が相当大きくなる。そこで国の負担割合を引き上げる特別措置を講ずることが望ましい。

さらには、地元地方公共団体にとって臨時的な出費であるこれらの経費を地方債の発行によって充当する必要もでてくるため、その充当について特段の配慮をすることが望ましい。

### ③ 上下流の利害の調整

地元地方公共団体あるいは関係住民が、ダムの建設により種々の影響を受け、その対策に苦慮しているときに、受益地方公共団体又は利水者も、それらの水源地域の実情を十分理解し、互いに協力して解決にあたる必要性がでてくる。特に、利水目的の強いダムについては、受益と被害の関係がことさらに顕著になるので、その必要性は大きくなる。

このような場合、種々の上下流の交流の場を通じて相互理解の疎通を図ることはもちろん、場合によっては財政力の弱い地元地方公共団体に対して相対的に財政力の強い受益地方公共団体又は利水事業者が地元の地域再建のために金銭上の援助をする等の対策を講ずる必要もでてくる。

### ④ 水没関係住民の生活再建の確保

水没関係住民の生活再建問題は、ダム建設にとって最も重要な問題である。起業者としては、生活再建問題を解決するために全力を尽しているが、起業者の対応には制度上限界があるので、関係行政機関、関係地方公共団体が起業者と同様な熱意をもって水没関係住民の生活再建に尽力する必要がある。

また、補償の対象とならない住民に対しても、その者がダム建設により生活の基盤を失うことになるときは生活再建のための措置を講ずる必要がある。

以上のような趣旨をふまえて、昭和48年に水源地域対策特別措置法〔昭和48年法律第118号〕が制定されたわけである。

しかし、水源地域整備は水特法整備事業のみで行うものではなく、ダムの起業者による公共補償と相まって、水特法が適用されるものについては水特法整備事業、発電三法が適用されるものについては発電所周辺施設整備事業、その他過疎地域振興特別措置法、山村振興法等の地域開発関連法

が適用されるものについては、それらの制度を組み合わせて実施されるものであるが、そのような法律制度の網にからなくても、各種単独の国庫又は民間による助成制度、振興制度、水源地域対策基金による対応もあり、上記①～④をふまえて種々の制度を最大限に活用して水源地域の将来を考えた整備事業を実施する必要がある。

### 3-2 水源地域対策特別措置法による水源地域整備

#### 1) 水源地域対策特別措置法の逐条解説

##### (目的)

**第1条** この法律は、ダム又は湖沼水位調節施設の建設によりその基礎条件が著しく変化する地域について、生活環境、産業基盤等を整備し、あわせて湖沼の水質を保全するため、水源地域整備計画を策定し、その実施を推進する等特別の措置を講ずることにより関係住民の生活の安定と福祉の向上を図り、もってダム及び湖沼水位調節施設の建設を促進し、水資源の開発と国土の保全に寄与することを目的とする。

第1条は、本法の目的を規定している。本法は、ダム又は湖沼水位調節施設の建設によりその基礎条件が著しく変化する地域について、生活環境、産業基盤等を整備し、あわせて湖沼の水質を保全するため、水源地域整備計画を策定し、その実施を推進する等特別の措置を講ずることにより関係住民の生活の安定を図り、もってダム及び湖沼水位調節施設の建設を促進し、水資源の開発と国土の保全に寄与することを目的としている。

「ダム」とは、河川の流水を貯留するため作られる構造物をいい、「湖沼水位調節施設」とは、湖沼の水位を調節するため設けられる堰、湖岸堤等で水位調節を行うため一体として必要となる施設をいう。

また「建設」とは、新築及び改築を総称していいうものである。

「地域の基礎条件」とは、生活環境、産業基盤等当該地域の従前の状況を存在させていた諸々の要素を全て含む広範な概念であり、具体的には人口、

土地、資本、近隣関係等である。

ダムの場合には、その建設によりその基礎条件が著しく変化する地域については、生活環境、産業基盤等の影響緩和のための施設の整備を行い、湖沼水位調節施設の場合には、影響緩和のための施設の整備を行うとともに、水源地域の環境保全及び水源確保の観点から湖沼の水質保全のための事業を行う（第5条の解説参照）。

「特別措置」とは、水源地域整備計画を策定し、それに基づく事業を実施すること、国の負担割合の特例等の国の財政上及び金融上の措置を行うこと、指定ダム等の建設又は整備事業の実施に伴って生活の基礎を失うこととなる者に対して生活再建のための措置を講ずること、その他各条項において定める措置を講ずることである。

「生活の安定と福祉の向上」とは、住居と職業が確保され、環境が整備された状態にあることである。

##### (定義)

**第2条** この法律において「指定ダム等」とは、指定ダム及び指定湖沼水位調節施設をいう。

2 この法律において「指定ダム」とは、国、地方公共団体、水資源開発公団又は電源開発株式会社が建設するダムのうちその建設により相当数の住宅又は相当の面積の農地が水没するダムで政令で指定するものをいう。

3 この法律において「指定湖沼水位調節施設」とは、国、地方公共団体又は水資源開発公団が建設する次の各号に該当する湖沼水位調節施設で政令で指定するものをいう。

一 その建設により湖沼及び湖沼の周辺地域の生活機能又は生活環境に著しい影響が及ぶこと。

二 その建設により二以上の都府県が著しい利益を受けること。

第2条は、本法の対象となるダム及び湖沼水位調節施設について規定している。

本法の対象となるダムは、国、地方公共団体、水資源開発公団又は電源開発株式会社が建設するもののうち、相当数の住宅が水没するダム又は相当の面積の農地が水没するダムを政令で指定することとし、当該指定するダムを「指定ダム」と定義することとしている。また、本法の対象となる湖沼水位調節施設は、国、地方公共団体又は水資源開発公団が建設するもののうち、湖沼及び湖沼の周辺地域の生活機能又は生活環境に著しい影響が及び、かつ、その建設により二以上の都府県が著しい利益を受ける湖沼水位調節施設を政令で指定することとし、これを「指定湖沼水位調節施設」と定義している。また、「指定ダム」と「指定湖沼水位調節施設」とをあわせて「指定ダム等」と定義している。

政令では、水系名及び河川名並びにダム又は湖沼水位調節施設の固有名詞をもって指定することになる。

指定ダムの指定に関する政府部内の運用基準は、水没する住宅の数が30戸以上又は水没する農地の面積が30ヘクタール以上のものとなっている。なお、北海道内に建設されるダムに係る水没農地面積は、都府県との営農形態との相違があるために、水没住宅数が30戸以上又は水没農地面積が60ヘクタール以上のものとなっている。

「住宅」とは、居住の用に供されている建物をいい、水没する住宅の数の中には、工事用道路その他の仮設備、付替道路等の建設に伴って移転させる必要のある住宅及び準水没補償又は少数残存者補償として移転させる住宅のように直接水没しない住宅は含まれない。

「農地」とは、田及び畠のことをいい、採草放牧地は含まれない。水没する土地のうち特に農地をとりあげたのは、現地において再開発することが非常に困難であり、それによって関係住民が移転することを余儀なくされることがあるためである。

なお、これらの基準に合致していても、既に用地問題が解決しているダム

は、指定ダムにはならない。既に完成しているダムも同様である。

民間の電気事業者が建設するダムは第2項中に規定されていないが、そのうち国、地方公共団体又は水資源開発公団と共同で建設するダムは、全体として国、地方公共団体又は水資源開発公団が建設するダムとして指定ダムになることができる。

河川工事としてダムを建設する都府県知事は国に、地方自治法に基づく一部事務組合及び地方開発事業団は地方公共団体に、それぞれ含まれる。

指定湖沼水位調節施設は、二以上の都府県が著しい利益を受けるものに限定されている。これは、湖沼水位調節施設の建設により地元が受ける影響がダムに比して質的に小さいことにかんがみ、政令の指定基準として、その建設により水源地域が著しい影響を受けることに加えて、都府県間の利害の調整が必要になるものに限定したものである。この場合の二以上の都府県は、湖沼水位調節施設を建設する湖沼に面した二県であっても該当し、著しい利益を受けるかどうか、著しい影響が及ぶかどうかについては、個々のケースについて判断されることになる。

以上のような考え方に基づいて、指定ダムと指定湖沼水位調節施設の指定がされるわけである。現在の指定状況については、表3-2を参照されたい。

#### (水源地域の指定等)

**第3条** 内閣総理大臣は、都道府県知事の申出に基づき、関係行政機関の長に協議して、指定ダム等により河川の流水が貯留される土地の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の区域のうち、指定ダム等の建設によりその基礎条件が著しく変化すると認められる地域を水源地域として指定することができる。

2 前項の申出は、あらかじめ関係市町村長の意見をきき、かつ、総理府令で定めるところにより、指定ダム等の建設事業を所管する行政機関の長（以下「所管行政機関の長」という。）を通じてしなければ

ならない。

3 内閣総理大臣は、水源地域を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

4 前三項の規定は、水源地域を変更する場合について準用する。

第3条は、水源地域の指定等について規定している。内閣総理大臣は、都道府県知事の申出に基づき、指定ダム等により流水が貯留される土地をその区域に含む市町村の区域のうち、指定ダム等の建設により、その基礎条件が著しく変化すると認められる地域を水源地域として指定することができる。なお、都道府県知事は水源地域の指定又は変更の申出をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見をきかなければならず、また、内閣総理大臣は、水源地域の指定又は変更しようとするときは、あらかじめ関係行政機関の長に協議しなければならない。

水源地域の指定を行う意義は、本法の適用区域を明らかにすること及び都道府県知事が次条の規定に基づき水源地域整備計画の案を作成する際の指針とすることにある。

本法における内閣総理大臣の事務は、国土庁水資源局水源地域対策課で担当している。

「都道府県知事」とはダムの貯水池又は湖沼水位調節施設の建設される湖沼の存在する都道府県の長のことである。

「都道府県知事の申出に基づき」というのは、内閣総理大臣が水源地域を指定する際の判断基準として申出を尊重するという意味であって、申出の内容が即指定の内容になるわけではないが、申出がないと内閣総理大臣は水源地域の指定をすることができない。

「関係市町村長」とは、ダムの貯水池又は湖沼水位調節施設の建設される湖沼の存在する市町村の長のことである。関係市町村長の意見は、都道府県知事を拘束するわけではないが、十分に尊重される必要がある。

水源地域指定申出書は、指定ダム等の建設事業を所管する行政機関の長を

経由して国土庁へ提出することになっている。

「指定ダム等の建設事業を所管する行政機関の長」とは、例えば、河川法若しくは特定多目的ダム法に基づいて建設されるダム若しくは湖沼水位調節施設又は水資源開発公団法の特定施設として建設されるダム若しくは湖沼水位調節施設については、建設大臣になる。このほか、所管行政機関の長としては、ダムの種別により農林水産大臣、通商産業大臣又は厚生大臣が該当する場合があり、これらのうち二以上が共同して所管行政機関の長になることもある。

内閣総理大臣が協議する「関係行政機関の長」は、指定ダム等の建設事業を所管する行政機関の長、国の財政に関する事項を所管する大蔵大臣、地方公共団体の行財政に関する事項を所管する自治大臣及び指定ダム等の建設の目的とされる発電、水道、工業用水道又はかんがいの事業を所管する行政機関の長並びに自然公園区域内、自然環境保全地域内等を施行区域として整備事業が実施されることになるべき場合は環境庁長官、北海道又は沖縄県において指定ダム等が建設される場合は北海道開発庁長官又は沖縄開発庁長官である。

なお、指定ダム等の指定の後水源地域の指定の申出までの間の時間的な要素は本法では定められていないが、できるだけ早く事務手続きが進められるように努力する必がある。

水源地域の範囲は、指定ダムを建設することにより生ずる貯水池又は指定湖沼水位調節施設を建設する湖沼が存在する市町村の区域を上限として、個々のケースに応じて著しい影響を受ける地域を経済圏、生活圏としてとらえ、市町村名又は大字名をもって指定することになる。整備事業としては影響緩和の事業のほかに水質保全の事業があるが、水源地域は影響を受ける地域に限定される。

内閣総理大臣は、水源地域の指定を行ったときは、関係機関への通知にかかるため及び関係住民に対する広報のために、その旨を官報に告示することになっている。

指定ダム等の建設位置や堤高の変更に伴って水源地域を変更する必要が生じたときは、指定の際と同様の手続きをとることになる。

(水源地域整備計画の決定及び変更)

- 第4条 都道府県知事は、前条第3項の公示があったときは、遅滞なく、水源地域整備計画の案を作成し、これを所管行政機関の長を通じて内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 都道府県知事は、前項の水源地域整備計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、水源地域整備計画に基づく事業（以下「整備事業」という。）を実施することとなるべき者（国を除く。）、関係地方公共団体の長及び政令で定める者の意見をきかなければならぬ。
- 内閣総理大臣は、第1項の規定により提出された案に基づき、関係行政機関の長と協議して、水源地域整備計画を決定するものとする。
- 内閣総理大臣は、水源地域整備計画を決定したときは、これを関係行政機関の長及び当該水源地域整備計画の案を提出した都道府県知事に送付するとともに、総理府令で定めるところにより公示しなければならない。
- 前各項の規定は、水源地域整備計画を変更する場合について準用する。

第4条は、水源地域整備計画の決定及び変更の手続について規定している。水源地域整備計画は、都道府県知事が作成した案に基づいて、内閣総理大臣が決定し、及び変更するものである。

なお、都道府県知事は、水源地域整備計画の案の作成をしようとするときは、あらかじめ水源地域整備計画に基づく事業（これを「整備事業」と略称することとしている。）を実施することとなるべき者、関係地方公共団体の長その他政令で定める者の意見をきかなければならず、また、内閣総理大臣は、

水源地域整備計画を決定又は変更しようとするときは、あらかじめ関係行政機関の長に協議しなければならない。

都道府県知事（第3条の都道府県知事に同じ。）は、前条の水源地域の指定の告示があったときは、遅滞なく、水源地域整備計画の案を作成する必要がある。

この案を作成するときには、前述のように各関係機関の意見をあらかじめきく必要があるが、本条第2項で国の意見はきかなくてもよいことになっている。これは、国は第3項で関係行政機関の長として内閣総理大臣に直接意見を述べることができることになっているためであるが、実質的な調整はこの段階で行っておく必要がある。

「関係地方公共団体の長」とは、整備事業がその区域内において行われることとなるべき都道府県及び市町村の長並びに第12条第2項の規定に基づき整備事業に要する経費の一部を負担することとなるべき地方公共団体（地方自治法に基づく一部事務組合及び地方開発事業団を含む。）の長のことである。

「政令で定める者」とは、第12条第1項の規定に基づき整備事業に要する経費の一部を負担することとなる、指定ダム等を利用して河川の流水を水道、工業用水道又は発電の用に供することが予定されている者のことである。

「整備事業を実施することとなるべき者」としては、国及び地方公共団体のほかに土地改良区、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等がある。

水源地域整備計画の案は、指定ダム等の建設事業を所管する行政機関の長を経由して国土庁長官に提出されることになるが、この所管行政機関の長は第3条の所管行政機関の長と同じである。

「関係行政機関の長」には、第3条の場合の関係行政機関の長のほかに整備事業を所管する行政機関の長も含まれる。

内閣総理大臣が決定した水源地域整備計画は官報に告示される。

水源地域整備計画の内容を変更する必要が生じたときは、決定の際と同様の手続をとることになる。

第3条及び第4条の都道府県知事は、内閣総理大臣の下級行政庁、即ち国の機関としての都道府県知事である。

(水源地域整備計画の内容)

**第5条** 水源地域整備計画は、水源地域ごとに、次の各号に掲げる水源地域の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事業（指定ダム等の建設に伴う損失の補償として実施される事業を除く。）で当該水源地域内において実施するものの概要及び経費の概算について定めるものとする。ただし、特に必要があると認められるときは、これらの事業で当該水源地域外において実施するものについて定めることができる。

- 一 指定ダムに係る水源地域 土地改良事業、治山事業、治水事業、道路、簡易水道、下水道、義務教育施設又は診療所の整備に関する事業その他政令で定める事業のうち、当該水源地域の基礎条件の著しい変化による影響を緩和するため必要と認められる事業
- 二 指定湖沼水位調節施設に係る水源地域 土地改良事業、河川又は下水道の整備に関する事業その他政令で定める事業のうち、当該水源地域の基礎条件の著しい変化による影響を緩和し、又は湖沼の水質を保全するため必要と認められる事業

第5条は、水源地域整備計画の内容を規定している。水源地域整備計画の内容としては、指定ダムに係る水源地域におけるものにあっては、土地改良事業、治山事業、治水事業、道路、簡易水道、下水道、義務教育施設又は診療所の整備に関する事業その他政令で定める事業のうち、当該水源地域の基礎条件の著しい変化による影響を緩和するために、当該水源地域内において実施する必要があると認められるものの概要等について定めることとしており、指定湖沼水位調節施設に係る水源地域におけるものにあっては、土地改良事業、河川又は下水道の整備に関する事業その他政令で定める事業のうち、当該水源地域の基礎条件の著しい変化による影響を緩和し、又は湖沼の水質

を保全するため当該水源地域内において実施する必要があると認められるものの概要等について定めることとしている。

指定湖沼水位調節施設を建設する湖沼については水質保全のための整備事業を行うことになっているのに、指定ダムの貯水池については水質保全のための整備事業を行うことにならないのは、指定ダムの貯水池が存在することになる地域は通常水質基準が定められていないところであったからである。しかし、実質的には、指定ダムの建設によりそれによって生ずる貯水池の水質が著しく悪化し貯水池周辺の生活環境及び観光等の産業基盤を損なうような場合で、かつ、当該地域の指定ダムの建設前の状況が河川水が流下するだけで水質汚濁の問題は生じていないときは、水質汚濁は指定ダムによる流水の貯留の影響であるということが認定できるので、本法の構成上、指定ダムの建設による水源地域の基礎条件の著しい変化による影響を緩和するため必要な整備事業として水質保全のための事業を実施することができる。このような趣旨を有する整備事業として、下水道、し尿処理施設及びごみ処理施設が定められている。

政令で定める事業は、指定ダムの場合は宅地造成、公営住宅の建設、林道の整備、造林、農林水産業の経営の近代化のための共同利用施設の整備、自然公園の保護又は利用のための施設、公民館その他の集会施設又は民俗文化財若しくは有形文化財の保存及び活用のための施設、スポーツ又はレクリエーションのための施設、保育所、児童館又は児童遊園、老人福祉センター、有線放送電話事業に供する施設又は無線電話、消防施設、し尿処理施設及びごみ処理施設の整備に関する事業であり、湖沼水位調節施設の場合は、漁港の整備、水産資源の保護培養又は開発の事業、水産物の流通の施設、自然公園の保護又は利用のための施設、簡易水道、畜産経営に係る汚水の処理のための施設、し尿処理施設及びごみ処理施設の整備に関する事業である。指定湖沼水位調節施設の場合に水質保全のために実施される事業は、以上のうち下水道、畜産経営に係る汚水の処理のための施設、し尿処理施設及びごみ処理施設である。

なお、草地開発事業は土地改良事業に含まれ、地すべり防止事業は農林水産省所管のものは治山事業に、建設省所管のものは治水事業にそれぞれ含まれ、小中学校に設置するスポーツ体育施設は義務教育施設に含まれる。

指定ダム等の建設に伴う損失の補償として実施される事業は、閣議決定されている「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」及び「公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱」に基づいて全額起業者負担で実施されるものであり、関連事業として実施される整備事業とは法的にも経費的にも、その性格を異にするので、整備事業には含めないこととしている。従って、道路建設の場合を例にとれば、水没する道路と同一幅員部分は補償事業であるので、拡幅部分のみ整備事業として水源地域整備計画に掲げられることになる。

整備事業で特に水源地域の外において実施する必要があると認められるものがあるときは、それらについても定めることができることとしており、関係住民の生活の安定と福祉の向上が十分に図られるよう措置している。

水源地域外で整備事業を実施できる場合とは、水源地域内でたまたま農用地造成用地の適地が見つからなかった場合、主要道路への接続部分を水源地域外で実施する必要がある場合、一体の下水道事業として水源地域外の部分も実施する必要がある場合等である。

整備事業は、各指定ダム等毎に、それぞれの実情に応じたものが取り上げられる必要があるが、その場合、個々の事業毎に、当該水源地域の基礎条件の著しい変化による影響を緩和するために必要と認められる事業であることが証明される必要があるので、本法及び施行令に掲げられた事業の全てが整備計画に盛り込まれるわけではない。

水源地域整備計画には、事業名、施行者名、施行地域、工事の概要、予定期工期、経費の概算等を記載することになっている。

整備事業は、その性格上指定ダム等の建設と歩調を合わせて行うべきものであるので、原則的には指定ダム等の建設が完了するまでに完了させる必要がある。

整備事業が即、国の補助対象事業であるとは法律上は言えないが、本法が

国の責任において水源地域対策を講ずるために制定されたものであることにかんがみ、内閣総理大臣が関係行政機関の長と協議して決定した整備事業は、各省庁の補助対象事業として優先的に採択されることになる。

#### (事業の実施)

**第6条** 整備事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

第6条は、整備事業の実施については、本法に定めるもののほか、当該事業に関する法令の規定が適用される旨を規定している。

国、地方公共団体のほかに整備事業を実施する者としては、土地改良区、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等がある。

#### (協力)

**第7条** 関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、指定ダム等の建設及び水源地域整備計画の実施に関し、できる限り協力しなければならない。

第7条は、指定ダム等の建設及び水源地域整備計画の実施に関する関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者の協力義務について規定している。

「関係行政機関の長」及び「関係地方公共団体」は、第4条の場合と同じである。

「関係事業者」とは、整備事業を実施する者及び指定ダム等を利用して河川の流水を水道、工業用水道又は発電の用に供することが予定されている者のうち国及び地方公共団体以外の者である。指定ダム等を利用する利水事業者は、第12条第1項の規定により、地元地方公共団体が整備事業を実施する

ために負担する経費の一部を肩代りして負担する意味で関係事業者になる。本条の規定は、これらの者が一致協力して、整備事業の実施及びその前堤となる指定ダム等の建設の促進に努める必要があることを確認的に規定したものである。

(生活再建のための措置)

**第8条** 関係行政機関の長、関係地方公共団体、指定ダム等を建設する者及び整備事業を実施する者は、指定ダム等の建設又は整備事業の実施に伴い生活の基礎を失うこととなる者について次に掲げる生活再建のための措置が実施されることを必要とするときは、その者の申出に基づき、協力して、当該生活再建のための措置のあっせんに努めるものとする。

- 一 宅地、開発して農地とすることが適当な土地その他の土地の取得に関すること。
- 二 住宅、店舗その他の建物の取得に関すること。
- 三 職業の紹介、指導又は訓練に関すること。
- 四 他に適当な土地がなかったため環境が著しく不良な土地に住居を移した場合における環境の整備に関すること。

第8条は、関係行政機関の長、関係地方公共団体、指定ダム等を建設する者及び整備事業を実施する者に対して、指定ダム等の建設又は整備事業の実施に伴い生活の基礎を失うこととなる者の申出があるときは、協力して、その生活再建のため必要な土地又は建物の取得等のあっせんに努めるべき義務を課した規定である。

指定ダム等の建設を推進するに当たって、関係住民の生活再建の確保は何よりも重要であるので、指定ダム等を建設する者にとって、このような措置は從来から全力を尽してやってきたことであるが、その能力に事務的・地理的限界があって全てのケースについて十分な効果をあげているというわけ

にはいかないため、その足らざる部分を補うため関係行政機関、関係地方公共団体等の協力を得る必要がある。

本条は、指定ダム等の建設に伴って生ずる関係住民の生活再建問題を有効適切に解決するために、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び整備事業を実施する者も指定ダム等を建設する者と同等の熱意をもって、一致協力して生活再建のための諸措置を講じようとするところに実質的な意義がある。

この場合の「関係行政機関の長」及び「関係地方公共団体」は、生活再建のために協力することができる立場にある全ての機関を含む。また、整備事業を実施する者は、指定ダム等の建設により生活の基礎を失うこととなる住民と直接的な関わりがあるわけではないが、前条の指定ダム等の建設に対する協力義務の一態様として、整備事業の実施によって生活の基礎を失うこととなる者のみならず、水没関係者のためにも協力してもらうこととなっている。

生活再建措置の対象となる者は、指定ダム等の建設によって土地に関する権利その他の権利を取得される、いわゆる地権者はもちろん、少数残存者補償又は離職者補償の対象となる者のほか事業損失、第三者損失、反射的利益の喪失等、事実上の影響を被ることによって生活の基礎を失う者も含むこととしている。権利者以外の者に対しても生活再建措置を講ずることとしているのは本法の大きな特徴の一つである。

整備事業の実施によって生活の基礎を失うということは比較的少なく、かつ程度も軽微であると思われるが、対策が必要となるケースも出てくることが予想されるので、指定ダム等の建設による場合と区別しないで本条において取り上げている。

「生活の基礎を失う」というのは、従前と同様な場所で同様な生活形態を維持することができない、即ち地域外移住や転職をする必要があるという意味である。そのために必要な資金は通常は補償によってカバーされているが、その資金を元にして新しい生活に切り替えるにはそのほかに適切な手助けをする必要があるということであって、そもそも生活が成り立たなくなってしま

まうというような深刻な状態を前提にしているわけではない。

従って、生活再建のための措置は、補償と相まって、又は補償によってカバーできない部分について行う補完的な措置であるということになる。その内容は、宅地、農地等の土地の確保に関する物件の探索、資金の融通等を行うこと、職業の紹介、指導又は訓練に関するあっせんを行うこと、環境が著しく不良な土地に住居を移さざるを得なかった場合における環境の整備を行うこと等である。

このような生活再建のための措置は「その者の申出に基づき」行うことになっているが、これは申出がなければ対策を講じないという消極的な意味ではなく、積極的に関係者の希望を聴取し、その希望をできるだけ実現できるようにという趣旨である。

生活再建のための措置は、前述のように関係行政機関の長等によって行われるわけであるが、それぞれに制度上、組織上、予算上等の制約があって必ず希望を実現することを求めるには無理があるので、あっせんの努力義務ということになっている。

水源地域内で生活再建を図る者に対しては、水源地域整備計画が作成され、整備事業が実施されることによって相当の効果があると考えられるので、この規定は、主として水源地域外に移住する者のために活用され、水源地域内に移住する者たために補完的に活用されることになる。

#### (国の負担又は補助の割合の特例)

**第9条** 次の各号の一に該当する指定ダムで政令で指定するものの建設に対応する整備事業のうち、別表第1に掲げる事業で都道府県知事又は地方公共団体が実施するものに係る経費に対する国の負担又は補助の割合（以下「国の負担割合」という。）は、他の法令の規定にかかわらず、同表に定める場合の範囲内で政令で定める割合とする。

- 一 その建設により水没する住宅の数が特に多いダム
- 二 その建設により水没する農地の面積が特に多いダム

三 前二号に掲げるもののほか、その建設により水源地域の基礎条件が特に著しく変化し、かつ、当該水源地域をその区域に含まない都府県が著しく利益を受けるダム

- 2 指定湖沼水位調節施設の建設に対応する整備事業のうち、別表第2に掲げる事業で都道府県知事又は地方公共団体が実施するものに係る経費に対する国の負担割合は、他の法令の規定にかかわらず、同表に定める割合の範囲内で政令で定める割合とする。
- 3 前二項に規定する事業に係る経費に対する他の法令の規定による国の負担割合が前二項の政令で定める割合をこえるときは、当該事業に係る経費に対する国の負担割合については、これらの規定にかかわらず、当該他の法令の定める割合による。
- 4 第1項又は第2項に規定する事業に係る経費につき、前三項の規定による国の負担割合により国が負担し、又は補助する場合における国の負担金又は補助金（以下「国庫負担金」という。）の交付については、他の法令の規定にかかわらず、政令で、必要な特例を定めることができる。

第9条は、特定の指定ダムの建設に対応する整備事業のうち、別表第1に規定する土地改良事業、森林保安施設、河川、砂防、道路、簡易水道、公共下水道、統合のための義務教育施設及び診療所の整備に関する事業については、国の負担又は補助の割合を別表第1に定める範囲内で政令で定める割合に引き上げることとし、また、指定湖沼水位調節施設の建設に対応する整備事業のうち、別表第1に定める土地改良事業並びに河川及び流域下水道の整備に関する事業については、国の負担又は補助の割合を別表第2に定める割合で政令で定める割合に引き上げることとしている。

本条の規定は、整備事業の実施により、通常の割合による国の補助金等が交付されても補助裏の地元地方公共団体の負担分があるため、整備事業が量的に著しく多くなると、地元地方公共団体の財政を圧迫するおそれがあるこ

とにかく、整備事業が量的に著しく多くなることが予想される水没規模特に大きい指定ダム及びすべての指定湖沼水位調節施設について、国の負担割合の特例を認めようとするものである。

水没規模特に大きい指定ダムは、本条第1項の規定に基づき、改めて政令で指定される。その指定に関する政府部内の運用基準は、水没住宅数が150戸以上又は水没農地面積が150ヘクタール以上のものとなっている。このほか、指定ダムの建設により水源地域の基礎条件が特に著しく変化し、かつ、当該水源地域をその区域に含まない都府県が著しく利益を受けるものについては、地元地方公共団体の地域感情を考慮して指定要件を緩和し、水没住宅数75戸以上又は水没農地面積75ヘクタール以上のものとなっている。

指定湖沼水位調節施設は、通常その建設により影響を受ける区域が広大であるために、整備事業が量的に著しく多くなることが予想されるので、改めて政令で指定することなしに国の負担割合の特例の対象にすることとしている。

これらの特定の指定ダム及び指定湖沼水位調節施設に係る水源地域整備計画に定められた整備事業のうち法の別表で定める特定のものについて、施行令第6条で定める国の負担割合の特例措置が講じられている。

これらの特例整備事業は、全体を通じて都道府県知事又は地方公共団体が実施する事業に限定されている。従って、国の直轄事業及び土地改良区、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等が行う整備事業には国の負担割合の特例措置は講じられていない。

国の補助対象事業となった整備事業が前述の特例措置が講じられるものであるときは、当然に特例の補助又は負担割合が適用されることになるが、他の法令の規定に基づきより高い国の補助又は負担割合を適用することができる場合には、本条第3項の規定により、最も高い国の補助又は負担割合を適用することができることになっている。このような法令としては、北海道に関する諸法令、離島振興法、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律等がある。

本条第4項では、本条の規定による特例の国の補助金又は負担金及び他の法令の規定によるより高い国の補助金又は負担金の交付時期及び交付方法について政令で定めることとしている。施行令では、より高い補助金又は負担金の額が当該年度に判明している場合にあっては、当該年度にその高い方の補助金又は負担金を交付し、当該年度に判明しない場合にあっては、当該年度に本条の規定による補助金又は交付金を交付し、翌年度（やむを得ない場合は翌々年度）に本条の規定による補助金又は負担金の額との差額を交付する旨を規定している。

#### （国の普通財産の譲渡）

**第10条** 国は、整備事業の用に供するため必要があるとき認めるときは、その事業に係る経費を負担する地方公共団体に対し、普通財産を譲渡することができる。

第10条は、整備事業の用に供する必要のある国の普通財産を関係地方公共団体に譲渡できることとしている。

整備事業用地として特に重要なものは国有林であるが、国有林の場合は、企業用財産から普通財産へ所属替えしたうえで譲渡又は貸付けすることになる。

本条の規定は、整備事業の円滑な推進を図るために国有林等の国有地を積極的に活用する旨を定めたものであって、その際の対価は、宅地造成用地については時価であるが、他の整備事業用地については国有財産特別措置法その他の法律により無償となり又は減額する措置が講じられている。国有林の活用については、第7章を参照されたい。

本条の規定は国有財産についてのみ規定しているが、地方公共団体の所有する財産についても同様に活用する必要がある。

## (国の財政上及び金融上の援助)

**第11条** 国は、前2条に定めるもののほか、水源地域整備計画を達成するため必要があると認めるときは、整備事業を実施する者に対し、財政上及び金融上の援助を与えるものとする。

第11条は、国が整備事業を実施する者に対して必要な財政上及び金融上の援助を与える旨を一般的に規定している。

具体的には、第9条の国の負担割合の特例及び第11条の国の普通財産の譲渡の他に、整備事業の毎年度の実施分を優先的に補助対象事業として採択すること、整備事業に要する経費に充当するために起こす地方債について充当率を引き上げる等の特別の配慮をすること、整備事業を実施する土地改良区、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等に対して政府関係金融機関からの融資のあっせんを行うこと等である。

本条の規定も国についてのみ規定しているが、地方公共団体も同様に援助を与える必要がある。

## (整備事業についての負担の調整等)

**第12条** 整備事業がその区域内において実施される地方公共団体で当該事業に係る経費の全部又は一部を負担するものは、政令で定めるところにより、次に掲げる者と協議し、その協議によりその負担する経費の一部をこれに負担させることができる。

- 一 指定ダム等を利用して河川の流水を水道、工業用水道又は発電の用に供することができる者
- 二 次に掲げる区域の全部又は一部その区域に含む地方公共団体（イからハまでに掲げる区域については、前号に該当する地方公共団体を除く。）
  - イ 特定ダム等を利用して河川の流水をその用に供することができる者

されている水道で水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業の用に供するものの給水区域

ロ 指定ダム等を利用して河川の流水をその用に供することができる者

されている水道で水道法第3条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供するものの給水対象事業者が設置する水道の給水区域

ハ 指定ダム等を利用して河川の流水をその用に供することができる者

されいる工業用水道で工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第4項に規定する工業用水道事業の用に供するものの給水区域

ニ 指定ダム等を利用して河川の流水をかんがいの用に供する土地の区域

ホ 指定ダム等の建設により洪水等による災害の発生が防止され、又は洪水等による災害が軽減される地域

2 関係行政機関の長は、前項の規定による負担に関し、関係当事者のうち一以上の申出に基づき、あっせんをすることができる。

第12条は、整備事業の経費を負担する地元地方公共団体は、指定ダム等を利用して河川の流水を利用することが予定されている者等と協議して、その負担する経費の一部をこれに負担させることができると規定している。

本条の規定は、水源地域と受益地域の利害の調整を図るためのものであるが、法律的には、地方財政法第28条の2の規定により地方公共団体間の負担の転嫁が禁止されていることを排除して、地元地方公共団体と受益地方公共団体の間における負担の転嫁ができるようにしたものである。この負担の転嫁は、他の都府県にまたがる場合のみでなく、同一都道府県内の場合にもすることができる。

負担の転嫁は、協議により、合意に基づいてのみできることにしているが、当事者間の力関係によって不適当な転嫁が行われないように、施行令で、負担の調整の準則として、負担の調整は指定ダム等の建設の目的、指定ダム等

の建設により関係当事者が受ける利益その他の諸般の事情を勘案して、関係当事者の負担の衡平を図ることを旨として行うことを規定している。

負担を求める側には都道府県と市町村があり、負担を求められる側にも都道府県と市町村がある。通常の場合はこのように双方とも複数になるので、これらが各々交錯して協議したのでは收拾がつかなくなるおそれがあるため、双方の話し合いの窓口を一本化する必要がある。そのため施行令で、負担を求める側又は負担を求められる側のいずれかに地方公共団体が2以上あるときは、関係都道府県を通じて協議を行う旨を定めている。

整備事業がその区域内において実施される地方公共団体で当該事業に係る経費を負担するものが他のものに負担させることができる金額は、整備事業費から国の補助金等を控除した自己負担金の一部である。この一部はどの程度かという問題があるが、前述の負担の調整の準則の趣旨に即して、当事者の協議により、また、関係行政機関の長のあっせんにより、具体的なケースについて決定されることになる。

負担を求められるものは、第1号及び第2号に規定されている。電気については、電気事業者のみが負担することになる。公営の電気事業の場合には、経営者としての地方公共団体が負担することになるが、この場合企業会計から支出するか一般会計から支出するかは、当該地方公共団体内部の問題である。

水道、工業用水道、かんがい及び洪水防御については、事業者として又は受益地域として都道府県及び市町村がいずれも負担を求められることになる。この場合、都道府県及び各市町村間の費用分担が問題になるが、これも相互に協議して解決する必要がある。

なお、不特定かんがい等の不特定用水は、第2号に含まれていない。

以上のような負担の調整の協議が当事者間で整わない場合には、関係行政機関の長が、関係当事者のうち一以上の申出に基づいて、あっせんをすることになっている。この場合の「関係行政機関の長」は、本法の施行に関する事務を行う国土庁長官、指定ダム等の建設事業を所管する行政機関の長、地

方公共団体の行財政に関する事項を所管する自治大臣及び指定ダム等の建設の目的に水道、工業用水道、特定かんがい又は発電が含まれるときの当該目的である水道等の事業を所管する行政機関の長である。これらの関係行政機関のいずれかに申出があったときは、すべての関係行政機関の長が相談してあっせんをすることになる。なお、あっせんには、強制力がない。

## 2) 水源地域整備計画の作成

### (1) 水源地域整備計画策定の時期

整備計画の実施の目的は関係住民の生活の安定と福祉の向上を図りもってダム等の建設を促進することにあるから、計画が策定され実施されることによってダム等の建設のための用地補償問題等隘路の打開につながることが好ましい。ダムの建設に必要な各種作業の手順は、法手続上から又過去の経験からほぼ定まった手順があるが、整備計画策定の時期については、ダムをとりまく社会環境の特徴が夫々異なっていることがあって定型化したものはない。しかし、一般には

- ① 特定多目的ダムの基本計画、河川総合開発事業の基本協定書等のダムの基礎的な計画が事実上明らかになっていると、整備事業を実施する地域及び内容の決定が容易であること、
  - ② 基本計画の策定、個人補償基準の発表等ダム建設の手順の中での重要な時期を間近に迎えると、整備計画の策定とこれらとが密接に連携して整備計画策定の時期選定に苦しむこと、
  - ③ 地元との用地補償交渉が初期的段階では、整備計画に盛込む内容等地元自体の意向が明確でないため整備計画の目標設定が困難となること、
  - ④ 整備計画の策定は法手続の一つであるため、ダム建設の主体、地元市町村、関係都道府県、関係省庁等のダム建設に関するある程度の合意が得られる素地が形成されている必要があること、
- 等があるので、事務的には整備計画の策定の時期は、ダム建設の基本計

画等基礎計画が確定し地元の整備計画に対する意向がほぼ明らかになつたできるだけ早い時期が一つの目安になると思われる。しかし、整備計画は変更することができる規定があるものの、諸般の情勢からこれを適用することは極めて難しいため、決定に際しては後に問題が生じないよう十分時期を選ぶ必要がある。

整備計画の工期は、水源地域対策特別措置法案審議の参議院建設委員会の付帯決議等もあって、一般に事実上のダム建設の完成が予定されている年度とすることになっている。整備事業の実施はダム建設工事の進捗、水没補償工事との関連において行われるものであるから、実質的なダム建設工事の完成に合わせた工期の設定をすることが望ましい。

## (2) 水源地域整備計画の目標と整備事業

水源地域整備計画作成の趣旨が、ダム等の建設による基礎条件の著しい変化の緩和にあることから当然これに沿った計画が作成されることになるが、具体的には計画の柱となるべき目標を設定しそれに対応した計画を立案している。目標には大略次のようなものが考えられるが、それぞれの地域特性を反映して適当に組合されて目標設定されている。

- ① 水没住民に対する宅地造成、公営住宅の建設を行い生活再建を図るとともに移転地域、残存地域住民の生活環境を一体として整備し住民の福祉の向上を図ること。
- ② ダム建設後も地元に残留した住民が安定した生活をおくれるような事業を設定しこれに必要な整備を図ること。
- ③ ダム建設後も地元に残留した住民の財産、公共施設の保全を図るために、ダム周辺地域、水没住民の移転地域等の治水、治山事業を実施すること。
- ④ 水源地域と附近の生活中心地、振興を予定する産業施設の所在地その他との円滑な交通連絡を確保するため道路整備を実施すること。
- ⑤ 湖沼については水質を保全すること。

水源地域整備計画を構成する整備事業は、水源地域対策特別措置法、同施行令で定められている次の事業に限られている。これら事業はそれぞれの関係法令その他の制度のなかで運用されるものであるから、具体的に事業を水源地域整備計画に取り上げる段階では定義・内容・補助採択基準との適否等について当該事業の専門家の意見を十分聴取しておく必要がある。以下補助採択の対象となる整備事業を中心にその大略の内容と範囲を示す。

### ア 指定ダムに係る整備事業

#### ① 土地改良事業の整備に関する事業

水源地域整備計画の補助対象となる土地改良事業は、土地改良法第2条第2項に規定する農業用排水、ほ場整備、農道整備等の既耕地における土地条件の整備に関する事業、農地造成及びその付帯事業の耕地の拡張のうち山林原野に関する事業、耕地の拡張のうち水面に関する事業に係わる事業である。

#### ② 治山事業の整備に関する事業

水源地域整備計画の補助対象となる治山事業は、治山治水緊急措置法第2条第1項に該当する次の事業である。

- i 森林法第41条に規定する保安林施設事業の一部
- ii 地すべり等防止法第51条第1項第2号に規定する地すべり地域又はばた山に関して同法第3条又は第4条の規定によって指定された地すべり防止区域又はばた山崩壊防止区域における地すべり防止工事又はばた山崩壊防止工事に関する事業

#### ③ 治水事業の整備に関する事業

- i 河川法第3条1項に規定する河川に関する事業の一部
- ii 砂防法第1条に規定する砂防設備に関する事業
- iii ②治山事業の ii の事業

#### ④ 道路の整備に関する事業

水源地域整備計画の補助対象となる道路は、道路法第3条第1項にかかる道路のうち一般国道、都道府県道、市町村道である。

#### ⑤ 簡易水道の整備に関する事業

水源地域整備計画の対象となる簡易水道は、水道法第3条第3項に規定する給水人口5,000人以下である水道により水を供給する水道である。

#### ⑥ 下水道の整備に関する事業

水源地域整備計画の補助対象となる下水道は、主として下水道法第2条第3号に規定する公共下水道および第2条第4号に規定する流域下水道である。

#### ⑦ 義務教育施設の整備に関する事業

水源地域整備計画の補助対象となる義務教育施設は、義務教育諸学校施設費国庫負担法第2条第1項及び第2項に規定する義務教育諸学校の校舎、屋内運動場及び寄宿舎である。

#### ⑧ 診療所の整備に関する事業

水源地域整備計画の補助対象となる診療所は医療法第1条第2項に規定する診療所である。

#### ⑨ 宅地造成の事業

本事業に対しては一般的の補助制度はないが、決められた条件を具備すれば融資および地方債の対象となる。

#### ⑩ 公営住宅の建設事業

公営住宅に基づく公営住宅を建設する場合に第一種及び第二種公営住宅の工事費及び用地事業費等は補助対象となる。

#### ⑪ 林道の整備に関する事業

民有林林道開設事業、農免林道事業、森林開発公団林道事業、民有林林道改良、林道舗装事業等である。

#### ⑫ 造林の事業

人工造林、天然林改良、特殊土地改良、復旧造林、育林、森林整備、

適地適林調査等である。又一定条件のもとに、農林漁業金融公庫を通じ融資を行っている。

⑬ 農業（畜産業を含む。）林業又は漁業の経営の近代化のための共同利用施設事業メニューとしては、共同栽培管理施設、共同処理加工施設、共同集荷貯蔵施設、淡水魚養殖施設等の共同利用施設で地方公共団体又は農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等の農林漁業者の組織する法人が設置するものとなっているが、このうち山村振興法の山村振興計画に基づく事業については、補助措置がとられることになっている（山村振興法第10条）。また、農林漁業金融公庫は、農林水産省令で定めるところにより作成した農林漁業経営改善計画であって農林水産省令で定める基準に適合する旨の都道府県知事の認定を受けたものを実施するために必要な資金の貸付けを行うことになっている（山村振興法第12条）。

#### ⑭ 自然公園の保護又は利用のための施設の整備に関する事業

自然公園法施行令に定める、道路及び橋、広場及び遊園地、避難小屋、休憩所、野営所、駐車場及びさん橋、給水施設、排水施設及び公衆便所、博物展示施設の新設、増設又は改設が補助対象となる。

⑮ 公民館その他の集会施設又は民俗文化財若しくは有形文化財（考古資料その他学術上価値の高い歴史資料に限る）の保存及び活用のための施設

事業メニューとしては、公民館、基幹集落センター、集会所、コミュニティセンター、老人いこいの家等の集会を主たる目的として設置される施設又は地方歴史民俗資料館等地方の歴史、民俗、考古に関する資料の保存活用施設であって地方公共団体等が設置するものとなっているが、社会教育法第20条に規定する公民館で建物面積が330m<sup>2</sup>以上で定められた各室を具備するものは補助対象事業となる（同法35条）。また、地方歴史民族資料館については予算補助（文部省所管（項）文化財保存施設整備費（目）国宝重要文化財等保存施設整備費補助金）

が行われており、集会所等についても山村振興法の山村振興計画に基づくものについては補助措置がとられている。

⑯ スポーツ又はレクリエーションの用に供する施設

事業メニューとしては、国民体育館、国民運動場、プール、野外活動施設、国民宿舎、国民休養地、青少年の森等の施設で地方公共団体が設置するものとなっており、国民体育館、国民運動場、国民柔剣道場、水泳プール、野外活動施設についてはスポーツ振興法により補助対象となっている。

⑰ 保育所、児童館又は児童遊園

事業メニューとしては、保育所、児童館で地方公共団体又は社会福祉法人が設置するもの及び児童遊園で地方公共団体が設置するものがあり、児童福祉法に基づいて保育所、児童館については補助が行われており児童遊園については補助制度はないが、特別地方債の対象になっている。

⑱ 老人福祉センター

事業メニューは、老人福祉センターで地方公共団体又は社会福祉法人が設置するものであり、補助対象となっている。

⑲ 有線放送電話業務の用に供する施設又は無線電話

事業メニューは、有線放送電話業務の用に供する施設、同報通信方式等による無線電話で地方公共団体等が設置するものであり、山村振興法の山村振興計画に基づく事業には補助措置がとられている。

⑳ 消防施設の整備に関する事業

補助対象事業として、消防施設強化促進法に基づく、消防ポンプ自動車、手引動力及び小型ポンプ、火災報知機及び消防電話装置並びに防火水そうがある。

㉑ し尿処理施設及びごみ処理施設の整備に関する事業

廃棄物の処理および清掃に関する法律に基づき、一定処理方式の焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設等のごみ処理施設並びに尿処理施設

は補助対象となる。

イ 指定湖沼水位調節施設に係る整備事業

指定湖沼水位調節施設に係る整備事業は、指定ダムに係る整備事業のうち、土地改良事業、河川の整備事業(治水事業の一部)、下水道の整備に関する事業、自然公園の保護又は利用のための施設の整備に関する事業、簡易水道の整備に関する事業の他次に掲げる事業がある。

① 漁港の整備に関する事業

補助対象事業は漁業法第20条による漁港の修築、漁港改築等の事業である。

② 水産資源の保護培養又は開発のための事業

補助対象事業はない。

③ 水産物の流通の施設の整備に関する事業

沿岸漁業整備法第8条に基づく第2次沿岸漁業構造改善事業促進対策要綱による。

④ 畜産経営に係る汚水の処理のための施設の整備に関する事業

畜産経営環境保全集落群育成事業、畜産経営環境整備事業が補助対象事業となる。

(3) 水源地域整備計画の様式

ダムに係る水源地域整備計画は、第1・基本方針、第2・整備計画に分かれて作成される。

基本方針には、計画作成の意義、計画の目標、計画の概要、予定期工期、経費の概算額が、整備計画には、事業区分ごとに事業の概要、事業主体、施行区域が記載される。

また、参考資料として次の資料を添付する必要がある。

① ダムの概要表

ダム計画の大要、ダム諸元、水源地城市町村名、用地補償の現況、水

没市町村の概況とダム建設が地域に与える影響等を記す。

② 整備計画総括表

③ 整備計画個表

事業ごとに事業内容、工期、事業費、事業の必要な理由等を記す。

④ 整備計画対象市町村の概要

市町村の自然的、社会的、経済的諸条件の概要、行政・財政・施設整備水準の現況、水没地域の概要とダムの建設が地域に与える影響、関係住民の意向等を記す。

⑤ 指定ダムの建設に伴なう損失補償の概要

⑥ その他添付図面

1/5,000～1/50,000 地形図に整備計画総括表で記載した施設を示す。また水源地域の範囲、ダムの位置、貯水池の範囲を併せて示す。その他整備事業及び対象地域の関係を示す鳥かん図、水没住民の移転状況を明らかにした参考図を添付している。

(4) 水源地域整備計画決定までの事務の流れ

表 3-1 水源地域整備計画決定までの事務の流れ

1 水源地域の原案及び水源地域整備計画の原案の作成	都道府県
2 整備事業の各事業所管省庁（本省まで）へ説明	都道府県
3 建設省及び国土庁へ説明（最終）	都道府県
4 必要に応じ、事業所管省庁と調整	国 土 庁
5 水源地域対策連絡協議会の開催（関係省庁の内諾）	国 土 庁
6 法手続の開始（市町村長の意見聴取、ダム所管大臣及び内閣総理大臣への申し出）（水源地域の指定の申し出）	都道府県
7 水源地域の指定及び公示（官報）	国 土 庁
8 水源地域整備計画の案及び参考資料の県への送付	国 土 庁
9 " の印刷及び参考図面等の作成	都道府県
10 法手続の開始（関係者への意見照会、建設大臣及び内閣総理大臣への申請）（水源地域整備計画の案の提出）	都道府県
11 水源地域整備計画の決定及び公示（官報）	国 土 庁

水特法の整備計画の決定までの手続は、表 3-1 に示すとおりである。その際の留意点を以下に概述する。

① 水特法によれば、水源地域の指定と水源地域整備計画（以下「整備計画」という。）の決定は、それぞれ独自に行われることとなっているが、地域指定と計画の内容は密接に関連しているため、同時に検討することが多い。したがって、関係省庁と調整を行う場合及び水源地域対策連絡協議会（以下「協議会」という。）に諮る場合にも同時に取り扱うことが

多い。

- ② 1~4は事前調整であるが、協議会の開催までには、確定した水源地域の案と整備計画の大綱（整備事業としてくみ入れる事業の種類、規模等がはっきりしていること。詳細にわたる事業計画、例えば道路の延長の端数、積算等に問題が残っていても、計画の総金額に影響を与えない程度であれば差し支えない。）を準備する必要がある。
- ③ 協議会終了後大蔵省への協議を経て、国土庁から都道府県へ正式な法手続の開始を連絡する。
- ④ 法手続の開始と併行して水源地域図（国土地理院1/5万）15部を作成し、別途国土庁へ送付する。
- ⑤ 水源地域の指定の公示までの間に、8~9の作業を併行して行い、公示後すみやかに法手続が開始できるよう体制をととのえておく必要がある。必要な準備資料等としては次のものがある。

- i 國土庁から送付された整備計画の案及び参考資料の印刷
- ii 水源地域整備計画図（国土地理院1/5万）15部及び公共補償事業と整備計画の併記図（1/5,000~1/10,000）1部
- iii 当該地域が自然公園、自然環境保全地域と関係がある場合は、その地域を示す図面  
なお、これらの法手続（水源地域指定及び水源地域整備計画決定）のみに要する期間は通常2~3ヶ月程度を要する。

さらに水源地域指定と水源地域整備計画決定手続における関係機関等の相互関係を図3-1、3-2にそれぞれ示しておく。その際各々の手続における留意点を述べると次のとおりである。

#### ア 水源地域指定

- ① 水源地域の指定の申出を行うに当たっては、水源地域整備計画の原案がほぼ固っている必要があり、法手続開始前に事前調整を行っておく必要がある。

- ② 水源地域とは、指定ダム等により河川の流水が貯留される土地の全部又は一部をその区域に含む市町村の区域のうち、指定ダム等の建設によりその基礎条件が著しく変化すると認められる地域をいい、原則として大字単位で指定している。
- ③ 関係市町村とは、指定ダム等により流水が貯留される土地の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の長のことである。
- ④ 水源地域の指定の申出は、ダム等の所管行政機関の長（建設大臣・窓口は建設省河川局開発課水源地対策室）を経由して内閣総理大臣（窓口は國土庁水資源局水源地域対策課）に行う。
- ⑤ 内閣総理大臣は、水源地域の指定に当たっては、関係行政機関の長と協議しなければならない。この協議に先立つ事前協議の場として、水源地域対策連絡協議会（事務局は國土庁水資源局）が設けられている。
- ⑥ 内閣総理大臣は、都道府県知事から申出のあった案に基づき、水源地域を指定し、官報で公示する。

#### イ 水源地域整備計画の決定

- ① 都道府県知事は、水源地域整備計画の案の作成に当たっては、あらかじめ次の者の意見を文書により聴取し、調整を図っておかなければならぬ。
  - i 整備事業を実施することとなるべき者（国を除く。）
  - ii 整備事業がその区域内で行われることとなる都道府県知事及び市町村長並びに法第12条の規定によって整備事業の費用を負担することとなる地方公共団体の長
  - iii 地方公共団体以外で法第12条の規定によって整備事業の費用を負担することとなる者
- ② 国については、この協議の対象から除外されているが、実質的には都道府県知事が案を作成する段階で、ダム等の所管行政機関の長（建

設大臣), 整備事業の所管行政機関の長, 整備事業の費用を負担することとなる者を所管する行政機関の長, その他関係行政機関の長と調整を図っておく必要がある。

③ 都道府県知事による案の提出から内閣総理大臣の決定 公示までのプロセスは 水源地域の指定と同じである。

図3-1 水源地域指定の手続

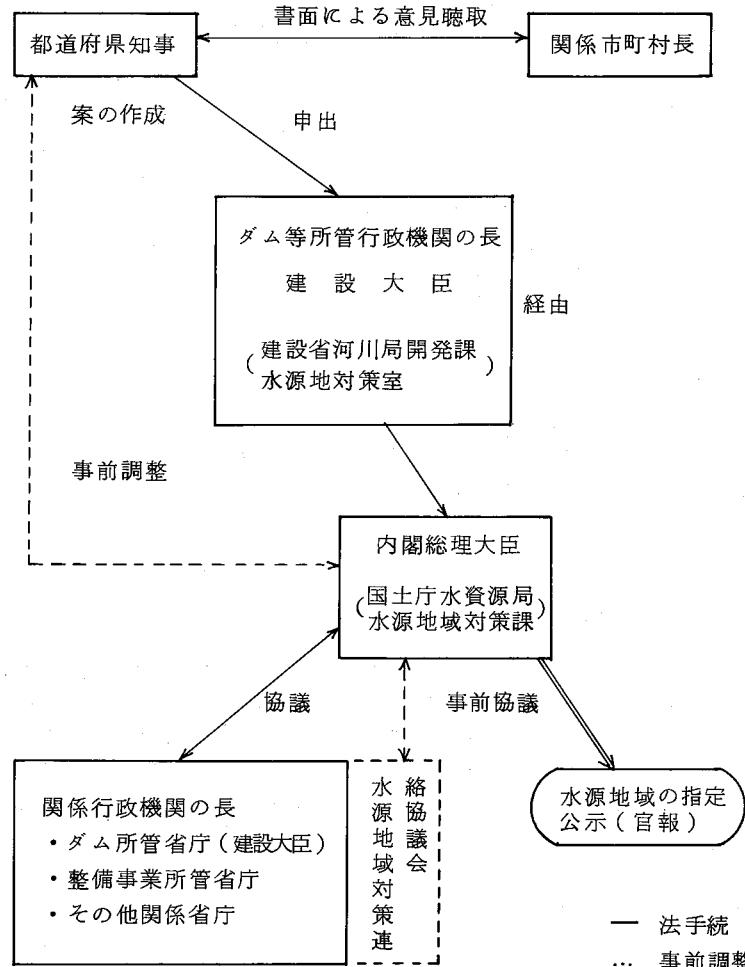
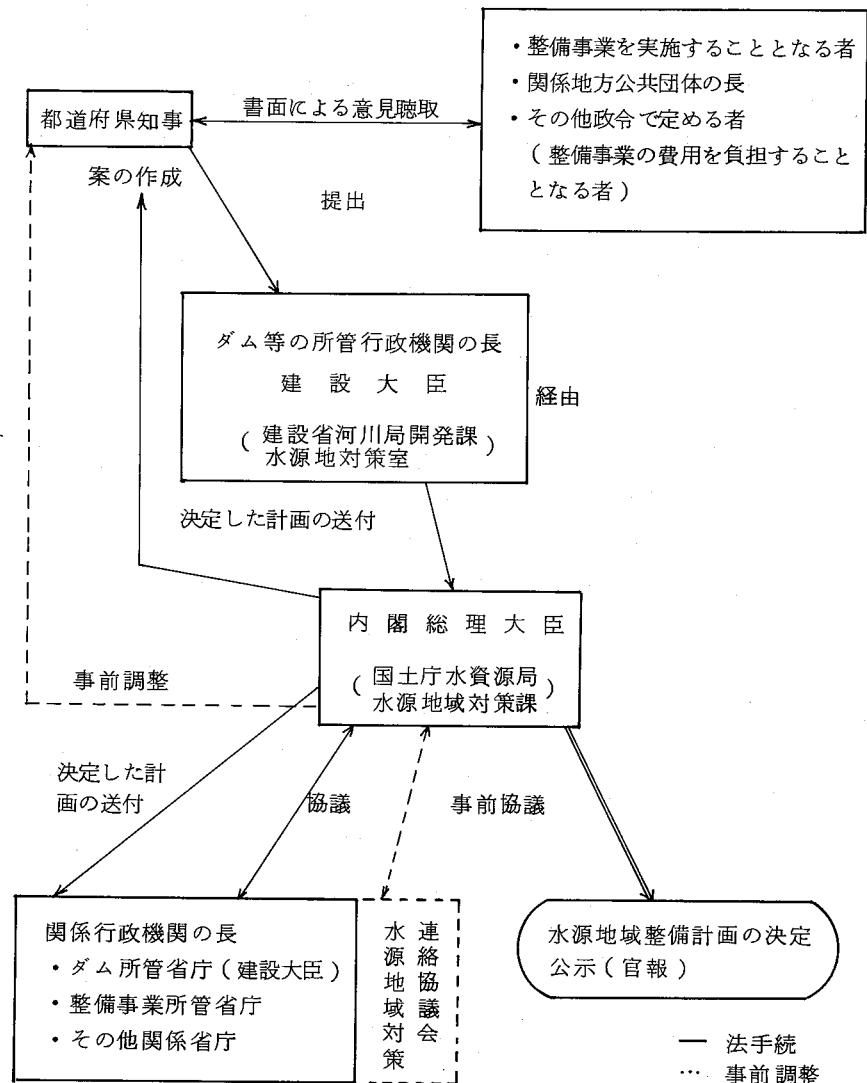


図3-2 水源地域整備計画決定の手続



### 3) 水源地域整備計画の現況

昭和49年4月水特法が施行されて以来昭和56年6月まで指定ダム等は霞ヶ浦開発事業を入れて50ダム等に達する。その概要是図3-3、図3-4及び表3-2、表3-3、表3-4に示すとおりである。ダム等の所在は30府県以上に及び事業主体も建設省、農林水産省、道府県、水資源開発公団、電源開発株式会社と各種におよんでいる。またこれらのうち15ダムが水没規模が特に大きいため水特法第9条に基づき、国費の嵩上げ対象ダムとして指定されている。

指定ダム等のうち水源地域指定及び整備計画の決定されたものは36ダム等であり着実にその数も増えている。水源地域整備計画の概要是表3-5に示すとおりである。35ダムの整備計画事業費の合計は約1,679億円、霞ヶ浦開発のそれは約2,536億円である。

ダムに関する整備計画としては、①公共補償との合併施行による施設の改良（この場合整備計画に計上されるものは公共補償を除いたもの、いわゆる質的改良分である）、②水没関係者の移転地の整備及びそれに付随する施設の整備、③水没関係者の生活再建のための生産基盤整備、④ダム建設に伴い著しい影響を受ける残存地域の生産基盤整備、⑤同じく残存地域の生活環境整備などの事業を実施することなどがある。

整備事業の内容を具体的にみると、関連公共施設としての治山、治水、道路事業が大きく、事業費シェアで全体の約64.4%に達する。なかでも道路事業が格段に大きなウェイトを占めており、全体の54.9%に及んでいる。基幹道路である国道、県道よりもむしろ生活関連道路である市町村道の整備の要望が強い。水没地住民の生命及び財産を守るために治山、治水事業はあわせて全体の9.5%を占める。河川改修よりも治山、砂防事業のウェイトが高く、貯水池の水質保全にも寄与している。

生活環境施設として簡易水道、下水道、義務教育施設、宅地造成、ごみ

処理施設、し尿処理施設など水源地域の状況に応じて計画されており、これらが全体の約22.5%を占めている。

生活基盤施設としては、水源地域がおおむね山間部に位置し、農山村が多いためもあって土地改良、林道整備、造林事業が主体であり。全体の約13.1%を占めている。

整備事業費の負担区分は国55.1%、府県20.9%、地元市町村22.0%，その他2.0%となっている。ちなみに、ダムの建設費に対する整備計画事業費の率は、事業費の算定の時期が一定でないので正確ではないが、高いもので20%を越すものもあるが、平均すると13%程度である。

一方霞ヶ浦開発の整備事業は、水質保全対策が主体となっており、下水道、し尿処理、ごみ処理、畜産汚水処理施設で約78.6%のウェイトを占めている。

表3-2 ダム指定及び整備計画決定状況

ダム指定 整備計画	49.7.20指定	52.3.23指定	53.3.28指定	54.4.17指定	55.4.11指定	56.6.2指定
50.3.15告示	※浅瀬石川※御所 ※手取川					
50.11.20告示 51.3.29告示	※川治一庫 海畑 賀祥 朝栄 生見川 ※霞ヶ浦					
51.12.24告示	龜山 吐野村					
52.9.29告示 53.3.29告示	権現 耶馬渓 阿木川	大川 未武川				
53.11.25告示 54.3.26告示	青野 桐生川※大滝		玉川 寒河江			
54.12.6告示 55.3.28告示		※七ヶ宿 運 高滝 ※官ヶ瀬 芦川	真野 ※椿山 新湯の原			
56.3.30告示			南川 長島	愛別 美利河 布目		
今後実施予定	※竜門※川辺川	世増 滝沢 ※徳山 八田原	浦山	合角	※三春 新宮川 中山川	※長沼 万場 ※日吉

※は、法第9条適用





## 2. 霞ヶ浦水源地域整備計画

(単位：百万円)

事業名		霞ヶ浦開発事業費	
整備事業費総額(百万円)		253,569	100(%)
土地改良	36,054	14.2	
治水	7,980	3.1	
簡易水道	7,632	3.0	
下水道	183,000	72.1	
自然公園	245	0.1	
し尿処理施設	6,257	2.5	
ごみ処理施設	5,020	2.0	
漁港	891	0.4	
水産資源保護培養	1,273	0.5	
水產物流通の施設	245	0.1	
蓄産汚水処理施設	4,971	2.0	
負担区分	国	128,585	50.7
	県	27,563	10.9
	市町村	63,495	25.0
	その他	33,926	13.4

図3-3 指定ダム等位置図

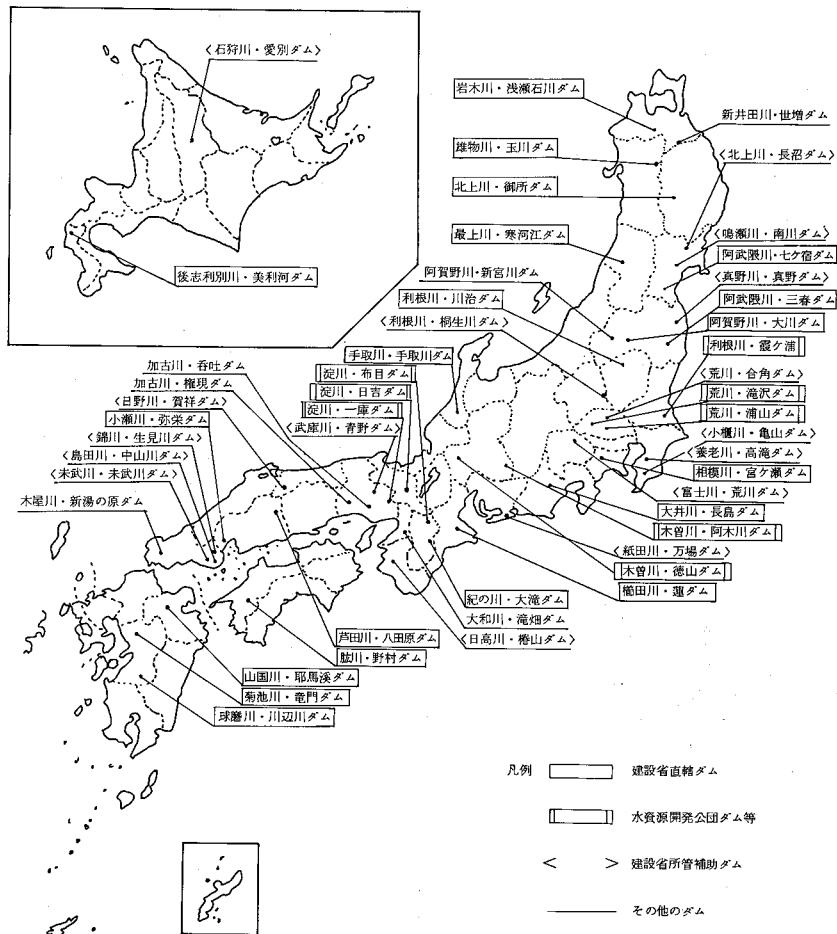
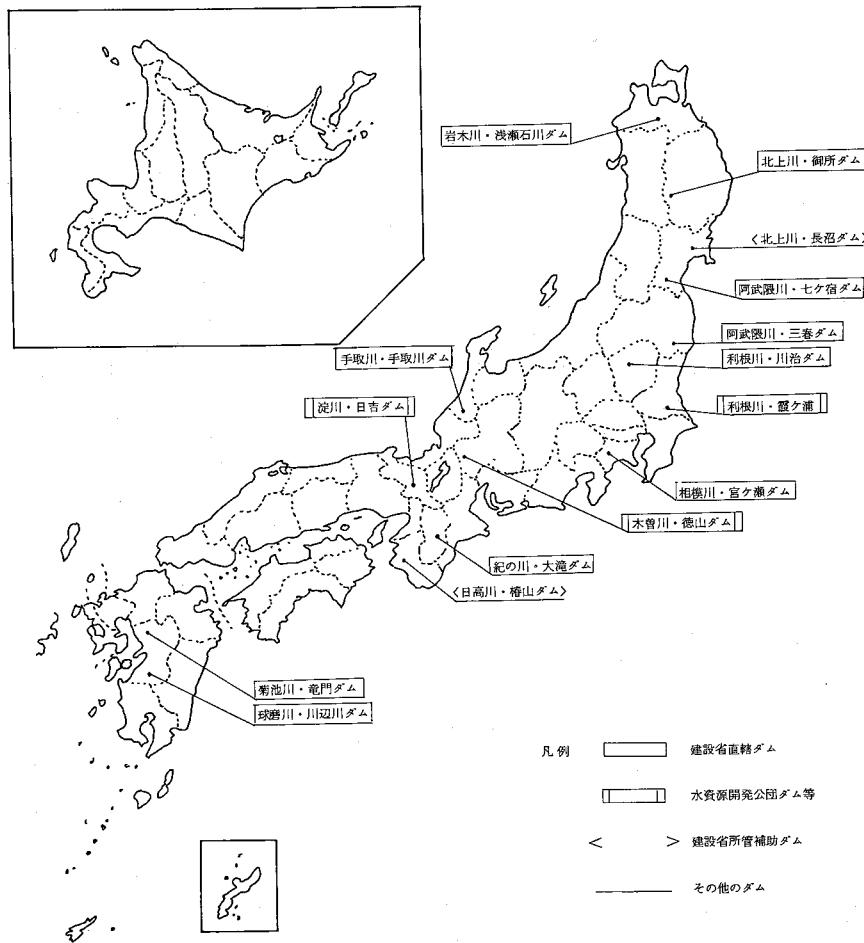


図3-4 法第9条適用ダム等位置図



#### 4) 水源地域整備事業の財源措置

##### (1) 補助制度

水特法における22種類の整備事業については、そのほとんどのものに国庫補助制度が設けられている。補助制度は、単一の事業に対して、数多くの制度が交錯していることが多く、それも単一省庁の所管に係るもののみでなく、複数の省庁で同じような補助制度をもっていることが多いため、適用にあたっては、採択条件、補助条件を見きわめて、最も適切かつ有利な条件のものを考慮する必要がある。

以下各事業毎に補助制度の概要を記載する。このうち、特に水特法の水源地域で適用される可能性の高いものについては、資料編に各事業別の国庫補助の採択基準等の一覧を掲載した。

また、補助率の地域特例等については、同様に資料編に掲載した。

##### ① 土地改良事業

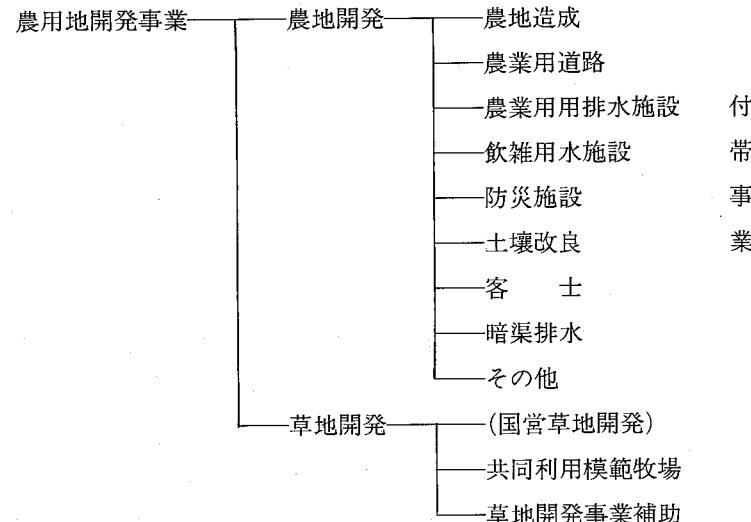
i 整備計画の対象となる土地改良事業は、土地改良法第2条第2項に規定する次の事業をいう。

i) 既耕地における土地条件の整備に関する事業

土地改良事業（狭義）

- 農業用用排水
- ほ場整備
- 農道整備
- 農地防災
- 農地保全
- 国営造成施設管理
- その他

## ii) 耕地の拡張のうち山林原野に関する事業



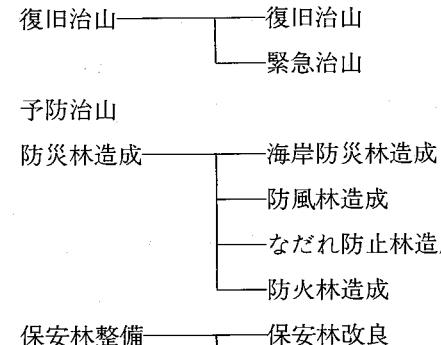
## iii) 耕地の拡張のうち水面に関する事業

干拓事業（略）

ii) 水源地域対策特別措置法第9条の補助率の引上げは、「農地造成」及び「農業用道路の新設又は変更」のみである。

## ② 治山事業

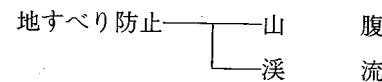
i) 治山事業の種類は、次のとおり区分される。



生活環境保全林整備（森林整備、森林買入）

保 育（下刈、追肥、雪起し）

治山激甚災害対策特別緊急事業



ii) 整備計画の対象となる治山事業は、治山治水緊急措置法第2条第1項に該当する次の事業である。

- i) 森林法第41条に規定する保安林施設事業
- ii) 地すべり等防止法第51条第1項第2号に規定する地すべり地域又はぼた山に関して同法第3条又は第4条の規定によって指定された地すべり防止区域またはぼた山崩壊防止区域における地すべり防止工事またはぼた山崩壊防止工事に関する事業
- iii) 水源地域対策特別措置法第9条の補助率の引上げは、復旧治山、予防治山のみである。

## ③ 治水事業

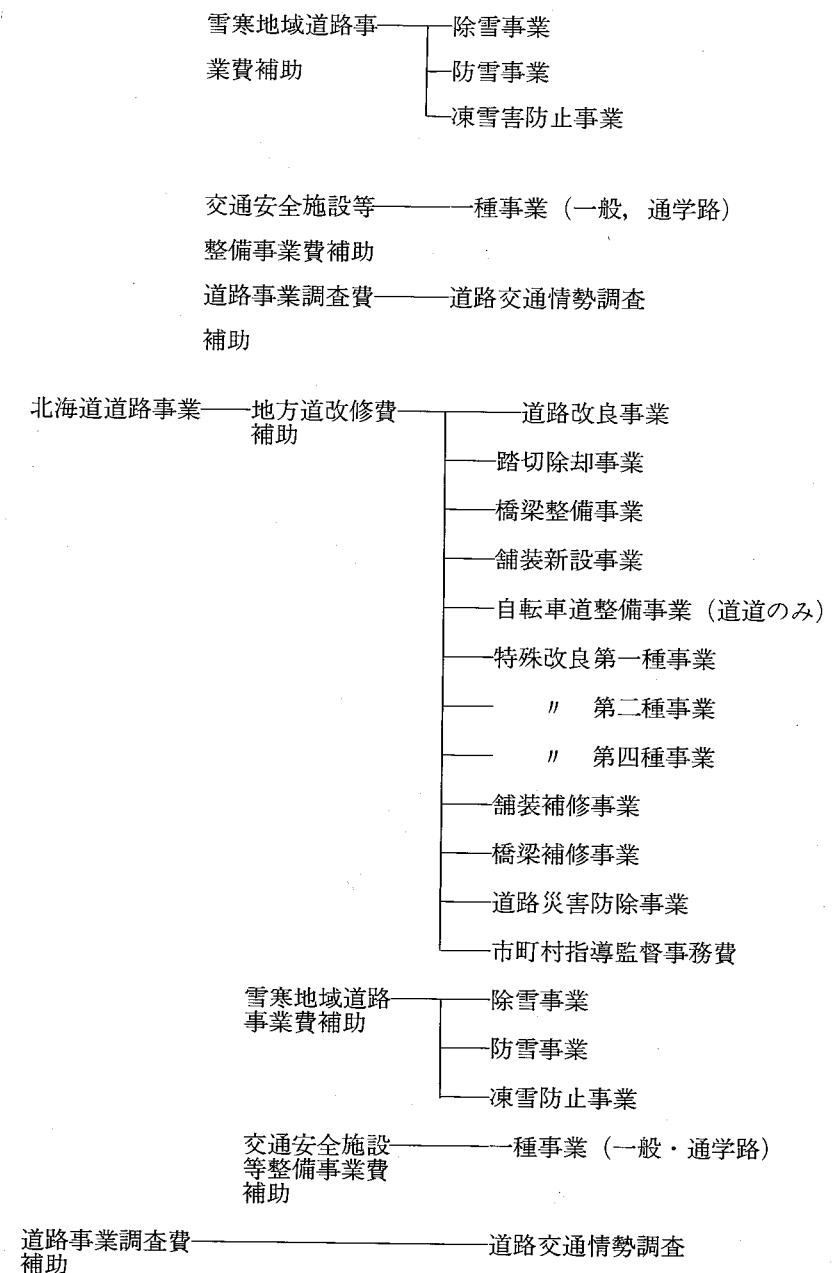
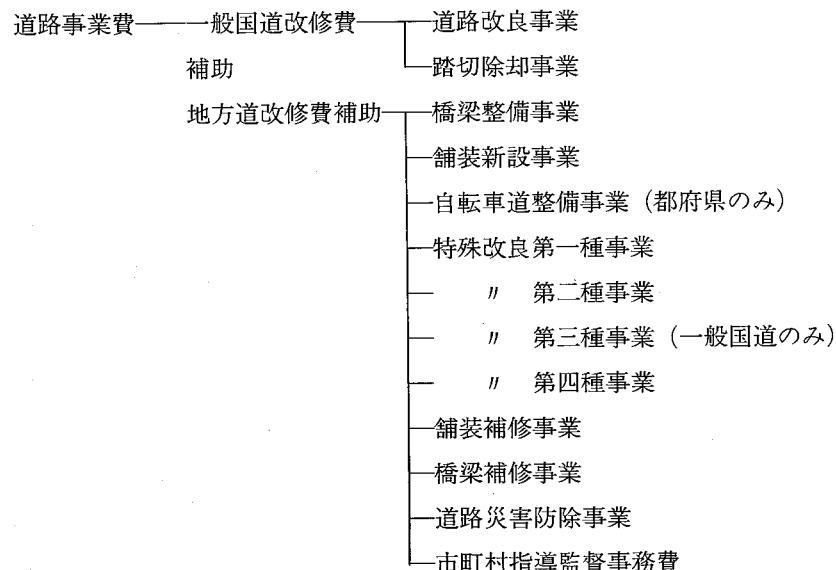
i) 整備計画の対象となる事業は、治山治水緊急措置法第2条第2項に規定する次の事業である。

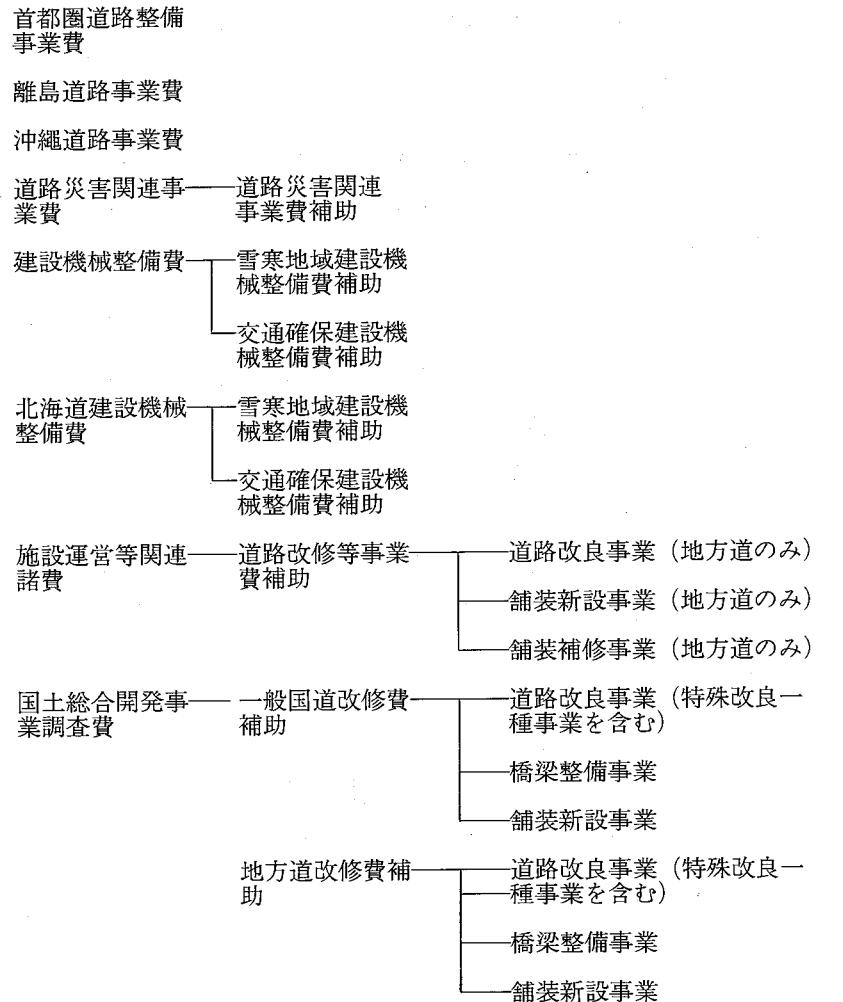
- i) 河川法第3条第1項に規定する河川に関する事業
- ii) 砂防法第1条に規定する砂防設備に関する事業
- iii) 地すべり防止法第51条第1項第1号又は第3号に規定する地すべり地域又はぼた山に関して同法第3条又は第4条の規定によって指定された地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域における地すべり防止工事又はぼた山崩壊防止工事に関する事業
- ii) 補助金の対象となる事業、及び補助率のかさ上げのある事業
  - i) 河川法関係
    - 中小河川改修事業（1級のみ 2/3 → 3/4）
    - 小規模河川改修事業（1級のみ 2/3 → 3/4）
    - 局部改良事業



#### ④ 道路事業

i 整備計画の対象となる道路事業は、道路法第3条第1項にかかるる道路のうち一般国道、都道府県道、市町村道であり、これらに関する補助事業の区分は次のとおりである。





(注) ① 市町村道は地方道に含む

② 市町村指導監督事務費は市町村道を実施している関係の都道府県に補助

ii 水源地域対策特別措置法第9条による補助率嵩上げは、都道府県道・市町村道（地方道）の新設若しくは改築のみ（ただし、水源地域

対策特別措置法施行令第4条第5項に規定するものを除く。）である。

## ⑤ 簡易水道事業

i 簡易水道事業とは水道法第3条第3項に規定する給水人口が5,000人以下である水道より水を供給する水道事業をいう。

### ii 補助対象事業および補助率

ア 簡易水道施設	1/4~4/10
イ 飲料水供給施設	4/10
ウ 特鉱水道施設	1/3~4/10 同和対策事業は2/3
エ 閉山炭鉱水道施設	1/3~4/10
オ 離島簡易水道施設	1/2
カ 北海道離島簡易水道施設	1/2

iii 水特法の指定ダムに係る整備事業については、全て補助率4/10とする。

## ⑥ 下水道事業

### i 整備計画の対象事業



ii 整備事業の第9条補助率嵩上げについては公共下水道について行うこととされているが、現在下水道法施行令附則第4項の規定により、国庫補助の特例が設けられており、これにより水特法の特例以上の嵩上げが行われているため、実際上水特法の嵩上げ規定は空文化している。

## ⑦ 義務教育施設の整備に関する事業

- i 義務教育施設とは義務教育諸学校施設費国庫負担法第2条第1項および第2項に規定する義務教育諸学校の校舎、屋内運動場、および寄宿舎である。
- ii 補助率

所管省庁 区 分			文部省所管 (項) 公立文教施設整備費								
学次種別	建物区分	区 分	一般	離島	過疎	特別深雪	成田	急増	奄美	水源	
小学校	校舎	新・増	義 $\frac{1}{2}$	離 $\frac{2}{3}$		(注1) 雪 $\frac{2}{3}$	空 $\frac{2}{3}$	義 $\frac{2}{3}$	奄 $\frac{2}{3}$		
	屋体	新・増	義 $\frac{1}{2}$	離 $\frac{2}{3}$		(注1) 雪 $\frac{2}{3}$	空 $\frac{2}{3}$	奄 $\frac{2}{3}$			
中学校	校舎	新・増	義 $\frac{1}{2}$	離 $\frac{2}{3}$		(注1) 雪 $\frac{2}{3}$	空 $\frac{2}{3}$	義 $\frac{2}{3}$	奄 $\frac{2}{3}$		
	屋体	新・増	義 $\frac{1}{2}$	離 $\frac{2}{3}$		(注1) 雪 $\frac{2}{3}$	空 $\frac{2}{3}$	奄 $\frac{2}{3}$			
小・中学校	校・屋	統合に伴う新・増	義 $\frac{1}{2}$	離 $\frac{2}{3}$	疎 $\frac{2}{3}$				奄 $\frac{2}{3}$	(9条) $\frac{2}{3}$	
	校・屋 (注2)	改	義 $\frac{1}{2}$	離 $\frac{2}{3}$	$\frac{2}{3}$	(注1) 雪 $\frac{2}{3}$	空 $\frac{2}{3}$		奄 $\frac{2}{3}$		
	寄宿舎	新・増	$\frac{1}{2}$	$\frac{2}{3}$	$\frac{2}{3}$	(注3) 雪 $\frac{2}{3}$	空 $\frac{2}{3}$		奄 $\frac{2}{3}$		
	寄宿舎	改	義 $\frac{1}{2}$	離 $\frac{2}{3}$	$\frac{2}{3}$	雪 $\frac{2}{3}$	空 $\frac{2}{3}$		奄 $\frac{2}{3}$		
へき乗	新・増	へ $\frac{1}{2}$	離 $\frac{2}{3}$			(注1) 雪 $\frac{2}{3}$			奄 $\frac{2}{3}$		

(注1) 分校にかぎる

(注2) へき地の寄宿舎にかぎる

(注3) 統廃合にかぎる

## iii 採択基準等

児童又は生徒1人当たりの基準面積、学級数に応ずる必要面積、構造上の危険度度等により行う（同法施行令第4条～第8条）。

## iv 水源地域対策特別措置法第9条関係の補助率の引上げは、統合に伴う校舎又は屋内運動場の新築・増築のみである。

## ⑧ 診療所の整備に関する事業

- i 整備計画の対象となる診療所は、医療法第1条第2項に規定する診療所であるが、国庫補助の対象としては水源地域対策特別措置法第9条適用の整備計画に関するものだけに限られ、その他については過疎法による補助、へき地医療対策による補助（予算補助）によるしかない。

### ii 過疎法による補助

医療法第14条（医療の確保）の規定により無医地区の診療所の設置その他の事業に対し1/2を補助する。

### iii へき地医療対策

無医地区調査結果に基き厚生省が実施をするもので、無医地区に対する診療所の設置その他の事業に対し1/2を補助する。

（注）「無医地区」とは、医療機関のない地域で、当該地域の中心的な場所を起点としておおむね半径4kmの区域内に50人以上が居住している地域であって、かつ、容易に医療機関を利用することのできない地区をいう。しかし43年度以降の診療所についての補助対象は、1,000人以上の居住地域で医療機関まで車で30分以上の地域に限っている。

### iv 水源地域対策特別措置法第9条関係診療所の新設または改築に1/2補助。

## ⑨ 宅地造成の事業

過疎地域（過疎地域振興特別措置法にいう過疎地域）においては「過疎地域集落整備事業」として補助制度がある。所管は国土庁地方振興局総務課過疎対策室である。

### i 補助要件

対象地域 過疎地城市町村

移転戸数 原則として10戸以上

移転先団地戸数 相当戸数（半数以上）

集落内移転戸数	全戸移転
事業期間	2カ年以内
ii) 補助対象経費	
住宅造成	1戸当たり 330 m <sup>2</sup> 以内, 1 m <sup>2</sup> 当り 3,100 円以内
関連公共施設	道路, 公園, 緑地, 広場, 集会施設, 給水施設 (建物については用地取得造成費を除く)
iii) 事業主体	市町村
iv) 補助率	
国	1/2 以内
補助対象限度額	85,000 千円
(15戸未満の場合)	50,000 千円

#### ⑩ 公営住宅の建設の事業

i) 公営住宅建設事業  
国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を建設し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする事業である。地方公共団体が都道府県住宅建設5箇年計画に基づいて公営住宅の建設をする場合においては、国は予算の範囲内で当該事業主体に対し、当該公営住宅の工事費等に対して補助する。

ii) 採択基準  
住宅設計計画法（昭和4年法律第100号）第6条に規定する都道府県住宅建設5箇年計画に基づき、地方公共団体がその住民に賃貸するために住宅建設する場合は国はその緊急度等を勘案して採択する。  
補助する対象は、公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づく公営住宅（附帯施設を含む）を建設する場合の、

- i) 第一種公営住宅の工事費（公営住宅法第7条）
  - ii) 第二種公営住宅の工事費（公営住宅法第7条、第8条）
  - iii) 第一種公営住宅の用地事業費（家賃収入補助金）（公営住宅法第12条の2）
  - iv) 第二種公営住宅の用地事業費（家賃収入補助金）（公営住宅法第12条の2）
  - v) 市町村が施行する公営住宅建設事業に対する指導監督経費（公営住宅法第27条）となっている。
- iii) 補助率
- i) 第一種公営住宅の工事費 - 1/2 (公営住宅法第7条)
  - " (沖縄) - 2/3 (沖縄振興開発特別措置法 第5条同法施行令第2条)
  - ii) 第二種公営住宅の工事費 - 2/3 (公営住宅法第7条)
  - " (沖縄) - 3/4 (沖縄振興開発特別措置法 第5条同法施行令第2条)
  - " (一般災害) - 2/3 (公営住宅法第8条)
  - " (激甚災害) - 2/4 (激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第22条)
- iii) 第一種公営住宅の用地事業費  
(家賃収入補助) - 3/100 (公共住宅法第12条の2)
- iv) 第二種公営住宅の用地事業費  
(家賃収入補助) - 4/100 (公営住宅法第12条の2)
- v) 市町村が施行する公営住宅建設  
事業に対する指導監督経費 - 10/10 (公営住宅法第27条)  
(注) 以上の他、新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための財政上の特別措置に関する法律（昭和40年法律第73号）の第3条、産炭地域振興臨時措置法（昭和36年法律第219号）の第11条、第12

条並びに、首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための財政上の特別措置に関する法律（昭和41年法律第114号）第4条の規定に係わるものについては、補助率の嵩上げが行われる。

## ⑪ 林道の整備に関する事業

### 事業の種類および根拠法令

- i 民有林林道開設事業 広域基幹林道 （森林法第193条）  
普通林道 （森林法第193条）
- ii 農免林道事業（峰越連絡林道） （森林法第193条）
- iii 森林開発公団林道事業 特定森林地域開発林道 （森林開発公団法  
（スーパー林道） 第36条）  
大規模林業圏開発林道 （森林開発公団法  
第36条）
- iv 林業構造改善事業林道事業 （林業基本法第15条）
- v 山村振興特別事業林道事業 （山村振興法第10条）
- vi 民有林林道改良事業 （森林法第193条）
- vii 林道舗装事業 （森林法第193条）

## ⑫ 造林の事業

- i 補助事業の種類、補助率等（根拠法令 森林法第193条）

対象事業	補助率
人工造林	4／10（国3／10 県1／10）
天然林改良	4／10（国3／10 県1／10）
特殊林地改良	7／10（国5／10 県2／10）
復旧造林	4／10（国3／10 県1／10）
育林	4／10（国3／10 県1／10）
森林整備	4／10（国3／10 県2／10）
適地適木調査	1／3（国1／3）
組織造林推進対策調査	2／3（国1／3 県1／3）

ii 補助に当たっては、原則として標準単価制度を採用しているが、人工造林、復旧造林については政策上のウエイトに応じた査定係数を乗じて実質的に補助率に格差を設けて適用している。（80%～170%）

すなわち、補助金額＝標準経費×査定係数×補助率

ただし、標準経費＝標準単価×事業量

## ⑬ 農林（畜産業を含む。）、林業又は漁業の経営の近代化のための共同利用施設

- i 農業構造改善事業、漁業近代化施設整備事業等による補助制度がある。
- ii 山村振興法に基づく山村地域農林漁業特別対策事業として行う場合1／2の補助がある。

## ⑭ 自然公園の保護又は利用のための施設の整備に関する事業（補助事業の種類及び補助率）

- i 自然公園法施行令第22条各号に定める施設であって、「国立公園及び国定公園等施設整備費国庫補助金取扱要領」に定める補助対象施設の要件に合致するものの新設、増設又は改設の事業（補助率1／2）。
- ii 都道府県立自然公園における環境庁長官が承認した国民休養地計画に基づき、都道府県が行う新設整備事業のうち、取扱要領に定める補助の基本方針及び補助対象施設の要件に合致するものの新設、増設又は改設の事業（補助率1／3）。

## ⑮ 公民館その他の集会施設又は民俗文化財若しくは有形文化財（考古資料その他学術上価値の高い歴史資料に限る）の保存及び活用のための施設

補助制度については、公民館、図書館、博物館、歴史民俗資料館について定額補助の制度がある。集会施設については、山村振興法に基づく

山村地域農林漁業特別対策事業として行う場合 $1/2$ の補助金が交付される。

i 公民館

i) 補助対象事業

(i) 社会教育法（昭和24・6・10 法律第207号）第20条に該当する施設を整備する事業

(ii) 建物の面積は330平方メートル以上であること

(iii) 建物は、公民館の設置及び運営に関する基準（昭和34・12・28 文部省告示第98号）第3条第2項に示す各室を有すること

ii) 補助対象経費

公民館の建築に要する本工事費（建物の基礎、躯体・屋根・造作及び仕上部分）及び附帯工事費（電気、ガス、給排水冷暖房等）とする。

iii) 補助金の額

定額

ii 図書館

i) 補助対象事業

必要な蔵書及び面積について図書館法施行規則第10条以下において設置都道府県市町村の人口に応じて定められている。

ii) 補助対象経費

図書館の新築及び増・改築に係る本工事費及び付帯工事費とする。

iii) 補助金の額

定額

iii 博物館

i) 補助対象事業

(i) 博物館の種類には 総合博物館 入文系博物館 自然系博物館がある。

(ii) 建物の面積は $660\text{m}^2$ 以上、1年を通じて150日以上開館する

こと。

(iii) 詳細は公立博物館の設置及び運営に関する基準（昭48・11・30 文部省告示第164号）による。

ii) 補助対象経費

博物館の新設に係る本工事費及び附帯工事費

iii) 補助金の額

定額

iv 歴史民俗資料館

i) 施設は耐火構造として新築するものと地方的特色を示す民家又は郷土にとって歴史的に重要な既存建物を利用するものがある。

ii) 補助対象経費

新設の場合は施設の建設に要する本工事費、附帯工事費及び工事事務費

既存建物を利用する場合、移築費、改築費、防災施設費及び工事事務費

iii) 補助金の額

定額（4,000千円）

v 集会施設

山村振興法に基づく山村地域農林漁業特別対策事業として行う場合 $1/2$ の補助

⑩ スポーツ又はレクリエーションの用に供する施設

補助制度としては、スポーツ振興法に基づく国民体育館（総合）、国民体育館、国民運動場、国民柔剣道場、水泳プール（屋外、屋内、飛込）及び野外活動施設に対する $1/3$ の補助並びに社会教育法に基づく青年の家及び少年自然の家に対する定額補助がある。

i 国民体育館（総合）

i) 床面積は $3,000\text{m}^2$ 以上とし、所要の設備等を備えること

## ii) 補助金の額

補助基本額（単価の頭打ち及び $4,000\text{ m}^2$ 限度）の $1/3$

## i 国民体育館

## i) 所要の設備等を備えること

## ii) 補助金の額

補助基本額（単価の頭打ち及び $1,000\text{ m}^2$ 限度）の $1/3$

## iii 国民運動場

## i) 運動場、野球場、コート、附属施設及び照明施設が補助対象事業

## ii) 補助金の額

補助基本額（各施設に応じて補助単価、面積の頭打ちあり）の $1/3$

## iv 国民柔剣道場

i) 大型と小型があり 大型については鉄筋コンクリート造又は鉄骨造のみ、小型については前2者に加え、木造でも可

## ii) 補助金の額

補助基本額（単価の頭打ち、及び小型は $450\text{ m}^2$ 限度、大型は $2,000\text{ m}^2$ 限度）の $1/3$

## v 水泳プール

i) 屋外、屋内、飛込のそれぞれについて所要の設備を必要とする。

## ii) 補助金の額

補助基本額（屋外、屋内については単価の頭打ち及び屋外 $400\text{ m}^2$ 、屋内 $600\text{ m}^2$ 限度、並びに飛込については $27,000$ 千円限度）の $1/3$

## vi 野外活動施設

i) 面積は $150,000\text{ m}^2$ 以上とし、メイン施設、野外施設それぞれについて所要の設備を有すること。

## ii) 補助金の額

$1/3$ 相当の定額補助とし 補助額は $20,000$ 千円を限度とする。又、メイン施設の面積は $1,000\text{ m}^2$ を限度とする。

## vii 青年の家

i) 建物の面積は原則として $1,000\text{ m}^2$ 以上とし、所要の設備を有すること。

## ii) 補助金の額

定額補助とし、 $42,000$ 千円を限度とする。

## viii 少年自然の家

i) 建物の面積は原則として $2,000\text{ m}^2$ 以上とし、所要の設備を有すること。

## ii) 補助金の額

定額補助とし、 $110,000$ 千円を限度とする。

## ⑯ 保育所、児童館又は児童遊園

保育所、児童館については児童福祉法に基づく国庫補助制度があるが、児童遊園については現在のところ国庫補助制度はない。

## i 保育所

i) 保育所認可にあたっては「児童福祉施設最低基準」（昭和23年厚令63号）に従うほか、所要の条件がある。

ii) 保育所の種類として、入所児童が60人以上とする一般のもの並びに60人以下の児童も受入れができるべき地保育所、小規模保育所及び季節保育所がある。

iii) 季節保育所については農繁期等地方産業の繁忙期において児童を保育するものとして30名以上年間20日以上開設するものを市町村が設置できることとなっている。

iv) 補助金は厚生大臣が定める基準額の $1/2$ とし、過疎地域、山村振興地域、同和地域については $2/3$ とする。

## ii 児童館

i) 児童館の設置運営にあたっては「児童福祉施設最低基準」に従うほか所要の条件がある。

- ii) 児童館の種類として、小型児童館及び児童センターがある。
- iii) 補助金額は $1/3$ 相当の定額補助となっている。

#### ⑯ 老人福祉センター

- i 現在、全国各市町村に1ヶ所づつを目標に設置がすすめられているもので昭和56年現在約1,000ヶ所について設置済である。
- ii 種類としては、規模に応じて、特A型（概ね $800\text{ m}^2$ 以上）、A型（概ね $495.5\text{ m}^2$ 以上）、B型（概ね $165\text{ m}^2$ 以上）の3種類、さらに老人福祉施設に付設して設置する老人福祉施設付設作業所の合計4種類がある。
- iii 補助金額は $1/3$ 相当の定額補助となっている。

#### ⑯ 有線放送電話業務の用に供する施設又は無線

現在のところ一般の国庫補助制度はないが、山村振興法に基づく山村地域農林漁業特別対策事業として行う場合 $1/2$ の補助がある。

#### ㉐ 消防施設

- i 消防法、消防施設強化促進法に基づいて防火水槽、消防ポンプ自動車等の消防施設について国庫補助制度がある。
- ii 補助金額は、それぞれの設備について定められた補助基本額の $1/3$ とし、人口急増団体については $1/2$ 、過疎、同和、離島については $2/3$ としている。

#### ㉑ し尿処理施設

- i し尿処理施設としてはバキュームカー等で収集したし尿を処理するし尿処理施設及び管路によりし尿と雑排水をあわせて収集し処理する地域し尿処理施設（計画処理人口101人以上30,000人未満）があり、いずれも廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいた国庫補助制度

- がある（バキュームカーについてはない）。
- ii 補助率は $1/3$ とし、離島、北海道、沖縄及び公害防止計画地域については $1/2$ とする。

#### ㉒ ごみ処理施設

- i ごみ処理施設は、焼却、堆肥化等を行うためのごみ処理施設、粗大ごみの圧縮破碎等を行うための粗大ごみ処理施設、最終埋立処分を行うための埋立処分施設等があり、いずれも廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び予算措置による国庫補助制度がある。
- ii 補助率は $1/4$ とし、離島、北海道については $1/3$ 、沖縄、公害防止計画地域については $1/2$ 、同和地域については $2/3$ とする。

### (2) 地 方 債

#### ア 地方債制度の概要

地方債とは、地方公共団体が、他から資金を借り入れることによって負担する債務であって、その償還が2箇年以上にわたるものという。

#### ア) 地方債を起こすことができる場合

- (ア) 地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条によるもの  
地方団体の歳出は、地方債以外の歳入をもって、その財源としなければならないが、次に掲げる場合には、地方債をもってその財源とすることができる（地方財政法第5条第1項）。
  - a 交通事業、ガス事業、水道事業その他地方団体の行う企業（公営企業）に要する経費の財源とする場合（第1号）。
  - b 出資金及び貸付金の財源とする場合（出資又は貸付を目的として土地又は物件を買取るために要する経費の財源とする場合を含む。）（第2号）。
  - c 地方債の借換のために要する経費の財源とする場合（第3号）。

- d 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合（第4号）。
- e 普通税（道府県たばこ消費税、市町村たばこ消費税、鉱区税、狩猟免許税、電気ガス税、特別土地保有税及び法定外普通税を除く。）の税率がいずれも標準税率以上である地方団体において、戦災復旧事業費及び学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費の財源とする場合（第5号）。

（イ）特例法によるもの（例）

- a 辺地対策事業債（辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第5条）

市町村が自治大臣に提出した総合整備計画に基づいて実施する辺地に係る公共的施設の整備に要する経費については、地方財政法第5条第1項に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

- b 過疎対策事業債（過疎地域振興特別措置法第12条）

過疎地域にある市町村が市町村計画に基づいて行う市町村道等の施設の整備に要する経費については、地方財政法第5条第1項に規定する経費に該当しないものについても地方債をもってその財源とすることができる。

イ) 地方債を起こすことができる地方団体

地方債を起こすことができる地方団体は、都道府県、市町村のほか、特別区、地方公共団体の組合及び地方開発事業団である（地方自治法第230条・第283条・第292条・第314条）。

ウ) 地方債を起こす手続

- （ア）予算による議会の議決

普通地方公共団体は、予算の定めるところにより、地方債を起こすことができる（地方自治法第230条第1項）。この場合、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を予算で定めなければならない（同法同条第2項）。この規定は、特別地方公共団体についても適用又は準用される。

従って、地方団体は、起債をしようとする場合は、

- ① 予算の形式で
- ② i 地方債を起こす旨
- ii 起債の目的
- iii 限度額
- iv 起債の方法
- v 利率
- vi 債還の方法

を定めなければならない。

（イ）行政庁の許可

- a 地方団体は、地方債を起こし並びに起債の方法、利率及び償還の方法を変更しようとするときは、当分の間、政令の定めるところにより、自治大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならないことになっている（地方自治法第250条）。

また、地方公営企業の建設、改良等に要する資金に充てるため起こす地方債（企業債）については、行政庁の許可を必要としない建前となっているが（地方公営企業法第22条）、同法附則において、同法第22条の規定にかかわらず、当分の間、地方自治法第250条の規定の適用があることになっている（地方公営企業法附則第2項）。

（ア）許可制度の細目

許可制度の細目については、地方自治法施行令第174条及びこれに基づく省令「地方自治法施行令第174条の規定による地方債の許可に関する件」(昭和22年内務大蔵省令第5号・通称「内蔵令」)の規定があり、都道府県、指定都市及び特別区は自治大臣の許可、市町村は都道府県知事の許可を受けなければならず、自治大臣は許可に当たりあらかじめ大蔵大臣と協議することになっていいる。

実際の許可協議は、次のように行われる。まず、毎年度の地方債許可の基準ないし指針として、自治・大蔵両大臣協議のうえ、地方債計画及び地方債許可方針を定める。次に個々の起債許可是、団体別・事業別に許可予定額の決定が行われた後、地方団体において議会の議決等の諸手続を経たうえで、その許可予定額の範囲内において改めて起債許可申請を受けて正式の許可がなされる。大蔵大臣に対する協議は、初めの許可予定額決定の段階で行わることになっており、原則として、都道府県及び指定都市については、自治・大蔵本省間で協議及び決定し、市町村については、自治・大蔵本省間の協議により配分される都道府県別・事業別の枠の範囲内で、都道府県と財務局・財務部間で協議及び決定する。

許可予定額の決定の手続には二とおりあり、地方団体の申請を自治本省において個別審査して決定する方法を「一件審査」、都道府県が自治省から配分された許可予定額の枠の範囲内で個別の審査決定を行う方法を「枠配分」と呼んでいる。これらの許可協議事務の流れを図3-5に示す。一件審査によるか枠配分によるかは、事業の種類あるいは起債団体の別(都道府県及び指定市と市町村の別)によって区分されており、毎年度の地方債許可方針において示される。市町村の起債申請は、都道府県(地方債課)が受け付け、そのうえで一件審査を要するものは自治省に進達することになる。

許可予定額の決定に当たっては、単に起債額だけでなくその資金区分をも定めるが、政府資金のうち資金運用部資金引受けによる起債として決定するものについては、まず、地方団体の申請に対し「貸付予定額」を決定し、その貸付予定額の決定の対象となつた事業が完成の域に達した段階で改めて借入申込を受けて「長期貸付額」を決定するという二段構えの方式をとっている。貸付予定額の決定の事務は、地方債許可予定額決定に当たっての協議の事務と一体的に行われるものであり、許可予定額の協議において資金運用部資金として決定することは、即ち資金運用部資金の貸付予定額を決定することを意味する。図3-5において、市町村への通知が自治省側は許可予定額、大蔵省側は貸付予定額となっているのは、このことを示している。

## エ) 起債充当率の適用

地方債をもって財源とすることが適當と認められる場合であっても、まことに限り経常財源を投入することを建前とし、このため地方債の許可に当たって、必ずしも所要財源の全額を起債額とせず、一部分は経常財源を投入することを前提とするのが通常である。この場合に起債額の所要財源全額に対する割合を起債充当率といい、昭和55年度でおおむね75%、昭和56年度でおおむね60%とされている。

## イ) 水特法整備事業に対応する地方債

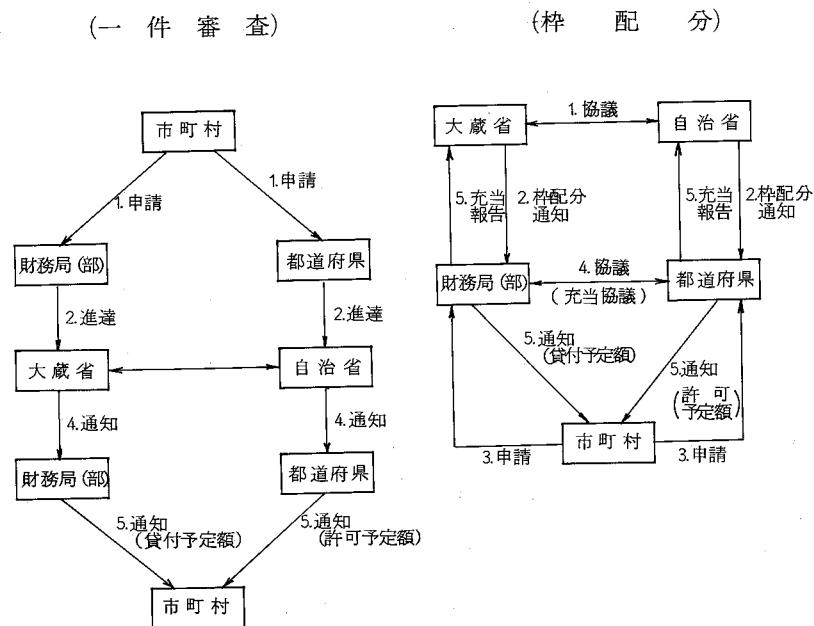
水特法整備事業に対応する地方債の一覧を表3-6に示す。

表3-6 水特法整備事業に対応する地方債

	整備事業 根拠法等	所管省庁(附会名)	地 方 債 会計債
1 土地改良事業	土地改良法	農林水産省	一般会計債 一般公共事業債 ……農業基盤整備事業
2 治山事業	治山治水緊急措置法 森林林業すべり等防止法	国有林野特会	一般会計債 一般公共事業債 ……治山事業(直轄・補助)
3 治水事業	治山治水緊急措置法 河川防砂法	治水専会	一般会計債 一般公共事業債 ……臨時河川整備事業(直轄・補助)
4 道路	道路法	道路専会	一般会計債 一般公共事業債 ……臨時地方道整備事業(単独)
5 借易水道	水道法	厚生省	特別地方債 簡易水道事業債
6 下水道	下水道法	建設省	準公營企業債 下水道事業債
7 義務教育施設	義務教育諸学校設置規則財政担保法	文部省	一般会計債 義務教育施設整備事業債(補助・単独)
8 病院	医療法	厚生省	特別地方債 病院事業債
9 宅地造成		建設省	準公營企業債 地域開発事業債 ……住宅用地造成事業
10 公営住宅建設	(返却法・過疎法)	建設省	一般会計債 公営住宅建設事業債
11 林道整備	森林基本法	林野庁	一般会計債 一般公共事業債 ……林道事業(補助)
12 造林の事業	森林基本法	林野庁	準公營企業債 公有林整備事業債(補助・単独)

13 農・畜産・林・漁業の共同利用施設整備	農用地開発実施要綱 畜産経営環境整備事業実施要綱	農林水産省	準公營企業債 草地開発事業(補助・単独)
14 自然公園	自然公園法 国立公園及び國定公園等施設整備割賦補助金取扱要綱と同要領	環境庁	一般会計債 一般單独事業債 ……公園緑地事業
15 公民館	社会教育法 社会教育施設整備補助交付要綱	文部省	特別地方債 厚生福祉施設整備事業(補助)
16 スポーツ・クリエーション	スポーツ振興法 社会福祉施設整備費補助	文部省	一般会計債 一般單独事業債 ……一般事業(補助・単独) 厚生福祉施設整備事業債
17 保育所	児童福祉法	厚生省	一般会計債 一般單独事業債 ……一般事業(補助)
18 老人福祉センター	老人福祉法	厚生省	特別地方債 厚生福祉施設整備事業債
19 有線放送	有線放送電話に関する法律	郵政省	過疎債・邊地債 一般会計債
20 消防施設	消防施設強化促進法 市町村消防施設整備費補助金交付要綱	自治省	一般会計債 一般單独事業債 ……一般事業
21 し尿処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 整備緊急措置法	厚生省	特別地方債 一般廃棄物処理事業債(補助)
22 ごみ処理施設	整備緊急措置法	建設省	特別地方債 一般廃棄物処理事業債

図3-5 一件審査及び枠配分の許可協議事務の流れ



### 3-3 電源三法による水源地域整備

#### 1) 電源三法の概要

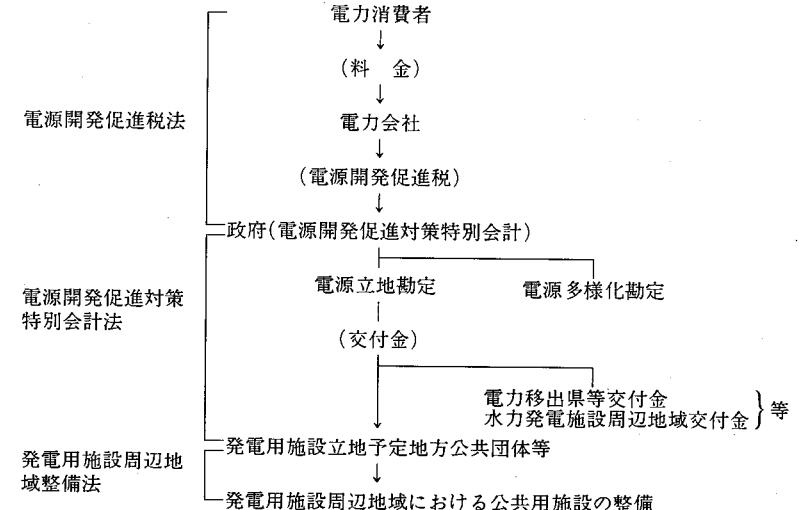
##### (1) 序 説

「電源三法」とは、

- ① 電源開発促進税法
- ② 電源開発促進対策特別会計法
- ③ 発電用施設周辺地域整備法

の三つの法律をいう。これらの相互関係は、図3-6に示すとおりであり、

図3-6 電源三法の概要



水力発電の参加しているダム等において、水源地域対策特別措置法を補完するものとしての役割が期待されるものである。

## (2) 電源開発促進税法

### ア 目的等（法第1条）

原子力発電施設、火力発電施設、水力発電施設等の設置を促進する等のための財政上の措置に要する費用に充てるため、一般電気事業者の販売電気に電源開発促進税を課す。

### イ 納税義務者（法第3条）

一般電気事業者

### ウ 課税標準（法第3条）

一般電気事業者が需要に応じ供給した電気（販売電気）の電力量とする。

### エ 税率（法第6条）

販売電気1,000キロワット時につき、300円とする。

## (3) 電源開発促進対策特別会計法

### ア 目的（法第1条）

電源開発促進税の収入を財源として行う電源立地対策（電源立地勘定）及び電源多様化対策（電源多様化勘定）に関する政府の経理を明確にする。

### イ 電源立地対策の内容（法第1条、施行令第1条）

ア) 発電用施設周辺地域整備法に基づく交付金（電源立地促進対策交付金）の交付（詳細は(4)のイ電源立地促進対策交付金の概要を参照のこと。）

イ) 発電用施設の周辺地域における安全対策のための財政上の措置その他の発電用施設の設置の円滑化に資するための財政上の措置で政令で定める交付金、委託費及び補助金の交付（本稿と特に関係の深い部分

について(5)電力移出県等交付金及び水力発電施設周辺地域交付金の概要を参照のこと）

### ウ 管理（法第2条、施行令第2条）

ア) 歳入関係である電源開発促進税の収入の受入れに関する事は大蔵大臣が行う。

イ) 歳出関係である電源開発促進対策に関する事務のうち火力又は水力の発電施設に係るものについては、通商産業大臣が行う。

## (4) 発電用施設周辺地域整備法

### ア 本法の概要

#### ア) 目的（法第1条）

電気の安定供給の確保が国民生活と経済活動にとってきわめて重要であるので、発電用施設の周辺の地域において公共用の施設の整備を促進することにより、地域住民の福祉の向上を図り、発電用施設の設置の円滑化に資することを目的とする。

#### イ) 対象となる発電用施設（法第2条、施行令第2条、第3条）

一般電気事業者及び卸電気事業者の設置する水力発電施設で、出力が1,000キロワット以上のもの。

#### ウ) 地点指定（法第3条）

主務大臣が、関係行政機関の長に協議して、発電用施設の設置が予定されている地点のうち次の要件に該当するものを指定し、これを公示する。

（ア） その地点における発電用施設の設置に関する計画が確実であると認められること。

（イ） その地点の周辺の地域において住民の福祉の向上に必要な公共用の施設を整備することがその地点における発電用施設の設置の円滑化に資するため必要であると認められること。

#### エ) 整備計画（法第4条、施行令第5条）

(ア) 都道府県知事が、市町村長、整備計画に基づく事業を行うこととなる者（国を除く。）及び発電用施設を設置する者の意見をきいて作成し、主務大臣の承認（関係行政機関の長に協議が必要）を受ける。

(イ) 対象区域は、水力発電施設の場合、当該市町村のみ。

(ウ) 対象となる公用施設（表3-7参照）

オ) 発電用施設を設置する者の協力（法第6条）

カ) 交付金（法第7条）

キ) 国の援助（法第9条）

#### イ 電源立地促進対策交付金の概要（法第7条、施行令第7条）

ア) 国が、地方公共団体に対し、整備計画に基づく事業の経費に充てるため交付する。

イ) 発電用施設の所在市町村に係る交付金総額は、発電用施設の出力に、発電用施設の種類ごとに定められた出力(kW)当たりの単価と係数を乗じた額を限度とする。

発電用施設	kW当たりの単価	係数
水力発電施設	200円	5

なお、次のいずれかの算式により算出した金額が、出力×単価により得られる金額より低い場合には、低い方の金額に前表の係数を乗じた額とする。

(ア) 建設費による頭打ち

$$\text{予定建設費} \times \frac{1.4}{100} \times \frac{1}{4}$$

#### (イ) 財政状況による頭打ち

$$\left\{ (2.2\alpha - \beta) (1+\gamma)^n \times \frac{4}{3} + A \times \frac{1.4}{100} \right\} \times \frac{1}{4}$$

$\alpha$ ：基準財政需要額

$\beta$ ：基準財政収入額

$\gamma$ ：普通交付税の総額の年平均伸び率

n：水力発電施設は7

A：建物に係る予定建設費

ウ) 交付期間

当該発電用施設の設置の工事が開始される年度から運転を開始する年度までとする。

エ) ウ)に定める金額が、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める金額に満たない場合には、発電用施設が設置される地点が属する市町村の区域のうち1の市町村の区域において行われる整備事業に係る交付金の交付限度額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める金額とする。

一 当該地点が1の市町村の区域に属する場合	1,000万円
二 当該地点が2又は3の市町村の区域に属する場合	2,000万円
三 当該地点が4以上の市町村の区域に属する場合	6,000万円を当該市町村の数で除して得た金額

#### (5) 電力移出県等交付金及び水力発電施設周辺地域交付金の概要

（電源開発促進対策特別会計法第1条、同法施行令第1条第1項第9号及び第11条）

当該交付金は、昭和56年に行なわれた政令改正に伴って、新たに昭和56年度より予算措置が講じられることとなったものである。

## ア 電力移出県等交付金の概要

電力移出量、工業集積度等を勘案して所管大臣が定める基準（昭和56年10月1日付け総理府・通商産業省告示第1号）に該当する都道府県に対して、発電用施設の周辺の地域の住民の雇用確保を図るための事業を行うための交付金を交付する。

### ア) 対象事業

発電用施設の周辺地域又はこれに隣接する市町村の区域の住民が通常通勤することができる地域（当該都道府県の区域内のものに限る。）に対して行う①企業の導入及び②当該地域内における産業の近代化のための措置（企業の導入の促進のための事業、地域の産業の近代化のための事業、地域の産業関連技術の振興のための事業その他これらに準ずる措置であって、科学技術庁長官及び通商産業大臣が特に必要であると認めるものに限る。）

（注）当該事業には、原則として建設省所管の公用施設の整備は含まれない。

### イ) 交付限度額

原則として放出電力量（（都道府県発生電力量）－（消費電力量の合計））の分により次に掲げる金額が交付される。

移出電力量（：億kWh）	限度額（：百万円）
50未満	50
50～100未満	100
100～150未満	200
150～200未満	300
200以上	400

## イ 電力発電施設周辺地域交付金の概要

運転開始後15年以上を経過している水力発電施設等が存する市町村であって通商産業大臣が定める基準（昭和56年10月5日付け通商産業省告示第464号）に適合するものに対して、水力発電施設の設置に伴い生ずる影響を緩和するための事業を行うための交付金を都道府県を通じて交付する。

### ア) 対象事業

次表に掲げる事業であって、水力発電施設の設置により生じた自然環境又は生活環境への影響を緩和するためのもの。

1 道路関係	市町村道の維持（簡易舗装及び除雪のための機械の整備を含む。）及び附属物の設置（維持及び備品の整備を含む。以下同じ。）
2 水道関係	水道（簡易水道を含む。）の設置
3 通信関係	通信施設の設置
4 環境衛生関係	廃棄物処理施設、し尿処理施設及び排水施設の設置
5 コミュニティ関係	公園（都市公園等整備緊急措置法（昭和47年法律第67号）第2条第1項に規定する都市公園等を除く。）、広場、運動場及び水泳、プール（学校に係るものを除く。）並びに公民館及び集会施設の設置
6 消防関係	消防に関する施設の設置
7 国土保全関係	森林に係る保安施設、治山施設の設置及び造林事業
8 農業関係	農業用排水施設の設置
9 広報関係	広報事業
10 その他	前各号に掲げる措置に準ずる措置であって、通商産業大臣が特に必要と認めるもの

（注）当該事業には、原則として建設省所管の公用施設の整備は含まれない。

### イ) 交付限度額

次の算式により算定して得た金額である。ただし、300万円に満たないものにあっては300万円、3,000万円を超えるものにあっては3,000万円とされている。

(A × 0.05 + B × 0.025) 円

A：当該会計年度における当該市町村の区域に含まれる特定区分施設等（前述昭和56年10月5日通商産業省告示第464号参照。以下同じ。）の評価発電量のうち、自然分に係るものとの合計をキロワット

ト時を単位として表した数。

B：当該会計年度に市町村の区域に含まれる特定区分施設等の評価発電電力量のうち、揚水分に係るもの合計をキロワット時を単位として表した数。

## 2) 水源地域対策特別措置法と発電用施設周辺地域整備法の比較

水源地域対策特別措置法と発電用施設周辺地域整備法の違いについて、その手続、対象施設の指定要件、整備事業を比較したものを表3-7に示す。

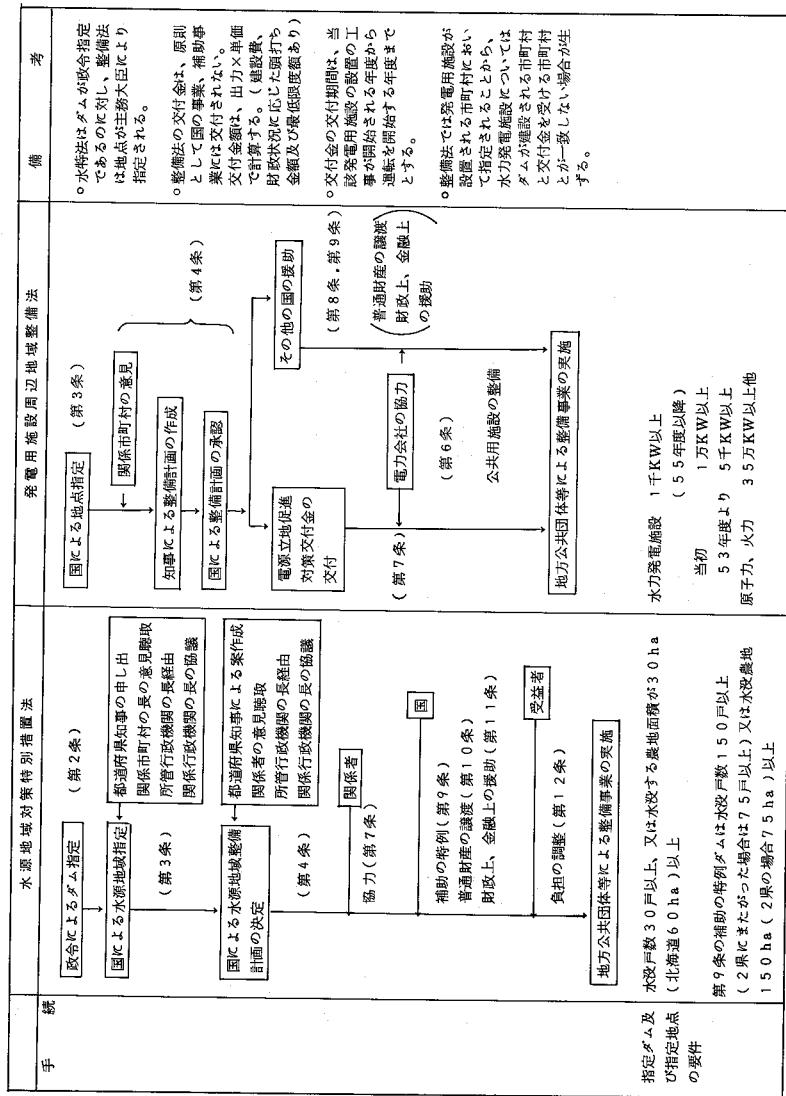
## 3) 水特法による整備と発電用施設周辺地域整備法による整備の実績の比較

以下54年度末現在の実績で比較する。

### ① 整備事業の内容について

水特法の整備計画は、道路・治水・土地改良が金額で上位3者を占めているのに対し、発電用施設周辺地域整備法の整備計画は、教育文化施設・道路・スポーツレクリエーション施設が金額で上位3者を占めている。即ち、一般に水特法の整備は生活基盤整備に重点が置かれ、発電用施設周辺地域整備法の整備は文化基盤の拡充に重点が置かれている格好になっている。

表3-7 水源地域対策特別措置法と発電用施設周辺地域整備法の比較



水源地域対策特別措置法			具体的内容			発電用施設周辺地域整備法			備考		
	公共施設名	具 体 的 内 容		公共用施設名	公 共 用 施 設 の 内 容		公共用施設名	公 共 用 施 設 の 内 容		備考	
整備事業の メニュー	1 土地改良事業	保安林施設、地すべり防止施設等	1 道路	都道府県道、市町村道	(水特法のみ実施できる 事業)		1 道路	都道府県道、市町村道	(水特法のみ実施できる 事業)		
	2 治山事業	河川、砂防、地すべり防止施設等	2 港湾	小型船用の水域施設、外郭施設、保留施設、及びこれらに伴う船舶交通施設	道路・一般国道		2 港湾	小型船用の水域施設、外郭施設、保留施設、及びこれらに伴う船舶交通施設	道路・一般国道		
	3 水路事業	国道、都道府県道、市町村道	3 港	沿岸漁業用の小規模な漁港施設	宅地造成		3 港	沿岸漁業用の小規模な漁港施設	宅地造成		
	4 道路網	給水人口が 5,000 人以下である水道	4 公園	遊歩道	公園		4 公園	遊歩道	公園		
	5 下水道	水上道、簡易水道	5 道路	自然公園の保護又は利用			5 道路	自然公園の保護又は利用			
	6 義務教育施設	有線ラジオ放送施設、有線テレビジョン放送施設、その他のこれに準ずる施設	6 通信施設	自然公園の保護又は利用			6 通信施設	自然公園の保護又は利用			
	7 公営住宅	水上道	6 通信施設	(整備法のみ実施できる 事業)			6 通信施設	(整備法のみ実施できる 事業)			
	8 造林	造林	7 通信施設	都市公園…避難用地			7 通信施設	都市公園…避難用地			
	9 诊疗所	水道	8 通信施設	水道…上水道			8 通信施設	水道…上水道			
	10 公園	保健所	9 通信施設	通信施設・有線ラジオ放送施設・有線テレビ放送施設			9 通信施設	通信施設・有線ラジオ放送施設・有線テレビ放送施設			
	11 林道	学校の校舎、屋内運動場、宿泊舎	10 通信施設	視察施設、その他のこれに準ずる施設			10 通信施設	視察施設、その他のこれに準ずる施設			
	12 教育施設	学校の校舎、屋内運動場、宿泊舎	11 通信施設	学校及び各種学校、公民館、図書館、地方歴史民俗資料館、青年の家、その他社会教育施設、労働会館、その他これに準ずる施設			11 通信施設	学校及び各種学校、公民館、図書館、地方歴史民俗資料館、青年の家、その他社会教育施設、労働会館、その他これに準ずる施設			
	13 谷川	谷川	12 通信施設	環境衛生施設			12 通信施設	環境衛生施設			
	14 谷川	谷川	13 通信施設	谷川			13 通信施設	谷川			
	15 谷川	谷川	14 通信施設	谷川			14 通信施設	谷川			
	16 谷川	谷川	15 通信施設	谷川			15 通信施設	谷川			
	17 谷川	谷川	16 通信施設	谷川			16 通信施設	谷川			
	18 谷川	谷川	17 通信施設	谷川			17 通信施設	谷川			
	19 谷川	谷川	18 通信施設	谷川			18 通信施設	谷川			
	20 谷川	谷川	19 通信施設	谷川			19 通信施設	谷川			
	21 谷川	谷川	20 通信施設	谷川			20 通信施設	谷川			
	22 谷川	谷川	21 通信施設	谷川			21 通信施設	谷川			

(注) 傍線部分がそれぞれの法律に特有の事象である。)

16 スポーツ又はレクリエーション用に供する施設	国民体育館、国民運動場、プール、野外活動施設、国民宿舎、国民休養地、青少年の森等の施設で地方公共団体が設置するもの	地獄冷暖房施設、その他これに準ずる施設	○水特法の整備事業は産業基盤的なものや、コミュニケーション施設に重点がおかれており、実施できる事業も具体的に指示されている。
17 保育所、児童館又は児童遊園	保育所、児童館又は児童遊園	農林水産業による共同利用施設	他方、整備事業はより住民に密着した事業となっていて、実施できる事業のが大きくなっている。
18 老人福祉センター	老人福祉センター	農業用水排水施設、農道、林道の共同財産所、市場、養魚施設、選果場、稚蚕飼育所、農林漁業者の生活改善のために普及展示等の施設	
19 有線放送電話業	有線放送電話業	その他の養業訓練施設、商工会館、物産館、その他他の普及展示等の施設	
20 消防施設	消防施設	商業その他の商業訓練施設、商工会館、物産館、その他の普及展示等の施設	
21 し尿処理施設	し尿処理施設	ぱき場、駐車場、その他の施設	
22 ごみ処理施設	ごみ処理施設	施設	

## ② 整備事業費について

水特法の場合、1ダム当たりの整備事業費は約52億円、発電用施設周辺地域整備法の場合、1地点当たりの整備事業費は約11億円となっている。さらに水力発電のみの場合、54年度末の交付金の交付実績をみると1地点当たり約9千万円と非常に低くなっている。これは、発電所の場合最近つくられるものでは水力は原子力、火力に比して出力が圧倒的に低いためであると考えられる。従って水力発電の場合、交付金の地域整備にしめる比重は比較的小さいことが言える。

### <水特法>

#### 1 54年度末現在整備計画(30ダム)

総事業費 155,287百万円

区分		金額 (百万円)	全事業に占める割合	当該事業のうち 市町村負担率
施設別内訳	道 路	87,280	56.2%	9.4%
	治 水	12,660	8.2%	0.4%
	土 地 改 良	10,998	7.1%	13.8%
	下 水 道	9,399	6.0%	45.1%
	林 道	7,943	5.1%	19.3%
	簡 易 水 道	5,950	3.8%	62.2%
	義 務 教 育	5,907	3.8%	73.6%
	治 山	3,410	2.2%	0.2%
	公 民 館 等	2,591	1.7%	89.9%
	そ の 他	9,147	5.9%	71.5%
負担区分	国	87,026	56.0%	
	府 績	33,159	21.4%	
	市 町 村	32,492	20.9%	
	そ の 他	2,610	1.7%	

## 2 54年度末整備実績

事業費 66,670百万円(実施率 42.9%)

### <発電用施設周辺地域整備法整備計画>

#### 1 54年度末現在整備計画承認件数(130地点)

総事業費 142,821百万円(交付金 122,602百万円 交付率 78.8%)

区分	金額 (百万円)	全事業費に 占める割合	当該事業費のうち 交付金の占める率
施設別内訳	教育文化施設	39,898	27.9%
	道 路	36,063	25.3
	ス ポ ル ク 施 設	22,086	15.5
	環 境 衛 生 施 設	10,630	7.4
	水 道	8,666	6.1
	農林水産業共同利用施設	8,459	5.9
	社会福祉施設	5,701	4.0
	医 療 施 設	4,912	3.4
	消 防 施 設	2,099	1.5
	商工業等共同利用施設	1,559	1.1
負担区分	そ の 他	2,748	1.9
			91.0

## 2 54年度末交付実績

交付金総額(50~54年度、科技庁所管分を含む)

69,253百万円(交付予定総額の61.5%)

うち、水力発電関係のみの交付金(交付実績)の内訳(対象56地点)

総額 5,028百万円(全体の7.3%)

#### 4) 水特法整備事業と発電用施設周辺地域整備法の整備事業との調整

現在、水特法の指定ダムで、発電用施設周辺地域整備法の地点指定を受けているものは4ダムあり、その概要は表3-8、整備計画については表3-9に示すとおりである。

表3-8 水特法指定ダムで発電用施設周辺地域整備法の地点指定を受けているダム

水特法 指定番号	ダム名	水 特 法				發 電 3 法			
		ダム指定	地域指定	整備計画	整備事業費	地点指定	整備計画	整備事業費	交付金額
(3) 22	浅瀬石川ダム	49.7.20	50.2.17	50. 3.15	百万円 3,761	51. 5.15	54.3.31	百万円 73	50
(23)	大川ダム	52.3.23	52.8.10	52. 9.29	2,422	49.1.0.12	52.3.31	961	781
(23) 42	手取川ダム	49.7.20	50.2.17	50. 3.15	16,966	49.1.0.12	50.9.17	514	276
	生見川ダム	49.7.20	50.6.21	50.11.20	1,573	55. 6.30	56.3.31	27	26

注) ○は水特法9条嵩上げダム

水特法整備事業と発電用施設周辺地域整備法における整備事業が1つのダムで行われる場合、両事業の次に掲げる相違点・特徴等をふまえて調整されなければならない。

- ① 水特法の整備事業が実施される区域は原則として大字単位となっているが、発電用施設周辺地域整備法の整備事業は市町村を単位として実施されること。
- ② 一般には水特法の整備計画決定が、発電用施設周辺地域整備法の整備計画決定の前に行なわれること。
- ③ 一般に水特法の整備事業は国庫補助事業を中心とり込むが、発電用施設周辺地域整備法の整備事業には原則として国庫補助事業は除外されることになっていること。

表3-9 水特法指定ダムのうち発電用施設周辺整備事業が行なわれているものの事業内容

ダム番号	ダム名	事 業 計 画 内 容		事業費(万円)	交付金(万円)	事業主体	施行区域	工期	備考(開業年等)
		区分	施設内容						
3	浅瀬石川ダム	道	市道南側整備 町道改良舗装	L=210.2m E=60.0m	3,053.8 4,280.6	30,000 20,000	黒石市 平賀町	5年 5年	
		合	計	7,334.4	50,000				
22	大川ダム	道	市道3-31号線 塔の崩橋	舗装 L=270m W=3.0m 新設 L=160m W=8.75m 舗装 L=1,000m W=1.0m(<50m)	4,200 3,44,006 2,330.3	4,200 25,251.0 2,330.3	会津若松市 会津若松市	5年 5年 5年	
		合	計	3,715.9	28,001.3				
				4,000.0	31,600				
				2,39.9	23,000				
				1,0,0.0	9,42.4				
				1,27.66m <sup>2</sup>					
				3,200.00	278,775				
				95.00	75.00				
				6,15.0	6,15.0				
				13,00.00	10,23.32				
				7.5.0m <sup>2</sup>					
				54,02.49	45,87.81				
				54,02.49	45,87.81				
				4,400.0	37,07.6				
				5,000	5,000				
				760,75.6	780,87.0				
			合						

ダム番号	ダム名	区分	事業内容		事業主体	施行区域	工期	備考
			支払金(万)	経事業費(万)				
2.3	手取川ダム	道	村道、久保向発電設置事業 L=2.80m W=5.0m(6.0m) 舗装 1,730m <sup>2</sup> 村道、仏師ヶ野線敷雪 自然式L=270m 消火栓 4カ所	2.5,100	1,172.6	白峰村	白峰村 (白峰) 鳥越村 (仮御ヶ野) 河内村 (久保)	50年 51年 5年 53年 54年
			施設設置事業 村道、久保村中継放雪 自然式L=3.0m	1,110.0	1,000.2	鳥越村		
			施設設置事業 村道、青柳線舗装事業 L=5.00m W=4.0m	9,910	5,000	河内村	河内村 (白峰・ 青柳)	53年 54年
				6,000	2,669	白峰村		
			小計	5,211.0	2,939.9			
水道	尾添簡易水道施設設置事業 板尾簡易水道施設設置事業	送水管 38.5m 配水管 5.50m 配水池 1基 送水管 2.623m 配水管 1,300m 消火栓 6カ所 送水管 3.22m 配水管 4.33m 消火栓 7カ所	4,485.0 23.595	2,000.0 10,000 8,000	尾口村 (尾添)	尾口村 (尾添) 河内村 (板尾)	51年 50年 54年	
	東荒谷飲料水供給施設改良事業	配水管 1基 消火栓 1基 送水管 7カ所	15,000	8,000	尾口村	尾口村 (東荒谷)		
	小計	8,344.5	38,000					
通信施設	テレビ中継局建設事業 東荒谷共同アンテナ建設事業 女原共同アンテナ建設事業	鉄塔 1.4m 局舎 9m <sup>2</sup> 共同アンテナ幹線500m 共同アンテナ幹線350m	16,872	1,000.0	尾口村	尾口村 (女原) 尾口村 (東荒谷) (女原)	50年 52年 54年	
	小計	3,000.0	3,000.0					
		2,400.0	2,400.0					

通信施設	尾添共同アンテナ建設事業 吉野谷村有線告示放送施設設置事業	共同アンテナ幹線150m 送受信機(出力60W) 9台	1,700	1,700	尾口村 (尾添)	尾口村 (尾添) 吉野谷村 (全城)	52年 50年 51年	
	尾口村町報無線局建設事業 無線受信部 放送用増音機	無線受信機 9台 選択無線送信機 1台 無線受信部 7基 放送用増音機 8台	31,400	28,734	吉野谷村 (全城)			
	スドーツ又はレスポンスに関する施設	一里野公園施設設置事業 園地造成40000m <sup>2</sup>	12,4,650	4,270.0	尾口村 (一里野)	尾口村 (一里野)	50年 54年	
	中島町水泳プール建設事業	管理事務所 広場 園地施設 L=1.5m W=10m H=0.8m	1,287.0	8,336	鶴来町 (中島)	鶴来町 (中島)	53年	
環境衛生施設	湖戸融雪槽建設事業 女原融雪槽建設事業	湖戸融雪槽建設事業 L=200m W=0.6m H=0.6m L=350m W=0.5m H=0.8m	13,7,520	5,103.6	尾口村	尾口村 (瀬戸) (女原)	50年 53年	
	村営住民保養施設建設事業	木造平屋建16.5m <sup>2</sup> 浴湯施設一式	17,500	9,411	河内村 (内尾)		54年	
	小計		12,000	10,000				

ダム番号	ダム名	事業内容		事業量	総事業費		事業主体	施行区域	工期	備考(事業等)
		区分	施設内容		交付金	支払額				
2.3	手取川ダム	教育文化施設	東莞谷公民館建設事業 中島町公民館建設事業	鉄骨造2階建189m <sup>2</sup> 木造2階建160.62m <sup>2</sup>	17,000	13,000	尾口村	尾口村 (東莞谷) 鶴来町 (中島)	5年 5年	
		東二口歴史民俗資料館建設事業	鉄筋コンクリート2階建 27.3m <sup>2</sup>	3,798.0	13,000	5,000	鶴来町	鶴来町 (東二口)	5年 5年	
		入保郎落集会場建設事業	木造2階建122.1m <sup>2</sup>	11,200	4,000	尾口村	内村 (久保)	内村 (久保)	5年 5年	
		深瀬部落集会場建設事業	鉄骨造2階建180m <sup>2</sup>	23,000	13,806	尾口村	尾口村 (深瀬)	尾口村 (深瀬)	5年 5年	
		小計		101,680	48,806					
		社会福祉施設	子供送迎施設設備事業 消防に関する施設	ピラミット型遊戲施設 1基 消火栓 16カ所	20,000	15,732	河内村	河内村 (内尾) (尾添)	5年 5年	
		森林水産業に関する施設	林道目附合線竹巻事業 (白尾線) 農道、女原線改良事業	水管布設 L=500m W=5.0m L=250m W=2.5m L=250m W=3.0m	13,000	13,000	尾口村	" "	5年 5年	
		金の上農道開設事業			2,200	2,111	"	"	5年 5年	
		小計		12,500	6,323	吉野谷村	吉野谷村 (木滑新)	吉野谷村 (木滑新)	5年 5年	
		合計		25,200	17,434					
				513,627	275,541					

4.2	生見川道	路町道佐手橋改良	格離断5ヶ所	7700	7,500	美川町	美川町	56年	備考

### 3-4 過疎地域振興特別措置法、山村振興法による水源地域整備

#### 1) 過疎地域振興特別措置法の概要

##### (1) 概 要

過疎地域に対しては、昭和 55 年 4 月 1 日より施行された過疎地域振興特別措置法（昭和 55 年法律第 19 号）が適用される。

この法律は、従来の過疎地域対策緊急措置法は人口の減少をくい止める施策として 10 年間運用されてきたが、過疎地域の人口の過度の減少はおさまったとみて、過疎地域における住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正等過疎地域の振興を図ることを目的としている（法第 1 条）。

##### (2) 適用団体（法第 2 条、第 28 条、施行令第 1 条、第 2 条、第 3 条）

「過疎地域」の要件に該当し、内閣総理大臣が公示した市町村の区域である。

「過疎地域」の要件は次のとおりである。

- ① 昭和 50 年の国勢調査人口が昭和 35 年の国勢調査人口より 20% 以上（実質 19.45%）減少していること。
- ② 昭和 51 年度から昭和 53 年度までの財政力指数の平均値が 0.37 以下（実質 0.3744）であること。

昭和 55 年 4 月 1 日現在で過疎地域市町村として公示された団体の数は、1,119 団体である。

なお、経過措置として旧法の適用を受けていた市町村で、本法の適用を受けなくなった市町村については、昭和 55 年度から昭和 58 年度まで

の 4 年間に限って過疎対策事業債の発行が認められることになっている。ただしこの場合、昭和 50 年国政調査人口が昭和 35 年国政調査人口より増加に転じている市町村及び昭和 51 年度から昭和 53 年度までの平均財政力指数が 1 を超える市町村については除外することとなっている。またこの措置は沖縄の市町村についても適用されることとなっている。沖縄が復帰した際、旧法が適用されていたとした場合において旧法の指定要件を満たすこととなる市町村で、本法の要件に該当しないこととなる市町村がこれに該当する。

過疎対策事業債の経過措置は、過疎市町村に準じて作成した市町村振興計画に基づく事業の財源として過疎対策事業債が充当されることとなるが、その充当は、初年度を 0.8 とし、翌年度以降 0.6, 0.4, 0.2 の割合で遞減させながら措置することとなっている。

##### (3) 過疎対策の目標（法第 3 条、第 4 条）

国は、以下における事項につき政策全般にわたり必要な施策を総合的に講ずる義務がある。

- ① 道路その他の交通施設、通信施設等の整備を図ることにより、過疎地域とその他の地域及び過疎地域内の交通通信連絡を確保すること。
- ② 学校、集会施設、水道施設、老人福祉施設等の教育、文化、生活環境及び福祉に関する施設の整備並びに医療の確保を図ることにより、住民の福祉を向上させること。
- ③ 農道、林道、漁港等の産業基盤施設の整備、農林漁業経営の近代化、中小企業の育成、企業導入の促進、観光開発を図ることにより、産業を振興し、あわせて安定的な雇用を増大させること。
- ④ 基幹集落の整備及び適正規模集落の育成を図ることにより、地域社会の再編成を促進すること。

## (4) 過疎地域振興計画（法第5条、第6条、第7条）

## ア 振興方針（法第5条）

都道府県知事は、過疎地域の振興を計るために次の事項について内閣総理大臣と協議のうえ振興方針を定める。

## ア) 過疎地域の振興に関する基本的な事項

イ) 過疎地域とその他の地域及び過疎地域内を連絡する交通通信体系の整備に関する事項

ウ) 過疎地域における教育及び文化に関する施設の整備に関する事項

エ) 過疎地域における生活環境に関する施設及び老人福祉その他の福祉に関する施設の整備に関する事項

オ) 過疎地域における医療の確保に関する事項

カ) 過疎地域における農林水産業、商工業その他の産業の振興に関する事項

キ) 過疎地域における集落の整備に関する事項

## イ 市町村計画（法第6条）

過疎地域の市町村は、振興方針に基づき、次の事項について都道府県知事と協議のうえ市町村過疎地域振興計画を定め、内閣総理大臣に提出する。

ア) 振興の基本方針に関する事項

イ) 交通通信体系の整備に関する事項

ウ) 教育及び文化に関する施設の整備に関する事項

エ) 生活環境に関する施設及び老人福祉その他の福祉に関する施設の整備に関する事項

オ) 医療の確保に関する事項

カ) 農林水産業、商工業その他の産業の振興に関する事項

キ) 集落の整備に関する事項

なお、市町村が市町村計画を策定するに当たっては、当該市町村の建

設に関する基本構想及び広域的な経済社会生活圏の整備の計画に適合するよう配慮しなければならない。

## ウ 都道府県計画（法第7条）

都道府県知事は、過疎地域の市町村に協力して、講じようとする事項に関する措置の計画を定め、内閣総理大臣に提出する。

## エ 内閣総理大臣の指導及び助言等（法第6条、第8条、第9条）

ア) 内閣総理大臣は上記イ又はウにより市町村計画又は都道府県計画の提出があった場合、その内容を関係機関の長に通知し、関係機関の長はそれに対して意見を申出ることができる。また、内閣総理大臣は、それぞれの計画について、必要がある場合には、関係行政機関の長に対し当該地方公共団体に対する助言その他の協力を求めることができる。

イ) 内閣総理大臣は、過疎地域の振興を図るために必要がある場合は、関係地方公共団体に対する助言をし又は調査を行うことができる。

## (5) 財政上の特別措置（法第10条、第11条、第12条、第13条）

## ア 国庫負担率（補助率）の特例（法第10条、別表）

ア) 公立小中学校の統合に伴う校舎、屋内運動場、教職員住宅の新增築費

$$\frac{1}{2} \rightarrow \frac{2}{3}$$

イ) 保育所の設備の新設、修理、改造、拡張又は整備

$$\frac{1}{3} \sim \frac{1}{2} \rightarrow \frac{1}{2} \sim \frac{2}{3}$$

ウ) 消防用機械器具の購入設置等

$$\frac{1}{3} \rightarrow \frac{2}{3}$$

## イ 過疎対策事業債の発行及び元利償還金の交付税措置（法第12条）

- ア) 過疎対策事業債の許可に当たっては、地方財政法第5条第1項各号に該当しないものについても地方債を起こすことができる。
- イ) 過疎対策事業の財源に充てるために、発行を許可された地方債に係る元利償還<sup>(注1)</sup>については、1,000円につき700円（即ち70%）を基準財政需要額に算入することとしている。<sup>(注2)</sup>
- ウ) 過疎対策事業債は、全額政府資金引受けである。

## ウ 資金の確保等（法第13条）

国は、市町村計画又は都道府県計画に基づいて行われる事業の実施に關し、必要な資金の確保及び一般の地方債の充当等について特に配慮するとともに、行政上、技術上の助言及び指導並びに優先的な事業採択に努めるものとしている。

（注1） 昭和55年4月22日の自治大臣指定により、公営住宅法第2条第2号に規定する公営住宅にかかる元利償還金は除外されている。

（注2） 昭和45年度は元利償還金の57%であったが、地方交付税法の一部改正により昭和46年度から現行の70%に引上げられた。

## (6) 過疎対策事業債を充当することができる過疎対策事業

（法第12条、施行令第7条）

以下に掲げる事項については、地方財政法第5条第1項に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができます。

- ① 集落と集落又は集落と公共施設を結ぶ市町村道（融雪施設その他の道路の附属物を含む。）、農道、林道及び漁港関連道
- ② 公立の小学校又は中学校を適正な規模にするための統合に伴って必要な校舎、屋内運動場、寄宿舎、教職員住宅及び通学自動車又は渡船施設
- ③ 診療施設（巡回診療車、巡回診療船、患者輸送車及び患者輸送艇を含む。）

む。）

- ④ 保育所及び児童館
- ⑤ 老人福祉施設
- ⑥ 消防施設
- ⑦ 渔港
- ⑧ 公民館その他の集会施設
- ⑨ 有線電気通信設備
- ⑩ 集落整備のための農地、宅地（移転跡地を含む。）及び公共用地並びに住宅（附帯設備を含む。）
- ⑪ 地場産業の振興に資する施設
- ⑫ 観光又はレクリエーションに関する施設
- ⑬ 農業（畜産業を含む。）、林業又は漁業の經營の近代化のための施設
- ⑭ 商店街振興のために必要な共同利用施設
- ⑮ 住民の交通の便に供するための自動車（雪上車を含む。）及び渡船施設
- ⑯ 公立の小学校又は中学校を適正な規模にするための統合に伴って必要な校舎、屋内運動場、寄宿舎、教職員住宅及び通学自動車又は渡船施設
- ⑰ 除雪機械
- ⑱ 母子健康センター
- ⑲ 簡易水道施設
- ⑳ 無線電話

## (7) その他の特別措置（法第14条～法第27条、施行令第8条～第10条）

## ア 基幹道路の整備（法第14条）

過疎地域における市町村の基幹道路（建設大臣又は農林大臣指定）の新設及び改築については、都道府県計画に基づいて、都道府県が行うことができるものとし、この場合の経費は都道府県が負担し、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の規定に

よる特例措置を適用する。

#### イ 医療の確保（法第15条、第16条）

過疎地域における医療の確保については、無医地区の解消を市町村とあわせ都道府県知事の責務とし、都道府県知事が、都道府県計画に基づいて診療所の設置、患者輸送車等の整備、定期的巡回診療、医療機関に対する協力要請等を行ったときは、その経費の1/2を国が補助する。

#### ウ 老人福祉の増進（法第17条）

過疎地域における老人福祉の増進を図るために、高齢者の自主的活動の助長と福祉の増進を図るために集会施設の建設をしようとするときは、国は建設に要する費用の一部を補助することができる。

#### エ 交通の確保（法第18条）

過疎地域の市町村が、その区域内で、他にバス路線がない地域について、バス事業を経営し、若しくは自家用自動車を共同で使用し、又は自家用自動車を有償で運送の用に供するときは、法の定める免許、許可及び認可について国は適切な配慮をすることとしている。また、予算上、過疎地域等の赤字バス路線に対する補助等も措置している。

#### オ 小規模校における教育の充実（法第19条）

国及び地方公共団体は、過疎地域に所在する小規模の小学校及び中学校における教育の特殊事情にかんがみ、その教育の充実について適切な配慮をすることとしている。

#### カ 税制上の特別措置

##### ア) 国税関係（法第25条、第26条）

過疎地域以外の地域にある事業用資産を譲渡し過疎地域内にある事業用資産を取得した場合には、租税特別措置法の定めるところにより、課税上の特例がある。また、過疎地域内において製造の事業の用に供する設備を新設又は増設した場合において、それがその過疎地域内の雇用の増大に寄与すると認められるときは、当該設備（機械、装置、工場用建物及びその附属設備）について、租税特別措置法の定めると

ころにより、特別償却を行うことができる。

#### イ) 地方税関係（法第27条）

過疎地域内に工場等を新設又は増設した者に対し、事業税、不動産取得税又は固定資産税について課税免除又は不均一課税をした場合には、3か年度に限りその減収補てんを地方交付税で措置することとしている。また、畜産業、水産業又は炭製造業（自家労働が1/3を超える1/2以下であるもの。）を行う個人の事業税について課税免除又は不均一課税をした場合にも、5か年度に限りその減収補てんを地方交付税で措置することとしている。

#### キ 金融上の特別措置

市町村計画のうち集落整備計画にのっとって住宅の建設等を行う場合には、住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、新たに償還期間の延長（3年以内）及び償還期間内で3年以内の据置を認める等の優遇措置を行うこととしている。また、農林漁業を営む者が一定の手続を経た場合に、農林漁業金融公庫は、家畜の購入、果樹の植栽育成、永年性植栽、漁船の改造、建造及び取得その他農林漁業施設の改良、造成、復旧及び取得に必要な資金を年5.0%（据置期間中は年4.5%）、償還期限25年以内、据置期間8年以内という最高の条件で貸付けることとしている。

#### ク その他の措置

市町村計画の実施に当たり国の行政機関の長又は都道府県知事は、農地法等の法律による許可、処分等を求められた場合は、適切な配慮をしなければならない。

##### ア) 国有林野の活用（法第21条）

##### イ) 農林漁業金融公庫等からの資金の貸付け（法第22条）

##### ウ) 中小企業に対する資金の確保（法第23条）

##### エ) 住宅金融公庫等からの資金の貸付け（法第24条）

## 2) 山村振興法の概要

### (1) 概 要

山村地域に対しては、山村振興法（昭和40年法律第64号）が適用される。

この法律の目的は、山村の産業基盤、生活環境の整備等が他の地域に比して低位にあるので、山村振興の目標を明らかにするとともに、山村振興に関する計画の作成及びこれに基づく事業の円滑な実施に関し必要な措置を講ずることにより、経済力の培養と住民福祉の向上を図り、地域格差の是正を図ろうとするものである（法第1条）。

### (2) 適用団体（法第2条、施行令第1条）

この法律の対象となる「山村」とは、林野面積の占める割合が高く、交通条件及び経済的、文化的諸条件に恵まれず、産業開発の程度が低くかつ住民の生活水準が劣っている山間地その他の地域で、政令に定める要件に該当するものをいう。

ここで政令で定める要件とは、

- ① 旧農林業センサス規則（昭34年農林省令第36号）に基づく林業調査の結果による当該旧市町村の区域に係る林野率が0.75以上で、かつ、当該調査の結果による当該旧市町村の区域に係る総人口（總理府令で定める旧市町村の区域にあっては、總理府令で定める方法により算定した人数）を当該旧市町村の区域に係る総面積で除して得た数値が1.16未満であること（施行令第1条第1項）
- ② 当該市町村の区域の自然的条件若しくは社会的条件又は当該旧市町村の区域の属する市町村の財政事情により当該旧市町村の区域に係る法第3条各号に規定する施設（以下「施設」という。）の整備が十分に行われ

ていないため、当該旧市町村の区域における経済力の培養及び住民の福祉の向上が阻害されていることをいう（施行令第1条第1項）。

### (3) 山村振興の目標（法第3条）

山村の振興は、山村における産業基盤及び生活環境の整備等を図ることを旨とし、次に掲げる目標に従って推進されなければならない。

- ① 道路その他の交通施設、通信施設等の整備を図ることにより、山村とその他の地域及び山村内の交通通信連絡を発達させること。
- ② 農林、林道、牧道等の整備、農用地の造成、電力施設の整備を図ることにより、土地、森林、水等の未利用資源を開発すること。
- ③ 農業経営及び林業経営の近代化、観光の開発、農林産物の加工業等の導入、特産物の育成等を図ることにより、産業を振興し、あわせて安定的な雇用を増大すること。
- ④ 砂防設備、保安林、地すべり防止施設その他の国土保全施設の整備等を図ることにより、水害、風害、雪害等の災害を防除すること。
- ⑤ 学校、診療所、公民館等の教育、厚生及び文化に関する施設の整備、生活改善労働条件の改善を図ることにより、住民の福祉を向上させること。

### (4) 国等の施策（法第4条、第5条）

国は、(3)の目標を達成するため、山村の振興のために必要な事業の実施に關し、国の負担又は補助に係る事業に対する負担又は補助についての条件の改善、地方公共団体の財源の確保、資金の融通の適正円滑化その他財政金融上の措置を講ずるよう配慮するとともに、国有林野の積極的活用その他適切な施策の確立及び拡充に努めなければならず、また地方公共団体も法第3条で定められた山村振興の目標を達成するため、国の施策に準じて必要な施策をとるべきとされている。これに基づき国及び地方公共団体により、各般にわたる山村振興施策が講じられている。

## (5) 振興山村の指定（法第7条）

内閣総理大臣は、都道府県知事の申請に基づき、関係行政機関の長に協議し、かつ、山村振興対策審議会の意見を聞いて、山村振興に関する計画を作成し、これに基づいてその振興を図ることが必要かつ適当である山村を振興山村として指定することができる。

山村振興法の制定以来毎年振興山村の指定が行われ、昭和47年度をもって一応その事務を終了し、振興山村を含む市町村の数は現在1,198となっている。

## (6) 山村振興計画（法第8条、施行令第2条、第3条）

振興山村の指定があったときは、都道府県知事は、当該振興山村の区域を管轄する市町村長に協議して、「山村振興計画」を作成し、農林水産大臣を経由して内閣総理大臣に提出して、承認を受けなければならないことになっている。

山村振興計画には、次の事項について定めることとなっている。

- ① 振興の基本方針
- ② 農業経営及び林業経営の近代化、観光の開発等産業の振興のための施策に関する事項
- ③ 生活改善及び労働条件の改善のための施策に関する事項
- ④ 施設の整備及び農用地の造成に関する事項

内閣総理大臣は、承認に際しては必要な調査を行い（法第6条）関係行政機関の長に協議しなければならない（法第8条）。

また内閣総理大臣は、山村振興計画の作成に関し必要と認めるときは、都道府県知事に勧告を発することができるとされている（法第9条）。

## (7) 山村振興計画に基づく事業の概要

山村振興計画が策定されると、国は、山村振興計画に基づく事業が円滑

に実施されるように、関係地方公共団体の財政事情等に配慮して、助成その他必要な措置を講じなければならないこととなっている（法第10条）。

都道府県は、山村振興計画に基づいて、振興山村の基幹的な市町村道等で施行令第4条に定める関係行政機関の長がその整備を図ることが特に緊要であると認めて指定するもの（以下「基幹道路」という。）の新設及び改築については、他の法令の規定にかかわらず行うことができる。当該事業に要する経費については、当該都道府県が負担するとされている（いわゆる「過疎代行」。法第11条）。

## (8) その他の事業

## ① 住宅金融公庫からの資金の貸付け（法第12条）

住宅金融公庫は、振興山村の住民が行う住宅の建設等が円滑に行われるよう必要な資金の貸付けについて適切な配慮をするものとされている。

## ② 農林漁業金融公庫からの資金の貸付け（法第13条）

農林漁業金融公庫は、振興山村において農業等を営む者に対して、その者が一定の要件を満たす農林漁業経営改善計画を実施するために必要な資金の貸付を行うものとされている。

## ③ 医療の確保

国及び地方公共団体は、振興山村における医療を確保するため、無医地区に關し診療所の設置等を実施するよう努めなければならないとされている（法第14条）。

## ④ 地域文化の保存

国及び地方公共団体は、山村において伝承されてきた演劇等の保存に努めねばならないとされている（法第15条）。

## (9) 山村振興対策審議会（法第16条）

法第16条に基づき、総理府に山村振興対策審議会が設けられている。内

閣総理大臣は、振興山村を指定しようとするとき及び山村振興計画を承認（又は変更）しようとするときは、この審議会の意見をきかなければならぬ。また山村振興計画を変更する場合も同様である。審議会は、このほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議することとなっている（法第7条、第8条、第11条）。

### 3) 過疎地域振興特別措置法、山村振興法による事業の実施

#### (1) 過疎地域振興特別措置法による事業の実施

現在、過疎地域の適用を受ける市町村の数は、昭和55年4月1日現在で経過措置のものも含め1,219ある。これらの都道府県別の数については表3-10に示すとおりである。

市町村過疎地域振興計画における事業区分は表3-11に示すとおりであるが、1~6の区分に含まれない事業（例えば、治山、治水事業、庁舎の建設等）は全て7の「その他」に分類されることとなる。

総事業費に対する過疎債の充当状況をみたのが表3-12であるが、経年的にみても市町村道への充当が全体の6割近くを占めている。

表3-10 過疎市町村数

(昭55.4.1現在)

区分	過疎地域市町村数				経過措置市町村数				総計
	市	町	村	計	市	町	村	計	
北海道	8	108	23	139	1	10	1	12	151
青森		2	8	10		3	5	8	18
岩手	1	12	9	22		1	4	5	27
宮城		22	2	24		4		4	28
秋田	1	22	8	31					31
山形	1	18	4	23					23
福島		21	17	38		1	1	2	40
茨城	1	2	8	11					11
栃木		4	1	5					5
群馬		2	12	14			2	2	16
埼玉		1	3	4					4
千葉		3		3	1	1	1	3	6
東京			5	5			1	1	6
神奈川									
新潟	1	20	21	42		2	1	3	45
富山			4	4					4
石川	1	2	6	9					9
福井		3	3	6		2		2	8
山梨		10	9	19		1	2	3	22
長野		7	38	45			1	1	46
岐阜		3	19	22		2	2	4	26
静岡		3		3		3		3	6
愛知		5	5	10		1		1	11
三重		4	2	6		1		1	7

区分	過疎地域市町村数				経過措置市町村数				総計
	市	町	村	計	市	町	村	計	
滋賀			1	1			1	1	2
京都		10		10		1	1	2	12
大阪									
兵庫		13		13		3		3	16
奈良			12	12		1		1	13
和歌山		9	6	15		1		1	16
鳥取		8	1	9		1		1	10
島根	1	30	9	40		1		1	41
岡山	2	30	10	42		1		1	43
広島	1	42	6	49		2		2	51
山口		22	5	27		2		2	29
徳島		20	7	27		2		2	29
香川		4		4					4
愛媛		29	11	40	1	1		2	42
高知		15	17	32	3	2		5	37
福岡	2	20	7	29		3	1	4	33
佐賀	1	13	4	18	1			1	19
長崎	2	37	1	40		2		2	42
熊本	1	34	18	53		4	1	5	58
大分	3	30	11	44	1			1	45
宮崎	3	16	7	26		2		2	28
鹿児島	5	59	9	73		2		2	75
沖縄		4	16	20	1	1	2	4	24
合計	35	720	364	1,119	9	65	26	100	1,219

表3-11 市町村過疎地域振興計画における事業区分

区分	事業名(施設名)	区分	事業名(施設名)
1. 交通通信体系の整備	(1) 市町村道 道 路 橋りょう その他の (2) 農道 (3) 林道 (4) 渔港関連道 (5) 電気通信設備 告知放送施設 有線放送電話 無線電話 その他の (6) 自動車等 自動車 雪上車 (7) 渡船施設 渡船 係留施設 (8) 道路整備機械等 (9) その他の		(1) その他の施設 校舎 屋内運動場 へき地集会室 寄宿舎 教職員住宅 スクールバス・ポート 給食施設 その他の (2) 幼稚園 (3) 社会教育施設 公民館 集会施設 体育施設 その他の (4) その他の
2. 教育文化施設の整備	(1) 学校教育関連施設 (7) 統合関連施設 校舎 屋内運動場 へき地集会室 寄宿舎 教職員住宅 スクールバス・ポート 給食施設 その他の		(1) 児童福祉施設 保育所 児童館 その他 (2) 母子福祉施設 (3) 老人福祉施設 老人センター 老人ホーム その他の (4) 水道施設 上水道 簡易水道 その他の (5) 廃棄物処理施設
3. 生活環境施設及び福祉施設等厚生施設の整備			

ごみ処理施設				農林水産業			
し尿処理施設				業			
(6) 消防施設	(4) 地場産業	(5) 企業誘致業	(6) 商業	54年 優	53年 底	52年 底	51年 底
(7) 公営住宅	(7) 観光又はレクリエーション	(8) その他の事業	(7) 観光又はレクリエーション	過疎債充当額	過疎債充当額	過疎債充当額	事業費
(8) その他	(8) その他の事業			過疎債充当額	過疎債充当額	過疎債充当額	過疎債充当額
4 医療の確保	(1) 診療施設	(2) 特定診療科に係る診療施設	6 集落の整備	(1) 移転先地等	事業費	事業費	事業費
	病院	巡回診療車(船)		移転円滑化経費	過疎債充当額	過疎債充当額	過疎債充当額
	診療所	患者輸送車(艇)		住宅用地造成費	過疎債充当額	過疎債充当額	過疎債充当額
	巡回診療車(船)	その他の事業		住宅建設等助成費	過疎債充当額	過疎債充当額	過疎債充当額
	巡回診療車(船)			関連公共施設整備	過疎債充当額	過疎債充当額	過疎債充当額
	巡回診療車(船)			関連共同施設整備	過疎債充当額	過疎債充当額	過疎債充当額
	巡回診療車(船)			用地取得費	過疎債充当額	過疎債充当額	過疎債充当額
	巡回診療車(船)	その他の事業		公営住宅建設費	過疎債充当額	過疎債充当額	過疎債充当額
5 産業の振興	(1) 基盤整備	(2) 移転跡地		その他の事業	過疎債充当額	過疎債充当額	過疎債充当額
	農林水産業	跡地買上げ			過疎債充当額	過疎債充当額	過疎債充当額
		その他の事業			過疎債充当額	過疎債充当額	過疎債充当額
	(2) 渔港施設	(1)	7 その他	(2)	過疎債充当額	過疎債充当額	過疎債充当額
	(3) 経営近代化施設				過疎債充当額	過疎債充当額	過疎債充当額

表3-12 過疎債年度別、事業別充当状況

区分	49年度	50年度	51年度	52年度	53年度	54年度
事業費	過疎債充当額	過疎債充当額	過疎債充当額	過疎債充当額	過疎債充当額	過疎債充当額
1. 市町村道	41,794	53,2	52,922	40,546	56,3	59,904
2. 働外逗留等	28,725	12,5	37,148	9,552	13,3	28,342
3. 有償賃借借入	569	482	6,8	479	370	5,5
4. 自動車等	74	65	0,1	136	107	0,1
5. 船舶等	123	110	0,2	65	34	0,0
6. 修理機械	711	354	0,6	1,210	561	0,8
計	71,997	40,412	67,4	91,969	51,170	71,1
7. 校舎	15,071	4,671	7,8	12,166	3,678	5,4
8. 公民館	2,450	1,763	2,9	3,065	2,257	3,1
9. 集会施設	6,600	4,185	7,0	7,747	4,721	6,6
計	24,121	10,619	17,7	22,976	10,856	15,1
10. 教育施設	652	708	1,2	842	676	1,0
11. 保育所	1,475	493	0,8	1,863	489	0,7
12. 児童館	152	94	0,2	156	156	0,1
13. 老人福祉施設	1,390	796	1,3	902	620	0,9
14. 防災施設	2,158	1,559	2,6	2,737	1,776	2,5
15. 子どもセンター	—	—	—	201	97	0,1
16. 簡易水道施設	8,360	12,091	2,0	5,950	1,223	1,7
計	14,387	4,840	8,1	15,381	4,980	6,9
17. 港	6,557	539	0,9	9,605	443	0,6
18. 経営近代化施設	6,886	1,751	2,9	8,708	2,223	3,1
19. 観光リゾート施設	1,692	1,243	2,1	2,382	1,694	2,4
計	15,536	3,533	5,9	20,695	4,360	6,1
20. 移転先地	72	72	0,1	9	9	0,0
21. 移転基地	650	524	0,9	722	625	0,9
計	12,562	996	1,0	731	634	0,9
合計	126,162	60,000	100,0	151,743	72,000	100,0
				148,450	81,000	100,0
				162,505	93,200	100,0
				189,161	106,610	100,0
				216,821	121,000	100,0

(注)(1) 融雪施設その他の道路の附属物は、1 交通通信体系の整備 (1) 市町村道のその他に入れる。

(2) 港湾、除雪センターは、1 交通通信体系の整備 (9) その他に入れる。

(3) 山村開発センター、生活改善センター、生活館、コミュニティセンター(高齢者コミュニティセンターを含む。)青年の家等は、2 教育文化施設の整備 (3) 社会教育施設の集合施設に入れる。

(4) 各種学校(海員学校等)は、2 教育文化施設の整備 (4) その他に入れる。

(5) 国民宿舎・スキー場・リフト・ジャンプ台・キャンプ場、その他レクリエーション施設(体育施設を除く。)は、4 産業の振興 (7) 観光又はレクリエーションに入れる。



さらに山村振興農林漁業対策事業についてくわしく記すと次のとおりである。

#### ア 補助制度の概要

ア) 山村振興農林漁業対策事業における事業実施地域ごとの事業費は、農家戸数、林家戸数、耕地面積及び林野面積を勘案して一地域当たりの平均が3億5,000万円になるように定める。なお、この事業の実施地域はおおむね1,100団体となっており、一実施地域当りの実施期間は、4ヶ年となっている。

イ) 事業の規模については、次により評点化し、これを合計したものの数値を求ることとなっている。

農 家 数	1戸につき	1点
林 家 数	1戸につき	1点
耕 地 面 積	100 haにつき	60点
林 野 面 積	1,000 haにつき	50点

1,000点未満の場合2億円、1,000点以上2,000点未満の場合2億7,500万円、2,000点以上3,000点未満の場合3億5,000万円、3,000点以上4,000点未満の場合4億2,500万円、4,000点以上の場合5億円

#### イ 事 業 内 容

##### ア) 振興山村農林漁業振興事業

###### (ア) 生産基盤整備

〔農業生産基盤整備〕	
1 小規模ほ場整備事業	
2 農地等集団化事業	
3 小規模土地改良事業	かんがい排水、畠地かんがい、暗きよ排水、客土、農道、軌道等運搬施設、土地改良附帯土じょう侵蝕防止施設
4 小規模農地造成事業	農地開墾造成、転換造成
5 小規模防災事業	自然災害防護施設の整備
6 小規模草地造成改良事業	草地造成、利用施設整備、湿地牧野改良
7 放牧地整備事業	
〔林業生産基盤整備〕	
1 小規模治山事業	復旧治山、予防治山、防災林造成、保安林改良
2 小規模林道事業	林道施設の新設、橋りょう改良、局部改良、雪害防止、ずい道改良、幅員拡張、法面保全、山火事防止工事
3 早生樹種造林事業	造林
4 苗畑土地整備事業	苗畑土地整備
5 協業化促進事業	通信連絡用施設・測量器具
〔漁業生産基盤整備〕	
1 小規模漁港整備事業	漁港改修、漁港局部改良
2 小規模漁場改良造成事業	漁礁設置、築いそ、のり漁場造成、のり人工採苗施設設置

###### (イ) 経営近代化施設整備

〔農業経営近代化施設整備〕	
1 普通作物経営近代化施設整備事業	育苗・乾燥・調整・集荷・貯蔵施設
2 特用作物経営近代化施設整備事業	定置配管施設、給水施設、育苗施設乾燥・集荷・貯蔵施設

3 園芸経営近代化施設整備事業	定置配管施設、温室管理施設、温室施設、れき耕等施設、育苗施設、運搬施設、集荷・貯蔵用建物、乾燥施設、冷凍施設、トラックスケール、洗じょう機、選別機、自動選果機、自動秤運箱詰機、バイブレーター、コンベア、自動封かん機、箱組立機、自動なつ印機、フォークリフト、冷藏施設、ガス調節施設、通園装置等
4 畜産経営近代化施設整備事業	畜舎、サイロ、家畜ふん尿処理施設、飲雑用水施設、冷却施設、乳質検査器具、格付包装施設等
5 養蚕経営近代化施設整備事業	定置配管施設、桑苗自給施設、稚蚕共同飼育・壮蚕共同飼育・上簇収織用建物
6 昆虫、小動物等養繁殖施設整備事業	養繁殖施設、保護さく、管理舎、飲雑用水施設
7 農業機械施設設置事業	乗用トラクター、自走式作業業機、施肥播種用・防除用・収穫用・運搬用・かん水用等の動力機械施設、格納施設、修理工具
8 農林業基盤整備用機械設置事業	ブルドーザー、レーキドーザー、パワーショベル、ダンプカー、トレーラー、格納庫、修理工具
〔林業経営近代化施設整備〕	
1 造林近代化施設整備事業	造林用機械施設、林内作業車、トラック、人員輸送車、移動宿泊施設、機械保管倉庫
2 樹苗生産近代化施設整備事業	樹苗生産用機械施設、機械保管庫、作業舎、堆肥舎
3 素材生産近代化施設整備事業	素材生産用機械施設、トラック、林内作業車、ロッガーラー、移動宿泊施設、機械保管倉庫
4 特用林産物生産近代化施設整備事業	栽培管理用・貯蔵用機械施設、建物
〔漁業経営近代化施設整備〕	
1 養殖及び畜産施設整備事業	かん水蓄養殖施設、施肥防除施設、養殖用保管作業施設、水産種苗供給施設
2 内水面漁業近代化施設整備事業	淡水魚蓄養殖施設、種苗生産施設、養殖用保管作業施設、流通改善施設
3 漁業近代化施設整備事業	漁船用通信施設、漁船漁具保設施設、漁船用補給施設、宿泊施設、導船・物揚施設
4 流通改善施設整備事業	製氷冷蔵施設、水揚荷さばき施設、水産物保管施設、鮮魚運搬施設

## (ウ) 生産環境施設整備

1 廃棄物処理施設整備事業	汚水処理施設、廃棄物焼却施設、処理残渣運搬車、建物
2 地力維持増進施設整備事業	建物、堆肥製造・運搬施設
3 農林漁業用資材保管施設整備事業	建物
4 農林漁業用作業準備休養施設整備事業	建物
5 農林漁業用機械等修理施設整備事業	建物、修理検査施設

## (イ) 農林漁家就業推進事業

## (ア) 緑地等観光利用施設整備

〔緑地等休養資源開発利用事業〕	
1 緑地等利用施設整備事業	建物、広場等利用施設、民芸等関係施設、管理用機械施設、山火事防止施設
2 緑地等管理中央センター設置事業	建物、内部施設、構築物
〔観光農林漁業地区経営基盤整備〕	
1 観光農園等生産基盤整備事業	
2 農園等連絡農道整備事業	農道・林道の新設、改良
〔観光農林漁業地区経営近代化施設整備〕	
1 観光農園等経営近代化整備	
2 観光農園等管理施設整備	管理所、生産物直売所、休憩所、給排水施設、便所、駐車場、隔障物

## (イ) 農林漁家労働力活用事業

1 農産物処理加工施設整備	建物、処理加工施設
2 畜産物処理加工施設整備	建物、処理加工施設
3 林産物処理加工施設整備	建物、処理加工施設
4 水産物処理加工施設整備	加工施設、処理施設
5 地域特産品生産施設整備	建物、機械施設
6 下請等共同作業施設整備	建物、共同作業施設

## ウ) 農林漁家定住環境整備事業

## (ア) 山村開発拠点施設整備

1 山村開発センター設置事業	建物、内部施設、構築物
2 基幹集落センター設置事業	建物、内部施設、構築物

## (イ) 集落環境整備

1 農林漁業連絡道整備事業	連絡道の整備、ガードレール等の附帯施設
2 生活環境保全施設整備事業	防火水そう、街灯、ガードレール、待避所、融雪・除雪施設、共同駐車場
3 排水路整備事業	集排水路
4 多目的集会施設設置事業	建物、内部施設、構築物
5 簡易給水施設整備事業	簡易給水施設
6 情報連絡施設整備事業	建物、本部施設、電算機、送受信機、伝送設備、受信設備

## (ウ) 生活改善施設整備

1 生活改善センター設置事業	建物、構築物、機械器具、サービスカー
2 共同給食施設整備事業	建物、炊飯施設、保温庫等の内部施設、構築物
3 冷凍貯蔵施設整備事業	冷凍冷蔵貯蔵施設
4 青空市場等施設整備事業	施設用地整備、市場施設、管理所、休憩所

## (エ) 健康増進施設整備

1 山村広場施設整備事業	広場用地整備、広場施設
2 農林漁業者等健康増進施設整備事業	建物、内部施設、構築物
3 農林漁業者等健康管理施設整備事業	建物、内部施設、構築物

## (オ) 山村文化等保存伝習施設整備

1 郷土文化保存伝習施設整備事業	建物、内部施設、構築物
2 地域民芸品保存伝習施設整備事業	建物、内部施設、構築物

## エ) 農林漁家高齢者活動推進事業

## (ア) 高齢者活動拠点施設整備事業

建物、内部施設、構築物
-------------

## (イ) 高齢者生産活動施設整備事業

1 高齢者活動生産基盤整備事業	
2 高齢者活動施設整備事業	

## (3) 過疎地域、振興山村における水源地域整備

過疎地域、振興山村において水源地域整備を行う場合、当該計画との整合性に留意しなければならない。ちなみに水特法における水源地域を含む市町村のうち、過疎地域あるいは振興山村の指定を受けているものは表3-14に示すとおりである。過疎地域は全体の約37%、振興山村は全体の59%を占めている。

過疎地域振興計画は、昭和55年度より10年間の間に前期、後期と5年毎に計画策定されることとなっており、毎年見直しも行われている。また山村振興計画は第3期計画について第2期計画の見直しということで昭和55年度以降、おおむね4年間程度の期間を目安に計画策定されることとなっている。この2つの計画は、いずれも地域のマスター・プラン的計画と言えるものであり、水源地域整備計画も当然これらのマスター・プランに立脚した計画を策定することとなろう。

従って、水源地域整備計画の中に、市町村道の県代行事業、過疎債の適用事業、山村振興の補助事業等を組み入れるような形も当然生まれてくるわけである。

表3-14 水特法指定ダムにおける水源地域市町村に係る過疎地域、振興山村の指定状況

ダム名	水源地域市町村	過疎	振興山村
愛別	愛別町	○	○
美利河	今金町	○	○
浅瀬石川	黒石市	×	○
	平賀町	×	○
御所	盛岡市	×	○
	零石町	×	○
南川	大和町	×	○
七ヶ宿	七ヶ宿町	○	○
玉川	田沢湖町	×	○
寒河江	西川町	○	○
真野	飯館村	○	○
川治	藤原町	×	×
	栗山村	○	○
桐生川	桐生市	×	○
龜山	君津市	×	×
高滝	市原市	×	×
宮ヶ瀬	清川村	×	○
	津久井町	×	○
	愛川町	×	×
大川	会津若松市	×	○
	下郷町	○	○
手取川	尾口村	○	×
	白峰村	○	○
荒川	甲府市	×	×
長島	本川根町	×	○
阿木川	中津川市	×	○
	恵那市	×	○
	岩村町	×	×

ダム名	水源地域市町村	過疎	振興山村
蓮	飯高町	○	○
	豊能町	×	×
	川西市	×	×
	猪名川町	×	×
一庫	山添村	×	○
	奈良市	×	×
布目	河内長野市	×	×
青野	三田市	×	×
権現	加古川市	×	×
呑吐	神戸市	×	×
	三木市	×	×
大滝	川上村	○	○
椿山	美山村	○	○
	竜神村	○	○
	西伯町	×	○
賀祥	大竹市	×	×
	美和町	○	○
弥栄	美和町	○	○
	美川町	○	○
	下松市	×	×
生見川	徳山市	×	×
	菊川町	○	×
末武川	豊田町	○	○
	宇和町	○	×
新湯の原	野村町	○	×
	耶馬溪町	○	○
野村	指定市町村数	21	32
	未指定市町村数	33	22
計			

### 3-5 ダムの周辺環境整備

#### 1) ダム周辺環境整備の背景

近年の国民所得の向上と、余暇時間の増大、さらには自動車の普及と道路網の整備により、国民の行動半径は飛躍的に拡大され、野外において精神的ないこいを求める傾向が強くなって来ている。このような社会的背景のもとに、大規模な構造物であるダムを見学し、湖水の景観を楽しみ、貯水池を利用する人々が年々増えて来ている。

このため、水源地としてふさわしい周辺の自然環境を極力保護しながら、ダム周辺部の適地の整地、緑化を行い、自然とのふれあいを図るための基礎整備を目的とした事業を実施することは、水と緑の豊かな公共空間を、広く一般に公開し、魚釣、水遊び、景観観賞、散策、スポーツ等の場を提供するものであるとともに、周辺の無秩序な自由使用や、乱開発により生ずる周辺敷地の管理、あるいは水質保全上の問題、利用者の安全管理の問題、雑草が繁茂することにより生ずる衛生風紀上の問題等に対する適切な対策ともなり、貯水池保全やダム管理にとっても、非常に重要なものであるといえる。すなわち、

- ① ダムの完成により、水遊び等の湖面利用、小中学生のダム見学、四季の変化に応じた景観観賞等の湖周辺利用が年々増加している。
- ② ダムや貯水池周辺敷地について、いこいの場としての周辺環境整備を地元住民のみでなく、利用者からも強く要望されている。
- ③ ダム周辺敷地の管理、水質保全上の問題等、ダム管理の立場で、事前に、ダムや貯水池周辺の利用と保全の対策を図る必要がある。
- ④ 水源地として、ダム及び貯水池周辺の自然環境保護や、水質保全対策

について十分に配慮する必要がある。

等の背景の下で、ダム及び貯水池周辺の自然環境保全を図りつつ、ダムと一緒に管理している区域の適地について、環境整備を図るために事業者がダム起業者によって実施されている。

現在建設中のダムについては既存のダム事業の中でこれらの環境整備事業も併せて行っているが、既設ダムでこのような事業を実施していないものについて、昭和50年度より「ダム周辺環境整備事業」として実施することになった。特に既設のダムについてこのような事業を実施することは、新しい時代に対応した施策が実施されなかつたがために、これが今後のダム建設の阻害要因にもなり得るため、特に意義深いものである。

起業者によるダムの周辺環境整備と地元市町村等が実施する各種環境整備、レクリエーション対策事業を組み合わせることにより、一層効果のある水源地域対策を実施することが可能である。

#### 2) ダム周辺環境整備事業の概況

ここでは既設ダムについて行われている「ダム周辺環境整備事業」の内容、実施状況について説明する。

##### (1) 事業の概況

これまでに、釜房ダム等直轄ダム21、下久保ダム等水資源開発公団ダム3、鯖石川ダム等補助ダム43、計67ダムで事業化されており、このうち直轄4ダム、補助20ダム、計24ダムにおいて事業が完了している(表3-15参照)。

ダム周辺環境整備事業の条件としては、管理中のダムであること、各地方における生活圏の主要都市に比較的近いこと、利用者が多いこと、国立公園、国定公園、県立自然公園等に関連し、これらとの調和が必要なこと、

表3-15 ダム周辺環境整備事業の概況

	昭和55年度 迄完成数	昭和56年度 実施数	昭和56年度 完成予定	昭和56年度 迄実施総数
直 (公団) 輔助	4 (0)	20 (3)	2 (0)	24 (3)
合計	20	23	8	43
	24ダム	43ダム	10ダム	67ダム

貯水池保全やダムの適正管理に必要であること等であり、これらについての総合的な検討が行われている。

これまでのダム周辺環境整備事業の一覧表を、表3-16に示すが、各ダムとも、ダムや貯水池規模が比較的大きいこと、国立公園等との関連があり、その地域の中心都市に近く、年間利用者の数が多い等の条件をそなえたものが多い。

## (2) 事業の内容

ダム周辺環境整備事業は、一級河川において、建設省又は水資源開発公団の管理中のダムにかかる「直轄ダム周辺環境整備事業」と、一級河川又は二級河川において、都道府県知事の管理するダムにかかる「ダム周辺環境整備事業費補助」とがあり、費目は河川総合開発事業費の「目」となっている。直轄の場合、国費による負担率は1/2であり、補助の場合の国費の補助率は、一級、二級河川にかかわらず1/2である。

事業は、ダムと一体となって管理を行う必要のある区域のうち、特に環境整備を必要とする区域の整備事業に限って採択されるものであり、この整備を実施する対象区域は、事業の性格上、ダム事業で買収した河川区域、及び河川法第54条によって指定されている保全区域に限るものとしている。一般に整備区域は、常時満水位から用地買収線までの間となるが、そのうちよく利用されるのは、洪水貯留による水位上昇の頻度の少ない貯水

表3-16 ダム周辺環境整備事業の一覧表

水系名	河川名	ダム名	都道府県名	ダム高 (m)	ダム型式	貯水 面積 (ha)	ダム完成年	最寄り都市	自然公園等の関連	工 期	整備区域 総事業費 (百万円)	
名取川	釜石川	宮城	宮城	4.5.5	G	39.0	S4.5	仙台市	蔵王国定公園	S5.0~5.4	35.1	
重信川	石手川	愛媛	愛媛	8.7.0	G	5.0	S4.7	松山市	奥道後、玉川県立自然公園	S5.0~5.4	24.3	
江の川	江の川	島	島	5.0.0	G	28.0	S4.9	広島市	宍道湖、芦別道立自然公園	S5.0~5.5	4.00	
石狩川	桂川	北海道	北海道	6.3.6	G	4.9.9	S3.3	札幌	富良野、芦別道立自然公園	S5.1~5.5	3.08	
荒川	荒川	埼玉	埼玉	9.5.0	A	7.6	S3.6	東京	秩父多摩国定公園	S5.1~5.6	3.00	
矢作川	矢作川	愛知・岐阜	愛知・岐阜	10.0.0	A	2.70	S4.5	岡崎市、豊田市	愛知高原国定公園	S5.1~5.6	3.20	
天竜川	天竜川	長野	長野	10.5.0	A	1.67	S4.4	伊那市、飯田市	長野県立自然公園	S5.2~	3.00	
木曽川	木曽川	熊本	熊本	7.6.5	G	1.81	S4.5	熊本市	矢部脇日向県立自然公園	S5.2~	2.50	
利根川	利根川	北関東	北関東	5.8.0	G	5.1.0	S4.4	旭川市	湯田温泉県立自然公園	S5.3~	4.00	
利根川	利根川	茨城	茨城	8.9.5	G+A	6.30	S4.0	北上市	日光国立公園	S5.3~	3.50	
北上川	北上川	岩手	岩手	11.7.0	A	2.59	S4.1	宇都宮市	猿ヶ京温泉	S5.2~	3.80	
木曽川	木曽川	群馬	群馬	6.7.0	G	9.8	S3.4	東京	利根・木曾川国定公園	S5.3~	3.60	
北上川	北上川	岩手	岩手	9.4.5	A	2.10	S3.2	仙台市	皆生温泉	S5.4~	3.50	
木曽川	木曽川	福井	福井	9.8.2	G	2.63	S3.0	名古屋市	大雪山国定公園	S5.4~	3.00	
日野川	日野川	長野	長野	7.3.5	G	1.10	S4.2	米子市	耶馬、日田、英彦山国定公園	S5.4~	3.20	
筑後川	筑後川	大分	大分	9.8.0	A	2.00	S4.7	熊本市、大分市	耶馬、日田、英彦山国定公園	S5.4~	4.00	
石狩川	石狩川	北海道	北海道	8.3.0	G	1.90	S4.7	大分	大雪山国定公園	S5.5~	4.00	
空知川	空知川	岩手	岩手	5.7.3	H-G	9.20	S4.2	富良野市	大雪山国定公園	S5.5~	4.00	
猿ヶ石川	猿ヶ石川	岩手	岩手	8.1.5	G	6.00	S2.9	花巻市	老神温泉	S5.6~	2.10	
片品川	片品川	群馬	群馬	7.6.5	G	9.3	S4.0	沼田市、白沢市	三峠川系県立公園特別地域	S5.6~	3.00	
三峠川	三峠川	長野	長野	6.9.1	G	1.79	S3.4	高遠町	老神温泉	S5.6~	3.50	
木曾川	木曾川	岐阜	岐阜	8.0.8	H-G	1.70	S3.9	伊那市、駒ヶ根市	木曾川	木曾川	S5.6~	2.00



池内の上位標高部分で、緩傾斜部分が多く、利用価値の高い部分となっている（図3-7）。

整備事業の内容は、表3-17に示すような項目が主体となっている。本事業の目的は、あくまでも基盤整備であることから、河岸、法面の整備、河岸の緑化、管理道、防護柵、警報設備、案内標示板等を主体としており、公園施設としての上物の整備は、地元の公共団体等で実施するものとして

図3-7 環境整備事業の範囲

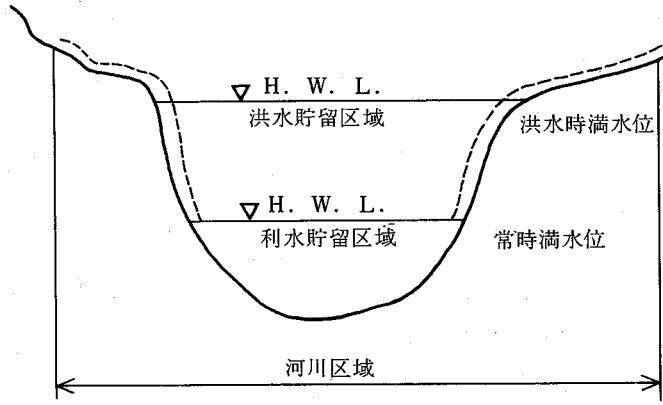


表3-17 ダム周辺環境整備事業の事業範囲

事業内容	備 考
河岸の整備	整地（排水施設を含む）、護岸を行うことにより湖岸崩壊を防ぎ利用者の安全管理を図る。
河岸の緑化	張芝、植生を行う。H.W.L.以上の区域では、植樹が可能である。
管理道、防護柵 警報設備の設置	管理用および安全対策として実施する（階段を含む。）サイレン、スピーカー、警報板を設置して、利用者の安全を図る（案内板または説明板と兼用する警報板を含む。）
環境保全施設	簡易便所、簡易塵芥処理設備、ただし市町村が維持管理するものに限る。

表3-18 既に完成したダム周辺環境整備事業の一覧

ダム名	県名	完了年辰	環境整備事業面積			主要施設	地元施工施設	管理者名	利用者数		最寄りの 旧所・名跡等
			環境整備運動 公園	緑地	その他				千人	千人	
〔直轄〕釜石房	宮城県	5.4	2.4	10.2	2.4	15.0	水の広場 アヤメ園	釜石ダム周辺地盤管理協議会	3,000	3,26	遊歩道（天然記念物）（11km）
石手川	愛媛県	5.4	0.5	1.6	0.4	2.5	トイレ、水のみ場 案内板、トイレ	日陰棚、ベンチ	6.7	13.1	湯ヶ瀬公園（2km）
土師	広島県	5.5	9.1	11.8	2.4	23.3	水呑場、藤棚、トイレ	八千代町	10.5	18.1	石手寺（6km） 土師大迫古墳（4.5km）
桂沢	北海道	5.5	—	3.3	0.3	3.6	トイレ、水呑場	三笠市	19.0	36.7	—
〔補助〕大下条川	山口県	5.0	—	1.3	0.5	1.8	トイレ	油谷町	—	—	—
旭川	秋田県	5.2	—	1.9	—	1.9	トイレ、水呑場、塵芥処理	加茂市	1	1.4	仁致別国民の森（5km）
鱗石川	新潟県	5.2	1.3	0.2	0.6	4.1	トイレ、防護柵、水呑場	秋田県	3.3	5.0	—
内川	福井県	5.2	0.2	2.5	—	2.7	立ち、防護柵、ベンチ	高柳町	—	6	—
玉川	愛媛県	5.2	0.3	0.5	—	0.8	トイレ、水呑場、塵芥処理	石川県	5	20	—
広瀬川	新潟県	5.3	1.5	1.7	0.1	3.3	トイレ、水呑場	玉川町	3.0	4.0	糸山公園（25km）
山岐川	香川県	5.3	0.4	1.0	—	1.4	トイレ、防護柵、護岸	山梨県	—	—	—
明治川	高知県	5.3	2.2	0.2	0.1	2.5	トイレ、立ち、展望所	長尾町	2.9	5.2	大久保寺（9km）
有段川	北海道	5.4	—	2.6	—	2.6	トイレ、防護柵	大田村	1.3	2.6	富貴寺（16km）
本川	岡山県	5.4	—	0.6	—	0.6	トイレ、水呑場、藤棚	野球場	4	6	—
殿	香川県	5.4	0.3	1.1	—	1.4	トイレ、立ち、防護柵	歩道（240m）	—	—	井倉洞（12km）
	池田町・土庄町							東屋	3.0	5.0	—

ダム名	県名	完了年	ダム	環境整備実施面積			主要施設	地元施工施設	管理者名	最寄りの 事業所・名跡等		
				運動公園	緑地	その他				事業前	事業後	
岩屋川内	佐賀県	54	佐賀	0.1	4.9	—	5.0	トイレ、腰岸、水呑場	嬉野町	1.0	4.0	轟電(3km) 市房神社(8km)
房木城	熊本県	54	房木	1.2	0.4	—	1.6	トイレ、腰岸、水呑場	水上村	2.4	3.9	—
花畠木	大分県	55	花畠	5.5	—	0.2	5.4	トイレ、立柱、防護柵	大分県高森市	8	27	佐賀錦音(17km)
西荒川	三重県	55	西荒川	5.5	0.1	0.4	0.5	トイレ、水呑場	塙谷町	—	—	—
君ヶ野	群馬県	55	君ヶ野	5.5	1.1	0.5	2.7	トイレ、立柱、護岸	美杉村	1.5	1.9	—
引原	栃木県	55	引原	5.5	—	1.6	—	トイレ、立柱、護岸	波賀町	4.5	5.4	不動電(1km)
油瀬	宮崎県	55	油瀬	5.5	—	0.5	1.8	トイレ、腰岸、水呑場	野尻町・高崎町	1.0	3.0	—

いる。なお、完成後の公園施設等上物の維持管理も、地元の公共団体等で管理を行うことを原則としている。

これらの整備を行うための本事業の総事業費は、既に事業が終了したダムでみると表3-18、表3-19に示すように、直轄事業において1ダム当たり約3億円、補助事業では約9千万円程度となっており、工期は、直轄事業では5年程度、補助事業では3年程度となっている。

表3-19 既に完成したダム周辺環境整備事業の概要

	平均(ha) 湛水面積	平均(ha) 貯水池 周辺面積	平均環境整備実施面積(ha)				平均工期	平均 総事業費
			運動広場	緑地公園	その他	計		
直 轄 4ダム	305	56	0.3 (27%)	6.7 (61%)	1.3 (12%)	11.0	5.3年	326百万円
補 助 20ダム	58	12	0.5 (23%)	1.5 (68%)	0.2 (9%)	2.2	3.4	91

### 3-6 その他の水源地域整備に関する制度

他の水源地域整備に関する制度として、ここでは観光、スポーツ、レクリエーション開発に関する各省庁が所管している補助又は融資等の制度と、特殊法人である自転車振興会、財団法人日本船舶振興会等公益法人による補助制度の概要を示す。

#### 1) 各省庁が所管している観光、スポーツ、レクリエーション開発関連の補助又は融資等の制度

水源地域の地方公共団体の多くは農山村であることから、ダム湖を自然景観の一部として取り入れ、それを観光、スポーツ、レクリエーションの場として活用したいという要望が出されることが多い。

観光、スポーツ、レクリエーション開発のためには、ダム関連諸制度の中で必要となる施設の整備を行うことを企図するものはもちろんあるが、その他、各省庁が所管している補助制度等を勘案して、それぞれの地域特性や開発目的にふさわしく、かつ補助又は融資等の要件を満たしうる条件にある補助事業を選択して実施することになる。

観光、スポーツ、レクリエーション開発に関する補助又は融資等の制度といつても、補助等の事業の目的として直載にうたってあるものは少なく、副次的に地方公共団体の水源地域において施設の整備ができ、観光、スポーツ、レクリエーション的利用も可能になるといったものが多い。

そこで表3-20、表3-21は、各省庁が所管している補助又は融資等の制度のうち、優れた自然環境の中で、または自然環境を利用した青少年の教育、健康増進、山村地域の振興といったことまでを含めた、広義での観光、スポーツ、レクリエーション開発に関する制度を取り上げ、その所管窓

表3-20 観光、スポーツ、レクリエーション開発関連の補助又は融資制度の一覧

事 業 名	所 管	主 目 的	事業主体	出 債	備 考
自然公園施設整備 国立公園施設整備 国定公園施設整備	環境省	環境行政施設整備 優れた自然の風致地の保護とその利用増進 優れた自然の景緻の保護との利用増進	○ ○ ○ ○ ○ ○	法律(自然公園法)施行 同上 同上 同上 同上 同上	法律(自然公園法)施行 法律(自然公園法)施行 法律(自然公園法)施行 法律(自然公園法)施行 法律(自然公園法)施行 法律(自然公園法)施行
国民休養地 国民休暇村施設整備	国土交通省	野外地點による福祉・健康的の地盤 国民の保健事業と野外レジャーの場の提供	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	施設係立自然公園地帯内であること。 施設係立自然公園地帯内であること。 施設係立自然公園地帯内であること。 施設係立自然公園地帯内であること。 施設係立自然公園地帯内であること。 施設係立自然公園地帯内であること。
国民休暇地・農地施設整備 野菜の葉 公営公民館 国民保育センター	農林水産省	市民生活施設による被扶の促進 日帰り施設整備による被扶の促進 過疎地銀の整備	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	施設法が公示されている市町村を対象 施設法が公示されている市町村を対象 施設法が公示されている市町村を対象 施設法が公示されている市町村を対象 施設法が公示されている市町村を対象 施設法が公示されている市町村を対象
過疎地銀の整備 コ・ミニティーセンター開拓事業	国土方地面開拓局 過疎対策室	過疎地銀の整備 コ・ミニティーセンター開拓事業	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	*畜産業(地域の特徴に応じた整備)や林業(森林資源を活用しておおまかに1時間以上かかるところの整備)を含む。*農山開拓結合センター、山間開拓センターと類似のもの有効利用されること。 この畜産業には、「畜産業(地域の特徴に応じた整備)を行いうる者」を市町村が、同して該整備を行いうる者がある。 この畜産業には、「畜産業(地域の特徴に応じた整備)を行いうる者」を市町村が、同して該整備を行いうる者がある。 *農山開拓法により定された振興区域の所在する市町村であること。 *別途農業用にあつては、振興区域が所在する市町村と、そこへ設置して、施設を計画的かつ効率的に活用できる振興区域にある市町村と特別地区と向して事業の実施ができる。
振興地銀開拓結合センター開拓事業 高齢者コ・ミニティーセンター運営事業	国土方地面開拓局 社会教育局 教育課	過疎地銀の整備 高齢者コ・ミニティーセンター運営事業 振興地銀開拓結合センター開拓事業 高齢者コ・ミニティーセンター運営事業	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	同上 振興地銀開拓結合センター開拓事業 山内森林地銀地銀開拓 高齢者コ・ミニティーセンター運営事業 振興地銀開拓結合センター開拓事業 山内森林地銀地銀開拓
公立会員教育施設整備 公 民 館	文部省 社会教育局 青少年教育施設整備課	社会教育施設(青少年教育施設)の整備 青少年教育施設(青少年教育施設)	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	社会教育施設(青少年教育施設)の整備。 社会教育施設(青少年教育施設)の整備。 社会教育施設(青少年教育施設)の整備。 社会教育施設(青少年教育施設)の整備。
公立図書館 公立博物館(含子ども博物館)	文部省 文化省	図書館(青少年教育施設) 博物館(青少年教育施設)	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	図書館(青少年教育施設) 博物館(青少年教育施設)
公立青年の家 公立問題セントー 国立青少年施設整備 国立少年少女の家	文部省 文化省 文部省 文部省	青年活動の奨励 問題解決の促進 青少年の健全な育成を図るために必要な施設を整備するため、自然環境 に適した施設所に設置する。 青少年の問題・教科の講義、展示及び説明、教材制作、研究、情報提供の場所を行う施設を整備する。 研究者、青少年のための施設を整備する。	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	施設面積は原点にして2,000平方メートル以上とし、宿泊施設は施設を計画的かつ効率的に活用できる振興区域にある市町村と特別地区と向して事業の実施ができる。

事業者名	所管	主目的	事業主体	備考	
体育施設整備 国民体育館	文部省体育局体育施設課係 国民体育館(総合)	スポーツ振興及び同様の趣旨により、体育施設を整備し、スポーツの振興を図る。	都道府県市町村	一般の利用に対するための開設の常設館(表・剣道場を除く)の整備 床床面積 3.0~0.0 平方メートル以上の国体体験館 一般の利用に対するための屋内温水プールの建設 一般の利用に対するための屋外温水プールの建設 一般の利用に対するための国体運動場の建設 一般の利用に対するための未利用場の整修 小・中学校又は幼稚学校の体育施設を一括りと、特に青少年のスポーツ活動に特化させるもの	面積の縮減が少ない場合であることを、敷地が限られていてこと。床面積は「0.0 平方メートル以上 4,000 平方メートル限界とする。 床床面積は「0.0 平方メートル以上 4,000 平方メートル限界とする。 社会体育施設、スポート館附属施設等があること。向他の施設が少ない状況あること。要地が確定していること。 補助対象施設は屋外運動場照明施設、体育館照明施設、フェンス、クラブハウス等である。 野外活動行うための面積(5,000 平方メートル以上)の広さを有し、キッズ活動を行えるものも含む。 施設内に木製床及びアスレチックによるベビーベード、
野外活動施設 A	野外活動施設 B	野外活動用に供するための冬季スボーン施設	都道府県市町村	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
地方史跡資料館 市町村歴史民俗資料館	文化庁文化部文化遺産課 文化庁文化部文化普及課	歴史的特色を示す民族文物や文化遺産 歴史学的価値や歴史資料の保存・活用を図るために必要な施設等の整備する。	都道府県市町村	新築の場合は総合面積(おおむね 3.0 ㍍m <sup>2</sup> 以上の割合)を原則とし、既存の場合は既存色ではなく既存を活用したり、既存の施設を改修しててもいい。 だければ半額原則として、施設内に蔵室等の施設基盤に基づき、施設内に蔵室等が存在する場合は、その半額を、中央の施設部等の施設基盤を基本とする施設のうち、ホール、音楽室、劇場、展示施設等の施設部分の施設基盤、ホール、会場及び舞台等の施設部分の施設基盤は 5.0 ㍍m <sup>2</sup> 以上で、かつ、ホールの施設面積は 15.0 ㍍m <sup>2</sup> 以上である。	
保健衛生施設又は保健施設整備 保健衛生施設センター	厚生省公衆衛生局保健課 厚生省社会局施設課	地元住民の健康問題を認める。	都道府県市町村	施設規模をセンターカ型(おおむね 4,000 平方メートル以上)と B 型(おおむね 2,500 平方メートル以上)がある。	
社会福祉施設整備 老人宿泊施設 老人福祉センター		老人の健康増進と养老服务場の提供 児童の健康増進と就労訓練の育成	都道府県市町村	老人福祉センターにはは養育施設(800 平方メートル以上)、B 型施設は 475.5 平方メートル以上であること。	
児童健全育成事業 児童発達支援 児童発達支援事業		幼児及び未成年児童の体力増強と健康的育成	都道府県市町村	運営施設事業	
扶助金年金保険受取者 扶助金保険受取者セミナー	社会保険庁国民年金課	国民年金保険受取者 休業・娛樂施設を中心とした福利施設	都道府県市町村	○ 両 上	

事業者名	所管	主目的	事業主体	備考	
山村等私有林森林資源管理 山村地頭公有林、私有樹林、表地公有林の森林資源事業 林地等休耕地資源利用事業	農林水産省 農政部森林政策課 農林水産省 農業資源利用事業	山村における森林資源の健全な整備等による増大を図る。 森林地頭の樹木推進と林業技術の普及 山村における森林資源の増大 森林地頭活動推進と生活資源の整備 山村における森林資源の保護、安全しなら健康の会の障害、農林地頭の増大、生活環境の整備及び森林資源の利用を図ること。 森林地頭の森林資源と就労機会の増大 魅力ある山村社会の形成	都道府県市町村	実施面積は第二期(内閣官房に認めたものであること。 山梨県における森林資源の保護、安全しなら健康の会の障害、農林地頭の増大、生活環境の整備及び森林資源の利用を図ること。	
第 3 期山村森林資源政策事業 森林資源利用事業 山村間開拓地森林整備事業	農林水産省 農業政策課 農林水産省 農業政策課	工業導入等による雇用機会の確保と生活環境改善 経営等休耕地森林資源利用事業 農林水産省 農業政策課	都道府県市町村	技術開拓を経た補助要件に該当する市町村の企画または一部の区域 農林水産省 農業政策課 山村開拓地森林整備事業	
農村地区定住地森林整備事業 山村開拓地森林整備事業 森林資源利用事業 森林資源利用事業	農林水産省 農業政策課	農村開拓地の整備による雇用機会の確保と生活環境の改善 ・地区ごとの農業構造改善・農業生産の森林資源利用施設整備事業が実現する。都道府県の保全及び活性化を図り、農業資源の安定向上を促進する。 自然環境保全活動事業	都道府県市町村	技術開拓を経た補助要件に該当する市町村の企画または一部の区域 農村地区定住地森林整備事業 山村開拓地森林整備事業 森林資源利用事業	
森林資源改修事業 森林資源改修事業 新林業創造整備事業 林業省森林改修事業 林業省特定化改修事業 2 世纪に亘る森林改修事業	農林水産省森林組合課 農林水産省森林改修事業 農林水産省森林改修事業	農村人による生産經營活動の場の整備 ・地区ごとの農業構造改善・農業生産の森林資源利用事業が実現する。都道府県の保全及び活性化を図り、農業資源の安定向上を促進する。 森林資源改修事業	都道府県市町村	第 1 次第 2 次に亘る農業構造改善事業 農村地区定住地森林整備事業 山村開拓地森林改修事業 自然環境改修事業	
森林地頭公有林森林整備 森林地頭公有林森林整備事業 広域森林保育クリエーション事業 森林レクリエーション事業 森林森林改修事業 国林野生物種保育事業	農林水産省 農政部森林政策課 農林水産省 農業政策課 農林水産省 農業政策課	被伐地等による生産經營活動の場の整備 ・地区ごとの農業構造改善・農業生産の森林資源利用事業が実現する。都道府県の保全及び活性化を図り、農業資源の安定向上を促進する。 森林資源改修事業	都道府県市町村	森林地頭公有林森林整備等のための施設の設置量 森林地頭の整備等の森林資源の整備を行うこと。 資源の活用による山村地域の森林活性化に資する。 リク需要に対応した森林 レクリエーションの整備 国有林野生物種保育事業	森林地頭公有林森林整備等のための施設の設置量 森林地頭の整備等の森林資源の整備を行うこと。 資源の活用による山村地域の森林活性化に資する。 リク需要に対応した森林 レクリエーションの整備 国有林野生物種保育事業





		備考		その他		学生・団体		教養文化施設		園地・園芸施設		スポーツ施設		保健施設		その他の施設		学生・団体		教養文化施設		園地・園芸施設		スポーツ施設		保健施設		その他の施設		

口、目的、補助要綱、整備できる施設等について整理したものである。

なお、採択の要件、整備できる施設等については、一部についてのみ記入していることや改正されることもあるので、詳しくは、所管窓口に問い合わせて確認することが必要である。

## 2) 公益法人による補助制度

公益法人による補助制度として、日本自転車振興会、日本小型自動車振興会、日本船舶振興会の昭和57年度の補助事業等の概要(毎年度8月頃の官報で告示される)を示すとともに、事例として、野村ダムの保育園建設事業と、土師ダムのサイクリングターミナル建設事業を紹介する。

### (1) 日本自転車振興会、日本小型自動車振興会の補助制度

#### ア 補助制度の概要 (昭和56年8月の官報で公示されたもの)

昭和57年度体育事業その他の公益の増進  
を目的とする事業の補助に関する公示

昭和57年度における自転車競技(競輪)法第12条の16第1項第7号及び小型自動車競走(オートレース)法第19条の16第1項第7号に基づく、体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興のための補助に関する事業は、日本自転車振興会(以下「日自振」という)及び日本小型自動車振興会(以下「日動振」という。)がそれぞれ定める「体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行なうための業務方法に関する規程(以下「公益規程」という。)」及び「体育事業その他の公益の増進を目的とする事業に関する補助細則」によるほか、下記要領により実施するので公示します。

昭和56年8月15日

日本自転車振興会

会長 柳井孟士

## 日本小型自動車振興会

会長 須賀井 敏 行

昭和57年度における公益振興事業の補助は、体育の振興、社会福祉の増進、医療及び公衆衛生の向上並びに文教その他の公益の増進に関する事業のうち、国民の体力づくり、老人福祉対策、成人病対策、青少年の健全育成対策等、特に年度内において実施することが緊要と考えられる事業及び非常災害の復旧・援護について、下記により行う。

なお、国又は地方公共団体が行う事業は、この補助の対象としないものとする。また、国等の補助の対象となる事業は、原則として補助の対象としないものとする。

## 記

## ア) 体育の振興

## (ア) 補助対象事業

スポーツ振興法において振興の対象となる事業であって、その目的及び実施計画が具体的であり、かつ、国民の体力づくり等体育の振興に特に寄与すると認められるものを原則とする。

## (イ) 補助対象主体

体育の振興のための事業を行うことを目的とする民法第34条の規定に基づいて設立された法人を原則とする。

## (ウ) 補助対象経費

施設の整備費又は施設の整備費以外の事業費とし、その範囲は、次のとおりとする。

a 施設の整備費については、その整備に直接必要と認められる経費

(原則として土地に関する権利の取得に要する経費を除く。)

b 施設の整備費以外の事業費については、その団体の運営に要する人件費等の経常経費を除く経費

## (エ) 補 助 率

当該事業に必要と認められる額の1/2(沖縄県内において実施される事業にあっては4/5)以内を原則とする。

## (オ) 建設単価等補助の基準

別冊「建設単価等補助の基準」(略)による。

## イ) 社会福祉の増進

## (ア) 補助対象事業

社会福祉事業法第2条に規定する社会福祉事業に係る施設の整備その他その目的及び実施計画が具体的であり、かつ、社会福祉の増進に特に寄与すると認められる事業とする。

## (イ) 補助対象主体

社会福祉法人及び民法第34条の規定に基づいて設立された法人を原則とする。

## (ウ) 補助対象

施設の整備費又は施設の整備費以外の事業費とし、その範囲は、次のとおりとする。

a 施設の整備費については、その整備に直接必要と認められる経費

(原則として土地に関する権利の取得に要する経費を除く。)

b 施設の整備費以外の事業費については、その団体の運営に要する人件費等の経常経費を除く経費

## (エ) 補 助 率

当該事業に必要と認められる額の3/4(沖縄県内において実施される事業にあっては5/6)以内を原則とする。

ただし、重症心身障害児(者)療育事業にあっては5/6(沖縄県内において実施される事業にあっては9/10)以内を原則とする。

## (オ) 建設単価等補助の基準

別冊「建設単価等補助の基準」(略)による。

(ウ) 医療及び公衆衛生の向上

(ア) 補助対象事業

次に掲げる事業に係る施設を整備する事業を原則とする。

- a がん、脳卒中及び心臓病の予防及び基礎的研究
- b 結核及び職業病の予防
- c 交通事故等不慮の事故による脳傷害等の診療及び基礎的研究
- d 脳傷害等に起因する病後の機能回復訓練
- e 精神病の基礎的研究及び精神障害回復者の社会復帰訓練
- f 公害及び薬品、食品添加物等化学物質に起因する特殊な疾病的診療及び基礎的研究
- g ハンセン氏病、原爆症、小児麻痺及び筋ジストロフィー症等特殊な疾病的診療及び基礎的研究
- h 看護婦等医療関係従事者の養成
- i その他その目的及び実施計画が具体的であり、かつ、医療及び公衆衛生の向上に特に寄与すると認められる事業

(イ) 補助対象主体

医療又は公衆衛生の向上を主たる目的とする民法第34条の規定に基づいて設立された法人を原則とする。

(ウ) 補助対象経費

施設の整備費又は施設の整備費以外の事業費とし、その範囲は、次のとおりとする。

- a 施設の整備費については、その整備に直接必要と認められる経費（原則として土地に関する権利の取得に要する経費を除く。）
- b 施設の整備費以外の事業費については、その団体の運営に要する人件費等の経常経費を除く経費

(エ) 補助率

当該事業に必要と認められる額の1/2（沖縄県内において実施される事業にあっては4/5）以内を原則とする。

(オ) 建設単価等補助の基準

別冊「建築単価等補助の基準」(略)による。

(エ) 文教その他の公益の増進

(ア) 補助対象事業

次に掲げる事業とする。

- a 青少年の健全育成のための社会教育施設の整備及び社会教育活動の推進
- b 心身障害児のための教育（義務教育に属するものを除く。以下同じ。）を行う施設の整備
- c 更生緊急保護法第23条に規定する更生保護を行うための施設（以下「更生保護施設」という。）の整備
- d 公害の防止及び自然環境の保護に関する調査研究及び啓蒙普及
- e 交通等社会環境の改善のための自転車駐車場の整備
- f その他その目的及び実施計画が具体的であり、かつ、文教その他の公益の増進に特に寄与すると認められる事業

(イ) 補助対象主体

民法第34条の規定に基づいて設立された法人及び心身障害児のための教育を行う私立学校法に基づいて設立された学校法人を原則とする。

(ウ) 補助対象経費

施設の整備費又は施設の整備費以外の事業費とし、その範囲は、次のとおりとする。

- a 施設の整備費については、その整備に直接必要と認められる経費

（原則として土地に関する権利の取得に要する経費を除く。）

b 施設の整備費以外の事業費については、その団体の運営に要する人件費等の経常経費を除く経費

(エ) 補助率

当該事業に必要と認められる額の1/2（沖縄県内において実施される事業にあっては4/5）以内を原則とする。

ただし、心身障害児のための教育を行う施設の整備及び更生保護施設を整備する事業にあっては3/4（沖縄県内において実施される事業にあっては4/5）以内を原則とする。

(オ) 建設単価等補助の基準

別冊「建設単価等補助の基準」（略）による。

オ) 非常災害の復旧

(ア) 補助対象事業

次に掲げる施設のうち、非常災害の発生により、緊急に復旧することが必要と認められる施設の復旧事業とする。ただし、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用を受けることができるものを除くものとする。

- a 社会福祉事業法第2条に規定する社会福祉事業のうち別冊「建設単価等補助の基準」（略）2の(5)非常災害の復旧に掲げる施設
- b 心身障害児のための教育を行う施設
- c 更生緊急保護法第2条に規定する更生保護施設

(イ) 補助対象主体

社会福祉法人、心身障害児のための教育を行う私立学校法に基づいて設立された学校法人及び民法第34条の規定に基づいて設立された法人を原則とする。

(ウ) 補助対象経費

施設の整備に直接必要と認められる経費

（原則として土地に関する権利の取得に要する経費を除く。）

(エ) 補助率

当該事業に必要と認められる額の5/6（沖縄県内において実施される事業にあっては補助対象経費の全額）以内を原則とする。

(オ) 建設単価等補助の基準

別冊「建設単価等補助の基準」（略）による。

カ) 非常災害の援護

(ア) 補助対象事業

a 災害救助事業

非常災害の発生に際し、り災者に対して行う救援物資の購入、管理、輸送、給与又は貸与に関する事業

b 臨時福祉施設整備運営事業

災害救助法が適用された地域住民の福祉を図るために臨時の福祉活動に利用される臨時福祉施設の整備運営

c 臨時福祉活動事業

災害救助法が適用された地域住民の福祉を図るために臨時福祉活動のうち特に必要と認められる事業

(イ) 補助対象主体

a (ア)のaは、特別の法律に基づいて設立された法人であって、災害救助のための救援物資の購入、管理、輸送、給与又は貸与を行う者

b (ア)のb及びcは、都道府県の区域を単位とする社会福祉法人であって、社会福祉法人全国社会福祉協議会の推せんのある者

(ウ) 補助対象経費

a (ア)のaは、救援物資の購入、管理、輸送、給与又は貸与に直接必要と認められる経費

b (ア)のb及びcは、臨時福祉施設の整備運営及び臨時福祉活動事業に必要と認められる経費

## (エ) 補助率

補助対象経費の全額（ただし、臨時福祉活動事業については定額）

## (オ) 建設単価等補助の基準

別冊「建設単価等補助の基準」（略）による。

## キ) 補助事業実施期間

昭和 57 年 4 月 1 日以降に事業を開始し、昭和 58 年 3 月 31 日までに完了することを原則とする。

## ク) 補助金交付要望書受付期間

(ア) ア)からエ)までに掲げる事業については、昭和 56 年 9 月 1 日から昭和 56 年 9 月 30 日午後 5 時までとする。

(イ) オ)及びカ)に掲げる事業については、昭和 57 年 4 月 1 日から昭和 58 年 3 月 31 日までとする。

(ウ) 郵送の場合は期間内に必着のこと。

## ケ) 補助金交付要望手続

(ア) 補助金交付要望書（以下「要望書」という。）の提出については、次によるものとする。

a ア)からオ)までに掲げる事業については、所定の要望書を日自振又は日動振に提出すること。ただし、社会福祉事業に係る補助金の交付を受けようとする者は、その要望書を当該補助金交付要望に係る事業施設の所在する当該都道府県共同募金会（以下「地方共募」という。）を経由（地方共募へ受付期間内に提出すること。）して日自振又は日動振に提出すること。

b オ)に掲げる事業については、当該災害が発生した日から 3 ヶ月以内に提出すること。

c カ)のアの a に掲げる事業については、所定の要望書を日自振又は日動振に提出すること。

d カ)のアの b 及び c に掲げる事業については、原則として災害発生後 30 日以内に所定の要望書を社会福祉法人全国社会福祉協議会を経由（社会福祉法人全国社会福祉協議会へ受付期間内に提出すること。）して日自振又は日動振に提出すること。

(イ) 要望書の様式その他手続の詳細については、日自振、日動振、地方共募（社会福祉事業に限る。）又は全国社会福祉協議会カ)の(ア)の b 及び c に掲げる事業に限る。）に照会のこと。

## (ウ) 連絡先

東京都港区赤坂 1 丁目 9 番 15 号

（日本自転車会館 4 階）

日本自転車振興会公益事業部

郵便番号 107 電話 代表 03(582)3311

内線 2261～3.2271～3

東京都港区虎ノ門 1 丁目 1 番 21 号

（新虎ノ門実業会館ビル 3 階）

日本小型自動車振興会振興部

郵便番号 105 電話 代表 03(503)6421

直通 03(503)7939

## イ 八千代町（土師ダム）のサイクリングターミナルの事例

## ア) 建設までの経緯

## (ア) 自転車関係

土師ダム完成に伴ない、ダム周辺（1 周約 20 km）をマラソンをしたいとの希望があり（現在も一部では大会が続けられている）走るばかりではなく、「自転車も走らせてはどうだろうか」ということで通産局に相談したところ、（財）日本自転車振興会に行って

みるよう勧められた。

又、自転車ロードについては、県教育委員会の指導を仰ぎ、補助を受けるべく日本自転車振興会に陳情、体育事業その他の公益の増進を目的とする事業に関しての補助金として事業主体(財)中国自転車振興センターに対し事業費の2/3(73,000千円)の交付を受けた。

#### (イ) ターミナル関係

自転車購入費及びロードに目途がついた八千代町は、休憩、宿泊施設及び食堂の必要性を説き、(財)自転車道路協会に働きかけて事業費の2/3(約1億円)の補助を獲得した。

#### イ) 建設した施設について

(ア) (財)日本自動車振興会からの補助金と八千代町1/3の負担により

貸自転車 150台 (現在450台)

占用道の舗装、ガードレールの設置

貸自転車格納庫

(S. 52. 8完成)

(イ) (財)自転車道路協会からの補助金と八千代町1/3の負担により、宿泊、休憩、研修施設及び食堂(鉄筋コンクリート一部2階建)  
収容人員80名

(S. 54. 3完成)

#### (2) 日本船舶振興会の補助制度

##### ア 補助制度の概要 (昭和56年8月の官報で公示されたもの)

昭和57年度におけるモーター・ボート競走法第22条の5  
第1項第4号に掲げる事業(2号交付金による事業)の補助の申請の受付について

昭和57年度におけるモーター・ボート競走法第22条の5第1項第4号

に掲げる事業(2号交付金による事業)の補助に関する申請を、下記の要領により受け付けるのでお知らせします。

昭和56年8月18日

財団法人 日本船舶振興会

会長 笹川良一

記

##### ア) 補助の対象となる事業の範囲

- (ア) 海事思想の普及に寄与するもの
- (イ) 観光事業の振興に寄与するもの
- (ウ) 体育事業の振興に寄与するもの
- (エ) 社会福祉の増進に寄与するもの
- (オ) 以上に掲げるもののほか、公益の増進を目的とする事業(文教、公衆衛生、防災対策等)の振興に寄与するもの

なお、昭和57年度において国庫等の補助を受ける事業は、原則として補助の対象としません。

##### イ) 補助の対象となる事業者

民法第34条の規定により設立された社団法人、財団法人及び社会福祉事業法第29条の規定により設立された社会福祉法人を原則とします。

なお、学校法人、医療法人及び宗教法人は対象としません。

おって、公営競技の収益の均てん化の増進を図るために、原則として、公営競技を開催していない市町村及び公営競技の収益が比較的少ない市町村の区域内において事業を行う公益法人並びに全国的な規模その他広域にわたる事業を行う公益法人を優先的に取り扱うこととします。

## ウ) 補助の対象となる経費

(ア) 補助の対象となる事業の実施に直接必要と認められる経費とします。

(イ) 施設整備基準及び単価は、別記（略）のとおりとします。

## エ) 補助率

原則として、次に掲げる率とします。

(ア) 防災対策その他の事業……………4/5以内

(イ) 社会福祉施設整備……………3/4以内  
(沖縄県内において実施される事業は4/5以内)

(ウ) 体育、文教及び公衆衛生等の施設整備……………1/2以内  
(沖縄県内において実施される事業は2/3以内)

## オ) 補助の対象となる事業の実施期間

昭和57年4月1日以降に開始し、昭和58年3月31日までに完了することを原則とします。

## カ) 補助の申請手続

所定の様式の補助金交付申請書を日本船舶振興会に提出して下さい。

## キ) 補助の申請の受付期間

昭和56年9月1日（火）から昭和56年9月30日（水）までとします。なお、郵送される場合は、この期間中に日本船舶振興会に必着するようにして下さい。

申請書の様式その他申請に関する事務上の問合せについては、下記に連絡して下さい。

東京都港区虎ノ門1の15の16 船舶振興ビル（郵便番号105）

財団法人 日本船舶振興会 電話(502)2371（大代表）  
業務第2部 公益課 内線234, 236  
福祉課 内線225, 237

## イ 宇和町（野村ダム）の保育所改築の事例

## ア) 事業概要

事業名 保育所の改築

実施者 社会福祉法人宇和町社会福祉施設協会

## (ア) 補助事業の目的

現在の明間保育園の園舎は古材を使用して建設したもので老朽化が甚しく児童の衛生面、安全面において支障をきたすことが多いことから、これが施設を改築して入園児の処遇の改善を図り、もって児童の福祉の向上に資することを目的とする。

## (イ) 補助事業の遂行に関する計画

## a 事業計画の内容

a) 施設の名称 明間保育園

b) 建設場所 愛媛県東宇和郡宇和町大字明間字下沖1064番地

1068番地

c) 面積 敷地面積 1327 m<sup>2</sup>

一階面積 317 m<sup>2</sup>

延床面積 317 m<sup>2</sup>

d) 構造 鉄筋コンクリート造平屋建 暖房設備付

e) 施設の概要 保育室(2), 乳児室, 遊戯室, 事務室, 医務室, 休憩室, 廉房, 機械室, 便所, その他

f) 収容定員 50名

## b 実施の方法及び場所

## a) 実施の方法

適当な業者を選定し、入札のうえ落札業者に施工せしめる。

## b) 実施の場所

愛媛県東宇和郡宇和町大字卯之町 3 番耕地 10 の 1

## イ) 補助金の交付の決定通知

さきに貴会から申請のあった補助金の交付については、本会の寄附行為第4条第1項第4条に掲げる補助の業務の方法に関する規定（以下「規程」という。）第6条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知いたします。

なお、本件に関し、同規程第8条に規定する申請及び事業の年間実施計画書をただちに本会あてご提出ください。

記

## (ア) 補助対象事業名及び補助金の金額等

補助対象事業名	補助金の金額(円)	事業費総額(円)
保育所の改築	25,600,000	34,200,000

## (イ) 補助金の交付の条件

- a 規程（別添）及びこの規程に基づいて定めた事項を遵守すること。
- b 規程第16条の規定により補助金の金額を確定する場合において、事業の実施に要した経費の総額が本通知書記載の事業費総額に満たなかったときは、本会は補助金の交付額を次の計算により確定するものとする。

補助金の確定額＝事業の実施に要した経費の総額

$$\times \frac{\text{補助金の金額 (本通知書記載の金額)}}{\text{事業費総額 (本通知書記載の金額)}}$$

ただし、補助金の確定額は千円未満切り捨てるものとする。

- c 当該補助事業に係る補助事業完了報告書を昭和54年3月15日までに提出できるよう当該補助事業を完了すること。

d 規程第25条の「軽微なものその他の振興会の定めるもの」とは次に掲げるa)からe)までの契約をいい、これを除く契約（契約書の有無にかかわらない。）を締結した相手方については、規程第24条第2項に定める事項を約定させておかなければならない。

- a) 国家機関又は国家機関に準ずる者を相手方とするもの
- b) 原稿執筆、翻訳に係るもの
- c) 事業において同一の相手方との契約（贈与又は無償貸与を除く。）の金額の累計額が100万円未満のもの
- d) 本事業において取得する物件を贈与又は無償貸与する場合、同一の相手方に対し贈与又は無償貸与する物件の価格の累計額が10万円未満のもの
- e) その他文書をもって振興会の承認を受けたもの

## (ウ) 補助金の交付の方法

規程の定めるところによる。

## 第4章 水源地域対策基金

## 4-1 水源地域対策基金の必要性

今後増大する水の需要に対応するため、ダム等の建設を積極的に促進する必要があるが、水没関係地域の関係者の協力が容易に得られないことが多く、ダムの建設は計画どおり進行していない。一般にダム建設に当たっては、水没関係住民及び地方公共団体等に対して起業者による一般損失補償・公共補償が行われ、これらによって水没関係住民の生活再建と水没地域の公共施設の機能の回復がなされてきた。

過去においては、このような措置によって水没関係住民を含む関係者の了解が得られ、ダム建設が進められてきたが、近年においては、ダム建設に係る補償問題が他の公共事業に伴う補償に比べ、次のような特殊性があること等により、このような対応によっては、水没関係住民の了解を得ることが困難になってきた。

第1にダムの建設によって水没者等が、その生活基盤を全く根底から失ってしまうため生活再建対策がきわめて重要であること。

第2にはダム建設予定地の大半が農山村であるため、ダムの建設は当該市町村及び周辺地域の社会的条件を著しく変化することになりやすいということ。

第3には、ダムの建設は道路改良とか河川改修等と異って、水没関係地域には格別の受益は生ぜず、その恩恵に浴するのは下流地域であり水没関係住民などには自らがその一方的な犠牲者になるという意識を持ちがちであるということ。

以上のようなことから水源地域対策特別措置法(水特法)に基づく整備事業が発足したのであるが最近において、土地需給のひっ迫から代替地の入手難、及び水没地が過疎地であることが多いことから水没住民が高齢化傾向にあるため職業転換の困難性とから生活再建の困難性が指摘されてきているこ

と。さらに、これらのことより近年水没関係住民の下流に対する犠牲感は更に増大している。これらに対し水没関係者の最も関心の高い生活再建について水特法においては第8条に規定されているが、これは努力規定にとどまっていること、さらに水特法に基づくダム指定の基準の緩和、対象事業の拡充、補助率かさ上げ対象ダムの拡大等、水源地域の財政負担の一層の低減等、同法にもとづく施策の一層の拡充強化の要望も多い。

このようなことに対し、同一県内に水源地域と受益地域が存在する場合には当該県等の地方公共団体が独自の施策として一般行政の中で処理されてきたが、広域的な利水にかかるダムの場合には事業の内容、費用の負担等の調整が困難となる。こうした現状を打開するため水を媒介とする水源地域と下流の受益地域の関係地方公共団体が水源地域対策の重要性を確認し、総合的な生活再建の措置等を推進するための水特法を補完する制度が必要とされた。

## 4-2 水源地域対策基金の萌芽と設立の経緯

### 1) 水源地域対策基金の萌芽

上下流の利水に関する利益の調整を図る基金的な制度の歴史をたどると大正5年に山梨県道志村の県恩賜林が横浜市水道局へ売払いが行われた以降、横浜市が道志村に対し、公共施設の設備費用の一部負担、林業労働者の雇用、協同事業等を行ってきている事例や、昭和40年に琵琶湖周辺の水源林の造林を目的とし滋賀県と淀川下流地方公共団体による滋賀県造林公社の設立等が挙げられる。

しかし、これらの制度は現在水資源開発における重要な課題となっている水源地域対策のものとは性格を異にしている。水源地域対策としての基金制度の構想は昭和41年に大分県が提案した「水源地域開発法(仮称)」の第9条や昭和43年に全国知事会が策定した「水源地域開発法(仮称)」要綱試案の第11項に見られるが、水特法の制度の段階で条文化されず実現しなかった。

その後昭和44年に建設省直轄の白川ダムにおいて山形県が水没関係住民の移住宅地等の不動産の先行取得に要する資金の融資や金融機関等からの借入れた場合の利子補給制度を実施して以来利根川荒川水源地域対策基金が設立した頃までに28ダムに対し18県において同様な利子補給制度が出来た。このように水源地域と受益地域とが同一の地方公共団体の場合の措置は相当な進展を見た。しかし、水源地域と受益地域が2都府県以上にまたがる広域的な利水に対しては利害の調整の困難性から実現はせず、水没関係住民及び関係地方公共団体からこれらに対処するための新たな組織の設立が強く要請されてきた。

一方、琵琶湖総合開発事業に関連して、下流負担金制度（昭和49年1月）、下流融資金制度（昭和48年11月）及び琵琶湖管理調整基金制度がそれぞれ実現した。これらが、現在の広域的な利水に対する基金制度の実質的な初めと見ることができる。

## 2) 指定水系にかかる水源地域対策基金の設立

以上のような背景のもとに、昭和49年に利根川水系及び荒川水系に関する1都5県と国の関係機関とが水源地域対策研究会を持ち、基金制度の検討がなされ、その検討結果に基づいて、昭和51年度に財団法人利根川・荒川水源地域対策基金が発足するはこびとなった。

その後、建設省の治水特別会計からの移し替え計上の1億円を原資として昭和52年度には「（財）木曾三川水源地域対策基金」が設立され、さらに昭和54年度には「（財）淀川水源地域対策基金」が設立された。また、昭和55年度には広域流域圈水源地域対策基金として指定水系以外でも流域が2県以上にわたる河川について上下流の連帯感の昂揚、流域圏としての地域づくりを目指してモデルケースとして「（財）矢作川水源基金」及び「（財）豊川水源基金」が助成されることとなった。

## 3) 単一県域内における水源地域対策基金の設立の経緯

水源地域対策基金には国が助成を行っている前述の5基金の他、単一県域内における基金制度として昭和53年度には神奈川県に既設ダムの周辺地域の住民に対し受益地域からの感謝の意をこめてダム周辺の環境保全、整備、地域振興等を目的とする（財）相模川ダム周辺地域振興協力基金（S 53. 8設立）と（財）三保ダム周辺地域振興協力基金（S 54. 3設立）の2基金が設立した。又、沖縄県においては、地質・地形等の自然条件から水源地域は北部地域に限られ、受益地域は南部地域になるという関係もあつ

て水源地域の整備と水源林造成対策の2つの目的を持つ（財）沖縄県水源基金（S 54. 3設立）が設立した。この他、東京都水道局の内部規程として（財）利根川・荒川水源地域対策基金が行う事業に対する東京都水道事業負担分を積立てることを目的とする新規水源開発基金（S 54. 3要綱適用）が制度化した。

昭和54年度になると、岡山県において苫田ダムの水源地域対策として（財）吉井川水源地域対策基金（S 54. 4設立）が設立した。この他、昭和53年の287日におよぶ福岡市の渇水の経験を踏えて水源地域対策は目的に含まれていないが、水源の森林の造成確保等を目的とする（財）福岡県水源の森基金（S 54.10設立）が設立した。

昭和55年度には埼玉県において県条例に基づく埼玉県水源地域対策基金が発足した。昭和51年から昭和52年にかけては（財）利根川・荒川水源地域対策基金や（財）木曾三川水源地域対策基金が設立した他、流域の運命共同体として水源地域対策と水源林対策の2目的を行う（財）豊川水源基金（S 52. 12県許可）と（財）矢作川水源基金（S 53. 2県許可）がそれぞれ設立し基金制度の発足の時期として位置づけられる。また昭和53年から昭和55年にかけてはこれらに刺激された形又は呼応した形で単一県域内の基金制度が多く設立し基金制度が普遍していく時期として位置づけられる。

### 4-3 水源地域対策基金の現状

以下にこれらの諸基金について基金の性格、対象地域、関係団体の組織、事業内容(目的)、事業資金の内訳等について類型化を行う。表4-1に水源地域対策を大きな目的とする基金の一覧表を示す。

#### ① 基金の性格（根拠）について

基金の設立根拠については次の3つに分類される。

##### i 財團法人（民法第34条に基づく）

ほとんどの基金がこの方式をとっている。

##### ii 社團法人（民法第34条に基づく）

##### iii 県条例等によるもの（地方自治法第241条に基づく）

埼玉県水源地域対策基金の他、東京都の水道局の内部規程による新規水源開発基金もこの中に分類される。

#### ② 対象地域について

##### i 一県域内水系にかかるもの……

(財)吉井川水源地域対策基金、(財)沖縄県水源基金の他相模川ダム及び三保ダムの周辺地域振興協力基金等がある。

##### ii 複数県にわたる水系にかかるもの

###### i) 指定水系（水資源開発促進法による）

利根川・荒川水源地域対策基金、木曾三川水源地域対策基金及び淀川水源地域対策基金

###### ii) 上記以外

豊川水源基金及び矢作川水源基金

流域は一県内であるが、分水により他県と結ばれるものも含む。

#### ③ 関係団体の組織区分について

##### i 地方自治体複数による場合

吉井川水源地域対策基金及び相模川ダム周辺地域振興協力基金

##### ii 地方自治体とその他の諸団体（民間を含む。）の場合

i) 民間団体が参画しているものとして三保ダム周辺地域振興協力基金における姫川電力（KK）がある。

ii) その他沖縄県水源基金における南部水道企業団、三保ダム周辺地域振興協力基金における神奈川県内広域水道企業団等がある。

##### iii 国が助成をしている場合

###### i) 設立当初より関与している場合

利根川・荒川水源地域対策基金、木曾三川水源地域対策基金、淀川水源地域対策基金

###### ii) 中途において補助した場合

豊川水源基金、矢作川水源基金が当初県許可の財團法人として発足し、後に国の設立変更許可を行った。

#### ④ 事業内容（目的）の区分について

事業内容としては次の2つに大きく分類される

##### i 水源地域対策

###### i) 水源地域住民の生活再建対策

###### ii) 水源地域の整備と振興

ほとんどの基金が今後建設するダムについて対象としているが、相模川ダム周辺地域振興協力基金と三保ダム周辺地域振興協力基金は、既設ダムを対象としていることが特筆される。

##### ii 水源林の造成、保育その他の関連事業

水源地域対策を含まず、水源林のみを目的としているものに（財）福岡県水源の森基金、群馬県森林造成基金等がある。

水源地域対策と水源林造成等の2目的を行うものとしては（財）沖

繩県水源基金、(財) 豊川水源基金及び(財) 矢作川水源基金がある。

## ⑤ 事業基金の内訳について

この方式としては次の3方式に分類される。

### i 事業資金は基本財産の果実を中心とする場合

利根川・荒川水源地域対策基金、三保ダム周辺地域振興協力基金  
がある。

### ii 事業資金は基本財産の果実に別途事業予算を組む場合

利根川・荒川水源地域対策基金等ほとんどがこの方式による。

### iii 毎年度基金として計画的に積立てる方式

埼玉県水源地域対策基金及び東京都新規水源開発基金がこの方式に  
あたる。

## ⑥ 受益地域の都市の規模について

### i 受益地域に人口100万人以上の都市がある場合

利根川・荒川水源地域対策基金等

### ii 受益地域に人口100万人以上の都市がない場合

吉井川水源地域対策基金等

## ⑦ 事務所(又は事務局)及び職員について

### i 単独事務所専従職員がいる場合

利根川・荒川水源地域対策基金、淀川水源地域対策基金の2基金で  
ある。

木曾三川水源地域対策基金は単独事務所はないが専従職員を置いて  
いる。

### ii 地方自治体の担当部局に事務局をおき、その所の職員が事務を行う 場合

県内基金のほとんどがこの形式をとっている。

以上見てきた水源地域対策基金の個々の概要を表4-2に示す。

表4-1 水源地域対策基金の概要

	1 (財) 利根川・荒川水源地域対策基金	2 (財) 木曾三川水源地域対策基金	3 (財) 淀川水源地域対策基金	4 (財) 豊川水源地域対策基金	5 (財) 矢作川水源地域対策基金	6 (財) 吉井川水源地域対策基金	7 埼玉県水源地域対策基金	8 (東京都) 新規水源開発基金	9 (財) 沖縄県水源基盤整備事業	10 (財) 相模川ダム周辺地域振興協力基金	11 (財) 三保ダム周辺地域振興協力基金
基金の性格(根拠)	財団法人(民法)	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○							○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
	社団法人(民法)										
	県条例等(地方自治法)							○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			
対象地域	一県域内水系							○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			
	複数の水系(促進法による) 県外の水系	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○									
	上記以外				○ ○ ○ ○ ○ ○ ○						
関係団体組織区分	地方自治体複数(又は単独)による場合							○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			
	地方自治体とその他諸団体(民間を含む)の場合							○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			
	国で設立当初より関与している場合 助成金の受け取った場合	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○									
事業内容(目的)の区分	生活再建対策	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○									
	水源地域対策 水源地域の整備と振興 既設ダム	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○									
	水源林の造成、保育その他関連事業				○ ○ ○ ○ ○ ○ ○						
事業資金の内訳	事業資金は基本財産の果実を中心とする場合									○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
	事業資金は基本財産の果実を中心とする場合 事業資金は基本財産の他別途資金を毎年定期的に集める場合	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○							○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
受益地域の都市規模	受益地域に人口100万人以上の都市がある場合	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○								○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
	受益地域に人口100万人以上の都市がない場合				○ ○ ○ ○ ○ ○ ○				○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
事務所(又は事務局)及び職員等	単独事務所を設置する場合 地方自治体の担当部局に事務局をおき、その所の職員が事務を行う場合	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○								○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	

表4-2 水源地域対策基金の一覧

基金名	設立許可年月日	事務所の所在地	対象地域 対象ダム	設立団体
(財)利根川・荒川水源地域対策基金	昭和51年12月22日	〒100 東京都千代田区永田町3丁目10-3 TBRビル2階 03(593)0371 事務局長 関田 齊(常勤)	利根川・荒川水系における広域ダム等	国及び6都県(東京都、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県)
(財)木曾三川水源地域対策基金	昭和52年9月28日	〒500 岐阜市藪田1丁目1番地 岐阜県開発企画局水資源課内(直)0582(74)3192 0582(72)1111 内2696 事務局長 橋爪龍生 岐阜県開発企画局長	木曾川(三川)水系における広域ダム等	国及び岐阜県、愛知県、三重県と名古屋市
(財)淀川水源地域対策基金	昭和55年3月21日	〒541 大阪市東区安土町1丁目5-1 安土町セントアービル2階 06(268)6860 事務局長 首藤和正(非常勤) 事務局次長 渡辺彥義(常勤)	淀川水系における広域ダム等	国及び三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県の2府4県及び京都市、大阪市、神戸市の3市
(財)豊川水源基金	昭和52年12月17日(県許可) 昭和56年1月7日(国変更許可)	〒440 愛知県豊橋市八町通5丁目4番地 愛知県東三河事務所内 0532(53)0270 事務局長 鈴木晴雄(常勤)	豊川水系全域(但し事業区域は半呂、松原頭首工より上流部8市町村)及び長野県内7町村	愛知県及び豊橋市等関係18市町村
(財)矢作川水源基金	昭和53年2月10日(県許可) 昭和56年1月7日(国変更許可)	〒444 愛知県岡崎市明大寺本町1-4 愛知県西三河事務所内 0564(24)6605 事務局長 内田一郎(常勤)	矢作川水系全域(但し事業区域は明治、細川、乙川各頭首工より上流部9市町村)及び長野県内2村及び岐阜県内3町村	愛知県及び関係20市町村

基 の構成			基金設立の趣旨と背景	基金の目的
基本財産	基本基金	事業資金		
1,020千円(昭和51年~53年度の3ヶ年で造成し国はその1/2を補助し、残りは1都5県が均等負担)	5億円(昭和51年~53年度の3ヶ年で造成し国はその1/2を補助し、残りは1都5県が均等負担)	事業毎に受益都県が別途負担	昭和49年以来数回にわたり利根川水系及び荒川水系に関する1都5県と国土庁水資源局との間において水源地域対策研究会が開かれ基金構想についての検討がなされた。	利根川水系、荒川水系におけるダム等の建設に伴い必要となる水没関係住民の生活再建対策と水源地域の振興対策に必要な資金の貸付、交付等の援助及び調査を行う。
1,000千円(昭和52年5月3年度で造成し国はその1/2を補助し残りは3県1市が均等負担)	3億円(昭和52年5月3年度で造成し国はその1/2を補助し残りは3県1市が均等負担)	事業毎に受益県市が別途負担	昭和51年3月岩屋ダムにおいて愛知、岐阜、三重の3知事と名古屋市長が会談し、愛知県知事がダム等の建設に伴い、水源地域対策を積極的にすすめるため基金の創設が提案された。	木曾三川におけるダム等の建設に伴い必要となる水没関係住民の生活再建対策と水源地域の振興対策に必要な資金の貸付、交付等の援助及び調査を行う。
1,008千円(三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良の2府4県及び京都、大阪、神戸の3市が均等負担)	5億円(昭和54年~56年度の3ヶ年で造成し国はその1/2を補助し残り2府4県3市が均等負担)	事業毎に受益府県市が別途負担	琵琶湖総合開発事業の発足に当たり、下流受益者の負担金制度と維持管理についての「琵琶湖管理制度調整基金」制度が定められた。このように淀川水系の水源地と受益地との協調体制の基盤が出来ていた。	淀川水系におけるダム建設に伴い必要となる水没関係住民の生活再建対策並びに水源地域の振興及び環境整備に必要な資金の貸付、交付等の援助、調査並びに情報交換及び連絡を行う。
3億7千万円(昭和55年度末現在)愛知県1/2関係市町村1/2(設立市町村の人口比率と財政力指数により支出)昭和56年度1億1千万円計4億8千円予定	75,000千円(昭和55年度に造成国庫補助4分の1を設立市町村の人口比率と財政力指数により支出)昭和56年度1億1千万円計4億8千円予定	①水源林地域対策事業費県2%、残り4%を設立市町村の人口比率で負担 ②水源地域対策事業費基本財産の果実から管理経費を控除した残りの半額を充当 ③矢作川水系では一般振興対策事業費と水源林地域対策事業費にも充当する	○豊川水系では昭和49年10月東三河ビジョン研究会での「東三河づくりへの提言」 ○矢作川水系では流域関係市町村と学識経験者による「矢作川流域開発研究会」が46年発足。	豊川水系において水源林地域対策及び水源地域対策等を講ずる市町村に対し助成等を行うことにより豊川水系における治水及び水資源の安定確保を図りもって関係地域の振興と流域の一体的な発展に資することを目的とする。
3億7千万円(昭和55年度末現在)愛知県1/2関係市町村1/2(設立市町村の人口比率と財政力指数により支出)昭和56年度1億1千万円計4億8千円予定	75,000千円(昭和55年度に造成国庫補助4分の1を設立市町村の人口比率と財政力指数により支出)	○矢作川水系において以下豊川に同じ。	「愛知県地方計画」(昭和51年3月)において流域を一体とした計画が策定され、水源林地域対策、水源地域対策が下流の協力のもとに行われることとなつた。	矢作川水系において以下豊川に同じ。

対象事業と内容	事業実績(円)
(1) 水没関係住民の不動産取得に対する資金の貸付・交付等の援助 (2) 水没関係住民の生活安定に必要な措置に対する資金の貸付・交付等の援助 (3) 水没関係地域の振興に必要な措置に対する資金の貸付・交付等の援助 (4) 水没関係住民の生活再建又は水没関係地域の振興に必要な調査 (5) その他	(昭和年度) 52 53 54 55 滝沢ダム 24,846 21,129 23,702 25,005 浦山ダム 5,877 6,595 計 24,846 21,129 29,579 31,600 (代替地利子補給(県、県公社、個人) (生活相談員の設置)
上記に同じ	(昭和年度) 52 53 54 55 阿木川ダム 6,485 7,005 268,814 77,773 徳山ダム 1,764 6,936 8,415 計 6,485 8,769 275,750 86,188 (代替地利子補給、地域振興特別の援助)
(1) (2) (3) (4) (5) ダム建設等の諸施策に伴い必要となる情報交換及び連絡 (6) その他	
1. 関係市町村が講ずる水源林対策及び水源林地域的一般振興対策に対する助成 2. 関係市町村が講ずる水没関係住民の生活再建対策に対する助成 3. 関係市町村が講ずる水源地域の整備及び振興に対する助成 4. 水源林の取得事業 5. 水源林地域対策及び水源地域対策の実施に必要な調査研究事業 6. その他基金の目的を達成するために必要な事業	水源林地域対策事業費負担金 昭和53年度 35,080 昭和54年度 36,654 昭和55年度 37,399 昭和56年度 40,000 計 149,133
上記に同じ	水源林地域対策事業費負担金 昭和53年度 36,287 昭和54年度 37,832 昭和55年度 40,000 昭和56年度 40,000 計 154,719

役員	備考
理事長 柴田達夫 理事 北野章 " 各県副知事 監事 板木県出納長 " 東京都出納長	事業計画 ①滝沢ダム(昭和52年11月9日) ②浦山ダム(昭和55年2月21日)ア関係団体が水没関係住民の代替地を取得する事業に対する利子補給、埼玉県が水没関係住民の代替地取得に対して利子補給している事業に対する補助 ウ埼玉県が水没関係者のために設置した生活相談員の入会費に対する補助 エ埼玉県が水没関係住民の生活再建対策又は水没関係地域の振興のために行う調査に対する補助 ③奈良俣ダム(昭和56年2月19日)ア県道町道改築事業、町営国民休養施設、簡易水道整備
理事長 清野保久 理事 佐々木正久 " 各県副知事 監事 三重県出納長 " 名古屋市収入役 幹事 愛知県企画部水資源対策室長 三重県企画調整部水資源調整監 埼玉県開発企業局水資源課長 名古屋市総務局主幹	事業計画 ①阿木川ダム(昭和53年1月11日) ②徳山ダム(昭和53年7月27日) ア関係地方公共団体が水没住民の代替不動産取得に対して利子補給を行なっている事業に対する補助 イ関係地方公共団体が代替不動産取得のため要した資金に対する補助 ウ関係地方公共団体が水没関係住民の営業資金借入れに対して利子補給を行なっている事業に対する補助 エ関係地方公共団体が水没関係住民に職業訓練手当を支給した場合に要する費用に対する補助 オ関係地方公共団体が水没関係地域の振興に必要な事業に対する補助 カダム等の建設により土地、建物その他の生活の基盤を喪失するものに対する特別の援助
理事長 西山磐 理事 首座和正 " 各県副知事 監事 三重県出納長 " 兵庫県出納長	
理事長 豊橋市長 副理事長 豊根村長 理事 県副知事 " 各市町村長 監事 新城市収入役 " 音羽町収入役	関係市町村 豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村、富山村、津貝村、鳳来町、作手村、音羽町、一宮町、小坂井町、御津町、田原町、赤羽町、渥美町
理事長 岡崎市長 副理事長 下山村長 理事 県副知事 " 各市町村長 監事 県出納長 " 吉良町収入役 " 小原村収入役	関係市町村 岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町、篠田町、三好町、藤岡町、小原村、足助町、下山村、旭町、稻武町

基金名	設立許可年月日	事務所の所在地	対象地域 対象ダム	設立団体
(財)吉井川水源地域対策基金	昭和55年4月28日	〒700 岡山市内山下 2-4-6 岡山県土木部河川開発室 事務局 繁松未→(非常勤)土木部河川開発室長代理 0862(24)2111 内 3121	吉井川水系におけるダム等 (吉田ダム及びその関連施設)	岡山県及び岡山市津山市等3市16町 岡山市、津山市、備前市、 和気町、瀬戸町、山陽町、 赤穂町、熊山町、吉井町、 日生町、佐伯町、手窓町、 邑久町、長船町、鏡ヶ原町、 英田町、中央町、久米町、 棚原町、
埼玉県水源地域対策基金 (県条例) (地方自治法第241条)	昭和55年10月17日 (条例制定日)	〒336 埼玉県浦和市高砂 3-15-1 埼玉県企画財政部水源資源課 0488(24)2111 内 2162	埼玉県が関係するダム等	埼玉県及び県内59市町村(企業団会員) 県から水道用水の供給を受ける市町村及び一部事務組合又は当該一部事務組合を組織する市町村
(財)沖縄県水源基金	昭和54年3月29日	〒900 沖縄県那覇市旭町 35 沖縄福祉センター内 4階 0988(63)3444 事務局長 北嘉恒美 (常勤)	多目的ダム又は取水堰 (平成56年度現在 安波・喜久川ダム、辺野喜ダム 福地ダム再開発の3事業とする が将来は水源市町村に建設されるダム又は取水堰全般について対象とする。)	沖縄県及び24市町村及び南部水道企業団
(財)相模川ダム周辺地域振興協力基金	昭和53年8月3日	〒231 横浜市中区日本大通り 神奈川県企業庁管理局総務室 045(201)1111 内 3806	神奈川県横山町津久井町、相模湖町、藤野町 (相模ダム及び城山ダム)	神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市
(財)三保ダム周辺地域振興協力基金	昭和54年3月14日	〒258-02 神奈川県足柄上郡山北町神尾尾734 神奈川県企業庁管理局三保事務所内 0465(78)3711	神奈川県山北町(三保ダム)	神奈川県 神奈川県内広域水道企業団(神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市) 姫川電力(株)
新規水源開発基	昭和54年3月31日 (要綱適用年月日)	(主管部所) 〒100 東京都千代田区丸ノ内3-8-1 東京都水道局総務部 主計課財務係 03(212)5111 内41166 直通(212)3044	「利根川水系、荒川水系における水資源開発基本計画」により開発される新規水源開発施設	東京都水道局の内部規定による水道事業会計における積立て

基 金 の 構 成			基 金 設 立 の 趣 旨 と 背 景	基 金 の 目 的
基 本 財 産	基 本 基 金	事 業 資 金		
101,288千円 (岡山県50,000千円、残りを各市町村が負担 昭和54~55年度に造成)		移転先選定費貸付事業費及び施設資金貸付事業費 3億円(岡山県から各町から残りの後基金を借入する)代基不動産取得資金貸付事業 5億円(県、市町でダム事業のアロケーションと人口をもとにした率で負担)	吉田ダムの水源地域対策の必要のため	吉井川水系におけるダム等の建設に伴い、必要となる水没住民の生活再建対策と水没関係地域の振興対策に必要な資金の貸付交付等の援助及び調査を行うことにより、当該ダム等の建設促進、水没関係住民の生活安定及び水没関係地域の発展に資すること。
昭和55~60年度で合計77億円積立て予定 (昭和55年度7億円)それ以降各14億円、その半分は市町村負担金を充当する			水源地域に対して下流受益者の態度を具体的に示す。資金的な準備をすることによって水源地域対策の実効性を確保する。(埼玉県条例に基づく県及び県から水道用水の供給を受ける市町村等の積立)	県が水道の用に供する水資源の開発又は利用のための施設の建設に伴い、その生活の基礎に著しい影響を受ける者の生活の安定と福祉の向上並びにその基礎条件が著しく変化する地域及びその周辺地域の振興を図る。
昭和54年度に造成 98,830千円 (沖縄県50,000千円残りを24市町村1企業団で負担)		水源林造成事業は県が2/3受益市町村が1/3を負担。 その他の事業は利水者が負担	昭和53年4月14日本基金設立のため沖縄県水源対策促進協議会を発足させ、この中で水源基金発起人準備会を県水源資源対策室で開始した。	沖縄振興開発計画に基づく多目的ダム又は取水堰の建設を行う地域において水源林地域対策及び水源地域対策を講ずる市町村に対し助成等を行うことにより治水及び水資源の安定的確保を図り、もって水源地域の振興とその関係地域の一体的な発展に資することを目的とする。
5億円 横浜 105百万円 川崎 92百万円 横須賀 24百万円 神奈川県 279百万円 電気 232 (水道 47)		基金財産の運用益	県府内部の「水源地域所在市町村財政問題研究会」から昭和51年11月基金制度の設立について報告書が出され、昭和52年10月、県横浜、川崎、横須賀の間で方向が確認された。	ダム周辺地域において該地域内の地方公共団体が行う環境の保全及び整備ならびに住民の生活基盤の向上に資する事業に対する助成を行い、もって地域の振興及び地域住民の福祉に寄与する目的とする。
3億円 神奈川県内広域(企) 2,994百万円 姫川電力(株) 0.6百万円		基金財産の運用益		ダム周辺地域において山北町等から行う環境の保全及び整備ならびに住民の生活基盤の向上に資する事業等に対し助成を行い、地域の振興及び地域住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。
53~60年度で合計97億円積立て予定 (55年度まで30億円)				都民の水意識の高揚を図るとともに、都民の長期平準的な負担により新規の水源地域の生活再建を推進し、もって新規水源の開発促進に資することを目的とする。

対象事業と内容	事業実績(単位)
関係地方公共団体等が講ずる (1)水没関係住民の代替不動産取得に必要な措置に対する資金の貸付・交付等の援助 (2)水没関係住民の生活安定に必要な措置に対する資金の貸付・交付等の援助 (3)水没関係地域の振興に必要な措置に対する資金の貸付・交付等の援助 (4)水没関係住民の生活再建、水没関係地域の振興に必要な調査 (5)その他基金の目的を達成するために必要な事業	(昭和年度) 54 55 56(予算) 移転先選定費 14,000 24,000 75,000 貸付事業費 計 6,750 代替不動産取得 計 855,110 1,200,000 資金貸付事業 計 20,750 879,110 1,275,000
水道の用に供する水資源の開発又は利用のための施設の建設に伴う次の事業を行ふ。 1.水没関係住民の生活再建。 ○借家(借地)人に通損(移転雑費の補償)と合わせて最小限の宅地建物を保障するとともに宅地建物の所有者にこれに準じた措置をとる。 2.水源地域市町村の地域振興。 ○整備事業で建設した施設の管理費の一部措置する等水源地域市町村のダム関連事業に援助。 ○水源林保護育成に補助 (ただし広域ダムについて)利根川・荒川水源地域対策基金を通じて実施するため事業等も同基金に準ずることとなる。)	まだ積立のみで基金の取り崩しは行なっていない。
(1)多目的ダムの建設を行う地域において市町村が講ずる水源林造成対策に対する助成事業 (2)多目的ダムの建設を行う地域において市町村が講ずる水源林地域の一般振興対策に対する助成事業 (3)多目的ダムの建設を行う地域において市町村が講ずる水源地域の整備事業 (4)その他前条の目的を達成するために必要な事業	(昭和年度) 54 55 56(予算) ダム別内訳 安波喜久川ダム 65,146 67,473 152,608 刃野喜ダム 11,655 10,030 44,383 福地ダム再開発 24,990 19,154 事業別内訳 水源林造成事業費 1,053 3,222 6,996 一般振興対策事業費 52,483 55,900 119,144 特別振興対策事業費 23,265 43,371 90,005 計 76,801 102,493 216,145
(1)ダム周辺地域の環境保全、整備等地域振興に資するため当該地域の地方公共団体等が行う事業に対する助成 (2)ダム周辺地域住民の生活基盤向上のため、当該地域の地方公共団体等が行う事業に対する助成 (3)その他の目的を達成するために必要な事業 (山村振興事業、観光施設、整備事業、環境整備事業、文化社会教育施設整備事業、医療施設整備事業、児童福祉施設整備事業、住民安全対策施設、その他)上記の事業について地元負担金を限度として助成	昭和53年度 18,600 昭和54年度 34,400 昭和55年度 9,400 昭和56年度 70,500
(1)ダム周辺地域の環境の保全整備のため、山北町等が行う事業に対する助成 (2)ダム周辺地域の住民の生活基盤向上のため、山北町等が行う事業に対する助成 (3)山北町等が行う地域振興活動の経費に対する助成 (4)その他目的を達成するために必要な事業 上記の事業について地元負担金を限度として助成	昭和53年度 0 昭和54年度 19,960 昭和55年度 24,300 昭和56年度 21,580
(財)利根川・荒川水源地域対策基金が行う水源地対策等に係る経費及び水源地域対策特別措置法第12条に基づく下流受益者負担金	昭和53年度 3963千円 昭和54年度 2818千円 昭和55年度 3125千円 計 9906千円

役員	備考
理事長 岡山市長 副理事長 津山市長 " 和気町長 理事 岡山県副知事 " 関係市町村長 監事 岡山県出納長 " 備前市収入役 " 鏡野町収入役	苦田ダム建設に当っては、水没関係住民の生活再建対策と水没関係地域の振興対策に援助を行い建設を促進するという目的で昭和52年10月下旬受益市町(3市1町)で「苦田ダム問題協力会」を設置しどのような事業を推進するかについて「基金部会」「生活再建部会」を設け検討していたが、苦田ダム問題が具体化されるにつれて水没関係住民から「移転先選定費等」の貸付要望が多数の者からされて昭和53年1月から貸付を協力会が実施した。昭和54年4月協力会を発展的に解消し、新しく県も加入し、協力会の業務を継承した吉井川水源地域対策基金を設立した。
	県に関するダム等の水没関係者の生活再建対策と水源地域対策を協議するため知事、県公営企業管理者、県営水道用水供給(予定)区域内の市町村の首長及び水道事業管理者を構成員とする埼玉県水源資源対策協議会が昭和53年9月に発足し、この協議会で検討を重ねた結果指令による水源地域対策基金設置の方向を確認した。 基金事業の運営にあたっては出資市町村の意見を反映させるため基金の取り崩しにあたっては水資源対策協議会の同意を前提としている。
理事長 沖縄県副知事 副理事長 沖縄市長 " 沖縄県企画調整部長 理事 那覇市、宜野湾市、浦添市、 具志川市、石川市、糸満市の6市長及び 7町村長 事務局長、南部水道企業団企業長、沖縄県総務部長、土木建築部長、企業局長 開発局長、環境保全部長 監事 那覇市収入役、沖縄市助役、 沖縄県土地調査事務局長	沖縄本島における水資源開発の適地は北部地域に集中しておりこの限られた資源をいかに開発するか極めて重要な課題である。そのためには水源地域住民の理解と協力を得ることが大きな課題であり、その事業として基金を設置する。 この水源基金は水持法の精神で準じ国府補助で対応できる事業についてはすべて現行の補助制度を優先的に適用し、それでも救えない事業について基金の助成によって現行制度を補完し、地域対策を充実させる。
理事長 神奈川県知事 副理事長 横浜市助役 専務理事 県企業庁管理局長 理事 川崎市助役、横須賀市助役、 県企業庁長、県企業庁水道局長、 同電気局長、横浜市水道局長、川 崎市水道局長、横須賀市水道局長	湖が誕生することで津久井郡各町は、水源保全、水質保全等に協力してきたわけであるが、県及び関係自治体等の利水事業者はダム周辺地域の住民の福祉向上を図ると共に、都市部とダム周辺地域の連帯性を強くし感謝の意を表わすために基金を設立したものである。
理事長 神奈川県知事 副理事長 神奈川県広域水道企業団 企業長 専務理事 県企業庁三保事務所長 理事 県公営企業管理者企業庁長、 山北町長、姫川電力株式会社社長 地方住民3名 監事 県内広域水道企業団総務部長 山北町助役	この基金の性格から必要としない
	昭和53年9月 東京都議会第3回定例会において説明了承される。 昭和54年3月 昭和53年度末から水道事業会計に設置

## 第5章 上下流の交流

## 5—1 山村と都市の交流

一般に水源地域住民の間には、下流受益地に対する犠牲者意識がある場合が多い。これを解消するためには下流から上流への利益還元のみならず、上下流の住民相互間の接触を多くして互に理解し合える場を創出する必要がある。現状では全国の水源地域による統一的なものは無いが、個々の水源地域において、種々の行事等が試みられており次第にその成果をあげつつある。まず一般的な山村と都市の交流の事例を以下に示す。

この場合の主な目的は山村における過疎化の防止のためのものが多いが、内容的には、

- ① 都会人の自然への回帰
- ② レクリエーション施設の充実
- ③ 社会教育の充実
- ④ 農産物販売の促進
- ⑤ 地域コミュニティーの育成
- ⑥ 森林資源の見直し
- ⑦ 自然環境の保全・美化
- ⑧ 学校教育の一環

等に分けられる。

これらの事例を表5-1に示す。

表5-1 交流事例

交流形態	事業主体	内 容
姉妹都市的交流	坂柳町(青森県)	町民姉妹都市派遣
	岩手県	友好都市との交流推進
	浦和市(埼玉県)	姉妹都市推進事業
	世田谷区(東京都)	姉妹都市提携
	逗子市(神奈川県)	姉妹都市交流の推進
	葉山町(神奈川県)	*
	福野町(富山県)	姉妹都市提携による交流の推進
	上田市(長野県)	姉妹都市との交流事業
	南知多町(愛知県)	姉妹都市親善訪問助成
	頃原町(島根県)	姉妹都市提携
特産物による交流	西ノ島町(島根県)	*
	松江市(島根県)	*
	熊本市(熊本県)	友好都市交流事業
	加賀市(石川県)	姉妹都市親善交流事業
	久留米市(福岡県)	姉妹都市文化交流合唱団体補助
	合川町(秋田県)	産地直売品の共同購入
	山形市(山形県)	青空市・産地直売会の開催
	酒田市(山形県)	*
	浦和市(埼玉県)	安売りデーの実施、サービス販売、直売等への助成
	大宮市(埼玉県)	*
観察・研修	品川区(東京都)	産地直結販売奨励
	練馬区(東京都)	*
	田無市(東京都)	朝市の実施、産直販売事業
	飯田市(長野県)	生鮮食品産直事業
	福山市(広島県)	産地契約野菜価格安定供給事業
	伊達町(北海道)	婦人国内研修
	大樹町(北海道)	*
	沢内町(岩手県)	婦人先進地研修
	岩沼市(宮城県)	青年のバス
	小牛田町(宮城県)	婦人のバス
キャンプ場を媒介とする交流	田尻町(宮城県)	青年の汽車
	石巻市(宮城県)	青年国内研修事業
	本吉町(宮城県)	勤労青年大学国内研修
	最上町(山形県)	国内研修
	平田村(福島県)	青年県外研修
	平田村(福島県)	婦人県内研修
	上田市(長野県)	婦人県外研修事業
	岩沼市(宮城県)	岩沼青年の家の運営
	浦和市(埼玉県)	少年自然の家増改築
	大宮市(埼玉県)	*
その他	東京都	ふるさと村の建設
	渋谷区(東京都)	青少年山の家
	多摩市(東京都)	少年自然の家施設整備
	平塚市(神奈川県)	青少年の家建設
	新潟市(新潟県)	青少年自然の森建設
	福井市(福井県)	少年自然の家建設
	島本町(大阪府)	キャンプ場の運営
	瀬戸町(岡山县)	子供キャンプ大会開催
	府中市(広島県)	児童夏期講座(サマー・スクール)の開設
	観音寺市(香川県)	キャンプサイト整備事業

資料：自治省「地方行政調査資料」昭和56年7月 一都道府県版

## 5-2 水を媒介とした交流

水源地域と受益地域との相互理解のもとに水資源開発の円滑な推進をはかることを主な目的とするものであり、その内容としては、

- ① 水を媒介とした上下流市町村の交流
- ② 水源地域、水道施設等の見学会
- ③ 「水の週間」等における催物
- ④ 水没移転者の職業のあつ旋
- ⑤ 生活再建対策としての代替地のあつ旋
- ⑥ 生活再建対策としての金融的措置
- ⑦ 水系における上下流の水問題に対する協議会
- ⑧ 地元協力者等の表彰

等に分けられる。

次にそれぞれの代表的事例を示す。

## ① 水を媒介とした上下流市町村の交流事例

交流の名称又は性格	小中学校における臨海・林間学校的な交流(一庫ダム)	姉妹都市的な交流
交流開始年月	S52.4	S52.4.1
年間頻度(回)	夏期	回数不明
交流事業主体		町民全体会及び保育所、民生委員、婦人会、老人クラブ、生徒会、町職員、町会議員
交流場所	黒川小学校(旧名)	明智町、一色町
参加対象者	小・中学生	町民、上記会員及び職員
毎回平均参加人員(人)	50	10~20
交流内容及び、実施契約及び実施効果	部落が水没して小学校が廃校となり、下流市町に林間学校として開校している。	* 交流内容 ●文化祭、体育祭等の参加 ●上記の会員及び職員間の交流(野球、ゴルフ、ソフトボール、弓道等のスポーツ) *契機 上流部(明智町)の窯業用土石採取による河川の汚濁が下流(一色町)のノリアザリに大きな影響を与えて大問題となつたのが契機となつた。

## ② 水源地域及び水道施設見学等の事例

見学会の種類	水源施設の見学	水道施設の見学	水道施設の見学	水源地の見学
見学会開催主体	茨木県 橿原市水道局	橿原市水道局	旭川市水道局をはじめ、学校会等の団体	三春ダム対策同盟会、三春町三春ダム水没者地主者会
恒常的行事か否かの別	恒常的	恒常的	恒常的	恒常的
恒常的場合は、年間頻度(回)、否の場合(は最近の年月日)	1 (水道週間及び秋季)	2 (水道週間及び秋季)	約40	8
見学場所又は施設	川治ダム建設現場 川治ダム水源地域整備事業	三保ダム (丹沢湖)	東摩根淨水場及び 東神奈淨水場	県内、県外のダム 先例地
参加対象者	小中学校教職員	横浜市民 (原則として一般公募)	一般旭川市民 並びに児童生徒	上記水没者団体の役員及び 一般会員、三春ダム関係職員
平均参加人員(人)	約100	年間2,100 水道週間 秋 700	100	20
見学内容及び実施機器内 容	見学内容 ・川治ダム建設現場 原石山 骨材プラント ・川治ダム水源地域 整備事業 栗山村移転集落 栗山村公民館 実施の要機 国の趣旨 なお、昭和54年度からは 秋にも同様の趣旨で実施。 実施内容 6月の水道週間 を中心各区ともバス2台 (100人)、秋に1台(50人) を実施した。「水の週間」を契機とし、水に対する興味・認識を高めるため 昭和52年より実施	水道週間行事の一環として、市民等が水道施設あるいはダム等の水源地域の見学を通じて、水の大切さ、ダムの必要性等を訴えるとともに、水道事業についての理解と協力をお願いしている。	・水道について、住民の理解と関心を高めるため、5年前から恒常的に実施しており、年々増加の傾向にある。 ・施設では浄水場を見学して取水、净水、配水、給水に至る経過を説明し、水は貴重であることを訴えている。 ・社会科の副読本で水道のしくみがとりあげられており、その実習として小学校の見学会が多い。	見学内容 1.生活再建状況について 1) 移転地等の見学 2) 対策について意見交換 2.損失補償差額について 補償交渉について意見交換 3.水源地域整備計画について 1) 現地視察 2) 整備計画策定に関する意見交換 4.その他

## ③ 「水の週間」等における催物の事例

事業主体	国土庁、東京都及び 水の週間実行委員会 共催	中日新聞社	高知県土佐町
催物の場所	科学技術館 (東京、北の丸公園)	豊橋商工会議所	早明浦ダム
期間	8／1～8／10	S 5.1.7／26	S 5.6.8.1
目的	資源としての水、人間と水の係わり等を国民一般に広く認識させる。	上・下流者との意見交換を行ない、水について理解を深める。	水没者等への感謝の念と水の貴重さを再認識する。
内容	展示会「ウォーターフェア」 ・テーマ・シンボル展示、メイン展示(水の循環、水をつくる、水の社会科等) ・東京の川と水展示(東京の上下水道、隅田川、多摩川のパイプ、絵図、用具等) ・実験、実演コーナー(降雨量強度体験装置等)	新聞による水源地域と下流地域との住民対談 出席者: 水源地域代表者、下流利水者代表	第1回早明浦湖水祭り この計画は、早明浦ダムの渦潮中に浮かぶ通称「中ノ島(船崎山、海拔3414メートル)」の山頂附近にて、土佐町が『水の塔』の建立計画を立てた時から既に始められた。土佐町では、早明浦ダムの建設のために協力された方々や、尊い犠牲を払われた方々に感謝して開発し、それを最大限に活用することを目的として『水の塔』を建設。昭和55年3月27日四国4県の関係者多数の出席を得て、盛大に竣工式が挙行された。

## ④ 水没移転者の職業あつ旋事例

実施機関	宮 城 県	玉川ダム対策協議会事務局内生活再建相談室	耶馬渓町 ( 大分県 )
あ対象旋者	南川ダム水没者	玉川ダム水没者	耶馬渓ダム水没者
あ件数	16件	11件	29件
あ時旋期	S.52~53年	S.49~53年	S.47~51年
あつ旋概要	<p>内訳 世帯主 8人 家族 4人 新卒者 4人</p> <p>大和町役場 3人 県職員(臨時含) 3人 日本道路公団 3人 産業廃棄物公社 2人 学校用務員 1人 外 4人</p> <p>公共職業安定所より職員を招き、説明会を数回にわたり開催し、求職希望者に履歴書を提出させ、職業斡旋をしたが、集団就職希望者はなし、田沢湖町役場1人、地元建設会社(日雇)1人等として、10人。</p> <p>山村開発センター(サニーホール)1名…山村振興事業で完成(S.48.11月から操業)林業に従事していた人。 鼻操茶園…農業構造改善事業で完成(S.47年8月より操業) 寺崎電気K.K. 2名(農業、労務者)…農村地域工業導入促進法により誘致(S.49年6月より操業)縫製工9名(農業6名、建設労務3名) パリナ繊維K.K…農村地域工業導入促進法により誘致。女性下着等の加工工場で女性が主体(S.51年2月より操業) サイクリングセンター1名(農林業)…山村振興事業で完成(S.50年3月より操業)観光茶園入植2名(農林業、農業)</p>	<p>山村開発センター(サニーホール)1名…山村振興事業で完成(S.48.11月から操業)林業に従事していた人。 鼻操茶園…農業構造改善事業で完成(S.47年8月より操業) 寺崎電気K.K. 2名(農業、労務者)…農村地域工業導入促進法により誘致(S.49年6月より操業)縫製工9名(農業6名、建設労務3名) パリナ繊維K.K…農村地域工業導入促進法により誘致。女性下着等の加工工場で女性が主体(S.51年2月より操業) サイクリングセンター1名(農林業)…山村振興事業で完成(S.50年3月より操業)観光茶園入植2名(農林業、農業)</p>	

## ⑤ 生活再建対策としての代替地あつ旋事例

措置主体	零石町(岩手県)	秋田県土地開発公社	山形県下条西地区画整理組合
代の替種地類	宅 地	宅 地	宅 地
斡対象の者	一般公募であったが、ダム水没者を最優先とした。(御所ダム)	水没移転者(玉川ダム)	一般公募であったが、ダム水没者を最優先とした。(寒河江ダム)
総件措置	105	2	5
総面積	39,762 m <sup>2</sup>	682 m <sup>2</sup>	2,001 m <sup>2</sup>
実施年	S.46~47年	S.53年	S.50年
斡場所	零石年東町地内(通称七ツ森団地)	秋田市御野場地内	山形県下条西地区画整理地内

## ⑥ 生活再建対策としての金融的措置の事例

措置主体	岩手県	岩手県	財吉井川水源地域対策基金	財吉井川水源地域対策基金	秋田県	茨城県	静岡県
措置内容	直接貸付	直接貸付	直接貸付	直接貸付	利子補給	利子補給	町へ利子補給
貸の付種金類	代替地(農地)取得資金	宅地取得資金	移転先選定費及び施設資金	代替地等取得資金	代替地等取得資金	経営改善等資金	代替宅地取得資金
総件措置数	貸付人員 147人	貸付人員 26人	219件	47件	51件	5件(関係者 90名)	S.56より施行

(7) 水系における上下流の水問題に対する協議会の事例

i 水資源開発促進を目的とするもの

協議会名	設置年月日 (昭和)	構成メンバー	目的
石狩川水対策協議会	53. 1. 27	6市6町2村3団体 (美唄市、滝川市、砂川市、岩見沢市、赤平市 三笠市、栗沢町、余井江町、薄田町、新十津川 町、月形町、南幌町北村、新篠津村、北海土地 改良区、北海電力㈱岩見沢土地改良区 )	石狩川系の水需要のバランスをはかるため、将来の水 需要に対処するダム建設等水資源確保の諸問題の解決 をはかる。
白川ダム協議会	45. 4. 1	飯豊町、長井町、川西町、白鷹町	最上川上流(白川)流域町の総合開発を促し、産業 の安全性を確保するため、白川に多目的ダム建設を促 す。
湊瀬石川水系整備促進期成同盟	37. 9. 8	会長：黒石市長(水源地)、副会長：板柳町長 (下流)及び漁業者土改良区理事長	湊瀬石川の泄水調整並びに水資源の確保のため、水系 の整備促進を図る。
寒河江ダム建設協力会	49. 4. 18	受益15市町村(寒河江市、山形市、上山市、 天童市、東根市、村山市、新庄市、尾花沢市、 西川町、山辺町、中山町、朝日町、河北町、戸 沢村、大蔵村)	寒河江ダム建設の早期完成を図ること。
村山広域水道促進協力会	51. 5. 6	建設省、厚生省、山形県、寒河江市、上山市、 山形市、天童市、東根市、村山市、西川町、大 江町、朝日町、中山町、山辺町、河北町	村山広域水道の建設促進、会員相互の連絡協調を図る
赤川ダム建設期成同盟会	48. 9. 14	水源地を含む2市4町1村 (水源地：鶴日村、下流：鶴岡市、酒田市、羽 黒町、藤島町、三川町、鶴引町、赤川土地改良 区)	赤川上流部に多目的ダムを建設し、洪水調節、かんが い、上水道、工業用水の供給、産業振興、民生安定に 寄与する。
川治ダム建設促進協議会	44. 7	砺木県、茨城県、千葉県の関係部長及び宇都宮 市、諒原町	川治ダムの建設促進

八ヶ場ダム建設促進協議会	50. 11. 29	関東地建、東京都、千葉県、茨城県、埼玉県	八ヶ場ダムの建設促進
豊川総合用水事業推進連絡協議会	51. 11. 22	豊川水系関係、5市7町長 豊川用水土改良区連合理事長 豊川用水関係17土地改良区理事長	豊川総合用水事業の促進を図る。
矢作川河口堰建設促進期成同盟	45. 11. 4	会長：西尾市長、副会長：岡崎市長・碧南市長 監事2名、幹事14名、委員3名	矢作川河口沿岸の産業発展と住民福祉向上のため、 河口堰建設の促進を図ることを目的とする。
大井川総合開発推進対策協議会	46. 11. 25	19市町長及び議長 焼津市、藤枝市、島田市、掛川市、岡部町、大 井川町、本川根町、中川根町、川根町、金谷町 吉田町、榛原町、相良町、御前崎町、菊川町、 小笠町、浜岡町、大須賀町、大東町	大井川総合開発のための長島ダム早期達成と治水なら びに利水事業の円滑なる推進
南勢水資源開発促進協議会	45. 6. 9	三重県、市町村の公共団体の長	鈴鹿市、伊賀市、鈴鹿市、鳥羽市、川根町、金谷町 吉田町、榛原町、相良町、御前崎町、菊川町、 小笠町、浜岡町、大須賀町、大東町
太田川水資源開発促進協議会	45. 12. 7	会長：広島市長、 副会長：吳市長、五日市町長、坂町長	鈴鹿市、伊賀市、鈴鹿市、鳥羽市、川根町、金谷町 吉田町、榛原町、相良町、御前崎町、菊川町、 小笠町、浜岡町、大須賀町、大東町
八田原ダム建設促進期成同盟	50. 4. 1	下流受益2市2町 (福山市、府中市、神辺町、新市町)	広島圏域の水資源開発事業の促進 ダム建設に伴う諸問題の対策を樹立し、行政の円滑な 推進をはかる。
嘉瀬川ダム対策協議会	54. 10. 11	会長：佐賀市長、副会長：大和田町長、三明町 長、白石町長他18市町長、佐賀土地改良区他	八田原ダム建設事業の推進
竹田川ダム建設河川改修促進協議 会	42. 8. 21	地元及び受益町長、議長、地元県会議員、県士 大隈系者	嘉瀬川ダム建設の協力 ダム建設促進、河川改修促進

協議会名	設置年月日	構成メンバー	目的
味噌川ダム連絡協議会	54. 11. 2	(委員)中部地建、水資源開発公団、中部支社 岐阜県、愛知県、名古屋市、(評議員)	木曽川水系味噌川ダムの建設を円滑に推進する。
安房川ダム建設対策協議会	51. 7. 28	大飯府、茨城市	安房川ダムの建設を促進するため、府、市の連絡、調整をはかり、地元住民及び地権者の理解を得るよう努力し、事業の円滑な推進をはかる。
御部ダム建設促進期成同盟会	47. 11. 14	各関係三ヶ町村長、議長並びに顧問として県の 関係者で構成	三隈川における治水計画を総合的に実施するために御部ダムの早期建設を促進する。
小瀬川総合開発促進協議会	44. 7. 26	岩国市長、大竹市長、和木市長、大野町長、美 和町長、外閣係議会議長	小瀬川の治水及び利水方策を研究し、事業促進、関連区城の開発を図る。

## ii 水源地対策を目的とするもの

協議会名	設置年月日	構成メンバー	目的
御所ダム協力会	42. 9. 29	下流受益者23団体 (会員:花巻市町長、下流17市町村と農協6 団体)	御所ダム建設に伴う水没関係者等の生活再建に關し、 代替地のあつ旅等の事業を行おう。
三春ダム協力会	50. 10. 23	20市町村(会長:郡山市長、副会長:福島市 長。二本松市長・船引町長)	三春ダムの建設推進と水没者の生活再建に対する協力 など。
矢田ダム水源地域対策協議会	51. 3. 17	大分県企画総室長、企画局長、大分市町、佐賀 町長、三重町長、千歳町長、大町長	矢田ダム建設促進に必要な諸対策について協議し、そ の推進を図る。
七ヶ宿ダム対策連絡協議会	47. 10. 23	東北地連関係部長、工事々務所長、宮城県副知 事及び各部局長隸係課長、七ヶ宿町長	ダム建設を促進するため、水没者及び関係住民の生活 再建と水源地域の振興施策を推進する。
徳山杉原ダム対策連絡協議会	51. 2. 25	藤橋村、篠山村、県出先機関、水資源開発公団 電源開発会社、中部電力㈱	ダム関係地域行政機関の連絡調整及び情報交換を行い、 地域住民との密接な連けいを図る。
阿木川ダム対策連絡協議会	48. 12. 23	中津川市、恵那市、岩村市、県出先機関、水資 源開発公団	ダム関係地域行政機関の連絡調整及び情報交換を行い、 地域住民との密接な連けいを図る。

## iii 水利調整を目的とするもの

協議会名	設置年月日	構成メンバー	目的
阿武隈川水系委員会	49. 7. 9	会長：櫛木土地改良区理事長、副会長：角田市長、柴田町長、その他 9町長及び各市の土地改良区 11団体理事長	阿武隈川水系利水者間の調整と水資源の保全
小川原湖上水道対策協議会	54. 4. 16	三沢市（会長）、十和田市、野辺地町、七戸町横浜町、東北町、上北町、天間林村、六ヶ所村	小川原湖総合開発事業によつて確保される都市用水を水源とし、小川原湖周辺の 9市町村を対象に広域的に安定した水道用水を供給する。
阿賀野水系水資源開発連絡会	42. 7. 21	北陸地建、東北地建、北陸農改局、東北農改局仙台通産局、東京通産局、福島県、新潟県	阿賀野川水系の水利用に関する、その需要供給を総合的に把握し、河川管理上合理的な開発の促進について連絡する。
広島水道用水供給事業受水面体協議会	53. 11. 24	会長：吳市長、副会長：広島市長、東広島市長会員 21名 山口県企業局、防府市長、徳地町長 利水使用者 11名	広島水道用水供給事業の料金その他の供給条件につき県の行政援助の促進実現 佐渡川ダム及び佐渡川の水利使用の円滑化をはかるための相互連絡調整
筑後川流域水対策協議会	46. 6. 14	筑後川流域内市町村長、土地改良区長、漁協組合長 福岡県：6市 18町 1村、34改良区、26漁協 佐賀県：2市 7町 1村、5" 23漁協 1 "	筑後川流域の各市町村、土地改良区、その他の既得水利確保と農業用水をはじめ各種用水開発のための対策樹立とその促進を行い、流域住民の生活権の確保と向上に寄与する。
洪水分利協議会	51. 5. 1	新井浜市職員 5人、土地改良区代表者 5人 中部地建、東海農改局、名古屋通産局、水公団中部支社、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市	工業用水、農業用水の円滑な運営をはかる。 木曾三川利水の恒久的対策の樹立、治水利水の合理的な開発管理を図るための実施方法について連絡協議

桂川沿水利水対策協議会	49. 6. 4	京都府及び桂川沿岸 4市 5町	桂川の治水利水対策の推進 (特に当面は日吉ダム建設の円滑な推進)
奈良、和歌山水協議会	42. 10. 22	奈良県、和歌山県	紀の川水系の治水、利水事業の実態を円滑ならしめ、奈良、和歌山両県相互の連絡調整をはかる。
淀川中流域水対策協議会	42. 12. 2	国土庁、近畿地建、近畿農改局、大阪通産局、水公団関西支社、住宅公团関西支社、奈良県、奈良市、京都府、京都市、専門委員会	淀川水系中流域における用水の円滑かつ合理的な確保を図る。
物部川水瀬ダム放流予報連絡会	31. 9. 19	物部川下流沿岸（鳥取県）の関係官庁及び諸団体	永瀬ダム放流に当たり、下流沿岸の災害防止及び水利に供するための、放流量等の迅速適確な予報連絡を図る。
備後広域水道協議会	48. 2. 1	三原市、尾道市、福山市、因島市、瀬戸田町、向島町、沼田町、内海町	広島県備後地域の上下道用水の確保と、地域住民の生活安定、沼田川水道用水供給事業の健全な発展に資する。
小瀬川管理協議会	44. 9. 4	中國地建、山口県、岩国市、工業用水給水各工場	小瀬川工業用水等の取水管理を適正かつ円滑に行う。
錦川水系使用関係者協議会	45. 4. 27	山口県、岩国市、美川町、徳山市、鹿野町、その他水利用関係者	錦川水系の水使用に關し、適正かつ円滑な運用を期す。

## iv 治水・利水を含めた地域総合開発を目的とするもの

協議会名	設置年月日	構成メンバー	目的
信濃川水系資源開発促進期成同盟会 盟会	46. 5. 26	北陸地建、北陸農政局、仙台通産局、名古屋通産局、新潟県、長野県	信濃川水系の水利利用に關し、その需要供給の総合的な把握、治水利水上合理的な開発計画の検討を行なうとともにその実施を図るために連絡協議する。
豊川水系総合開発期成同盟会	47. 2. 23	豊川水系関係：4市7町村長、議長、商工会々長、4農協、3土地改良区理事長その他：水道建設、豊川改修等7期成同盟会会长	豊川水系における総合開発事業等の促進を図る。
矢作川流域開発研究会	46. 8. 12	会長：西尾市長、副会長：岡崎市長、碧南市長監事2名、幹事14名、委員3名	矢作川の将来方向について調査研究し、新しい地歴づくりについて提案することを目的とする。
琵琶湖総合開発協議会	31. 4. 11	国土庁、近畿地建、近畿農政局、大阪通産局、第三港湾建設局、大阪管林局、大阪府、京都府滋賀県、兵庫県、大阪市、京都市、神戸市、阪神水道企業団、水資源開発公団、関西電力、日本道路公団	琵琶湖総合開発事業の実施について連絡協議し、その円滑な推進をはかるものとする。
江の川総合開発計画研究会	42.	中国地建（局長）、島根県（副知事）、広島県（副知事）	江の川水系の総合的な治水、利水計画を推進するため必要な事項について調査研究する。
仁淀川治水対策協議会	52. 5. 31	大瀬ダム下流10ヶ市町村長及び議長	仁淀川の治水対策並びに大瀬ダム建設に伴う諸問題を検討協議し、その改善対策を促進する。
若松川総合開発促進対策協議会	50. 3. 15	津島町水道企業団議員（宇和島市、津島町内海村）	若松川流域総合開発の実施を促進すると共に、この事業のために必要な協力をし、地方産業の振興と関係住民の福祉増進に資することを目的とする。
矢作川流域総合開発期成同盟	36. 2. 4	会長：岡崎市長、副会長：豊田市長、西尾市長幹事：刈谷市長・一色町長（計14市町）	

## ⑧ 地元協力者等の表彰事例

財団法人日本ダム協会表彰事績基準

## (目的)

第1条 この規程は、財団法人日本ダム協会寄附行為第3条に定める目的を実施するため、ダム及び河口堰（以下「ダム等」という。）の建設事業の施工にあたって顕著な功績のあった個人又は団体を表彰し、功績をたたえるとともに、ダム等の建設事業の推進に寄与することを目的とする。

## (表彰の種類)

第2条 表彰は、次の三種類とし、別表第1（略）に定める基準に該当した場合に行う。

- (1) ダム等の建設促進に著しく功績のあった場合
- (2) ダム等工事の施工上著しく功績のあった場合
- (3) ダム等の周辺環境の整備保全に著しく功績のあった場合

2 前項各号のうち、永年に亘りダム等事業に関して特に著しい功績があった場合は、特別に表彰することができる。

## (表彰)

第3条 表彰は毎年1回定期に行う。

2 前項のほか、臨時に当協会の記念式典に際して表彰を行うことができる。

3 表彰は、表彰状及び副賞をもって行う。

## 第6章 ダム税制

## 6-1 地域財政の緩和

### 1) 制度の経緯

従来から、民間電力会社が設置した発電専用ダムにおいては土地（ダム敷、貯水池敷等）、建物及び償却資産（発電施設、変電施設等）について地方税法による固定資産税が課せられ、これがダム所在市町村にとって有益な財政収入源となっていた。

また、国、水資源開発公団又は地方公共団体が設置したダムにおいては、発電に係る部分については、固定資産税ないし国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律による市町村交付金の対象であったが、水道又は工業用水道に係る部分については対象とされていなかった（地方公共団体が設置したダムにおいては、昭和42年以降土地のみ対象とされていた。）。このため、これらのダムの建設は水没等により地元市町村の固定資産税等の収入を減少させることとなり、従来より問題とされていた。

このような状況にかんがみ、建設省は、以前からダムに係る税制改正要望を出していたが、諸般の事情により実現しなかった。しかしながらこの税制改正は水源地域対策の一環としてぜひとも行う必要があり、この点については昭和48年に成立した「水源地域対策特別措置法」の国会審議の際にも指摘されたところであり、同法が衆参両建設委員会で可決された際に「ダムのうち水道および工業用水道に係る部分について固定資産税を課し、または国有資産等所在市町村交付金を交付するよう所要の措置を講ずる」よう附帯決議がなされた。また自民党治山治水海岸対策特別委員会利水小委員会より同党税制調査会に同趣旨の税制改正を昭和49年から実施するよう申し入れがなされ、その他全国知事会、全国町村会、ダム施設所在市町

村開発振興措置促進協議会等からも、この税制改正について強く要望が出ていた。

そして、昭和49年に、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律が改正され、税制改正が実現し、昭和49年度から実施された。さらに、昭和52年及び昭和54年にも改正され、従来からの問題は解消された。

## 2) ダム税制の内容

### (1) ダム税制の概要

本制度を一言で言えば、既設、新設を問わずダムに係る土地、建物及び償却資産のうち発電、水道又は工業用水道に係る部分について、資源開発公団のダム及び補助ダム（利水者が国又は地方公共団体以外のものである場合）に関しては固定資産税を課し（地方税法第348条第2項第2号、同法施行令第49条の2）、特定多目的ダム法のダム及び補助ダム（利水者が国又は地方公共団体である場合）に関しては市町村交付金（国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（以下「法」という。）第2条第1項、第21条の3）を交付するようになっていることである。

### (2) 市町村交付金制度

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律は、自治省税務局固定資産税課の所管である。以下、「交納付金法逐条解説」（地方財務協会）より、同法の解説を記す。

#### ① 法第1条は、本法の用語について定義している。

- i 「地方公共団体」とは、都道府県、市町村、特別区及びこれらの組合をいう。「これらの組合」とは、地方自治法第284条の全部事務組合、一部事務組合及び役場事務組合をいう。
- ii 「固定資産」とは、土地、家屋及び償却資産を総称したものである。
- iii 「土地」とは、田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、

原野その他の土地をいう。

iv 「家屋」とは、住宅、店舗、工場（発電所及び変電所を含む）、倉庫その他の建物をいう。

v 「償却資産」とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（無形償却資産を除く。）でその減価償却額（費）が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいう。ダムの堤体はこれにあたる。

② 法第2条は、国又は地方公共団体は、その所有する固定資産のうち発電施設及びダム以外の水道施設若しくは工業用水道施設の土地並びにダムのうち水道若しくは工業用水道に係る固定資産等について、国有資産等所在市町村交付金を当該固定資産所在の市町村に対して交付すること等を規定している。

i 国又は地方公共団体は、毎年度、当該年度の初日の属する年の前年（以下「前年」という。）の3月31日（昭和56年度分については昭和55年3月31日即ち昭和54年度の末日である。）において、i)発電所、変電所又は送電施設の用に供する固定資産（第1項第4号）、ii)水道施設又は工業用水道施設のうちダム以外のものの用に供する土地で政令で定めるもの、iii)水道又は工業用水道の用に供するダムの用に供する固定資産で政令で定めるもの（第1項第5号）、に該当する固定資産を所有する場合においては、その固定資産所在の市町村に対して、市町村交付金を交付しなければならないものとされている。

ii 市町村交付金の客体となる固定資産、当該固定資産が所在する市町村、市町村交付金を交付すべき団体、市町村交付金の算定標準額となるべき固定資産の価格等は、毎年度、前年の3月31日をもって決定される。この期日は、固定資産税における賦課期日と同様の意味をもつている。

iii 「発電所、変電所又は送電施設の用に供する固定資産」の内容のう

ち、「発電所」とは、発電機、原動機その他の機械器具を設置して電気を発生させることであり、電気の供給のため設置するダム、調整池、貯水池、導水路、排水路、取入口、水圧管路、水槽、沈砂池、機械、器具その他の工作物で電気事業の用に供するものとされている。

iv 当初は、電気事業以外の公営企業の用に供する固定資産については、これを市町村交付金の客体とすると水道料金等の公共料金の引上げにつながることその他の理由により、市町村交付金の客体とされていなかったのである。しかし、特に水道事業等の場合においては、大都市や都道府県が広範な水源施設を他の市町村内に設置していることも多く、このような場合においては、当該地方公共団体と所在市町村との間の受益の均衡を図る必要があることにより、昭和42年の税制改正により、「水道施設又は工業用水道施設の用に供する土地で政令で定めるもの」は、市町村交付金の客体となった。この改正により、交付客体として政令で定められた土地は、「取水施設、貯水施設若しくは浄水施設又はこれらの施設を管理するための施設で自治省令で定めるもの用に供する土地で地方公共団体が所有するもの」とされ、ダムについていえば水道又は工業用水道の用に供するダムの用に供する土地で地方公共団体の所有するものは、これに該当し、市町村交付金の対象とされた。これが昭和49年の改正によって、「水道又は工業用水道の用に供するダムの用に供する固定資産」については、すでに市町村交付金の客体となっていた土地（たとえばダムの貯水池の土地、ダム堤体の土地）の他に、家屋（たとえばダム管理事務所）及び償却資産（たとえばダム堤体）も市町村交付金の対象とされるように改正された。なお、ダムにより貯留されている水が、当該ダム所在市町村の区域内において供給される場合には、市町村交付金の対象から当該ダムの用に供する固定資産のうち、当該ダム所在市町村の区域内における供給に係る部分を除くこととされている（施行令第1条第2項）が、当該部分は

水道又は工業用水道の用に供するダムの用に供する固定資産の価格 ×	当該ダムにより当該ダム所在市町村の区域において供給される水の量
	当該ダムにより水道又は工業用水道に供給されている水の量

の算式により算定される。

なお、特定多目的ダム法の多目的ダムについては、国がそのすべてを所有しているので、本号には該当せず別に扱われた。

③ 法第3条は、交付金額の算定に用いる率及び交付金算定標準額について規定している。

- i 交付金額は、交付金算定標準額に100分の1.4を乗じて得た額である（本条第1項）。この100分の1.4は、固定資産税における標準税率と同じであり、市町村においてこれと異なる率を定めることはできないとされている。
- ii 交付金算定標準額は、前年の3月31日現在における市町村交付金の客体となるべき固定資産の価格とされており、これは固定資産税の課税標準に相当するものである（本条第2項：法第2条第1項、第6条参照）。
- iii 交付金算定標準額となるべき国有財産の価格は、固定資産台帳等に記載された価格によるものとされ、市町村交付金を交付する国又は地方公共団体の評価決定にからしめられている。これは、固定資産の価格をめぐって固定資産を所有する国又は地方公共団体と当該固定資産が所在する市町村との間の紛争を避け、両者の信頼関係によってこの交付金制度が運用されることを期待したためである。
- iv 地方公共団体が所有する固定資産については、一般には条例等の定めるところにより台帳を備えて管理しているので、当該台帳に登録されている固定資産の価格は適正なものであると考えられ、これをもって交付金算定標準額となるべき固定資産の価格としている。
- v 地方公共団体が所有する水道又は工業用水道の用に供するダムの用

に供する固定資産の交付金算定標準額となるべき価格は、当該水道事業又は工業用水道事業に係る地方公営企業法第30条第6項の貸借対照表に記載されるべき当該固定資産の帳簿価格とするものとされている(法施行令第4条)。この帳簿価格とは、当該固定資産の取得価額から当該固定資産の減価償却額として計上された減価償却引当金の額を控除した額をいう。

なお、特定多目的ダム法の多目的ダムについては、法第21条の3の規定による。

- ④ 法第4条は、第3条の規定により市町村交付金の算定の基礎として用いられる交付金算定標準額は国有財産台帳等に記載された当該固定資産の価格とされているが、市町村交付金の客体とされるもののうちには統治団体としての国又は地方公共団体がその任務遂行上の必要により所有しているものがあるので、これについて第3条の特例を規定している。水道又は工業用水道の用に供するダムの固定資産のうち家屋及び償却資産については、当初の5年度は同項の価格の2分の1、次の5年度は4分の3(経過措置あり)となっている。
- ⑤ 法第5条は、市町村交付金の基礎となるべき交付金算定標準額の限度額を設け、これを超える大規模の償却資産が所在する場合においては、その限度額を超える部分について都道府県が交付金の交付を受けることができると規定している。一部の市町村に過度の税源が偏在することをさけ、その効率的な運用を図ることを目的とする規定である。
- ⑥ 法第5条の2は、市町村交付金の客体となる償却資産のうち新たに建設された発電所又は変電所で大規模の償却資産に該当するものについては、一定の年度分に限り当該新設大規模償却資産の所在市町村に係る交付金算定標準額の限度額について特例を設け、市町村交付金の収入を制限することについての緩和措置を講ずることを定めている。
- ⑦ 法第6条は、国又は地方公共団体が所有する固定資産のうち第2条第1項の規定により市町村交付金の客体となるものについて、当該固定資

産を管理する各省各庁の長又は当該固定資産を所有する地方公共団体の長が、当該固定資産の価格その他交付金額の算定に必要な事項を、当該固定資産の所在地の市町村長に通知すべきことを規定している。

- ⑧ 法第10条は、発電、変電又は送電の用に供する固定資産、水道又は工業用水道の用に供する固定資産等二以上の市町村にわたって所在する固定資産については、当該固定資産を管理する各省各庁の長又は当該固定資産を所有する地方公共団体の長が、当該固定資産が所在するものとする市町村を定め、及び国有財産台帳等に記載された当該固定資産の価格又は第8条の規定による通知価格を当該市町村に配分し、これを前年の11月30日までに当該市町村の長に通知することなどを規定している(詳しくは自治省令参照)。

たとえばダムのたん水区域については、これが二以上の市町村にわたる場合は、交付金算定標準額となるべき額の3分の2は通常の満水時ににおけるたん水面積にあん分してたん水区域の所在する市町村に配分し、他の三分の一は堤体の所在する市町村に均分して配分するものである。

- ⑨ 法第13条は、市町村交付金の具体的な交付義務を確定するため、市町村長は各省各庁の長又は地方公共団体に対して毎年4月30日までに交付金請求書を送付すべきことを規定している。
- ⑩ 法第14条は、各省各庁の長又は地方公共団体の長は、交付金請求書に従い交付期限までに市町村に対して交付金を交付すべきことを規定している。
- ⑪ 法第15条は、市町村長が交付請求をした具体的な市町村交付金の交付金額の算定について違法又は錯誤があった場合において、各省各庁の長又は地方公共団体の長は市町村長に対して金額の修正を求めることができ、これに対して市町村長は違法又は錯誤があると認めるときは、金額の修正をしなければならないことを規定している。
- ⑫ 法第16条は、国又は地方公共団体は、大規模の償却資産が所在する市町村を包括する都道府県に対して、都道府県交付金を交付すべきことを

規定している。

⑬ 法第21条の3は、特定多目的ダム法による多目的ダム（以下「多目的ダム」という。）については、当該多目的ダムの用に供する固定資産のうち発電又は水道若しくは工業用水道の用に供する部分を、当該多目的ダムの管理者の区分に応じて、それぞれ、国又は都道府県が所有する法第2条第1項第4号に掲げる「発電所、変電所又は送電施設の用に供する固定資産」又は同項第5号に掲げる「水道法第3条第7項に規定する水道施設若しくは工業用水道事業法第2条第6項に規定する工業用水道施設のうちダム（ダムと一体となってその効用を全うする施設及び工作物を含む。）以外のもの用に供する土地又は水道若しくは工業用水道の用に供するダムの用に供する固定資産で政令で定めるもの」とみなし、管理者である建設大臣又は都道府県知事は、当該多目的ダムの所在する市町村に対し、市町村交付金を交付することを規定している。

i) 多目的ダムとは、建設大臣が河川法第9条第1項の規定により自ら新築するダムであるので、その建設の目的に「治水」に加えて発電、水道又は工業用水道のいずれかが含まれているダムである。特定多目的ダム法は、従前河川管理者たる建設大臣又は都道府県知事と発電等の事業者との共同事業として実施されていた多目的ダムの建設を、河川管理上の必要及び事業者側の当該ダムに対する権利の担保等の要請により一元化するために、昭和32年に制定されたものである。この特定多目的ダム法により、建設大臣が自ら建設する多目的ダムについては、従来は共有関係にあったダムの所有権を一元的に国に属せしめ、他方、発電等の事業者に対してはダムの建設費の一部を負担することにより物権たるダム使用権を設定することとなった。

ii) 当初、多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を「発電」の用に供するものについて市町村交付金の対象となっていたのは、特定多目的ダム法の制定に伴い、従前は固定資産税又は市町村交付金の対象となる共同施設であったものがその実態において変わらないのにもか

かわらず、特定多目的ダム法の適用を受けるものについては電気事業者に所有権が認められないため、固定資産税又は市町村交付金の対象とはならないこととなることについて措置したものである。

iii) この多目的ダムについて、昭和49年の税制改正により、従前の発電に加えて、水道及び工業用水道に係るダムの固定資産も市町村交付金の対象とされた。

iv) 多目的ダムに係る交付金算定標準額となるべき価格は、発電事業者又は水道事業者若しくは、工業用水道事業者ごとに、次のように算定される（施行令第14条）。

i) ダム使用権が特定多目的ダム法第17条の規定により設定された場合

#### (i) 土地

$$\frac{\text{当該多目的ダムの用に供する土地の取得に要した費用の額} \times \text{特定多目的ダム法第7条第1項の負担金の額}}{\text{当該多目的ダムの建設に要した費用の額}}$$

#### (ii) 家屋及び償却資産

$$\frac{\left( \begin{array}{l} \text{当該多目的ダムの用に供する家屋及び償却資産の建設に要した費用の額} \\ - \text{当該多目的ダムが建設された年度から前々年度までの年度の数に応じて計算した減価の価額} \end{array} \right)}{\text{特定多目的ダム法第7条第1項の負担金の額}} \times \frac{\text{当該多目的ダムの建設に要した費用の額}}{\text{当該多目的ダムの建設に要した費用の額}}$$

ii) ダム使用権が特定多目的ダム法第27条の規定により設定された場合

#### (i) 土地

$$\frac{\text{特定多目的ダム法第27条の納付金の額} \times \text{当該多目的ダムの用に供する土地の取得に要した費用の額}}{\text{当該多目的ダムの用に供する固定資産の取得に要した費用の額}}$$

## (ii) 家屋及び償却資産

特定多目的ダム  
法第27条の納付×  
金の額

当該多目的ダムの用に供する家屋及び  
償却資産の取得に要した費用の額

当該多目的ダムの用に供する固定資産  
の取得に要した費用の額

ダム使用権の設定を受けた年度  
一 前々年度までの年度の数に  
応じて計算した減価の価額

v 多目的ダムに係る市町村交付金の交付手続については、国有財産台帳等の閲覧の請求等に関する規定（第20条）を除いて、本法に定められた市町村交付金の交付等に関する規定はすべて適用がある。すなわち、交付金の算定（第3条）、交付金算定標準額の特例（第4条）、大規模の償却資産に係る交付金算定標準額の特例等（第5条）、新設大規模償却資産に係る交付金算定標準額の特例（第5条の2）、台帳価格等の通知（第6条）、価格の修正通知（第8条）、価格の修正の申出等（第9条）、二以上の市町村にわたる固定資産の価格の配分等（第10条）、交付金の請求（第13条）、交付金の交付（第14条）、違法又は錯誤に係る交付金額の修正（第15条）等の諸規定はすべて多目的ダムに係る市町村交付金について適用がある。

特に、第4条（交付金算定標準額の特例）の適用により、発電に係るものについては同条第3項の、水道又は工業用水道に係るものについては同条第5項の特例がはたらくことに注意されたい。

vi 市町村交付金は、国又は地方公共団体が所有する固定資産について所有者である国又は地方公共団体から当該固定資産の所在市町村へ交付されるものである。従って、多目的ダムに係るものは建設大臣又は都道府県知事が市町村に交付するのであるが、これは実質的には利水者である水道、工業用水道及び発電の各事業者が当然に負担すべきものであるので、利水者は市町村交付金相当額を国に納付すべきである。

特定多目的ダム法第35条はこのことについて規定したものである。

## (3) 固定資産税又は市町村交付金の算定方式等

ダムに係る固定資産税又は市町村交付金の算定方式等は、表6-1のとおりである。

表6-1 ダムに係る固定資産税又は市町村交付金の算定方式等

区分	課税(交付)客体	納稅(交付)者	転嫁	固定資産税(市町村交付金)の算定方式	備考
特ダム法によるダム	上工水	多目的ダムの用に供する固定資産のうち、水道又は工業用水道の用に供する部分	国 都道府県 （特ダム法 §35）	利水者 (土地)取得費×アロケ比×1.4／100 (家屋・償却資産) 建設費×減価償却{ (1 - 0.028) n-1 (1 - 0.028) } ×アロケ比× A × 1.4 / 100 ※「建設費」は、ダム全体の建設費から土地の取得費及び補償工事費を控除したもの ※「減価償却」は9.5%までで、残存率は5% ※nは、交付金交付初年度から起算した年度数 ※Aの値 S.4.9.4.1～S.5.3.3.1に建設されたダム 1／2……S.5.5年度～S.5.9年度 3／4……S.6.0年度～S.6.4年度 I.……S.6.5年度以降 S.5.3.4.1以降建設されたダム 1／2……当初5年度 3／4……6年度～10年度 1……11年度以降	
	発電	多目的ダムの用に供する固定資産のうち発電の用に供する部分	同上 同上	S.4.9.4.1以降建設されたダム (土地)取得費×アロケ比×1.4／100 (家屋・償却資産) 建設費×減価償却{ (1 - 0.040) n-1 (1 - 0.040) } ×アロケ比×1.4/100 S.4.9.3.3.1までに建設されたダム 台帳価格(特ダム法第27に規定する方法と同一の方法により算出した額) 2／3……当初5年度 5／6……6年度～10年度 1……11年度以降 S.5.3.1.1までに建設されたダム 課税標準となるべき価格	
水资源開発公団によるダム	上工水	ダムの用に供する固定資産のうち、当該固定資産の価格に、ダム建設費につき上工水事業者が負担する額の当該費用の額に対する割合を乘じて得た額に相当する部分	水公團 利水者	1／2……S.5.8年度まで 3／4……S.5.9年度～S.6.3年度 1……S.6.4年度以降 × 1.4 / 100 S.5.5.1.2以降建設されたダム 課税標準となるべき価格 1／2……当初5年度 3／4……6年度～10年度 1……11年度以降	

区分	課税(交付)客体	納稅(交付)者	転 繼	交付金(税)の算定方式	備 考
発電専用ダム	公 営 発電の用に供する固定資産	事 業 者 な し		S.4.9.4.1以降建設されたダム 交付金の算定標準となるべき額 $\times 14/100$  S.4.9.3.3.1までに建設されたダム (土地) 交付金の算定標準となるべき額 $\times 14/100$ (家屋・償却資産) 交付金の算定標準となるべき額 $2/3 \dots \text{当初5年度}$ $\times [5/6 \dots \text{6年度~10年度}] \times 14/100$ 1 \dots 11年度以降	
	民 営 同 上 同 上			S.4.9.1.2以降建設されたダム 課税標準となるべき額×14/100  S.4.9.1.1までに建設されたダム (土地) 課税標準となるべき価格×14/100 (家屋・償却資産) 課税標準となるべき価格 $2/3 \dots \text{当初5年度}$ $\times [5/6 \dots \text{6年度~10年度}] \times 14/100$ 1 \dots 11年度以降	
上工水専用ダム	公 営 水道又は工水の用に供する固定資産	同 上 同 上		S.5.3.4.1以降に建設されたダム (土地)取得費×14/100 (家屋・償却資産) 建設費×減価償却 $\{(1 - \frac{0.028}{2})^{n-1} (1 - 0.028)\}$ $1/2 \dots \text{当初5年度}$ $\times [3/4 \dots \text{6年度~10年度}]$ 1 \dots 11年度以降 $\times 14/100$  S.4.9.4.1~S.5.3.3.1に建設されたダム (土地)取得費×14/100 (家屋・償却資産) 建設費×減価償却 $\{(1 - \frac{0.028}{2})^{n-1} (1 - 0.028)\}$ $1/2 \dots \text{S.55年度~S.59年度}$ $\times [3/4 \dots \text{S.60年度~S.64年度}]$ 10/10 \dots S.65年度以降 $\times 14/100$	

## (4) 市町村交付金の算定の具体例

総事業費 550 億円 (用 地 費 100億円  
補償工事費 50億円) で建設費のアロケーションが  
治水 70%  
水道 20%  
発電 10% である多目的ダムが昭和55年度中 (昭和55年4月1日~昭和56年3月31日) に完成したとすると、国は次に掲げる市町村交付金を所在市町村に交付することになる。

(単位: 億円)

年 度	土 地		家屋、償却資産	計
	S・56	—		
当 初	S・57	$100 \times 0.3 \times 0.014 = 0.42$	$400 \times (0.986 \times 0.2 \times 0.5 + 0.98 \times 0.1) \times 0.014 = 1.10$	1.52
5 年 度	S・61	同 上	$400 \times 0.986 \times 0.972^4 \times 0.2 \times 0.5 + 0.98 \times 0.96^4 \times 0.1) \times 0.014 = 0.96$	1.38
6 年 度	S・62	同 上	$400 \times (0.986 \times 0.972^5 \times 0.2 \times 0.75 + 0.98 \times 0.96^5 \times 0.1) \times 0.014 = 1.17$	1.59
10 年 度	S・66	同 上	$400 \times (0.986 \times 0.972^9 \times 0.2 \times 0.75 + 0.98 \times 0.96^9 \times 0.1) \times 0.014 = 1.02$	1.44
11 年 度 以 後	S・67	同 上	$400 \times (0.986 \times 0.972^{10} \times 0.2 \times 1 + 0.98 \times 0.96^{10} \times 0.1) \times 0.014 = 1.20$	1.62
		同 上	$400 \times 0.05 \times 0.3 \times 0.014 = 0.08$	0.50

凡例 : 交付 6 年度

$$\frac{400 \times (0.986 \times 0.972^6 \times 0.2 \times 0.75 + 0.98 \times 0.96^6 \times 0.1) \times 0.014}{\substack{\text{建設費 } (1 - \frac{0.028}{2})(1 - 0.028) \\ \text{水道費率 } (1 - \frac{0.04}{2})(1 - 0.04) \\ \text{水道費率 } (1 - \frac{0.04}{2})(1 - 0.04) \\ \text{発電費率 } (1 - \frac{0.04}{2})(1 - 0.04) \\ \text{発電費率 } (1 - \frac{0.04}{2})(1 - 0.04)}} \text{交付率 } \frac{1}{100}$$

注: 債却は、水道分については 105 年後、発電分については 73 年後になる。

## (5) 市町村交付金と地方交付税との関係

地方交付税のうち普通交付税は、毎年度、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方団体に対して交付されるものであり、その額は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える額とされている。すなわち算式で示すならば、

$$\text{基準財政需要額} - \text{基準財政収入額} = \text{財源不足額} = \text{普通交付税額}$$

ということである。従って、基準財政収入額が増えれば普通交付税が減少することとなることは当然である。ここに基準財政収入額とは、各地方団体の財政力を合理的に測定するためにその地方団体について一定の方法により算定した額であり、市町村については具体的には、基準税率又は基準率をもって算定した法定普通税収入、事業税収入、娯楽施設利用税交付金収入、自動車取得税交付金収入、国有資産等所在市町村交付金及び納付金収入並びに特別とん課与税等収入である。基準財政収入額は各地方団体における一般財源収入のすべてを意味するものではなく、特別とん課与税等収入に関する部分以外についてはその百分の七十五の額とされている。従って、昭和49年以降のダム税制改正の結果、従来地方交付税を受けていなかった市町村にあっては、その全額が当該市町村の収入増加となることは当然であるが、従来地方交付税を受けていた市町村においても、ダムに係る市町村交付金収入が基準財政収入額に算入される結果地方交付税が減少することとなるが、なおダムに係る市町村交付金の25%が実質的に収入増加分となって、ダム所在市町村の財政安定に大きく寄与することとなる。

(例) 従前  $\begin{cases} \text{地方交付税} & 2 \text{億円} \\ \text{基準財政需要額} & 10 \text{億円} \\ \text{基準財政収入額} & 8 \text{億円} \\ \text{市町村交付金} & 0 \end{cases}$  であった町において、多目的ダ

ムの建設の結果市町村交付金が0から1億円にふえると

$\begin{cases} \text{地方交付税} & 1 \text{億} 2 \text{千} 5 \text{百万円} \\ \text{基準財政需要額} & 10 \text{億円} \\ \text{基準財政収入額} & 8 \text{億} 7 \text{千} 5 \text{百万円} \\ \text{市町村交付金} & 1 \text{億円} \end{cases}$  となり、地方交付税と市町村

交付金との合計額は2億円から2億2千5百万円にふえる。もちろん他方で固定資産税収入が減少するが、山間地においては固定資産税評価額は時価（ダム事業での取得価格）に比して著しく低いのが通例であるので、この減収は無視してさしつかえない。なお住民税等の減収については、一概にいえない。

## 6-2 個人補償としての税制優遇措置

一般に公共事業の用に供するために、個人又は法人がその有する資産を起業者に譲渡し補償金等を取得した場合は所得があることになるので、その補償金等に対して所得税、法人税等が課せられることになるが、公共事業施行者への資産の譲渡は、半ば強制的に行われることが多いので、これを一般の私人間の自由譲渡の場合と全く同様に扱うことは妥当ではない。

そこで、公共事業の用に供するために個人又は法人がその有する資産を譲渡する場合には、納税義務者の代替資産取得の必要性、担税力等を考慮して課税に関する優遇措置が講じられることになっている。

本稿においては、いかなる優遇措置があるかについて概説するが、そのまえに、一般の税制についても触れておくことにする。

### 1) 一般の不動産の譲渡に伴う課税措置

#### (1) 税制の概要

一般の不動産の譲渡に係る税金のうち主なものをあげると次のとおりである。

- ① 譲渡の対価について課税される所得税（法人にあっては法人税）及び住民税
  - ② 登記・登録等について課税される登録免許税
  - ③ 不動産を取得した者に課税される不動産取得税
  - ④ その他、法人にあっては③の場合に事業税等
- 本稿においては、公共事業に特にかかわりがあると思われる個人の所得税及び住民税について述べることにする。

#### (2) 所得税

##### ア 所得税の定義

所得税とは、一般の個人に対し1年間におけるその人の得た所得についてかかる国税の1つである。

##### イ 所得税の計算・納付の方法

ア) 所得の分類（所得税法（以下単に「法」という。）第23条乃至第35条）所得税は、個人の全ての所得を合計したものに対してかかるが、所得にはいろいろのものがあって、これに一律に税をかけると不適当な場合もあるので、所得税法では所得の種類を下記の10種類に区分して所得の性質に応じた計算を行い、その計算した所得の金額を一定の方法で合計したものに所得税を課することにしている。

- |          |          |           |
|----------|----------|-----------|
| (ア) 利子所得 | (イ) 配当所得 | (ウ) 不動産所得 |
| (エ) 事業所得 | (オ) 給与所得 | (カ) 退職所得  |
| (キ) 山林所得 | (ク) 譲渡所得 | (ケ) 一時所得  |
| (コ) 雑所得  |          |           |

##### イ) 課税標準の決定（法第21条及び第22条）

ア) で計算した金額を基に、その年分の所得を(ア)総所得金額(イ)退職所得金額及び(ウ)山林所得金額の三種に分けるが、この際、損益通算、純損失の繰越控除又は雑損失の繰越控除の計算を行い、一定の損失について控除することにしている。

ここで(ア)(イ)及び(ウ)の区分の仕方は次のとおりである。

$$\begin{aligned}
 (\text{ア})\text{総所得金額} = & \left[ \begin{array}{l} \text{利子所得} \\ \text{配当所得} \\ \text{不動産所得} \\ \text{事業所得} \\ \text{給与所得} \\ \text{短期譲渡所得}(\ast_1) \end{array} \right] + \text{合計額} + \{ \text{長期譲渡所得}(\ast_2) \\
 & + \text{一時所得} \times \frac{1}{2} \}
 \end{aligned}$$

(※1) 保有期間5年以内の資産の譲渡による所得

(※2)(※1)以外の譲渡所得

(イ) 退職所得金額=退職所得の金額

(ウ) 山林所得金額=山林所得の金額

ウ) 課税総所得金額等の決定（法第72条乃至第87条及び第89条第2項）

次にイ)で区分された各種の所得金額から次に掲げる所得を控除して、各々課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額を決定する。

- |                  |              |             |
|------------------|--------------|-------------|
| (ア) 雑損控除         | (イ) 医療費控除    | (ウ) 社会保険料控除 |
| (エ) 小規模企業共済等掛金控除 | (オ) 生命保険料控除  |             |
| (カ) 損害保険料控除      | (キ) 寄付金控除    | (ク) 障害者控除   |
| (ケ) 老年者控除        | (コ) 寡婦（寡夫）控除 | (サ) 勤労学生控除  |
| (シ) 配偶者控除        | (ス) 扶養控除     | (セ) 基礎控除    |

エ) 税率の適用（法第89条）

このようにして計算した課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額に次の①及び②により税率を適用して計算した金額の合計額（分離課税となる譲渡所得にかかる税額があればそれを加える。）がその年分の所得税額となる。

① 課税総所得金額及び課税退職所得金額に一定の累進税率を乗じて計算した税額

② 課税山林所得金額の5分の1に①と同じ累進税率を乗じて計算した金額の合計額の5倍相当額の税額

オ) 所得税の納付（法第120条等）

エ) までにより計算した税額が配当控除の額を超えるときは、その年

の翌年の2月16日から3月15日までの間に納税地の所轄税務署長に確定申告書を提出すると共に、申告した所得税額を納付しなければならないことになっている。

このように、不動産の譲渡による譲渡所得も他の所得とあわせて、所得税がかかるのが原則であるが、後述のように、当分の間の特例として分離課税が行われているということに注意する必要がある。

(3) 住民税

ア 住民税の定義

住民税は、法律上の名称ではなく、都道府県民税と市町村民税をあわせての通称である。

これらの税は、個人のその年の1月1日現在の住所の所轄市町村が市町村民税（都の特別区のときは特別区民税）を、その市町村又は特別区の所在する都道府県が都道府県民税を、それぞれ課税することになっている。

イ 住民税の計算・納付の方法（地方税法第23条等）

住民税は、所得税の場合と異なり、均等割と所得割との合計による。

ア) 均等割

均等割とは均等の額によって課する住民税である。均等割の税率は下記の通りである。

(ア) 市町村民税の場合（地方法税法第310条）

市町村	税率
人口50万以上の市	年額 2,000円
人口5万以上50万未満の市	年額 1,500円
(1)及び(2)以外の市並びに町村	年額 1,000円

(イ) 都道府県税の場合（地方税法第38条）

500円

## イ) 所得割

概ね所得税と同じであるが、所得控除額は所得税と異っており、また損害保険料控除及び寄付金控除は住民税にはない(地方税法第34条及び第314条の2)。

## (4) 譲渡所得

譲渡所得とは、所得税の課税の対象となる10種類の所得のうちの1種であるが、個人又は法人の有する資産を公共事業の用に供する場合にかかわりが深いのでここで特に説明しておくことにする。

## ア 譲渡所得の定義（法第33条）

譲渡所得とは、資産の譲渡による所得をいう。ただし、資産の譲渡による所得でも次の所得は譲渡所得にはならない。

- ① たな卸資産の譲渡その他営利を目的として継続的に行われる資産の譲渡による所得
- ② ①に該当するもののほか、山林の伐採又は譲渡による所得

一方、資産の譲渡による所得ではないが、その実質に着目して譲渡所得とされる所得がある。それは次の所得である。

## ① 特定の借地権の設定による対価の取得（所得税法施行令（以下単に「令」という。）第79条第1項）

借地権（建物若しくは構築物の所有を目的とする地上権又は賃借権をいう。以下同じ。）又は地役権（特別高圧架空電線の架設、特別高圧地中電線若しくは高圧ガス導管の敷設等又は都市計画法第4条第14項に規定する公共施設の設置若しくは第8条第1項第4号の特定街区内における建築物の建築のために設定されたもので、建造物の設置を制限するものに限る。以下同じ。）の設定（借地権の転貸その他他人に土地を使用させる行為を含む。以下同じ。）のうちその設定の対価として支払われる金

額が、次の場合の区分に応じそれぞれに示す金額の2分の1を超える場合には、その対価は譲渡所得とされる。

（注）この要件に該当しないものは、不動産所得になる。

i その設定が建物若しくは構築物の全部の所有を目的とする借地権又は地役権の設定である場合には、その土地の価額（地下又は空間について上下の範囲を定めた借地権又は地上権の設定の場合にはその2分の1）の2分の1

ii その設定が建物又は構築物の一部の所有を目的とする借地権の設定である場合には、その土地の価額にその建物等の床面積（その対価の額が階等の異なる効用に係る適正な割合を勘案して算定されているときは、その割合による調整後の床面積）のうちにその借地権に係る建物等の一部の床面積の占める割合を乗じて計算した金額

ただし、この適用に当たって、借地権又は地役権の設定の対象となつた土地の価額が明らかでない場合には、その設定による対価の額が当該設定により支払を受ける地代の年額の20倍相当額以下であるときは、その対価は譲渡所得に該当しないものと推定することとされている。

## ② 資産の消滅等に伴う補償金等の取得（令第95条）

次に掲げる原因によって譲渡所得の基となる資産が消滅し、又は価値が減少したことに伴い、その消滅等につき一時にうける補償金その他これに類するものの額は、譲渡所得の収入金額として取り扱う。

i 契約又は契約が成立しない場合に法令によりこれに代わる効果を認められる行政処分その他の行為

ii 資産の消滅又は価値の減少を伴う事業で、その消滅に対する補償を約して行うものの遂行

ただし、借地権の設定その他資産について物権を設定し、又は債権が成立することにより価値減少した場合は含まれないことになっている。

## イ 賦渡所得の金額の計算

賦渡所得は、次のように長期賦渡所得と短期賦渡所得とに区分して計算する。

### ア) 短期賦渡所得

資産をその取得の日以後5年以内に賦渡したことによる所得のこととて、土地の取得の日から5年以内にその土地の上に借地権等他人に長期間土地を使用させる行為による所得で賦渡所得に該当するものを含む（法第33条第3項第1号）。

ただし、自己の研究の成果である特許権、実用新案権その他の工業所有権、自己の著作に係る著作権及び自己の探鉱により発見した鉱床に係る採掘権の賦渡による所得は、たとえ権利の取得後5年以内に譲渡した場合でも、長期賦渡所得として取り扱われる（令第82条）。

### イ) 長期賦渡所得

資産の取得の日以後5年を超えてその資産を賦渡したことによる所得をいい、土地の取得の日以後5年経過後に借地権を設定させること等により他人に長期間土地を使用させることによる所得で賦渡所得に該当するものを含む。

（注）この「短期賦渡所得」、「長期賦渡所得」は、後述の土地建物等の譲渡に係る「長期賦渡所得」、「短期賦渡所得」と異なり、法律上の用語ではない通称である。

これらの所得の計算は次の算式による。

（各々の年中の各所得に係る総収入金額）

- {(その所得の基団となった資産の取得費)}
- + (その資産の譲渡に要した費用の合計額) ..... (注1)
- (譲渡所得の特別控除額(50万円)) ..... (注2)

（注1） 残額を譲渡益という。

（注2） 特別控除額の控除は、まず短期賦渡所得に係る譲渡益から行い、

控除しきれないときは、残額を長期賦渡所得に係る譲渡益から控除する。

なお、長期賦渡所得又は短期賦渡所得のいずれかに損失額が生じたときは、その損失を他方の所得から控除して譲渡益を計算する。

次に、これらの賦渡所得を他の所得を総合して総所得金額を計算する場合には、長期賦渡所得の金額はその2分の1相当額を、短期賦渡所得金額はその全額を総合する。このように取扱いに差があるのは、長期賦渡所得は、長期間にわたって生じた資産の値上がり益が一挙に課税されるという事情があるのに対し、短期賦渡所得はそうした事情がないからである。

### （注1） 収入金額について

収入金額は、資産の譲渡により収入とすることが確定した金額である。この収入金額の確定時期は、原則として譲渡した資産の引渡しがあった日であるが、譲渡契約の効力発生の日によって申告することも認められる。

また農地等の譲渡については知事の許可等を要するとされているので、許可等のあった日が確定時期である。さらに長期割賦払の場合は資産の引渡しのあった日である。

### （注2） 取得費について（法第38条）

取得費とは、その資産の取得に要した金額並びに設備費及び改良費の合計額である。

取得に要した金額には、その資産の買入代金又は製作原価のほか、引取運賃、荷役費、据付費等の附随費用が含まれる。設備費及び改良費は、買入れ後又は製作後これらの資産に投下されたものである。

### （注3） 賦渡費用について

取得費に係るものと除く以下の費用をいう。

- ① 資産の譲渡に際して支出した仲介手数料、運搬費、登記若しくは登録に要する費用その他該譲渡のために直接要した費用
- ② ①に掲げる費用のほか、借家人等を立ち退かせるための立退料、土地

(借地権を含む。)を譲渡するためその土地の上にある建物等の取りこわしに要した費用、既に売買契約を締結している資産を更に有利な条件で他に譲渡するため当該契約を解除したことに伴い支出する違約金その他当該資産の譲渡価額を増加させるため当該譲渡に際して支出した費用

なお、譲渡資産の修繕費、固定資産税その他その資産の維持又は管理に要した費用は、譲渡費用に含まれない。

また、土地の譲渡に際しその土地の上にある建物等を取りこわし、又は除却した場合において、その取りこわし又は除却が譲渡のために行われたものであることが明らかであるときは、その取りこわし又は除却の時においてその資産の損失の金額として一定の方法で計算した金額に相当する金額は、その譲渡に係る譲渡費用とされる。

#### ウ 譲渡所得の分離課税の特例

譲渡所得のうち土地建物等の譲渡による所得については、分離課税がとられている（租税特別措置法（以下単に「租特法」という。）第31条）。

##### ア) 長期譲渡所得の課税の特例

① 個人が、昭和43年12月31日以前に取得した土地建物等の譲渡（譲渡所得の対象となる借地権等の設定を含む。）をした場合には、その譲渡による譲渡所得（「長期譲渡所得」という。）は、他の所得と総合せず、一定の方法で計算した税額によって課税される。この課税方法を一般に「分離課税」という。

長期譲渡所得の課税の方法は、次のとおりである。

i 土地建物等の譲渡による収入金額からその土地建物等の取得費及び譲渡に要した費用を控除して長期譲渡所得の金額を計算する。

この場合における土地建物等の取得費は、原則として収入金額の5%により計算することになっている。

ii i による長期譲渡所得の金額から長期譲渡所得の特別控除額

（原則100万円…収用等の場合は、この控除額が増加する。）を控除して課税長期譲渡所得金額を計算する。この場合において、基礎控除、扶養控除等さきに説明した所得控除の額で、総所得金額の計算上控除しきれなかった金額があるときは、その控除しきれなかった金額をこの課税長期譲渡所得金額の計算上控除する。

iii 以上によって計算した長期譲渡所得金額を基として、次によりその税額を計算する。

i) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合

$$\text{課税長期譲渡所得金額} \times 20\%$$

ii) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える8,000万円以下である場合

次の(i)と(ii)との合計額である。

(i) 800万円 (=4,000万円×20%)

(ii) (課税総所得金額+課税長期譲渡所得金額×1/2)×総合累進税率 - (課税総所得金額+2,000万円(注))×総合累進税率  
(注) 4,000万円×1/2=2,000万円

iii) 課税長期譲渡所得金額が8,000万円を超える場合

次の(i)と(ii)の合計額である。

(i) 800万円 (=4,000万円×20%)

(ii) {課税総所得金額+ (課税長期譲渡所得金額-8,000万円)×3/4+4,000万円(注1)}×総合累進税率  
- (課税総所得金額+2,000万円(注2))×総合累進税率  
(注1) 8,000万円×1/2=4,000万円  
(注2) 4,000万円×1/2=2,000万円

この長期譲渡所得の課税の考え方は、算式でみるように4,000万円までの部分は20%の比例税率で課税し、4,000万円から8,000万円までの部分は、通常の2分の1を総合課税をした場合のいわゆる上積税額で課税し、8,000万円を超える部分はその4分の3を総合課税

した場合の重い上積税額で課税し、高額な土地譲渡所得については長期譲渡所得といえども重課しようとするものである。

## ② 優良住宅地の造成等のための土地等の譲渡の場合の特例

優良住宅地等のための譲渡については、課税の緩和措置を設けている。

i 適用対象は次のとおりである。

- i ) 国又は地方公共団体に対する土地等の譲渡
- ii ) 日本住宅公団、土地開発会社、地方住宅供給公社、日本労働者住宅協会等の行う住宅建設又は宅地造成の用に供するための土地等の譲渡
- iii) 収用交換等による土地等の譲渡
- iv) 都市計画法の開発許可を受けて行う面積 1,000 m<sup>2</sup> (都道府県知事が開発許可の要する規模を区域を限り別に定めている区域内にあっては、当該別に定めた面積規模) 以上の住宅地造成の用に供するための土地等の譲渡
- v) 都市計画区域内の宅地の造成につき開発許可を要しない場合においては個人又は法人が造成する面積 1,000 m<sup>2</sup> 以上の一団の住宅造成 (優良な住宅地の供給に寄与することにつき都道府県知事の認定を受けたものに限る。) の用に供するための土地等の譲渡
- vi) 都市計画区域内において行う 25 戸以上の一団の住宅又は 15 戸若しくは延床面積 1,000 m<sup>2</sup> 以上の中高層耐火共同住宅 (優良な住宅の供給に寄与することにつき都道府県知事又は市町村長の認定を受けたものに限る。) の建設の用に供するための土地等の譲渡
- vii) 土地区画整理事業の施行区域内の土地等で仮換地の指定の日から 3 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに住宅 (床

面積が 40 m<sup>2</sup> 以上 165 m<sup>2</sup> 以下で、その敷地の面積が 100 m<sup>2</sup> 以上 500 m<sup>2</sup> 以下のものに限る。) 又は中高層耐火共同住宅 (地上階数 3 以上で、その床面積の 4 分の 3 相当以上の部分が専ら居住用であるものに限る。) の建設を行う個人又は法人に対し、その住宅又は中高層耐火共同住宅の用に供するための土地等の譲渡

ii 課税の方法は次のとおりである。

- i ) その年の長期譲渡所得のすべてが優良住宅等のための譲渡である場合
  - (i) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合  
課税長期譲渡所得金額 × 20%
  - (ii) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合  
次のと①と②との合計額である。
    - ① 800 万円
    - ② (課税総所得金額 × 課税長期譲渡所得金額 × 1/2) × 総合累進税率 - (課税総所得金額 + 2,000 万円) × 総合累進税率
- ii ) その年の長期譲渡所得に一般の譲渡と優良住宅地等のための譲渡とがある場合
  - (i) 課税長期譲渡所得金額のうち一般課税長期譲渡所得金額が 8,000 万円以下の場合
    - ① 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下の場合  
課税長期譲渡所得金額 × 20%
    - ② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円超の場合  
次の I と II との合計額である。
      - I 800 万円
      - II (課税総所得金額 + 課税長期譲渡所得金額 × 1/2) × 総合累進税率 - (課税総所得金額 + 2,000 万円) × 総合累進税率
  - (ii) 課税長期譲渡所得金額のうち一般課税長期譲渡所得金額

が8,000万円を超える場合

次の①と②との合計額である。

① 800万円

② (課税総所得金額 + (一般課税長期譲渡所得金額  
- 8,000万円) × 3/4 + 4,000万円 + 優良住宅地等のための  
譲渡に係る課税長期譲渡所得金額 × 1/2) × 総合累進税率  
- (課税総所得金額 + 2,000万円) × 総合累進税率

#### イ) 短期譲渡所得の課税の特例（租特法第32条）

個人が、昭和44年1月1日以後に取得した土地建物等の譲渡をした場合には、その譲渡による譲渡所得（以下「短期譲渡所得」という。）は長期譲渡所得と同様に、他の所得と総合せず、分離課税を受けることとなっている。

ここで、注意すべきことは、所得税法上のいわゆる長期譲渡所得に該当する場合でも、この分離課税の特例の適用を受ける場合があるということである。たとえば、昭和45年1月に取得した土地を昭和55年2月に譲渡したとすれば、その保有期間は5年を超えており、所得税法上はいわゆる長期譲渡所得に該当するが、租税特別措置法上は短期譲渡所得として取り扱われることになるわけである。

課税の方法は、次のいずれか高い方の金額が分離課税の税額となる。ただし短期譲渡所得金額を求める際には長期譲渡所得と異なり、特別控除が存在しない。

① 課税短期譲渡所得金額 × 40%

② 課税短期譲渡所得金額から所得税法上の譲渡所得の特別控除額50万円（注1）を控除した残額とその年分の課税総所得金額（注2）との合計額を課税総所得金額とみなして計算した場合の所得税額から、その年分の課税総所得金額に係る所得税額を控除した残額 × 110%

（注1） 総合課税となる譲渡所得金額があればまずその所得金額から

控除した残額である。

（注2） この「課税総所得金額」には、分離課税となる所得金額が含まれない。

また短期譲渡所得のうち、次の譲渡に係るもの（②、③の譲渡については、一定の要件に該当するものに限られる。）については、重課課税の適用が除外される。

- ① 国又は地方公共団体に対する土地等の譲渡
- ② 収用交換等による土地等の譲渡
- ③ 日本住宅公団等の業務に直接必要な土地等の譲渡

この場合の短期譲渡所得に対する分離課税の税額は、次の①又は②により計算した金額のうちいずれか高い方の金額による。

- ① 課税短期譲渡所得金額 × 20%
- ② 課税短期譲渡所得金額から所得税法上の譲渡所得の特別控除額50万円を控除した残額とその年分の課税総所得金額との合計額を課税総所得金額とみなして計算した場合の所得税額から、その年分の課税総所得金額に係る所得税額を控除した残額

なお、この重課除外の特例の適用を受けるには、一定の証明が行われていることが必要とされている。

#### エ) 住民税の課税の特例

上記の土地建物等の譲渡に係る譲渡所得に対する住民税についても、同様な分離課税の特例が設けられている。要件については、所得税と同様であるので、税額の計算方法について、示しておく。

##### ア) 長期譲渡所得の課税の特例

（ア） 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合

課税長期譲渡所得金額 × 6%（道府県民税2%，市町村民税4%）

（イ） 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超え8,000万円以下である場合

次の①と②との合計額による。

- ① 道府県民税 80万円、市町村民税 160万円
- ② (課税総所得金額+課税長期譲渡所得金額×1/2) ×住民税の総合税率(注)-(課税総所得金額+2,000万円)
- ×住民税の総合税率
- (注)「住民税の総合税率」は、道府県民税又は市町村民税の総合累進税率をいう。

(ウ) 課税長期譲渡所得金額が8,000万円を超える場合

次の①と②との合計額による。

- ① 道府県民税 80万円、市町村民税 160万円
- ② {課税総所得金額+ (課税長期譲渡所得金額-8,000万円) ×3/4+4,000万円} ×住民税の総合税率  
- (課税総所得金額+2,000万円) ×住民税の総合税率

イ) 優良住宅地の造成等のための土地等の譲渡の場合の特例

(ア) その年の長期譲渡所得のすべてが優良住宅地等のための譲渡である場合

- ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合  
課税長期譲渡所得金額×6% (道府県民税 2%, 市町村民税 4%)

② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合

次の i と ii との合計額による。

- i 道府県民税 80万円、市町村民税 160万円
- ii (課税総所得金額+課税長期譲渡所得金額×1/2) ×住民税の総合税率

(イ) その年の長期譲渡所得に一般の譲渡と優良住宅地等のための譲渡とがある場合

- ① 課税長期譲渡所得金額のうち一般課税長期譲渡所得金額が

8,000万円以下の場合

- i 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下の場合  
課税長期譲渡所得金額×6% (道府県民税 2%, 市町村民税 4%)
- ii 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合  
次の i ) と ii ) の合計額による。
  - i ) 道府県民税 80万円、市町村民税 160万円
  - ii ) (課税総所得金額+課税長期譲渡所得金額×1/2) ×住民税の総合税率- (課税総所得金額+2,000万円) ×住民税の総合税率
- iii 課税長期譲渡所得金額のうち一般課税長期譲渡所得金額が8,000万円を超える場合  
次の i ) と ii ) の合計額による。
  - i ) 道府県民税 80万円、市町村民税 160万円
  - ii ) {課税総所得金額+ (一般課税長期譲渡所得金額-8,000万円) ×3/4+4,000万円+優良住宅地等のための譲渡に係る課税長期譲渡所得金額×1/2} ×住民税の総合税率- (課税総所得金額+2,000万円) ×住民税の総合税率

ウ) 短期譲渡所得の課税の特例

所得税の場合と同様であるが、短期譲渡所得の比例税率は道府県民税 4%, 市町村民税 6% (重課不適用の場合は、道府県民税 2%, 市町村民税 4%) である。

## 2) 用地買収に関する課税の特例

### (1) 特例の概要

公共事業の用に供するため、私人がその所有する資産を譲渡した場合には、次に掲げるような課税の特例がある。

なお、便宜上ここでは所得税について述べる。

#### ア 土地収用法等の規定により資産が収用等を受けて補償金等を取得した場合の特例

この場合は、買換えによる課税の繰延べの特例と譲渡所得からの3,000万円の特別控除の特例とのいずれかを選択することができる。ただし、後者は買取り申出の日から6月以内に譲渡した場合で、かつ、その年中に収用等により譲渡した資産について一切課税の繰延べの特例の適用を受けない場合に限られる。

#### イ 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の特例

その土地等の譲渡所得から2,000万円の特別控除が認められる。

#### ウ 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の特例

その土地等の譲渡所得から1,500万円の特別控除が認められる。

#### エ 農地保有の合理化等のために土地等を譲渡した場合の特例

その土地等の譲渡所得から500万円の特別控除が認められる。

### (2) 収用等の場合の特例（租特法第33条乃至第33条の6）

#### ア 特例の適用対象事例

##### ア) 資産が土地収用法等の規定に基づいて収用され、補償金を取得する場合

ここにいう「土地収用法等」とは、次の法律をいう（租特法第33条第1項第1号等）。

①土地収用法、②河川法、③都市計画法、④首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律、⑤近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律、⑥新住宅市街地開発法、⑦都市再開発法、⑧新都市基盤整備法、⑨流通業務市街地の整備に関する法律、⑩水防法、⑪土地改良法、⑫森林法、⑬道路法、⑭住宅地区改良法、⑮測量法、⑯鉱業法、⑰採石法、⑱日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法

イ) 資産の買取りの申出を拒んだときは、土地収用法等の規定に基づいて資産が収用されることとなる場合において、資産が買い取られ対価を取得するとき（租特法第33条第1項第2号）。

ウ) 土地又は土地の上に有する権利（以下「土地等」という。）につき土地区画整理法による土地区画整理事業、大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法による住宅街区整備事業、新都市基盤整備法による土地整理、土地改良法による土地改良事業又は農用地開発公団法第19条第1項第1号イ若しくはロの事業が施行された場合において、換地処分により清算金を取得するとき（租特法第33条第1項第3号）。

ただし、換地又は権利の目的となるべき土地若しくはその部分が定められなかったことにより支払われる清算金は含まれない。

エ) 資産につき都市再開発法による第1種市街地再開発事業が施行された場合において、その資産に係る権利変換により補償金を取得するとき（租特法第33条第1項第3号の2）。

ただし、床面積が過小となるため施設建築の一部又は建築施設の部分が与えられないこととなる場合及びやむを得ない事情により権利変換を希望しない場合に支払われる補償金に限る。

オ) 土地等が都市計画法に規定する買取請求に基づいて買い取られ、対

価を取得する場合（租特法第33条第1項第3号の3）。

カ) 土地区画整理事業で減価補償金を交付すべきこととなるものが施行される場合において公共施設の用地に充てるべきものとしてその事業の施行区域内の土地等が買い取られ、対価を取得するとき（租特法第33条第1項第3号の4）。

キ) 国、地方公共団体、日本住宅公団又は地方住宅供給公社が賃貸し、又は譲渡する目的で行う50戸以上の一団地の住民経営に係る事業の用に供するために土地等が買い取られ、対価を取得する場合（租特法第33条第1項第3号の5）。

ク) 土地等が農地法の規定に基づいて買収され対価を取得する場合（租特法第33条第1項第4号）

ケ) 保安林整備臨時措置法に定める森林に該当するものが同法の規定に基づいて買い入れられ、又は買い取られ、対価又は補償金を取得する場合（租特法第33条第1項第5号）

コ) 資産が土地収用法等の規定により収用された場合において、その資産に関する所有権以外の権利が消滅し、補償金又は対価を取得するとき（租特法第33条第1項第6号）

サ) 資産に関して有する権利で、都市再開発法に規定する権利変換により新たな権利に変換することとなるもの（地役権等）が消滅したことにより、補償金を取得する場合（租特法第33条第1項第6号の2）

シ) 国、地方公共団体又は公共事業の施行者が行う公有水面埋立並びにその事業に伴う漁業権、入漁権その他水の利用に関する権利又は鉱業権等の消滅により、補償金又は対価を取得する場合（租特法第33条第1項第7号）

ス) ア)からシ)までのほか、国又は地方公共団体が地方鉄道法、建築基準法、漁業法、軌道法、港湾法、鉱業法、公衆電気通信法、海岸法又は水道法の規定に基づく処分に伴う買取り若しくは消滅（価値の減少を含む。）により、補償金又は対価を取得する場合（租特法第33条第

#### 1項第8号）

このほか、次の場合にも、収用等により譲渡があったものとみなされて課税の特例が適用される。

セ) 土地等が土地収用法等の規定に基づいて使用され、補償金を取得する場合又は土地等について使用の申出を拒むときは土地収用法等の規定に基づいて使用されることが確実と認められる場合において契約等により土地等を使用させる対価を取得するとき（租特法第33条第3項第1号）。

ただし、その使用による対価が先に説明した借地権の設定の対価が譲渡所得とされる要件に該当する場合に限られる。

ソ) 土地等がア)からエ)まで又はセ)に該当することとなったことに伴い、その土地等の上にある資産が収用されたり、取りこわし若しくは除去をしなければならなくなった場合又はス)に該当する国若しくは地方公共団体の処分に伴いその土地の上にある資産の取りこわし、除去をしなければならなくなった場合において、その資産の損失に対する補償金を取得するとき（租特法第33条第3項第2号）。

#### イ 代替資産を取得した場合の課税の繰延べ措置例

##### ア) 特例のあらまし

先に述べた収用の場合の特例の適用が受けられるア)からス)までの場合に該当する資産の収用買取り、買収、権利の消滅等が行われて補償金等を取得した場合において、その収用等による譲渡をした日の属する年の12月31日までに譲渡資産と同種類の資産又はこれに代わるべき一定の資産（以下「代替資産」という。）を取得したときは納税者の選択により、次に述べる譲渡所得の課税の繰延べを受けることができる。

なお、その年末までに代替資産を取得できない場合でも、後述のとおり、一定の期間内に取得できる見込みがあるときは、所定の手続に

よって同様な繰延べの特例の適用が受けられる。

- ① 補償金、対価、清算金等の額から譲渡費用（譲渡費用に充てるために交付された金額があるときは、その金額を控除した後の金額）を控除した金額（「補償金等」という。）が代替資産の取得価額以下であるときは、譲渡資産の譲渡はなかったものとみなされる。
- ② 補償金等の額が代替資産の取得価額を超えるときは、譲渡資産のうちその超える金額に対応する部分についてだけ譲渡があったものとみなして譲渡取得の金額を計算することになる。
- ③ この特例の適用を受けた場合には、その譲渡所得が長期譲渡所得に該当しても100万円の特別控除の適用はないこととされる。

#### イ) 代替資産の取得時期の特例

代替資産の取得に時間がかかり、翌年以降になると見込まれる場合があるが、このような場合には、次のような手続きにより、課税の繰延べの特例適用を受けることができる。

##### (ア) 通常の場合

代替資産の取得が収用等のあった年の翌年以降で収用等の日から2年以内にできると見込まれる場合には、特例の適用を受けようとする旨、取得する予定の代替資産の取得予定年月日及びその取得価額の見積額その他の明細を記載した申請書をその年分の確定申告書の提出の日までに所轄税務署長に提出して、その承認を受けた場合に限り、見積りにより特例の適用を受けることができる。（租特法第33条第2項）

##### (イ) 延長が認められる場合

収用等に係る事業（以下「収用事業」という。）が完了しないためあるいは工場等の建設に要する期間が長期を要するため、上記の原則的期間では代替資産の取得ができない場合には、税務署長の承認を受けることにより、それぞれ次の日まで延長される（租

特法施行令第22条第11項）。

- ① 収用事業の全部又は一部が完了しないため2年以内に次に掲げるi又はiiの資産を代替資産として取得することが困難であり、かつ、その全部又は一部の完了後にその資産を取得することが確実と認められる場合……それぞれi又はiiの日
  - i 収用事業の施行地区内にある土地等で事業施行者の指導又はあっせんにより取得するもの……当該土地等を取得することができることとなると認められる日（収用等の日から4年を経過した日を限度とする。iiでも同じ）。から6ヶ月を経過した日
  - ii 収用事業の施行地区内に有する土地等の上に建設する建物又は構築物……その土地等をその建物等の敷地の用に供することができることとなると認められる日から6ヶ月を経過した日
  - iii 収用事業の全部又は一部が完成しないことにより、収用等の日から4年を経過した日までにiの土地等の取得又はiiの敷地の供用が困難と認められる場合において、税務署長の承認を受けたとき……当該4年を経過した日から更に4年を経過する日までの期間内の日で、その取得又は供用ができる日として税務署長が認定した日から6ヶ月を経過した日
- ② 収用等のあったことに伴い、工場、機械等を建設又は移転しなければならなくなった場合において、工場等の敷地の造成及び工場等の移転等を要する期間が通常2年を超えるため収用等のあった日以後2年を経過した日までに工場等、その敷地その他の代替資産を取得することが困難であり、かつ、収用等があつた日から3年を経過した日までにその資産を取得することが確実と認められる場合……これらの資産を取得することができることとなると認められる日

この特例が適用される例としては、公有水面を埋め立てて生ずる造成地を代替資産とする場合や地下鉄工事等のため建物を除去して一時施工地を立ち退いて、工事完了後再びもとの土地に代替資産として建物等を建設する場合などが該当するものと思われる。

#### ウ) 代替資産の事前取得（国税庁通達租通33-47）

収用等の場合の課税の特例は、収用という強制力に基づく譲渡であることに着目して設けられているものなので、建前として代替資産の取得はあくまで事後という考え方で制度が組み立てられているものと考えられるが、一切、代替資産の事前取得を認めないこともいささか酷と考えられるので、土地収用法による事業認定又は起業者から買取りの申出があったことにより収用等をされることが明らかであるため、その事業認定等のあった日以後に取得したもので、かつ、次に掲げる資産に限り、先行取得をしたものであっても、収用等のあった年において課税の特例の適用が受けられることに取り扱われている。

- ① 土地等については、収用等のあった日の属する年の1月1日前1年（収用等に伴い工場等の移転等を要し、かつ、敷地の造成、工場の建設等に要する期間が通常1年を超えることその他これに分類する事情があるときは、収用等のあった年の1月1日前3年）以内に取得したものであること。
- ② 建物、機械等については、収用等のあった年の1月1日前1年以内に取得したものであること。

#### エ) 代替資産の範囲（租特法施行令第22条第4項）

- ① 代替資産は、収用等を受けた資産のア)からエ)までの区分に従い、それぞれの区分に属する資産であることが原則とされている。
  - i) (2)ア(特例の適用対象事例)のア), イ)又はエ)の場合にあっては、譲渡資産の次の区分に応ずる区分の資産（たとえば土地を収用さ

れた場合には、土地又は借地権)

- i) 土地等
- ii) 建物（その付属設備を含む）又はこれに付属する特定の構築物
- iii) ii)以外の構築物
- iv) その他の資産（代替資産は、譲渡資産と種類及び用途を同じくしていること）
  - ii) (2)アのウ)及びオ)乃至ケ)の場合にあっては、譲渡資産がこれらの区分のいずれに属するかに応じそれに規定する資産
  - iii) (2)アのコ)～シ)の場合にあっては、譲渡資産と同種の権利
  - iv) (2)アのス)の場合にあっては、譲渡資産がi)のi)又はiii)のいずれかの区分に属するかに応じ、それぞれの区分に属する資産

たとえば、土地と家屋とを収用されて、その補償金で土地と建物を取得した場合には、土地の代替資産は土地であり、建物の代替資産は建物である。従って、次のような設例では全体としては等価であるが、土地の対価補償金は、代替資産である土地の取得価額との差額300万円が課税されることになる。

(設例)	譲渡資産	代替資産	
土地	1,500万円	土地	1,200万円
建物	1,000万円	建物	1,300万円

#### ② 一組の資産の特例（租特法施行令第22条第5項）

そこで、収用文による譲渡資産が① i)のi)～iii)（の区分の異なる2以上の資産で一の効用を有する一組の資産となっているものであれば、その効用と同一の効用を有する他の資産（必ずしも一組の資産であることを要しない。）をもってその譲渡資産のすべてに係る代替資産とすることができます。この「効用」とは、次の用をいう。

- i) 居住の用

- ii) 店舗又は事務所の用
- iii) 工場、発電所又は発電所の用
- iv) 倉庫用
- v) i)～iv)のほか、劇場の用、運動場の用、遊技場の用その他これらの中の区分に類する用

従って、さきに挙げた設例で、譲渡資産・代替資産とも居住の用に供するものであれば、金体としての補償金の額と代替資産の取得価額とを比較することになるので、譲渡所得の収入金額となる差額は生じないことになる。しかし、譲渡資産が事務所の用で代替資産が工場の用に供するものである場合は、この特例の適用はないことになる。

### ③ 事業用資産の特例（租特法施行令 22 条 6 項）

収用文により譲渡した資産が事業（事業と称するに至らない不動産の貸付け等で相当の対価を得て継続的に行うものを含む。）の用に供されていたものである場合には、その代替資産は、以上に述べた以外の種類の資産（ただし、土地等又は減価償却資産に限る。）で事業の用に供するものとすることも認められる。たとえば農地を譲渡して、その補償金で工場用の建物及び機械を取得してもさしつかえないことになる。また、このように、事業は必ずしも同一であることを要しない。

## オ) 補償金の区分と取扱い

### (ア) 補償金の区分

#### a) 対価補償金

収用等による譲渡等の目的となった資産の対価となる金額をいう。ただし、後に述べるように、対価補償金以外の補償金で対価補償金として取扱われるものがある。

#### b) 収益補償金

事業（事業と称するに至らない不動産又は船舶の貸付けその他これらに類する行為で相当の対価を得て継続的に行うものを含む。c) でも同じ）について減少することとなる収益又は生ずることとなる損失の補てんに充てるものとして交付を受ける補償金をいう。

#### c) 経費補償金

休廃業により生ずる事業上の費用の補てん又は収用等による譲渡の目的となった資産以外の資産（たな卸資産等を除く。）について実現した損失の補てんに充てるものとして交付を受ける補償金をいう。

#### d) 移転補償金

資産（たな卸資産等を含む。）の移転に要する費用の補てんに充てるものとして交付を受ける補償金をいう。

#### e) その他対価補償金たる実質を有しない補償金

#### （イ） 補償金の課税上の取扱い

以上の 5 種類の補償金に対する課税上の取扱いは、次のとおりである。

#### a) 対価補償金

この補償金は、譲渡所得の金額又は山林所得の金額の計算上、収用等の場合の課税の特例の適用がある。対価補償金の取扱いについては、更に後述する。

#### b) 収益補償金

補償金交付の基団となった事実の態様に応じ不動産所得、事業所得又は雑所得の収入金額になる。

#### c) 経費補償金

休廃業等により生ずる事業上の費用の補てんに充てるものと

して交付を受ける補償金は、その交付の基になった事業の態様に応じ、不動産所得の事業所得又は雑所得の収入金額になる。

また、収用等による譲渡の目的となった資産以外の資産（たな卸資産を除く。）について実現した損失の補てんに充てるものとして交付を受ける補償金は、山林所得又は譲渡所得の収入金額になる。

#### d 移転補償金

補償金をその交付の目的に従って支出した場合には、その支出した額は、課税上、収入金額とされない。

#### e その他対価補償金の実質を有しない補償金

その実態に応じ、各種所得の収入金額となる。ただし、所得税法上の非課税所得に該当するものは、当然課税されない。

なお、対価補償金以外の補償金で対価補償金として取り扱われるものについては、次に述べる。

### (ウ) 対価補償金

対価補償金とは、その交付の名義がどのようなものであるかを問わず、実質的に収用等をされた土地、家屋、構築物など譲渡所得又は山林所得の対象となる資産の対価である金額をいう。

従って、特定の補償金であることを示さないで、特別措置などの名義で交付を受けた補償金は、その者に対する他の補償金等の内容及びその算定の内訳、同一事業につき起業者が他の収用等をされた者に対してした補償の内容等を勘案して、対価補償金に該当するかどうかを判定することになる。

次に、その性格は対価補償金ではないが、次のように、対価補償金として取り扱われる補償金がある。

#### a 収益補償金名義の補償金で対価補償金とされるもの

建物の収用等に伴い収益補償金名義で補償金の交付を受ける

場合において、その建物の対価補償金として交付を受ける金額がその建物の再取得価額に満たないときは、その収益補償金名義の補償金のうちその満たない金額に達するまでの金額をその建物の対価補償金として計算したときに限り、その計算を求めるものとされている。

#### b 事業廃止等の場合の機械装置等の売却損の補償金

土地、建物、漁業権その他の資産の収用等に伴い、機械装置等の売却を要することとなった場合において、その売却による損失の補償として交付を受ける補償金は、経費補償金に該当するが、収用等に伴い事業のすべてを廃止した場合又は從来営んできた業種の事業を廃止し、かつ、その機械装置等を他に転用することができない場合に交付を受ける機械装置等の売却損は、対価補償金として取り扱われる。

#### c 移設困難な機械装置の補償金

土地等又は建物等の収用等に伴い、機械装置等の移設を要することとなった場合において、その移転に要する経費の補償として交付を受ける補償金は、対価補償金ではないが、例えば製錬設備の熔鉱炉、公衆浴場設備の浴そうのように、その物自体を移設することが著しく困難と認められる資産について交付を受ける取りこわし等の補償金は、移設補償名義でも対価補償金として取り扱われる。

#### d 戻家補償金

土地等の収用等に伴い、起業者からその土地等の上にある建物又は構造物を戻家し、又は移築するために要する費用として交付を受ける補償金であっても、その交付を受ける者が実際にその建物等を取りこわした場合には、その補償金（他の建物等の一部を構成できると認められる資産に係る部分を除く）は、その建物等の対価補償金として取り扱われる。

#### e 残地補償金・残地買収の対価

土地等の一部について収用等があった場合における次のものは、対価補償金として取り扱われる。

- ① 土地収用法第74条の規定によりその残地の損失について交付を受ける補償金
- ② 残地が従来の利用目的に供することが著しく困難となり、その残地について収用の請求をすれば収用されることとなる事業があるため、残地を起業者に買い取られた場合におけるその買取りの対価。

なお、土地等の収用等に伴い、その土地等の上にある建物等又は立木の取りこわし又は除去をしなければならなくなつた場合において生じた発生資材（資産の取りこわし又は除去に伴つて生ずる資材をいう）又は立木の価額又はこれらの売却代金の額は、損失補償ではないので、対価補償金にはならない。

#### 力) 繰延べ課税の方法

以上に述べたところに該当する資産の譲渡を行った場合には、その譲渡所得又は山林所得について、以下に述べる課税の繰延べと、後述の譲渡所得等から3,000万円の特別控除とのいずれかを選択することができる。ただし、その年中に収用された一部の資産について課税の繰延べを受け、他の資産には3,000万円の控除を受けることはできない。

繰延べ課税の方法は、次のとおりである。

##### (ア) 補償金の額の全部を代替資産の取得に充てた場合

代替資産の取得価額が譲渡資産の補償金の額から譲渡経費の額を控除した金額以上である場合には、その譲渡はなかったものとされ、譲渡所得等は生じない。ただし、代替資産の取得費は、譲

渡資産の取得費をそのまま引き継ぐので、将来、代替資産を譲渡する際に、譲渡資産の値上がり益があわせて課税されることになるわけで、これが課税の繰延べといわれる理由である。

##### (イ) 補償金の額の一部を代替資産の取得に充てた場合

代替資産の取得価額が譲渡資産の補償金の額から譲渡経費の額を控除した金額に満たない場合には、その満たない差額に対応する部分だけが譲渡があったものとされ、他の部分は課税の繰延べを受けることができる。この場合の譲渡益（収入から必要経費等を控除したもの）の計算は、次のようになる。

$$\begin{aligned} & [(\text{補償金の額} - \text{譲渡経費の額}) - \text{代替資産の取得価額}] \\ & - \text{収用された譲渡資産の取得費} \\ & \quad \times \frac{(\text{補償金の額} - \text{譲渡経費の額}) - \text{代替資産の取得価額}}{\text{補償金の額} - \text{譲渡経費の額}} \end{aligned}$$

以上により計算した譲渡益を基に、その所得の性質に応じ、次のとおり課税する。

- a 譲渡益が分離課税の対象となる長期譲渡所得に該当する場合  
……長期譲渡所得の課税の特例の方法に従つて課税される。ただし長期譲渡所得の100万円の特別控除は適用されない。
- b 譲渡益が分離課税の対象となる短期譲渡所得に該当する場合  
……短期譲渡所得の課税の特例の方法によって課税されるが、収用証明書（譲渡土地等の面積1,000m<sup>2</sup>以上とのときは適正対価要件を満たす旨の一定の証明書があわせて必要である）を申告書に添付すれば、20%又は上積総合税率のいずれか高い税率による分離課税が適用され、一般の重課課税の適用はない。
- c 譲渡益が分離課税となる長期譲渡所得及び短期譲渡所得のいずれにも該当しない譲渡所得である場合又は山林所得である場合には、これらの譲渡益から所得税法上の譲渡所得等の特別控除をした後の金額が譲渡所得の金額又は山林所得の金額になり、前者は総合課税、後者は分離課税される。なお譲渡所得が

長期譲渡所得に該当すれば、所得金額の2分の1が総合課税されることは当然である。

次に簡単な計算例を示しておく。

(計算例)

収用された土地の補償金	3,000万円
譲渡資産の取得費（昭和40年取得）	600万円
譲渡経費	120万円
代替資産の取得価額	1,200万円

土地は昭和43年以前の所得であるのでその譲渡所得は長期譲渡所得に該当する。

○ 課税長期譲渡所得金額 =

$$\begin{aligned} & [(3,000 \text{万円} - 120 \text{万円}) - 1,200 \text{万円}] - 600 \text{万円} \\ & \times \frac{(3,000 \text{万円} - 120 \text{万円}) - 1,200 \text{万円}}{3,000 \text{万円} - 120 \text{万円}} \\ & = 1,330 \text{万円} \end{aligned}$$

○ 分離課税額  $1,330 \text{万円} \times 20\% = 266 \text{万円}$

ウ 譲渡所得等の3,000万円の特別控除の特例（租特法第33条の4）

ア) 特例のあらまし

この特例は、課税の繰延べの特例の適用を受けることができる収用交換処分、換地処分等（以下「収用換地等」という。）により資産を譲渡した場合において、その譲渡が買取り等の申出の日から6月以内にされたときは、その年の収用換地等により譲渡した資産のすべてについて課税の繰延べの特例の適用を受けないことを条件に、その譲渡所得等から3,000万円の特別控除の適用を認めるものである。

イ) 特例の適用対象となる譲渡

この特例の適用対象となる収用換地等による譲渡は、その資産の買取り、交換、取りこわし、除去又は使用（以下「買取り等」という。）の申出をする者（以下「公共事業施行者」という。）からその資産につき最初に買取り等の申出があった日から6ヶ月を経過した日までに行われたものに限られている。

ただし、例外として、次の場合には、買取り等の申出があった日から6ヶ月を経過した後の譲渡であっても特例の適用が認められる。

① その資産の譲渡について土地収用法第46条の2の規定による補償金の支払の請求があった場合には、買取り等の申出後6月を経過した日から、支払請求の日から資産の譲渡の日までの期間内にその資産の譲渡がされたとき。

② その資産の譲渡について農地法第3条第1項又は第5条第1項の規定による許可を受けなければならない場合には、買取り等の申出があった日から6月を経過した日から、その許可の申請をした日からその許可があった日までの期間内にその資産の譲渡がされたとき。

③ その資産の譲渡につき農地法第5条第1項第3号の規定による届出をする場合には、買取り等の申出があった日から6月を経過した日から、その届出書を農業委員会に提出した日からその届出書を都道府県知事が受理した日までの期間内にその資産の譲渡がされたとき。

即ち、補償金の請求、農地の転用許可申請又は届出が、買取り等の申出から6月以内にされたときに限られるということになる。

ウ) 特例の適用対象とならない譲渡

イ)の要件に該当する譲渡であっても、次に掲げる資産は、3,000万円の特別控除の対象にはならないことになっている。

- ① 一の収用交換等に係る事業につき資産の収用交換等による譲渡が2回以上あった場合において、これらの譲渡が2以上の年にまたがってされたときには、最初に譲渡があった年において譲渡された資産以外の資産
- ② 資産の譲渡が資産につき最初に買取り等の申出を受けた者以外の者がされた場合には、その資産

(注) その申出を受けた者の死亡によりその者から資産を取得した者が譲渡した場合は含まれない。この「申出を受けた者の死亡によりその者から資産を取得した者」とは、買取り等の申出を受けた者から相続又は遺贈(死因贈与を含む。)によりその資産を取得した者をいう。

なお、一の収用交換等に係る事業につき申出を受けた資産のうちに農地法の許可を受けなければならない農地とその他の資産とがあり、その資産が2以上の年にわたって行われた場合で、その他の資産の年に農地の譲渡契約が行われたときは、その契約締結の年に譲渡があったものとして申告することが認められる取扱いになっている。

## エ) 3,000万円控除の方法

以上ア)からウ)までにおいて説明した要件に該当する資産の譲渡にかかる山林所得又は譲渡所得の金額の計算に当たっては、次のように、一般の控除に代えて3,000万円の特別控除が認められる。

### (ア) その譲渡による所得が長期譲渡所得に該当する場合

- ① 租特法第33条の4第1項の収用交換等による土地等の譲渡は、同法第31条の2第1項の「優良住宅地等のための譲渡」(借特法31の2②一~三)に該当するので、その譲渡による所得が長期譲渡所得に該当する場合には、一般の場合に比して有利な特例が認められているが、その場合における「優良住宅地等のための譲渡」による課税長期譲渡所得金額(「特定課税長期譲渡所得

金額」という。)の計算は、次による。

特定課税長期譲渡所得金額 = (優良住宅地等のため譲渡に該当する譲渡土地等の譲渡収入金額 - 取得費・譲渡費用 - 3,000万円)

この特定課税長期譲渡所得金額がある場合の分離課税の税額を再度示せば、次のようになる。

i) 課税長期譲渡所得金額のすべてが特定課税長期譲渡所得金額に該当する場合

i) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下のとき  
課税長期譲渡所得金額 × 20%

ii) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円超のとき

800万円 + {(課税長期譲渡所得金額 × 1/2

+ 課税総所得金額(注)) × 総合税率

- (2,000万円 + 課税総所得金額) × 総合税率}

(注) この「課税総所得金額」のうちには、分離課税となる譲渡所得金額は含まれない。

ii) 課税長期譲渡所得金額が特定課税長期譲渡所得金額と一般課税長期譲渡所得金額(特定課税長期譲渡所得金額以外の課税長期譲渡所得金額をいう。)とから成る場合

i) 一般課税長期譲渡所得金額が8,000万円以下のとき

(i) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下のとき  
課税長期譲渡所得金額 × 20%

(ii) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円超のとき

800万円 + {(課税長期譲渡所得金額 × 1/2

+ 課税総所得金額) × 総合税率} - {(2,000万円

+ 課税総所得金額) × 総合税率}

ii) 一般課税長期譲渡所得金額が8,000万円超のとき

$$800\text{万円} + \{( \text{一般課税長期譲渡所得金額} - 8,000\text{万円}) \times 3/4 + \text{特定課税長期譲渡所得金額} \times 1/2 + 4,000\text{万円}$$

$$+ \text{課税総所得金額} \} \times \text{総合税率} - \{ (2,000\text{万円} + \text{課税総所得金額}) \times \text{総合税率}$$

(注) 収用交換等による土地等の譲渡が、昭和54年から昭和56年までの間に行われ、かつ、それが特定市街化区域農地等の譲渡に該当する場合には、次のとおりである。

(i) 当該譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下の場合

$$\text{課税長期譲渡所得金額} \times 15\%$$

(ii) 当該譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円超の場合

$$600\text{万円} + (\text{課税長期譲渡所得金額} - 4,000\text{万円}) \times 20\%$$

② その長期譲渡所得が土地等以外の資産で租特法第31条の規定の適用があるもの（建物等）の譲渡による所得である場合は、次のようになる。

$$\text{課税長期譲渡所得金額} = (\text{資産の譲渡収入金額}$$

$$- \text{取得費・譲渡費用} - 3,000\text{万円})$$

なお、課税長期譲渡所得金額に対する所得税額は、一般の長期譲渡所得に対する所得税額の計算方法と同じである。

(イ) その譲渡による所得が短期譲渡所得に該当する場合

① 課税短期譲渡所得金額 = (短期譲渡収入金額

$$- \text{取得費・譲渡費用} - 3,000\text{万円})$$

課税短期譲渡所得金額に対する所得税額 = 次のいずれか高い方の税額

i) 課税短期譲渡所得金額 × 20%

ii) 課税短期譲渡所得金額の上積総合課税額

② ①以外の短期譲渡所得（譲渡資産が建物である場合・特定の収用交換で適正対価要件を満たさない場合等）の場合は、次のようにになる。

$$\text{課税短期譲渡所得金額} = (\text{短期譲渡収入金額}$$

$$- \text{取得費・譲渡費用} - 3,000\text{万円})$$

課税短期譲渡所得金額に対する所得税額 = 次のいずれか高い方の税額

i) 課税短期譲渡所得金額 × 40%

ii) 課税短期譲渡所得金額の上積総合課税額 × 110%

③ 譲渡資産が土地建物等以外のもの（例えば鉱業権）であるためその譲渡所得が総合課税の対象となるものである場合

次の金額が他の所得と総合されて課税されることになる。

$$\{ (\text{資産の譲渡収入金額} - \text{取得費・譲渡費用} - 3,000\text{万円}) \\ - \text{譲渡所得の特別控除} 50\text{万円} \} \times 1/2$$

ただし、その資産の保有期間が5年以内であるため、所得税法上の短期譲渡所得に該当する場合には、上記算式の1/2は行わない。

④ 資産の譲渡による所得が山林所得に該当する場合には、次の金額が課税山林所得金額となり、この金額が5分5乗課税されることになる。

$$(\text{山林の譲渡収入金額} - \text{必要経費} - 3,000\text{万円})$$

$$- \text{山林所得の特別控除} 50\text{万円}) = \text{課税山林所得金額}$$

なお、保有期間5年以内の山林の譲渡による所得は、事業所得又は雑所得に該当するのでこの3,000万円控除は適用され

ない。

## エ 申告手続

収用等の場合の課税の特例の適用を受ける場合には、原則として、確定申告書に、特例の適用を受ける旨を記載し、かつ、次に掲げる書類を添付することが必要である。

- ① 特例による山林所得の金額又は譲渡所得の金額の計算に関する明細書
- ② 租税特別措置法施行規則第14条第7項に規定するいわゆる「収用証明書」
- ③ 3,000万円の特別控除の適用を受ける場合には、①、②のほか、次の書類
  - i 公共事業施行者の買取り等の最初の申出の年月日及びその申出に係る資産の明細を記載した買取り等の申出があったことを証する書類
  - ii 公共事業施行者の買取り等の年月日及びその買取り等に係る資産の明細を記載した買取り等があつたことを証する書類

ただし、例外として、確定申告書の提出がなかった場合又は上記の事項の記載若しくは書類の添付のない確定申告書の提出があった場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかったことについてはやむを得ない事情があると税務署長が認めるときは、その記載をした書類及び①～③の書類を提出することによって適用を受けることができる。

なお、3,000万円の特別控除は、この特例の適用を受けることによって確定申告をする義務がなくなる者は、何らの手続をしなくとも、この3,000万円の控除が受けられるが、この3,000万円控除の特例の適用を受けても、なお確定申告の義務がある者は、たとえ資産の譲渡益が3,000万円未満であっても、上記の手続を行って確定申告をしなければならない。

そのほか、申告に際しては次のことに注意する必要がある。

① 代替資産の取得をした場合には、その取得したことを証する書類(例えば登記簿の謄本又は抄本)を確定申告書の提出の日までに所轄税務署長に提出すること。なお、まだ代替資産を取得していないが、収用等の日から2年以内に代替資産を取得する見込みである場合には、確定申告の際代替資産の取得予定年月日、取得価額の見積額等を記載した承認申請書を税務署長に提出してその承認を受けておく必要がある。また、取得期間が2年を超える場合には、その点についても承認を受ける必要がある。

- ② その土地等の譲渡所得につき優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の特例の適用を受けようとする場合には、国、地方公共団体への譲渡又は日本住宅公団等の宅地造成等のための譲渡であるときはこれらの者の買取証明書、他の収用換地等のときは収用証明書が確定申告書に添付されていることが必要である。
- ③ 譲渡した土地が特定市街化区域農地等である場合で、長期譲渡所得の分離課税の税率の軽減の特例の適用を受けたいときは、市長(都知事)のその土地等が特定市街化区域農地等に該当する旨の証明書・農地法による転用届出受理証明書を添付することが必要である。

### オ 収用証明書

これまでのべてきた特例は、少なくとも、「買取りの申出を拒めば収用されることとなる」場合の買収にのみ適用されるものであるが、こうした判断を個別の事案について起業者や税務官庁に求めることは、实际上不可能に近いことなので、収用証明書の制度が設けられている。

扱いは次のとおりである。

- ① 実際に土地収用法等の規定により収用された場合は、収用裁決書の写しによる。
- ② 任意買収の場合は、原則として、土地収用法の規定による事業認定を受けているか又は都市計画事業の認可若しくは承認を受けている事

業である旨の証明による。

- ③ 買収事業者が特に公共性が高く、買収地が特定されて代替性のない場合や特に緊急性の高い事業である場合で、かつ、申請をすれば事業認定を受けられると認められるような一定の買収については事業施行者の買取証明書（特定の場合には、代行買収者についての事業施行者の買取証明書等）のように簡易な証明書でよいことになっている。

## カ 代替資産の取得等に関する処理

### ア) 代替資産を取得した場合

収用等の場合の課税の繰延べの適用を受ける際に、エで述べた代替資産の取得見込みの承認申請書を税務署長に提出してその承認を受けた場合において、その代替資産を実際に取得したときは、その取得した日から4月を経過する日までに、代替資産を取得した旨を証する書類（例えば、登記簿の謄本又は抄本）を税務署長に提出しなければならない。

（注） 収用等のあった年の12月31日までに代替資産を取得した場合は既に述べたように確定申告書の提出の日までに上記の取得を証する書類を提出することになっている。

次に、承認を受けた後実際に代替資産を取得した場合において、その代替資産の取得価額が承認を受けた代替資産の取得価額の見積額と異なっているときは、先の確定申告との調整を次によって行う。

- ① 代替資産の取得価額が見積額より多かった場合には、代替資産を取得した日から4月以内に所轄税務署長に対して、収用等のあった年分についての所得税の更正の請求をすることができる。
- ② 代替資産の取得価額が見積額より少なかった場合には、代替資産を取得した日から4月以内に所轄税務署長に対して、収用等のあった年分についての修正申告書を提出して、増加した分の所得税額を納付しなければならない。なお、この修正申告については、その提

出期限内に申告し、納付すれば、加算税、延滞税は課されることはない。

### イ) 代替資産を取得しなかった場合

代替資産を承認された取得期限までに取得できなかった場合には、その取得期限を経過した日から4月以内に、収用等のあった年分の所得税についての修正申告書を提出して、増加した部分の所得税額を納付しなければならないことになっている。期限内申告納付についての取扱いはア)②と同様である。

### 3) 用地買収に関するその他の課税の特例

#### (1) 総 説

用地買収に関する課税の特例としては、これまで説明してきた収用等の場合の課税の特例のほか、各種の公共的あるいは政策的要請又は公共的見地からの私権制限等の理由により土地が買収される場合の課税の特例が設けられていく。また、こうした用地買収に関連して、不動産取得税、固定資産税、登録免許税等の特例もいくつか設けられているが。本稿では、そのうち、用地買収に伴う譲渡所得の特別控除の特例を簡単に説明する。

これらの特例を再度掲げると次のようになっている。

- ① 特定土地地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円の特別控除
- ② 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円の特別控除
- ③ 農地保有の合理化等のために土地等の譲渡した場合の500万円の特別控除

以下、これらの内容について、簡単に説明する。

なお、ここは、ダム建設事業に特に例が深いものとして②についてのみ解説する。

(2) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円控除の特例

ア この特例の対象となる場合

この特例の適用が受けられる場合は、個人がその有する土地等を特定住宅地造成事業等のために買い取られる場合である。ただし、一定の買換特例との重複適用ができない。ここにいう「特定住宅地造成事業等のために買い換えられる場合」とは、次の場合をいう。

① 地方公共団体等が行う住宅の建設又は宅地の造成を目的とする事業の用に供するためこれらの者に買い取られる場合

② 次の用途に充てるために買い取られる場合

i 土地収用法等による収用をする者等又はこれに代わるべき者とされる地方公共団体等に収用等の対償に充てるため買い取られる場合

ii 住宅地区改良法に規定する改良地区の区域外に改良住宅を建設するため買い取られる場合

iii 地方公共団体が住宅又は生活関連施設の整備改善を図るために行う事業の用に供するため買い取られる場合

③ 主として住宅建設の用に供する目的で行われる一団の宅地の造成又は一団の住宅建設に関する事業で、一定の要件に該当するもの用に供するために、昭和53年1月1日から昭和60年12月31日までの間に、国土利用計画法の規定による許可を受け、又は届出をして買い取られる場合。

④ 公有地の拡大の推進に関する法律の規定による協議に基づき地方公共団体等に買い取られる場合。

⑤ 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法に規定する航空機騒音障害

防止特別区域内にある土地が同法の特定空港の設置者に買い取られる場合

⑥ 公公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の規定による空港周辺整備計画が定められた第1種区域内にある土地等が、その計画に係る事業の用に供するため地方公共団体等に買い取られる場合

⑦ 国等が作成した総合的な地域開発計画に基づき、主として工場、住宅等の用に供する目的で行われる一団の土地の造成に関する事業で一定の要件に該当するものとして都道府県知事が指定したもの用に供するため地方公共団体等に買い取られる場合

⑧ 次の用途に充てるため買い取られる場合

i 農業協同組合の宅地等供給事業のうち、一定の要件に該当するものとして都道府県知事が指定したもの用

ii 事業協同組合の中小企業構造の高度化に寄与する事業の用に供する土地の造成に関する事業で一定の要件に該当するものとして都道府県知事が指定したもの用

⑨ 生産緑地法に規定する生産緑地地区内にある土地が、一定の買取り申出に基づき、地方公共団体等に買い取られる場合

⑩ 土国利用計画法の規定により規制区域として指定された区域内の土地等が同法の買取請求により都道府県知事に買い取られる場合

⑪ 日本道路公団法第19条第1項第5号に規定する施設の用に供するために土地等が日本道路公団に買い取られる場合

⑫ 石油公団法第19条第1項第8号に規定する石油の備蓄に必要な施設で一定のもの用に供するものに土地等を石油公団に買い取られる場合

⑬ 国、地方公共団体その他特定の法人が作成した地域の開発、保全又は整備に関する事業に係る計画で、国土利用計画法に規定する土地利用の調整等に関する事項として同法の土地利用基本計画に定められた

もののうちその事業の施行区域が定められ、かつ、施行区域の面積が20ヘクタール以上であるものに基づき、その事業の用に供するために土地等が国、地方公共団体等に買い取られる場合

⑭ 次に掲げる場合

- i 市街地再開発促進区域、土地区画整理促進区域又は住宅街区整備促進区域に関する都市計画に定められた市街地再開発促進区域、土地区画整理促進区域又は住宅街区整備促進区域内の土地が、都市再開発法又は大都市地域住宅地供給促進法の規定により地方公共団体等に買い取られる場合
- ii 大都市地域住宅地供給促進法による特定土地区画整理事業が施行された場合において、公営住宅等の用地に充てるための保留地とするため、換地処分により換地を取得せず、その対価を取得するとき。

⑮ 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の規定により環境庁長官が特別保護地区として指定した区域内の土地のうち、文化財保護法の規定により天然記念物として指定された鳥獣の生息地で国又は地方公共団体においてその保存をすべきものとされる一定の土地が国又は地方公共団体に買い取られる場合

⑯ 次の土地が地方公共団体に買い取られる場合

- i 自然公園法に規定する都道府県立自然公園の区域のうち同法の条例の定めるところによって特別地域として指定された地域で、その地域内の行為につき一定の規制が行われている地域として環境庁長官が認定したもの内の土地
- ii 自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域のうち同法の条例の定めるところにより特別地区として指定された地区で、その地区内の行為につき一定の規制が行われている地区として環境庁長官が認定したもの内の土地

#### イ 特例の内容

上記の要件に該当する土地等の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算に当たって、その譲渡収入金額から土地等の取得費及び譲渡経費を控除した残額から、1,500万円の特別控除額が控除される。

## 第7章 国有林野の活用

## 7-1 概 説

多くの水源地域においては、元来平坦な土地が需要超過の傾向にあるが、これに加えて、ダムはその容量を確保するため平坦な土地を多く水没させるよう計画されるので、その傾向に一層の拍車がかかり、代替宅地及び代替農地並びに地域整備事業用地の確保に支障をきたす場合が生じる。

このような場合においては、山林を造成してこれらの用地を確保する手法が有効であるが、水源地域においては適当な民有林がない場合もあるため、国有林の活用が重要な課題となってくる。

国有林については、国有林野の活用に関する法律があり、地域における農林業の構造改善その他産業の振興又は住民の福祉の向上のために必要な事業で公用又は公益事業の用に供する施設の用に供する土地として、国有林の管理及び経営の事業の適切な運営の確保に考慮を払いつつ、国有林の活用を積極的に行うこととされている。

### 1) 国有林野の意義

国有の森林及び原野には、大蔵省所管の普通財産であるもの、文部省所管の行政財産であるもの等があるが、ここで国有林というのは国有林野法（昭和26年法律第246号）第2条に規定されている国有財産を指す。これらの国有財産は農林水産省（林野庁）の所管であり、国有林野事業特別会計によって経理されることになっている。

### 2) 用途廃止

国有林野における要存置林野とは、森林経営の用に供し又は供するものと決定した、国有財産法（昭和23年法律第73号）第3条第2項第4号の

企業用財産をいい、不要存置林野とは、森林経営の用に供されなくなり国有財産法第3条第3項の普通財産となっているものをいう。

要存置林野を不要存置林野にすることを用途廃止といふ。一般に行政財産の用途廃止は、当該財産を行政目的に供する必要がなくなった場合に行われ、交換に供するため用途廃止する場合等を除いては、用途廃止後の当該財産の國以外の者への活用を目的として用途廃止することはまれである。ところが国有林野においては、現に企業用財産として国有林野事業の経営の目的に供されているものであっても、当該林野を農林業の構造改善事業等の用に供することを適當とする場合、公用、公用又は公益事業の用に供することを適當とする場合等には、国土の保全又は国有林野の經營上支障がある場合を除いて、用途廃止のうえ、それらの用途に積極的に活用することとしており、一般の国有財産と異なる取扱いがなされている。

### 3) 所 管 換

国有財産の所管換とは、各省各庁の間において、国有財産の所管を移すことをいう。所管換は、国有財産の管理主体の変更である。

所管換は、その態様によって一方的所管換と相互所管換とに区別される。相互所管換においては、二つの所管換が因果関係を有していなければならぬ。また、異なる会計間の所管換は、原則として有償整理が行われるが、相互所管換の場合には、相互の財産の差額について補償すれば足りるものとされている。

所属を異にする会計間における有償整理の原則に対して、二つの例外がある。

#### ① 国有財産法第15条但し書による場合

国において直接公共の用に供する目的で、所管換をする場合であつて当該財産の価額が3千万円に達しないときは、無償で整理することができる。

#### ② 特別法によるもの（略）

## 7-2 国有林野の活用に関する法律

### 1) 概 説

国有林野については、従来から、共用林野、貸付、売払等の方法により地元住民のために、その利用が図られてきたが、従来の制度は、国有林野のもつ沿革的、地域的な特殊性に基づいて認められてきたもので、いわば恩恵的な色彩が強く積極的、政策的なものではなかった。ところが、戦後における経済の急速な発展とともに、農林業の諸政策についても経済の高度成長に対応する再検討が行われ、農業及び林業の基本的な政策目標を明らかにした農業基本法（昭和36年法律第127号）、林業基本法（昭和39年法律第161号）が制定された。

国有林についてもこれらの諸政策を遂行するため、その積極的な活用が要請されることとなり、国有林野の活用に関する法律（昭和46年法律第108号、以下「活用に関する法」という。）が制定された。この法律は、国有林野事業に与えられた使命の達成との調整を図りながら、農林業の構造改善等のために積極的に国有林野の活用を進めるという方針及び基本的取扱いを示したもので、これは従来の恩恵的な制度と異なり、積極的、政策的なものである。

### 2) 国有林野の活用の内容

#### ① 農地造成

農業構造の改善の計画的推進又は農業生産の選択的拡大の促進のための農用地（土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第1項〔農用地

の定義]に規定する農用地をいう。)の造成の事業で農林省令で定めるものの用に供することを目的とする国有林野の活用

#### ② 代替地のための国有林野の活用

①に掲げる事業の用に供することを目的として譲渡された土地で林業経営の用に供されていたものに代わるべき土地として林業経営の用に供することを目的とする国有林野の活用。

#### ③ 林業構造改善のための活用

林業構造の改善の計画的推進のための小規模林業経営の規模の拡大その他林業経営の近代化の事業で農林省令で定めるものの用に供することを目的とする国有林野の活用。

#### ④ 造林及び保育

国有林野の所在する地域の市町村の住民又は当該市町村内の一定の区域に住所を有する者が共同して行う造林及び保育、家畜の放牧又は養畜の業務のための採草で農林省令で定めるものの用に供することを目的とする国有林野の活用 (①～③に掲げるものを除く。)

#### ⑤ 公共事業のための活用

国有林野の所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上のために必要な事業で公用、公共用又は公益事業の用に供する施設に関するものの用に供することを目的とする国有林野の活用

#### ⑥ 山村振興のための活用

①～⑤に掲げるもののほか、国有林野の所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上のために必要な事業で山村振興法(昭和40年法律第64号)第8条第1項〔山村振興計画〕の山村振興計画に基づくものの用に供することを目的とする国有林野の活用

### 7-3 国有林野の使用収益

国有財産法第18条は、「行政財産」については、その用途又は目的を妨げない限度において許可する場合以外はその使用又は収益を認めないが、国有林野法第7条は、許可による場合のほか、要存置林野に対する利用権の設定を内容とする部分林及び共用林野の制度まで大巾に認めている。これは、国有林野法の成立の沿革及び所在地域の経済的、社会的事情等の特殊性から要存置林野と云う行政財産であっても利用方法によっては森林経営の特質上行政目的に支障にならない場合もあり、更に地元住民の協力がなければ国有林野の管理に支障をきたすおそれもあるので、このような制度を認めたものと考えられる。

#### 1) 貸付又は使用の区分

貸付とは、契約によって国有林野の使用収益を認めることで、民法上の賃貸借、使用貸借にあたるものである。これに対し使用とは、国自らも当該財産をその利用目的に供しながら相手方にも同時に使用収益させるもので、契約に基づく場合のほかに行政処分たる許可による場合がある。

#### 2) 貸付又は使用の制限

要存置林野は、原則として企業経営の用に供すべきであって、次に掲げる場合以外は貸付又は使用できないものとされている(国有林野法第7条)。

- ① 公用、公共用又は公益事業に供する場合
- ② 土地収用法その他の法令により他人の土地を使用することができる事

業の用に供するとき

### ③ その他

また、保安林等は、国土の保全ひいては公共の福祉に密接な関係を有するので、その保安的機能を十分に發揮するように管理する必要があり、このため貸付、使用を原則として禁止している。しかし保安林等よりも高度な公益性を有する用途に供する場合は必要があればこれらの指定を解除することができ解除後に貸付、使用することになる。

なお、不要存置林野は、原則として何の制限もなく、貸付又は使用することができる。

## 7-4 保安林指定解除

### 1) はじめに——保安林とはどんなものか

保安林とは、公共の危害の防止、産業の保護その他の公益目的を達成するために、その森林の保存とその森林に対する適切な施業とによって保安機能を確保するために、森林法(第25条)によって指定された森林である。

したがって、保安林制度は、保安林として指定された森林における特定の行為について不作為義務と作為義務を課している。すなわち、不作為義務としては、立木の伐採の制限(法第34条第1項)と立竹の伐採、家畜の放牧、土地の形質の変更等の制限(同条第2項)があり、作為義務としては植栽の義務(法第34条の2)がある。

### 2) 保安林の根拠法規

保安林は森林法に規定されている制度である。法律から訓令までの名称を記すと次のとおりである。

- ① 森林法(昭和26年法律第249号)……………(法)
- ② 森林法施行令(昭和26年政令第276号)……………(令)
- ③ 森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)………(規則)
- ④ 森林法施行規則第43条の規定に基づく申請等の様式(昭和37年農林省告示第851号)
- ⑤ 保安林及び保安施設地区に関する事務処理規程(昭和37年農林省訓令第42号)……………(規程)

### 3) 保安林であるかどうかの確認

「都道府県知事は保安林台帳を調製、保管し、閲覧を求められたときは正当な理由がなければこれを拒んではならない（法第39条の2第1項、第2項）」とされているので、まず現地が保安林であるかどうかを知るために、都道府県が備える保安林台帳を閲覧することが一番確実である。また、用地関係では不動産登記簿を調べることが多いが、保安林は、不動産登記簿のうえでは、「地目」として扱われるので、民有林の保安林では、普通は不動産登記簿を見ればそれを知ることができ、登記簿に保安林と登記されているものは保安林と見て間違いないが、保安林の指定が最近されたばかりであるとか、地目変更手続の都合などから「地目」が「保安林」となっていない場合もあるので、前記の保安林台帳を都道府県（林務課または治山課、森林土木課など）で閲覧する必要がある。（この台帳の写は、都道府県の林務関係の出先機関にも備付されている。）

都道府県知事が備え付ける保安林台帳には国有林の保安林についても記載されているが、林野庁所管の国有林の保安林および、官行造林地の保安林についてくわしく知るためには、営林局、営林署および営林署担当区事務所にある国有保安林台帳を見るのが便利である。しかし、この方は自由に閲覧させるために備えつけているものではないので、国有林の業務に支障がない限度で利用されることになるが、後のことであるが国有林を公共用地として使用する場合には使用許可、貸付け等を受けることが必要であり、そのための準備的な打合せのためにも営林署等の方が便利であろう。

### 4) 保安林における制限

保安林を何等かの利用に供しようとする場合に、それらがすべて保安林の制限に抵触し、あるいは保安林の解除を必要とするものではない。制限

規定に該当しないものは許可を要しないでできること、許可を要するものについては許可を受けてできる。そこで制限以上のことをしようとする場合に保安林解除という問題がおこってくるのである。

保安林における制限を大別すると2種類ある。それは立木の伐採制限（法第34条第1項）と土地の形質の変更等の制限（法第34条第2項）であるが、これらについても、すべて許可を要するのではなく、例外的に許可を要しないでできるものもある。（法第34条第1項但し書、規則第22条の8、法第34条第2項但し書、規則第22条の11）。

立木の伐採制限は、保安林の指定の際に立木の伐採方法、伐採の限度および伐採跡地についての植栽に関する事項について指定施業要件が定められ、立木を伐採しようとする場合には、都道府県知事に伐採許可申請書を提出して、その伐採が、指定施業要件に適合するか否かの審査を経てこれに合致するものについては許可される（法34条3項）。

保安林において、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、落葉又は下草を採取し、樹根又は土石を掘採し、開墾その他の土地の形質を変更する行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない（法34条2項）。

この許可は、実務上は「作業許可」と呼ばれ、この許可によってある程度まで保安林の現状変更が許されることになる。ここで許される現状変更是保安林としての範囲における現状の変更（軽易な、一時的な変更）であり、その範囲を越えた現状の変更は保安林の解除をまたなければならない。

その基準となるのは、保安林は「森林」である（法第25条）ことが必要なので、当該行為がその範囲をこえた土地利用——つまり転用——であるかどうかに係るのである。

### 5) 保安林解除の要否と解除の申請

4) 述べたように、保安林における制限をこえた行為をしようとする場

合は、保安林の解除を受けなければならない。

保安林の解除を求める法律的手段としては、「保安林解除の申請」(法第27条第1項)による。この申請は、保安林の解除に利害関係を有する地方公共団体の長又はその解除に直接の利害関係を有する者が、保安林解除申請書2通に地図その他必要書類を添えて農林水産大臣に対してするのである(規則第17条第1項)。この場合に、直接農林水産大臣に出すのではなく、すべて都道府県知事を経由しなければならない(法第27条第2項)。(指定解除の権限が都道府県知事にあるもの、つまり水源かん養保安林、土砂流出防備保安林および土砂崩壊防備保安林以外の民有林の保安林については都道府県知事に申請することになる(規則第5条)。)

ここで直接の利害関係を有する者というのは、その保安林の解除をしないことによって現に受けている利益又は権利が侵害されるか又はそのおそれがある者のことであり、単に他人の土地(保安林)を使用したい意向をもっているだけの者は保安林解除申請の有資格者とは認められない(保安林取扱通達)。

そこで、林野庁所管の国有林(営林局署が管理する国有林)については保安林の解除を要するものの事前貸付を制限されていることもあり(国有林野管理規程第22条)地方公共団体の長以外の直接の利害関係者の申請による解除は例外的であるということになる。また、転用者が目的を達するためには、保安林、国有林の貸付けを受けることを必要とするので、解除と貸付けとの両方の事務を同一の機関で処理した方が適正な処理を図るうえで便利であるために、林野庁所管の国有林につきては、営林局長が解除を必要と認めるときは、原則として、森林法上の申請によらないで営林局長から農林大臣に上申することとされている。この上申は、もちろん適法な森林法上の申請を拒むものではない。営林局長が処理する基準は、民有林についての解除申請書を知事が処理する場合のそれと同じである。この営林局長の上申に基づいて行う手続を(申請による手続と区分する意味で)実務上、「認定による手続」と呼んでいる。

## 6) 申請書の添付書類

申請は法第27条第1項により規則の定めるところに従ってしなければならないが、規則第17条において次のように定められている。

- ① 保安林解除の申請は、申請書(2通)に図面を添えて農林水産大臣(知事権限に属するものにあっては都道府県知事)に提出しなければならない。
- ② 前項の場合においては、前項の書面のほか、当該申請者が国の機関の長又は地方公共団体の長以外の者であるときは当該申請者が当該申請に係る解除に直接の利害関係を有する者であることを証する書類、当該申請者が保安林を森林以外の用途に供すること(以下この項において「転用」という)目的としてその解除を申請するときは次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
  - i 転用の目的に係る事業又は施設に関する計画書
  - ii 転用に伴って失なわれる当該保安林の機能に代替する機能を果すべき施設の設置に関する計画書
  - iii 前2号の事業又は施設の設置について行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、これらの処分があったことを証する書類又は当該行政庁の意見書若しくはこれに準ずる書類。
  - iv 転用の目的に係る事業を行ない、又は施設を設置する者(国、地方公共団体及び特殊法人登記令(昭和39年政令第28号)第1条の特殊法人を除く。)が法人である場合には当該法人の登記簿の謄本、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類

この申請書の添付書類のうち特に、「転用に係る事業又は施設に関する計画書」及び「転用に伴って失なわれる当該保安林の機能に代替する機能を果すべき施設の設置に関する計画書」については、これが解除の適

否判定の重要な資料となるものなので、その事業計画や施設の実態がよく分るように説明されていることが望ましく、そのために必要な設計や各種の地図等も含むものである。

この申請書の添付書類は、「営林局長の上申による解除」の場合にも営林局長の調査資料の内容として上申されることになるので、起業者から営林局に対して提出することが必要である。

## 7) 保安林解除の適否判定

保安林解除申請書は、すべて都道府県知事に提出され、知事は必要な調査をして調査結果に意見書を付して、農林水産大臣に進達する(法第27条第2項、第3項)。

この申請について解除するかどうかの判断は、おおむね、次のようになされる。申請でなく、上申されたものについても同様である。

保安林を解除するかどうかは、解除申請があった事実について法第26条第1項、又は第2項に該当するかどうかについての認定をすることである。すなわち、「農林水産大臣は、保安林について、その指定の理由が消滅したときは、遅滞なくその部分につき保安林の指定を解除しなければならない(1項)。」及び「農林水産大臣は、公益上の理由により必要が生じたときは、その部分につき保安林の指定を解除することができる(2項)。」とされているのを、具体的に適用するのである。

実務上は、前者を、「指定理由消滅による解除」、後者を「公益上の理由による解除」と呼んでいる。

まず「指定理由消滅による解除」について述べると、次のとおりである。保安林の指定は、当時の保安対象及び森林の状況に基づいて公益上の必要から財産権に制限を課すものであるから、指定後の状況の変化によって指定理由が消滅した場合には、私的財産権の尊重の立場から、農林水産大臣は遅滞なくその指定を解除しなければならないとされている。

これに該当するのは、次の場合が考えられる(昭和45年6月2日林野庁長官通達)。

- ① 受益の対象が消滅した場合。
- ② 自然現象により保安林が破壊され、かつ森林に復旧することが著しく困難になった場合、たとえば地盤沈下による海没等がこれに該当する。
- ③ その保安林が現に有している保全効果以上の保全効果が期待できる保全施設の設置があった場合、又は、その設置が確実であると認められる場合。
- ④ 特に施業制限をしなくとも森林の保全機能を害するおそれがなくなつたと認められる場合。

ただし、指定理由の消滅として解除する場合には次の要件をみたしていなくてはならない。

- ① 位置については、転用の目的、現地の状況、周辺の土地利用の状況及び地方産業の発展等によりその保安林をおいて他の適地を求めることが困難であると認められるとき。
- ② 保安林効果の代替については、第1級地は特に慎重に考慮し、次の各号に掲げる区域に該当するものであること。
  - i 転用に伴い土地の荒廃、土砂の流出等の発生するおそれのある場合には、これを完全に防除する保全施設が設置されなければならない。
  - ii 転用の目的を実現する過程において土砂の崩壊流出等による災害を発生し、保安目的の達成上支障を生ずることがないように完全な防災措置が講じられること。
  - iii 実現の見通しについて  
「公益上の理由」による解除の場合と同様であるが、特に保安効果の代替のための施設と併せて転用に係る事業等は確実に実現させる見込みのあるものでなければならない。
- ③ 受益者の意見について  
転用の目的を実現するため保安林を解除することについて当該保安林

の受益者の大多数が同意していること。

次に「公益上の理由による解除」について述べる。

保安林は公益上の必要に基づいて存在するものであるが、保安林を他の公益的な用途に使用することが必要なときは、農林水産大臣又は都道府県知事は保安林の指定を解除して新たな公益的な用途に供するかどうかを判断することになる。すなわち、いずれが公益的であるかの判断をすることになり、実務上は、土地を収用しもしくは使用できることとされている事業またはこれに準ずる事業の用に供する場合に適用される。公共用地とするための保安林解除は、この範疇で取扱われることになるが、実際の処理における解除は、その保安林を除いては他に用地を求め難く、保全上の影響（保安林の保護対象への支障）も少ない場合に必要限度の面積について行われるのがたてまえである。

取扱いについては昭和49年10月31日林野庁長官通達において次のように定められている。

#### ① 審査に当たっての級地区分

審査に当たり、保安林を次に掲げる基準に従い第1級及び第2級地に区分する。

##### i 第1級地

次のいずれかに該当する保安林とする。

- i) 治山治水緊急措置法（昭和35年法律第21号）第2条第1項に規定する治山事業の施行地（同法施行前のこれに相当する事業の施行地を含む。）であるもの（事業施行後10年を経過し、かつ、現在その地盤が安定しているものを除く。）
- ii) 傾斜度が25度以上のもの（25度以上の部分が局所的に含まれている場合を除く。）
- iii) 地質その他の理由により崩壊しやすいもの
- iv) 人家、校舎、農地、道路等国民生活上重要な施設等が近接して所在する保安林であって、当該施設等の保全又はその機能の維持

に直接重大な関係があるもの。

##### ii 第2級地

第1級地以外の保安林とする。

#### ② 解除の方針

保安林を森林以外の用途に供すること（以下「転用」という。）に係る解除に当たっては、極力、当該転用が、保安林の有する機能に及ぼす影響の少ない区域を対象とするよう指導するものとし、第1級地については「公益上の理由」による解除のうち転用の目的、態様、規模等からみて、国土の保全等に支障がないと認められるものを除き、原則として解除は行わないものとする。

なお、第2級地については、開発行為の許可基準の運用について（昭和49年10月31日付け49林野企第82号、農林事務次官依命通達。以下「開発許可運用基準」という。）の第2の趣旨に照らし、その解除に当たっては、当該転用の目的、態様、規模等を考慮の上、極力、機能の高い森林からこれ以外の土地へ当該転用を指向させるものとする。

#### ③ 解除の要件

保安林の転用に係る解除のうち「公益上の理由」による解除については、次の要件を備えなければならない。

##### i 用地事情等

保安林の転用の目的に係る事業又は施設の設置（以下「事業等」という。）による土地利用が、その地域における公的な各種土地利用計画、当該転用の目的及びその性格等にかんがみ、その土地以外に他に適地を求めることができないか、又は著しく困難であること。

##### ii 面 積

保安林の転用に係る土地の面積が、次に例示するように当該転用の目的を実現する上で必要最小限度のものであること。

- i) 道路法に基づく道路のように法令等により基準が定められて

いる場合には当該基準に照らし適正であること。

ii) 大規模、かつ、長期にわたる事業等のための転用に係る解除の場合には、当該事業等の全体計画及び期別実施計画が適切なものであり、かつ、その期別実施計画に係る転用面積が必要最小限度のものであること。

### iii 実現の確実性

次の事項のすべてに該当し、申請に係る事業等を行うことが確実であること。

i) 事業等に関する計画の内容が具体的であり、当該計画どおり実施されることが確実であること。

ii) 事業等を実施する者（以下「事業者」という。）が当該保安林の土地を使用する権利を取得しているか、又は取得することが確実であること。

iii) 事業者が事業等を行うため当該保安林と併せて使用する土地がある場合において、その土地を使用する権利を取得しているか、又は取得することが確実であること。

iv) ii) 及び iii) の土地の利用又は事業等について、法令等による許認可等を必要とする場合には、当該許認可等がなされているか、又はなされることが確実であること。

都道府県及び営林局における調査も、主として、保安林解除申請書の内容及び現地について、以上の要件に適合するかどうかについて行われる。また、前述の申請書の添付書類の作成にあたっては、以上の点に留意した内容にするよう配慮される必要があろう。

ここで規程による解除の場合における申請書類について述べると次のとおりである。

#### 〔事業施行者が提出しなければならない書類〕

① 転用の要請書（1部）

② 保安林解除位置図（国土地理発行の5万分の1）

### ③ 現況写真

④ 転用の目的に係る事業又は施設の設置について行政庁の免許、許可その他の処分があったことを証する書類。（許認可等を証する書類とは、当該許認可を行った行政庁が発行した証明書もしくは許認可決定通知書等を複写したもの、また、当該行政庁の意見書に準ずる書類は、当該許認可を受けるために当該行政庁に提出した許認可の申請書等の写しとする。——許認可には国の機関の通達及び地方公共団体の条例、規則、通達によるものを含む）

⑤ 受益者の保安林解除に対する同意書（市町村長等）

⑥ 転用の目的に係る事業を行い。又は施設を設置するものが法人である場合は、当該法人の登記簿謄本及び定款等、なお、法人でない団体である場合は、代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類（個人の場合は住民登録の写し等）

⑦ 転用の目的に係る事業又は施設に関する計画書

⑧ 転用に伴って失われる当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設の設置に関する計画書

⑨ その他必要な図書等

## 8) 保安林解除の手続

保安林の解除は影響するところが大きいので、森林法では、その手続については厳格な規定を設けている。すなわち、解除予定保安林の公示、異議意見書の受理及びこれについての公開による聴聞等の段階を経なければ解除を確定することはできないのである。申請から解除告示までに要する日数は3ヶ月以上、場合によっては1年もかかっている例があるので、申請の時期については十分に留意する必要がある。

### (1) 営林局長の上申による場合

実際の処理に応じて、段階別（順序）に記すと、次のようになる。

- ① 国有林の貸付申請書等の提出〔起業者→営林署〕
- ② 保安林解除、貸付の適否判定調査〔営林署〕（書類審査、現地調査－必要書類作成）
- ③ 保安林解除上申〔営林署→営林局〕
- ④ 保安林解除の適否審査、必要書類作成〔営林局〕（書類審査、必要により現地調査）
- ⑤ 都道府県知事の意見照会〔営林局↔都道府県〕
- ⑥ 保安林解除上申〔営林局→農林水産大臣〕
- ⑦ 保安林解除の適否審査〔農林水産大臣＝林野庁〕（書類審査、必要により現地調査）
- ⑧ 保安林解除の予定通知（法第29条）〔大臣→知事〕（同時に営林局長にも通知）
- ⑨ 予定告示（法第30条）  
市町村事務所への掲示（〃）  
森林所有者等への通知（〃）
- ⑩ 異議意見書の提出（法第32条第1項）〔意見者→知事〕（予定告示の日から30日以内）
- ⑪ 異議意見に関する調査〔知事〕
- ⑫ 異議意見書の進達（規程第6条）〔知事→大臣〕
- ⑬ 聴聞会開催のための公示、掲示、通知（法第32条第3項、規程第7条）  
〔大臣、知事〕
- ⑭ 聴聞会の開催（法第32条第2項、第3項規則第21条の2）
- ⑮ 保安林解除（確定）〔農林水産大臣〕（法第32条第4項法第33条第1項、2項、3項）（予定告示の日から40日を経過した後、異議意見書の提出があった場合には聴聞をした後、官報に告示し、森林所有者等へも通知する。）
- (2) 申請による場合
- ① 保安林解除申請書の提出（法第27条第1項、2項）〔申請者→知事〕
- ② 申請書の受理または却下（法第27条第3項第28条）〔知事〕
- ③ 保安林解除の適否判定調査〔都道府県〕（書類審査、現地調査－必要書類作成）
- ④ 申請書進達（法第27条第3項、規程第3条）〔知事→大臣〕  
(意見書その他必要書類添付。知事の権限に属するものについては、通達はなく、直ちに都道府県で処理することになっている。)
- これより以後の手続は「営林局長の上申による場合」の⑦以下と同じである。

図7-1 保安林指定解指（指定施業要件の変更を含む。）手続図解

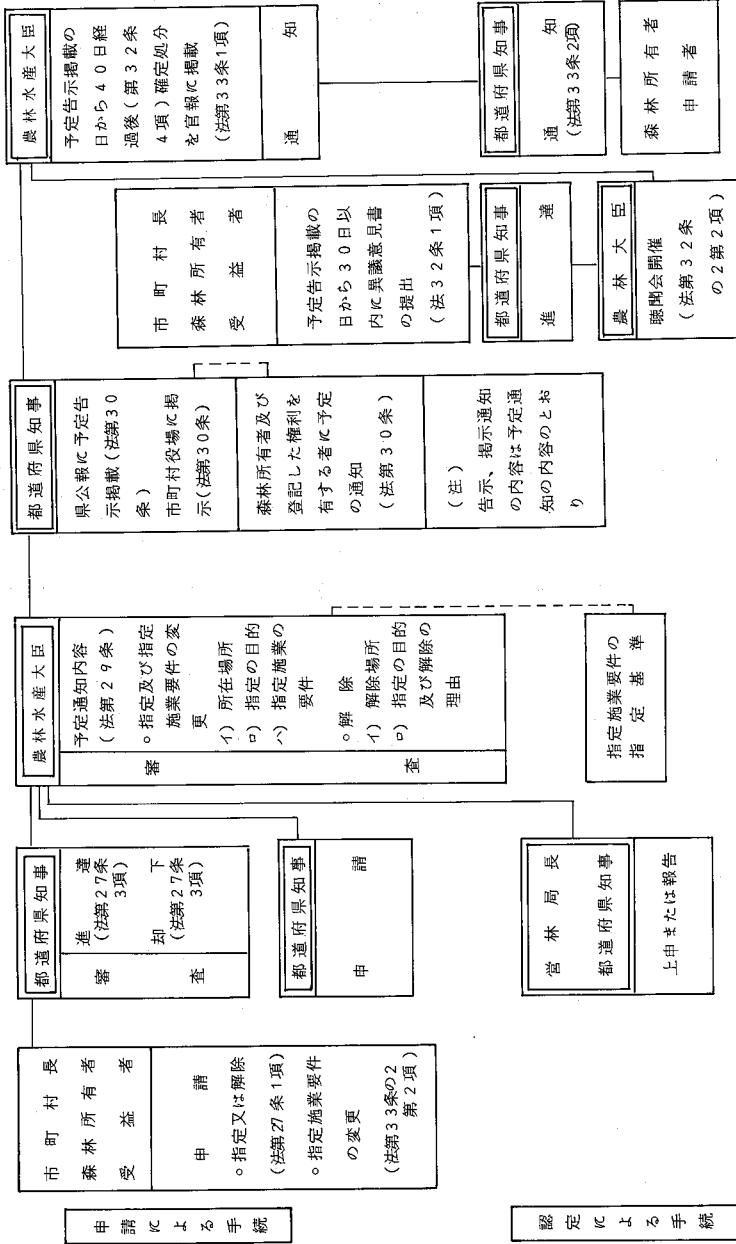


表7-1 保安林解除関係書類記載要領

区分	記載事項	記載要領	摘要
知事意見書		県で作成	知事以外の者が解除を申請する場合は、管轄知事を経由し、知事は意見書を付して農林大臣あてに送達する。
都道府県知事	予定告示掲載の日から40日経過後(第32条4項)確定処分を官報に掲載(法第33条1項)	通 知	
都道府県知事	予定告示掲載の日から30日以内に異議意見書の提出(法第30条)	通 知	(法第33条2項)
都道府県知事	予定告示掲載の日から30日以内に異議意見書の提出(法第30条)	通 知	(法第33条2項)
都道府県知事	森林所有者申請者	都道府県知事	
都道府県知事	進 遣	通 知	(法第33条2項)
農林大臣	聴取会開催(法第32条の2第2項)	農林大臣	
農林大臣	指定施業要件の指定基準	農林大臣	
現地写真		解除要請者が作成	保安林の状況を明らかにする写真
受益者等の意見書		解除要請者が作成	解除に係る保安林の受益者等の意見を証する書類
用地計画書	<ul style="list-style-type: none"> <li>①用地の所在場所および面積</li> <li>②用地選定の事由</li> <li>③用地取得等</li> <li>④保安林の級別区分及び判定の理由</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所在場所は転用の目的に係る区域の市町村、大字、字、地番を記載、地番の次に森林、原野、農地等土地の種類を括弧を付して記載、面積は土地の種類ごと及び法令等による制限を課されているものがある場合にはそれごとに記載する。</li> <li>当該位置及び区域について当該保安林においては他に適地を求めることが困難である事由を記載する。</li> <li>事業主体が転用の目的に係る土地を利用することができる権利を取得しているか否か、並びに取得している場合は取得年月日及び権利の種類、取得していない場合はその経過及び今後の見通しを記載する。</li> <li>一級、二級及び三級の別ならびに判定の事由を記載する。</li> </ul>	解除に係る区域を算出した根拠(経過)に関する書類

区分	記載事項	記載要領	摘要
用地計画図	⑤転用による施設の設置につき法令等により定められている基準等の関係	法令等の名称、適用条項及び基準の内容並びに当該施設が当該基準に適合するものであるか否かを記載する。	
	⑥解除する区域が必要最少限度のものであるか否かについての意見	当該区域が当該転用の目的を達成するため必要最少限度のものであるか否か及びその事由を記載する。	
	①用地の位置	転用に係る区域を森林、原野、農地等土地の種類ごとに区分し適宜の色彩により、着色し、法令等の制限を課されているものについては適宜の記号で表示する。	
	②保安林の級別区分及び治山事業等に係る施設の位置	保安林を級別に区分し、それぞれ適宜の色彩により着色し又は適宜の記号でその旨を表示する。治山事業等に係る施設の位置については適宜の記号により表示する。	
	③縮尺、方位、所在場所、凡例	所在場所、市町村、大字、字、地番を記載	
	④事業計画書	解除に係る事業の土地利用計画に関する書類	
事業計画書	①転用の目的	例えば、道路法による一般国道の新設、国立公園事業による駐車場の新設	
	②転用に係る事業の名称および実施期間	事業の名称については、例えば一般国道〇〇改築工事(〇〇バイパス)と記載し、実施期間は始期及び終期	
	③事業主体	例えば、建設省、日本道路公団	
	④事業計画の内容	工事の着手から完了に至るまでの工事の過程その事業量及び予定期間、この場合工事の過程は準備工事、本工事、付帯工事等に区分し、工種ごとに概要を明らかにする。	
	⑤事業量及び工事の工程	用地計画書の土地の種類別の合計面積と対応させて転用後の用途別(道路敷地等)の面積及び合計面積	
	⑥面積		

区分	記載事項	記載要領	摘要
事業計画書附属書類	①施設	施設ごとに種類、規模及び構造、新設又は改良の別並びに施設の所在場所、敷地面積、着手及び完了の時期を記載する。	
	⑤事業費	用地費(敷地の買収費、借地のための権利金等)土木工事費(整地費を含む)建築工事費、諸掛費等の項目ごとに数量、単価、金額を記載する。	
	⑥転用の目的の実現が確実であるか否かについての意見	①～⑤までの事項及び附属書類にもとづいて当該転用の目的の実現が確実であるか否か及びその事由	
事業計画書附属書類		転用に係る事業について他の法令等の許認可承認等を必要とする場合で許認可、承認等を受けているときは許可書、認可書、承認書の写、受けていないときは当該許認可等の申請書の写、事業主体が法人である場合は定款及びその事業に関する意思決定を証する書類、地方公共団体であるときは地方公共団体の決議書、転用目的を達成するための資金計画書、設置する施設の単価表及び土量計算書並に仕様書	
事業計画図	①用地の用途別区域	転用後における用途別の区域を表示すること。	
	②施設の位置	種類ごとに事業計画書④の記載と関連させて適宜の記号で施設の位置を表示する。 新設、既設の別も適宜の記号又は色彩により表示する。	
	③縮尺、方位、所在場所、凡例	縮尺は用地計画図と同じ	
事業計画図附属書類		設置する施設の平面図、構造図及び切土、盛土計画平面図(保安林と直接関係のある部分についてのみ)	
保全施設計画書	①流量計算	時雨量及び流出係数を記載する。時雨量は原則として100年確率の時雨量とし、流出係数は集水区域の状況に応じて求めたものとし、それぞれ算出の根拠を添付する。	解除に伴う土砂の崩壊、流出等の発生を防止する設備の計画に関する書類
	②残土又は廃土量及びその処理方法	残土量、廃土量、その処理方法	

区分	記載事項	記載要領	
	③転用による保全上の影響	地形、地質、雨量、事業計画の内容にもとづいて事業の実施の過程又は転用後における侵蝕、土砂流出量及びその算出基礎を記載するとともに残土量又は廃土量を含めて保全施設を設ける必要があるか否かその事由。	
	④転用に係る事業の実施に伴う土砂の崩壊流出等のおそれに対する保全施設計画	事業計画書の④⑤の要領に準ずる。	
	⑤保全施設に係る工事の工程	施設ごとにその所在場所、種類、規模及び構造、着手及び完了の時期、保全効果を記載する。	
	⑥施設	用地費、土木工事費、諸掛費等の項目ごとに数量、単価、金額を記載する。	
	⑦事業費	⑧保全施設を設置することが確実であるか否かについての意見	⑨～⑪までの事項及び事業計画の附録書類に基づいて当該保全施設を設置することが確実であるか否か及びその事由
保全施設計画書附属書類		保全施設の工種別単価表及び仕様書	
保全施設計画図	①用地の用途別区域	事業計画図に記載した用途別区域を表示する。	
	②施設の位置	事業計画図②の要領に準ずる。特に水路については、水路の位置、種類、構造及び流水の経路等を記載する。	
	③縮尺、方位、所在場所、凡例	事業計画図③の要領に準ずる。	
保全施設計画図附属書類		設置する施設の平面図及び構造図。	

区分	記載事項	記載要領	摘要
受益者の同意書		地元市町村長等の解除の同意書	
意見書			
申請資格を証する書類		申請地の土地登記簿謄本或は土地使用承諾書若しくは契約書等	
解除図		登記所備付の地図を複写したものを使用し①申請地の地番界及地番を明示する。②申請地に隣接する土地の地番、地目を記入して解除地を朱色で囲み作成する。③解除地が分筆される場合は三針計算をして基礎数字を明示する。④三筆以上になる場合は各々の地積計算書。	

表7-2 保安林解除関係書類記載事項要否区分表

## 1 法第26条第1項（指定理由の消滅）関係

添付書類の種類	記載事項番号	転用目的種類別番号						
		1	2	3	4	5	6	7
用地計画書	①	用地が保安林のみの場合には×、それ以外は○						
	②	○	○	○	○	○	○	○
	③	○	○	○	○	○	○	○
	④	○	○	○	○	○	○	○
	⑤	×	×	×	×	○	×	×
	⑥	○	○	○	○	○	○	○
事業計画書	①	○	○	○	○	○	○	○
	②	事業の名称 実施期間	農業改善事業 は○それ以外×	×	×	×	×	×
	③	○	○	○	○	○	○	○
	④	○	○	○	○	○	○	○
	⑤	○	○	○	○	○	○	○
	⑥	○	○	○	○	○	○	○
	⑦	○	○	○	○	○	○	○
	⑧	○	○	○	○	○	○	○
	⑨	○	○	○	○	○	○	○
	⑩	○	○	○	○	○	○	○
保全施設計画書	①	要解除地の面積が0.1ha未満の場合は×、それ以外は○						
	②	○	○	○	○	○	○	○
	③	○	○	○	○	○	○	○
	④	○	○	○	○	○	○	○
	⑤	○	○	○	○	○	○	○
	⑥	○	○	○	○	○	○	○
	⑦	○	○	○	○	○	○	○
用計画地図	①	○	○	○	○	○	○	○
	②	○	○	○	○	○	○	○
	③	○	○	○	○	○	○	○
事計画業図	①	○	○	○	○	○	○	○
	②	○	○	○	○	○	○	○
	③	○	○	○	○	○	○	○
保計画施設図	①	○	○	○	○	○	○	○
	②	○	○	○	○	○	○	○
	③	○	○	○	○	○	○	○

## 2 法第26条第2項（公益上の理由）関係

添付書類の種類	記載事項番号	転用目的種類別番号						
		8. 12	9~11. 19. 20	13~15	16~18	21~15. 27~30	26	31
用地計画書	①	×	×	×	×	用地が保安林のみの場合は×、それ以外は○		
	②	○	○	○	○	○	○	○
	③	用地が林野庁所管の国有保安林であって事業主体が営林署である場合は×、それ以外は○						
	④	○	○	○	○	○	○	○
	⑤	○	×	○	×	○	○	×
	⑥	○	○	○	○	○	○	○
事業計画書	①	○	○	○	○	○	○	○
	②	○	○	○	○	○	○	○
	③	○	○	○	○	○	○	○
	④	○	○	○	○	○	○	○
	⑤	○	○	○	○	○	○	○
	⑥	○	○	○	○	○	○	○
	⑦	○	○	○	○	○	○	○
	⑧	○	○	○	○	○	○	○
	⑨	○	○	○	○	○	○	○
	⑩	○	○	○	○	○	○	○
保全施設計画書	①	○	×	×	×	転用後の用途が単一の場合には×、それ以外は○		
	②	○	○	○	○	○	○	○
	③	○	○	○	○	○	○	○
	④	○	×	×	×	○	○	○
	⑤	○	○	○	○	○	○	○
	⑥	○	○	○	○	○	○	○
用地計画図	①	×	×	×	×	用地が保安林のみの場合は×、それ以外は○		
	②	×	×	×	×	单一級の場合は×、それ以外は○		
	③	○	○	○	○	○	○	○
	④	○	○	○	○	○	○	○
事計画業図	①	○	○	○	○	○	○	○
	②	○	○	○	○	○	○	○
	③	○	○	○	○	○	○	○
保計画施設図	①	○	○	○	○	○	○	○
	②	○	○	○	○	○	○	○
	③	○	○	○	○	○	○	○

(注) ○は要記載、×は記載不要、×<sub>1</sub>は要解除地面積が0.1ha未満の場合は記載不要、  
 ×<sub>2</sub>は要解除地面積が0.2ha未満の場合は記載不要

表 7-3 転用目的種類別区分

## 1 法第 26 条第 1 項（指定理由の消滅）関係

番号	種類
1	農地(田、畑、果樹園、茶園、桑園等)または採草牧草地の造成
2	住宅、工場その他の建築物
3	観光、娯楽施設(旅館、遊園地、道路等)
4	スキー場
5	スキーリフトまたはロープウェイ
6	ゴルフ場
7	岩石の採掘及び採掘のために設置する施設

## 付録

## 2 法第 26 条第 2 項（公益上の理由）関係

番号	種類
8	道路(道路法による道路、道路運送法による道路、林道、農道に限る)
9	堤防、護岸、ダム、水路、貯水池及びその他の施設
10	砂防施設
11	土地改良事業に係る用水路又は排水路
12	鉄道
13	航路標識
14	飛行場又は航空保安施設
15	気象等の観測または通報施設
16	公衆電気通信施設
17	放送施設(放送法による放送事業の用に供するものに限る)
18	発電施設または送電変電施設
19	水道施設または下水道施設
20	消防施設
21	学校またはこれに準ずる教育学術研究施設
22	公民館、博物館、図書館、社会福祉事業施設または職業訓練所
23	病院、療養所、診療所、助産所、保健所、公的医療機関または検査所
24	墓地、火葬場、土壟場またはへい処理場
25	公衆場所、ごみ焼却場または屎尿処理場
26	自然公園法による公園事業に係る施設
27	国、地方公共団体または日本住宅公団が造成する宅地
28	避難小屋
29	国又は地方公共団体の庁舎、工場、研究所、試験場その他直接その事務又は事業の用に供する施設
30	国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共施設
31	鉱業法による鉱物の採掘及び採掘のために設置する施設

(注) 第 8 号～第 18 号までの種類欄に掲げる施設等にはこれらに関する事業のために欠くことのできない道路、土捨場、材料置場、職員の詰所又は宿舎その他の施設を含む。

## 参考文献一覧表

章 節	著 者	書 名	出 版 社	発行年月・ページ・値段
1-3 (水源地域対策に関連する行政機関)	行政管理庁行政管理局	行政機構図 昭和56年版	行政管理庁行政管理局	315ページ
2-1 (生活再建対策の意義)	小林忠雄編 建設省計画局総務課	公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱の解説 公共補償基準要綱の解説	近代図書編 近代図書編	56年8月1日発行 269ページ 2,000円 56年8月1日発行 254ページ 1,800円
2-2 (一般補償)	損失補償実務研究会(編著) 建設省計画局公共用地課	例解用地と補償 用地補償実務六法	東京出版 ぎょうせい	51年5月15日再版発行 2,900円 53年10月31日 3,300円
2-4 (生活再建に係る融資制度)	中央用地対策連絡協議会	月刊用地	東京出版	
3-2-1) (水特法の解説)	中央用地対策連絡協議会 小堺英雄	月刊用地 「水源地域対策特別措置法の制定について」	東京出版	'73.11~'74.12
3-2-4) (整備事業の財源措置)	横田光雄 農林大臣官房内補助金研究会編 林野庁治山課 日本河川協会 建設省道路局(監修)	公共施設財源便覧(改訂版) 農林水産補助金事務提要 農業基盤整備事業等便覧 民有林治山事業の概要 河川ハンドブック 道路局所管補助事務提要	株式会社 農業土木機械化協会 林野庁治山課 日本河川協会 株式会社	54年5月 383ページ 3,100円 53年6月 全5巻 54年 54年 56年7月1日 228ページ 450円 54年

章 節	著 者	書 名	出 版 社	発行年月・ページ・値段
	厚生省環境衛生局水道整備課(監修)	水道事業実務必携	全国簡易水道協議会	54年
	"	簡易水道Q & A —簡易水道実務の手引—	"	56年11月25日 363ページ
	建設省都市局下水道部編	日本の下水道	日本下水道協会	54年
	文部省財務課長編	学校補助金事務提要		54年9月
	文部省管理局助成課内公立文教施設法令研究会	公立学校施設整備の手引き	第一法規	54年10月20日 425ページ 2,500円
	厚生省医務局	昭和55年度補助金交付要綱等通知集	厚生省医務局	70ページ (非売品)
	厚生省児童家庭局	児童福祉六法 昭和57年度	中央法規	1,450ページ 3,400円
	厚生省社会局老人福祉課	昭和56年版 老人福祉関係法令通知集	老人福祉開発センター	56年9月 730ページ 2,800円
	自治区財政局地方債課編	地方債の手引	財地方財務協会	56年4月15日 2,200円
3-3 (電源三法による水源地域整備)	通商産業省資源エネルギー庁公益事業部(編)	発電用施設周辺地域整備法解説	中和印刷	50年3月10日 1,500円
3-4 (過疎地域振興法、山村振興法による水源地域整備)	自治区財政局指導課(編)  国土庁地方振興局山村豪雪地帯振興課 農林水産省構造改善局就業改善課	地域財政特例ハンドブック  山村振興対策の実務	第一法規  地球社	49年8月30日  286ページ 3,300円

章 節	著 者	書 名	出 版 社	発行年月・ページ・値段
3-6 (その他の水源地域整備に関連する制度)	文部省体育局監修	体育・スポーツ指導実務必携(昭和56年版)	編ぎょうせい	55年12月 1333ページ 2,500円
	自治省編	地方財政白書(昭和56年版)	大蔵省印刷局	56年4月 375ページ 1,700円
	石原信雄 矢野浩一郎 辻誠二	地方財政制度(新地方自治講座8)	第一法規	56年8月 1012ページ 2,800円
	自治省交付税課 ・財政課	新版地方交付税制度解説	財地方財務協会	56年3月 627ページ 2,300円
6-1 (地域財政の緩和)	自治区固定資産税課(編)	交納付金法逐条解説	"	52年9月15日 1,600円
6-2 (個人補償としての税制優遇措置)	中央用地対策連絡協議会  建設省公共用地課(編)	月刊用地  用地便覧	東京出版  大成出版社	53年5月20日 2,500円
7-4 (保安材指定解除)	日出英輔	特別法コンメンタル 森林法	第一法規	48年2月15日 1,800円

## 参考法令一覧表

対照箇所	掲載法令等
3-2, 4) 地方債	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地方自治法(昭和22年法律第67号)</li> <li>●地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)</li> <li>●地方自治法施行令第174条の規定による地方債の許可に関する件 (昭和22年7月1日 内務・大蔵省令第5号)</li> <li>●地方行政調査委員会議の地方債に関する勧告に対する措置要綱 (昭和26年2月20日 閣議決定)</li> <li>●地方財政法(昭和23年法律第109号—昭和48年法律第71号一部改正—)</li> <li>●地方財政法施行令(昭和23年政令267号)</li> <li>●地方公営企業法(昭和27年法律第292号)</li> <li>●地方公営企業法施行令(昭和27年政令403号)</li> <li>●自治省組織令(昭和37年政令第381号)</li> </ul>
3-3 電源三法による水源地域整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発電用施設周辺地域整備法(昭和49年法律第78号)</li> <li>●発電用施設周辺地域整備法第3条第1項及び附則第2項の規定に基づく地点の指定(昭和49年10月12日科学技術庁・通商産業省告示第1号等)</li> <li>●電源開発促進税法(昭和49年法律第79号)</li> <li>●電源開発促進対策特別会計法(昭和49年法律第80号)</li> <li>●電源開発促進対策特別会計法施行令(昭和49年政令第340号)</li> <li>●発電用施設周辺地域整備法及び同法施行令中内閣総理大臣の権限を科学技術庁長官に委任した件 (昭和49年10月1日総理府告示第32号)</li> <li>●火力発電施設及び水力発電施設に係る電源立地促進対策交付金交付規則(昭和49年11月29日号外通商産業省告示第478号)</li> </ul>

対照箇所	掲載法令等
3-4 過疎地域振興特別措置法、山村振興法による水源地域整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●過疎地域振興特別措置法(昭和55年法律第19号)</li> <li>●過疎地域振興特別措置法施行令(昭和55年政令第50号)</li> <li>●過疎地域をその区域とする市町村(昭和55年4月1日総理府告示第15号)</li> <li>●山村振興法(昭和40年法律第64号—昭和50年法律第7号一部改正—)</li> <li>●山村振興法案に対する附帯決議 (昭和40年4月27日参議院農林水産委員会)</li> <li>●山村振興法施行令(昭和40年政令第331号—昭和50年政令第321号—)</li> <li>●山村振興法施行規則(昭和40年総理府令第45号—昭和49年総理府令第39号)</li> <li>●山村振興法の一部を改正する法律の施行に伴う山村振興計画の取扱いについて(昭和50年8月8日50国地山第79号地方振興局通達)</li> </ul>
6 ダム税制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和31年法律第82号—昭和54年法律第12号最終改正—)</li> <li>●国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行令(昭和31年政令第107号)</li> <li>●国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行規則(昭和31年総理府令第31号)</li> <li>●水道法(昭和32年法律第177号)</li> <li>●工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)</li> <li>●地方交付税法(昭和25年法律第211号)</li> <li>●特定多目的ダム法(昭和32年法律第35号)</li> <li>●地方税法(昭和25年法律第226号)</li> <li>●地方税法施行令(昭和25年政令第245号)</li> </ul>

## 水 源 地 域 対 策 行 政 の 年 表

年月日	経緯
4.8.1.0.17	水源地域対策特別措置法公布（昭和48年法律第118号）
4.9.2.21	同法施行令公布（昭和49年政令第27号）
4.9.6.26	水源地域対策特別措置法改正（附則第3項削除） (昭和49年法律第118号)
4.9.7.20	浅瀬石川ダムほか19ダム及び霞ヶ浦湖沼水位調節施設を第1次指定ダム等として指定（昭和49年政令第273号）
5.0.3.10	浅瀬石川ダムほか2ダムの水源地域整備計画を決定（昭和50年総理府告示第5～7号）
5.0.1.1.13	川治ダムほか5ダムの水源地域整備計画を決定（昭和50年総理府告示第36～41号）
5.1.3.23	霞ヶ浦湖沼水位調節施設の水源地域整備計画を決定（昭和51年総理府告示第12号）
5.1.10.1	河川局開発課に「水源地対策室」設置される。
5.1.12.21	野村ダムほか2ダムの水源地域整備計画を決定（昭和51年総理府告示第47～49号）
5.1.12.22	財団法人利根川・荒川水源地域対策基金を設立
5.2.3.23	宮ヶ瀬ダムほか9ダムを第2次指定ダムとして追加指定（昭和52年政令第34号）
5.2.7.1	水源地域対策特別措置法及び同法施行令改正（法第9条別表第1及び施行令第6条第1項の水道法関係）（昭和52年法律第73号政令第266号）
5.2.9.27	大川ダムほか2ダムの水源地域整備計画を決定（昭和52年総理府告示第32～34号）
5.2.9.28	財団法人木曽三川水源地域対策基金を設立

年月日	経緯
5.3.3.25	阿木川ダム及び末武川ダムの水源地域整備計画を決定（昭和53年総理府告示第7～8号）
5.3.3.28	七ヶ宿ダムほか3ダムを第3次指定ダムとして追加指定（昭和53年政令第46号）
5.3.6.20	水源地域対策特別措置法施行令改正（施行令第2条の整備事業を追加） (昭和53年政令第246号)
5.3.11.22	青野ダムの水源地域整備計画を決定（昭和53年総理府告示第36号）
5.4.3.26	大滝ダムほか3ダムの水源地域整備計画を決定（昭和54年総理府告示第10～13号）
5.4.4.17	長島ダムほか5ダムを第4次指定ダムとして追加指定（昭和54年政令第11号）
5.5.1.2.3	七ヶ宿ダム及び蓮ダムの水源地域整備計画を決定（昭和54年総理府告示第38～39号）
5.5.3.21	財団法人荒川水源地域対策基金を設立
3.25	宮ヶ瀬ダムほか5ダムの水源地域整備計画を決定（昭和55年総理府告示第7～12号）
5.5.4.11	三春ダムほか5ダムを第5次指定ダムとして追加指定（昭和55年政令第95号）
5.6.3.27	愛別ダムほか4ダムの水源地域整備計画を決定（昭和56年総理府告示第18～22号）
5.6.4.6	河川局開発課水源地対策室に「水源地対策係」設置される。
5.6.6.2	日吉ダムほか2ダムを第6次指定ダムとして追加指定（昭和56年政令第218号）

## **水源地域対策便覧 解説編**

昭和57年5月1日 発行

監修 建設省河川局開発課水源地対策室  
発行 財団法人国土開発技術研究センター

〒105 東京都港区虎ノ門2-8-10  
(第15森ビル)  
Tel 03(503) 0391(代)

印刷株式会社 TBSサービス  
Tel 03(582) 7351(代)

落丁本・乱丁本はお取り替えします。 定価 4,900円